

第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (6 月 6 日) (木曜日)

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期の決定	9
日程第 3 諸般の報告	9
日程第 4 行政報告	9
宮路市長報告	9
日程第 5 陳情第 10 号 悪臭改善に向けて、実効性のある規制導入を求める陳情書 (文教厚生 常任委員長報告)	9
黒田文教厚生常任委員長報告	10
日程第 6 発議第 1 号 日置市議会会議規則の一部改正について	13
漆島議会運営委員長提案理由説明	13
休 憩	13
日程第 7 議長辞職の件について	13
並松安文君	14
追加日程第 1 議長の選挙	14
漆島政人君	15
休 憩	15
日程第 8 副議長辞職の件について	15
池満 渉君	15
追加日程第 2 副議長の選挙	15
休 憩	16
下御領昭博君	16
追加日程第 3 議席の一部変更	17
日程第 9 常任委員会委員の選任について	17
休 憩	17
休 憩	18
日程第 10 議会運営委員会委員の選任について	18
休 憩	18

日程第 1 1	いちき串木野市・日置市衛生処理組合議会議員の選挙について	1 8
	佐多申至君	1 9
	富迫克彦君	1 9
	田畑純二君	1 9
日程第 1 2	南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙について	1 9
	佐多申至君	1 9
休 憩		2 0
日程第 1 3	報告第 2 号 平成 3 0 年度日置市継続費繰越計算書の報告について	2 0
日程第 1 4	報告第 3 号 平成 3 0 年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について	2 0
日程第 1 5	報告第 4 号 平成 3 0 年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	2 0
	宮路市長提案理由説明	2 0
日程第 1 6	同意第 1 号 日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	2 1
日程第 1 7	同意第 2 号 日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	2 1
	宮路市長提案理由説明	2 1
日程第 1 8	同意第 3 号 日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて	2 2
	宮路市長提案理由説明	2 2
日程第 1 9	承認第 1 号 専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて	2 3
日程第 2 0	承認第 2 号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて	2 3
	宮路市長提案理由説明	2 3
	堂下総務企画部長兼総務課長	2 3
	山口初美さん	2 5
	黒田澄子さん	2 5
日程第 2 1	承認第 3 号 専決処分（平成 3 0 年度日置市一般会計補正予算（第 1 0 号））につき承認を求めることについて	2 6
	宮路市長提案理由説明	2 6
日程第 2 2	承認第 4 号 専決処分（損害賠償額を定め和解すること）につき承認を求めることについて	2 7
	宮路市長提案理由説明	2 7

松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	27
佐多申至君	27
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	27
佐多申至君	28
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	28
日程第23 議案第34号 市有財産の取得について	28
宮路市長提案理由説明	28
上原消防本部消防長	28
西菌典子さん	30
上原消防本部消防長	30
休 憩	32
日程第24 議案第35号 市道の路線の認定について	32
宮路市長提案理由説明	32
宮下産業建設部長兼建設課長	32
日程第25 議案第36号 日置市森林環境譲与税基金条例の制定について	33
宮路市長提案理由説明	33
宮下産業建設部長兼建設課長	33
日程第26 議案第37号 日置市営駐車場条例の一部改正について	33
宮路市長提案理由説明	33
堂下総務企画部長兼総務課長	33
山口初美さん	34
上財政管財課長	34
日程第27 議案第38号 日置市税条例等の一部改正について	34
宮路市長提案理由説明	34
堂下総務企画部長兼総務課長	34
日程第28 議案第39号 日置市特別養護老人ホーム青松園条例の廃止について	36
宮路市長提案理由説明	36
満留市民福祉部長兼市民生活課長	36
山口初美さん	37
黒田澄子さん	37
日程第29 議案第40号 日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について	38

日程第30	議案第41号	日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	38
		宮路市長提案理由説明	38
		満留市民福祉部長兼市民生活課長	38
日程第31	議案第42号	日置市介護保険条例の一部改正について	40
		宮路市長提案理由説明	40
		満留市民福祉部長兼市民生活課長	40
日程第32	議案第43号	日置市都市公園条例の一部改正について	41
		宮路市長提案理由説明	42
		宮下産業建設部長兼建設課長	42
日程第33	議案第44号	日置市農業集落排水処理施設条例の一部改正について	42
		宮路市長提案理由説明	42
		宮下産業建設部長兼建設課長	42
日程第34	議案第45号	日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	43
		宮路市長提案理由説明	43
		瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	43
日程第35	議案第46号	日置市火災予防条例の一部改正について	44
		宮路市長提案理由説明	44
		上原消防本部消防長	44
日程第36	議案第47号	令和元年度日置市一般会計補正予算(第1号)	45
日程第37	議案第48号	令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	45
日程第38	議案第49号	令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算(第1号)	45
		宮路市長提案理由説明	45
		佐多申至君	46
		内山企画課長	47
		佐多申至君	47
		池満 渉君	47
		宮路市長	47
		池満 渉君	48
		宮路市長	49
日程第39	陳情第2号	原子力災害避難計画と安定ヨウ素剤事前配布計画についての陳情	49
散	会		49

第2号（6月21日）（金曜日）

開 議	5 4
日程第1 一般質問	5 4
山口初美さん	5 4
宮路市長	5 5
奥教育長	5 6
山口初美さん	5 6
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	5 6
山口初美さん	5 6
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	5 7
山口初美さん	5 7
宮路市長	5 7
山口初美さん	5 7
内山企画課長	5 7
山口初美さん	5 7
宮路市長	5 8
山口初美さん	5 8
宮路市長	5 8
山口初美さん	5 8
宮路市長	5 8
山口初美さん	5 8
宮路市長	5 9
山口初美さん	5 9
宮路市長	5 9
山口初美さん	5 9
宮路市長	5 9
山口初美さん	6 0
宮路市長	6 0
山口初美さん	6 0
宮路市長	6 1
山口初美さん	6 1

長倉健康保険課長	6 1
山口初美さん	6 1
宮路市長	6 1
奥教育長	6 1
山口初美さん	6 2
久木崎商工観光課長	6 2
山口初美さん	6 2
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 2
山口初美さん	6 3
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 3
山口初美さん	6 3
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 3
山口初美さん	6 3
宮路市長	6 3
山口初美さん	6 4
宮路市長	6 4
山口政夫君	6 4
宮路市長	6 5
休 憩	6 5
山口政夫君	6 5
宮路市長	6 6
山口政夫君	6 7
城ヶ崎農林水産課長	6 8
山口政夫君	6 8
宮路市長	6 8
山口政夫君	6 9
坂口洋之君	6 9
宮路市長	6 9
奥教育長	7 0
坂口洋之君	7 0
有村福祉課長	7 1
坂口洋之君	7 1

有村福祉課長	7 1
坂口洋之君	7 2
宮路市長	7 2
奥教育長	7 2
坂口洋之君	7 2
有村福祉課長	7 3
坂口洋之君	7 3
奥教育長	7 3
坂口洋之君	7 4
渦尾学校教育課長	7 4
坂口洋之君	7 4
有村福祉課長	7 4
坂口洋之君	7 5
有村福祉課長	7 5
休 憩	7 5
宮路市長	7 5
坂口洋之君	7 5
有村福祉課長	7 6
坂口洋之君	7 6
有村福祉課長	7 6
坂口洋之君	7 7
有村福祉課長	7 7
坂口洋之君	7 7
有村福祉課長	7 8
坂口洋之君	7 8
有村福祉課長	7 9
坂口洋之君	7 9
宮路市長	7 9
坂口洋之君	7 9
宮路市長	8 0
是枝みゆきさん	8 0
宮路市長	8 1

奥教育長	8 2
是枝みゆきさん	8 2
渦尾学校教育課長	8 2
是枝みゆきさん	8 2
渦尾学校教育課長	8 2
是枝みゆきさん	8 3
渦尾学校教育課長	8 3
是枝みゆきさん	8 3
渦尾学校教育課長	8 3
是枝みゆきさん	8 3
渦尾学校教育課長	8 4
是枝みゆきさん	8 4
奥教育長	8 4
是枝みゆきさん	8 5
渦尾学校教育課長	8 5
是枝みゆきさん	8 5
渦尾学校教育課長	8 5
是枝みゆきさん	8 5
渦尾学校教育課長	8 5
是枝みゆきさん	8 5
奥教育長	8 6
是枝みゆきさん	8 6
渦尾学校教育課長	8 6
是枝みゆきさん	8 6
渦尾学校教育課長	8 6
是枝みゆきさん	8 6
渦尾学校教育課長	8 6
是枝みゆきさん	8 7
渦尾学校教育課長	8 7
是枝みゆきさん	8 7
奥教育長	8 7
是枝みゆきさん	8 7

	奥教育長	88
休	憩	88
	渦尾学校教育課長	88
	是枝みゆきさん	88
	瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	88
	是枝みゆきさん	89
	瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	89
	是枝みゆきさん	89
	瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	89
	是枝みゆきさん	89
	瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	90
	是枝みゆきさん	90
	瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	90
	是枝みゆきさん	90
	瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	91
	是枝みゆきさん	91
	瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	91
	是枝みゆきさん	91
	瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	91
	是枝みゆきさん	91
	有村福祉課長	91
	是枝みゆきさん	91
	長倉健康保険課長	92
	是枝みゆきさん	92
	長倉健康保険課長	92
	是枝みゆきさん	92
	長倉健康保険課長	92
	是枝みゆきさん	92
	有村福祉課長	93
	是枝みゆきさん	93
	有村福祉課長	93
	是枝みゆきさん	93

日程第2 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	93
散 会	95

第3号（6月24日）（月曜日）

開 議	100
日程第1 一般質問	100
留盛浩一郎君	100
宮路市長	100
留盛浩一郎君	101
満留市民福祉部長兼市民生活課長	102
留盛浩一郎君	102
橋口地域づくり課長	102
留盛浩一郎君	102
内山企画課長	102
留盛浩一郎君	102
宮路市長	102
留盛浩一郎君	103
宮路市長	103
留盛浩一郎君	103
宮路市長	104
留盛浩一郎君	104
宮路市長	104
留盛浩一郎君	105
宮路市長	105
留盛浩一郎君	105
有村福祉課長	106
留盛浩一郎君	106
有村福祉課長	106
留盛浩一郎君	106
福山介護保険課長	106
留盛浩一郎君	106
宮路市長	107

留盛浩一郎君	1 0 7
城ヶ崎農林水産課長	1 0 7
留盛浩一郎君	1 0 7
城ヶ崎農林水産課長	1 0 7
留盛浩一郎君	1 0 7
城ヶ崎農林水産課長	1 0 7
留盛浩一郎君	1 0 8
城ヶ崎農林水産課長	1 0 8
留盛浩一郎君	1 0 8
城ヶ崎農林水産課長	1 0 8
留盛浩一郎君	1 0 8
城ヶ崎農林水産課長	1 0 8
留盛浩一郎君	1 0 8
城ヶ崎農林水産課長	1 0 8
留盛浩一郎君	1 0 8
上之原農業委員会事務局長	1 0 9
留盛浩一郎君	1 0 9
城ヶ崎農林水産課長	1 0 9
留盛浩一郎君	1 0 9
城ヶ崎農林水産課長	1 0 9
留盛浩一郎君	1 0 9
宮路市長	1 1 0
留盛浩一郎君	1 1 0
宮路市長	1 1 0
留盛浩一郎君	1 1 0
宮路市長	1 1 1
黒田澄子さん	1 1 1
休 憩	1 1 2
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 1 2
宮路市長	1 1 2
奥教育長	1 1 3
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 1 4
黒田澄子さん	1 1 4
内山企画課長	1 1 5

黒田澄子さん	1 1 5
堂下総務企画部長兼総務課長	1 1 5
黒田澄子さん	1 1 5
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 1 6
黒田澄子さん	1 1 6
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 1 6
黒田澄子さん	1 1 7
渦尾学校教育課長	1 1 7
黒田澄子さん	1 1 7
渦尾学校教育課長	1 1 7
黒田澄子さん	1 1 7
渦尾学校教育課長	1 1 8
黒田澄子さん	1 1 8
渦尾学校教育課長	1 1 8
黒田澄子さん	1 1 8
奥教育長	1 1 8
黒田澄子さん	1 1 8
奥教育長	1 1 8
黒田澄子さん	1 1 8
渦尾学校教育課長	1 1 8
黒田澄子さん	1 1 9
渦尾学校教育課長	1 1 9
黒田澄子さん	1 1 9
奥教育長	1 1 9
黒田澄子さん	1 1 9
渦尾学校教育課長	1 1 9
黒田澄子さん	1 1 9
渦尾学校教育課長	1 2 0
黒田澄子さん	1 2 0
奥教育長	1 2 0
黒田澄子さん	1 2 0
奥教育長	1 2 0

黒田澄子さん	1 2 1
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 1
黒田澄子さん	1 2 1
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 1
黒田澄子さん	1 2 1
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 1
黒田澄子さん	1 2 1
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 2
黒田澄子さん	1 2 2
上原消防本部消防長	1 2 2
黒田澄子さん	1 2 2
宮路市長	1 2 2
黒田澄子さん	1 2 3
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 3
黒田澄子さん	1 2 3
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 3
黒田澄子さん	1 2 3
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 3
休 憩	1 2 4
黒田澄子さん	1 2 4
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 4
黒田澄子さん	1 2 4
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 4
黒田澄子さん	1 2 4
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 5
黒田澄子さん	1 2 5
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 5
黒田澄子さん	1 2 5
宮路市長	1 2 5
橋口正人君	1 2 5
宮路市長	1 2 6
橋口正人君	1 2 7

満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 2 7
橋口正人君	1 2 8
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 2 8
橋口正人君	1 2 8
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 2 8
橋口正人君	1 2 8
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 2 9
橋口正人君	1 2 9
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 2 9
橋口正人君	1 2 9
宮路市長	1 3 0
西藺典子さん	1 3 0
宮路市長	1 3 1
奥教育長	1 3 2
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 3 2
西藺典子さん	1 3 2
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 3 3
西藺典子さん	1 3 3
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 3 4
西藺典子さん	1 3 4
奥教育長	1 3 4
西藺典子さん	1 3 4
宮路市長	1 3 5
西藺典子さん	1 3 5
内山企画課長	1 3 5
西藺典子さん	1 3 5
内山企画課長	1 3 6
休 憩	1 3 6
西藺典子さん	1 3 6
宮路市長	1 3 6
西藺典子さん	1 3 6
内山企画課長	1 3 7

桃北勇一君	1 4 7
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 4 7
桃北勇一君	1 4 7
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 4 7
桃北勇一君	1 4 7
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 4 8
桃北勇一君	1 4 8
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 4 8
桃北勇一君	1 4 8
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 4 8
桃北勇一君	1 4 8
宮下産業建設部長兼建設課長	1 4 8
桃北勇一君	1 4 8
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 4 9
桃北勇一君	1 4 9
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 4 9
桃北勇一君	1 4 9
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 4 9
桃北勇一君	1 4 9
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 5 0
桃北勇一君	1 5 0
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 5 0
桃北勇一君	1 5 0
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 5 0
桃北勇一君	1 5 0
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 5 0
桃北勇一君	1 5 0
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 5 1
桃北勇一君	1 5 1
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 5 1
桃北勇一君	1 5 1
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 5 1

桃北勇一君	1 5 1
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 5 1
桃北勇一君	1 5 1
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 5 1
桃北勇一君	1 5 2
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 5 2
桃北勇一君	1 5 2
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 5 2
桃北勇一君	1 5 2
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 5 2
桃北勇一君	1 5 2
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 5 2
桃北勇一君	1 5 3
宮路市長	1 5 3
桃北勇一君	1 5 3
宮下産業建設部長兼建設課長	1 5 3
桃北勇一君	1 5 3
宮下産業建設部長兼建設課長	1 5 3
桃北勇一君	1 5 3
宮下産業建設部長兼建設課長	1 5 4
桃北勇一君	1 5 4
宮路市長	1 5 4
佐多申至君	1 5 4
休 憩	1 5 4
宮路市長	1 5 4
佐多申至君	1 5 5
宮下産業建設部長兼建設課長	1 5 5
佐多申至君	1 5 5
宮下産業建設部長兼建設課長	1 5 6
佐多申至君	1 5 6
宮下産業建設部長兼建設課長	1 5 6
佐多申至君	1 5 6

宮下産業建設部長兼建設課長	1 5 6
佐多申至君	1 5 6
宮下産業建設部長兼建設課長	1 5 6
佐多申至君	1 5 7
宮下産業建設部長兼建設課長	1 5 7
佐多申至君	1 5 7
宮下産業建設部長兼建設課長	1 5 7
佐多申至君	1 5 7
宮下産業建設部長兼建設課長	1 5 7
佐多申至君	1 5 8
宮下産業建設部長兼建設課長	1 5 8
佐多申至君	1 5 8
宮下産業建設部長兼建設課長	1 5 8
佐多申至君	1 5 8
宮下産業建設部長兼建設課長	1 5 8
佐多申至君	1 5 8
宮下産業建設部長兼建設課長	1 5 8
佐多申至君	1 5 8
宮下産業建設部長兼建設課長	1 5 8
佐多申至君	1 5 8
宮下産業建設部長兼建設課長	1 5 9
佐多申至君	1 5 9
宮路市長	1 5 9
佐多申至君	1 5 9
宮路市長	1 6 0
佐多申至君	1 6 0
宮路市長	1 6 0
佐多申至君	1 6 0
宮路市長	1 6 1
富迫克彦君	1 6 1
宮路市長	1 6 3
富迫克彦君	1 6 4
内山企画課長	1 6 5
富迫克彦君	1 6 5

	内山企画課長	1 6 5
休	憩	1 6 5
	富迫克彦君	1 6 5
	内山企画課長	1 6 5
	富迫克彦君	1 6 6
	宮路市長	1 6 6
	富迫克彦君	1 6 6
	内山企画課長	1 6 7
	富迫克彦君	1 6 7
	宮路市長	1 6 7
	富迫克彦君	1 6 7
	宮路市長	1 6 8
	富迫克彦君	1 6 8
	橋口地域づくり課長	1 6 8
	富迫克彦君	1 6 9
	東農地整備課長	1 6 9
	富迫克彦君	1 6 9
	東農地整備課長	1 6 9
	富迫克彦君	1 6 9
	宮下産業建設部長兼建設課長	1 7 0
	富迫克彦君	1 7 0
	宮下産業建設部長兼建設課長	1 7 0
	富迫克彦君	1 7 0
	宮路市長	1 7 0
	富迫克彦君	1 7 0
	田畑純二君	1 7 1
	宮路市長	1 7 2
	田畑純二君	1 7 4
	城ヶ崎農林水産課長	1 7 4
	田畑純二君	1 7 4
	久木崎商工観光課長	1 7 4
	田畑純二君	1 7 5

内山企画課長	1 7 5
田畑純二君	1 7 5
宮路市長	1 7 5
田畑純二君	1 7 5
宮路市長	1 7 6
田畑純二君	1 7 6
宮路市長	1 7 6
田畑純二君	1 7 6
宮路市長	1 7 6
田畑純二君	1 7 6
久木崎商工観光課長	1 7 6
田畑純二君	1 7 6
久木崎商工観光課長	1 7 7
田畑純二君	1 7 7
宮路市長	1 7 7
休 憩	1 7 7
田畑純二君	1 7 7
宮路市長	1 7 7
田畑純二君	1 7 8
宮路市長	1 7 8
田畑純二君	1 7 8
橋口地域づくり課長	1 7 8
田畑純二君	1 7 9
宮路市長	1 7 9
田畑純二君	1 7 9
宮路市長	1 7 9
散 会	1 7 9

第5号（7月4日）（木曜日）

開 議	1 8 4
日程第1 議案第35号 市道の路線の認定について（産業建設常任委員長報告）	1 8 4
日程第2 議案第36号 日置市森林環境譲与税基金条例の制定について（産業建設常任委員	

	長報告)	1 8 4
日程第 3	議案第 4 3 号 日置市都市公園条例の一部改正について (産業建設常任委員長報告)	1 8 4
	黒田産業建設常任委員長報告	1 8 4
日程第 4	議案第 3 7 号 日置市営駐車場条例の一部改正について (総務企画常任委員長報告)	1 8 6
	西園総務企画常任委員長報告	1 8 6
日程第 5	議案第 4 7 号 令和元年度日置市一般会計補正予算 (第 1 号) (各常任委員長報告)	1 8 7
	西園総務企画常任委員長報告	1 8 7
	佐多申文教厚生常任委員長報告	1 8 9
	黒田産業建設常任委員長報告	1 9 2
休 憩	1 9 5
日程第 6	議案第 4 8 号 令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) (産 業建設常任委員長報告)	1 9 6
	黒田産業建設常任委員長報告	1 9 6
日程第 7	議案第 4 9 号 令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) (文教厚生 常任委員長報告)	1 9 6
	佐多申文教厚生常任委員長報告	1 9 7
日程第 8	陳情第 2 号 原子力災害避難計画と安定ヨウ素剤事前配布計画についての陳情 (総 務企画常任委員長報告)	1 9 8
	西園総務企画常任委員長報告	1 9 8
	坂口洋之君	1 9 9
	桃北勇一君	2 0 0
日程第 9	議会改革審査特別委員会の設置及び委員の選任について	2 0 1
休 憩	2 0 1
日程第 1 0	閉会中の継続調査申し出について	2 0 1
日程第 1 1	議員派遣の件について	2 0 2
閉 会	2 0 2
	宮路市長	2 0 2

令和元年第2回（6月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
6月 6日	木	本 会 議	議案等上程、質疑、表決、付託
6月 7日	金	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（条例・補正予算関係）
6月 8日	土		
6月 9日	日		
6月10日	月	休 会	
6月11日	火	休 会	
6月12日	水	委 員 会	総務企画・産業建設（条例・補正予算関係）
6月13日	木	委 員 会	予備日
6月14日	金	休 会	
6月15日	土		
6月16日	日		
6月17日	月	休 会	
6月18日	火	休 会	
6月19日	水	休 会	
6月20日	木	休 会	
6月21日	金	本 会 議	一般質問
6月22日	土		
6月23日	日		
6月24日	月	本 会 議	一般質問
6月25日	火	本 会 議	一般質問
6月26日	水	休 会	
6月27日	木	休 会	
6月28日	金	委 員 会	議会運営委員会
6月29日	土		
6月30日	日		
7月 1日	月	休 会	
7月 2日	火	休 会	

7月 3日	水	休	会	
7月 4日	木	本	会 議	委員会審査結果報告、質疑、表決、追加議案上程

2. 付議事件

議案番号	事	件	名
報告第 2号	平成30年度日置市継続費繰越計算書の報告について		
報告第 3号	平成30年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について		
報告第 4号	平成30年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について		
同意第 1号	日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて		
同意第 2号	日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて		
同意第 3号	日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて		
承認第 1号	専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて		
承認第 2号	専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて		
承認第 3号	専決処分（平成30年度日置市一般会計補正予算（第10号））につき承認を求めることについて		
承認第 4号	専決処分（損害賠償額を定め和解すること）につき承認を求めることについて		
議案第34号	市有財産の取得について		
議案第35号	市道の路線の認定について		
議案第36号	日置市森林環境譲与税基金条例の制定について		
議案第37号	日置市営駐車場条例の一部改正について		
議案第38号	日置市税条例等の一部改正について		
議案第39号	日置市特別養護老人ホーム青松園条例の廃止について		
議案第40号	日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		
議案第41号	日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		
議案第42号	日置市介護保険条例の一部改正について		
議案第43号	日置市都市公園条例の一部改正について		
議案第44号	日置市農業集落排水処理施設条例の一部改正について		
議案第45号	日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について		
議案第46号	日置市火災予防条例の一部改正について		
議案第47号	令和元年度日置市一般会計補正予算（第1号）		
議案第48号	令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）		

議案第 49 号 令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

発議第 1 号 日置市議会会議規則の一部改正について

陳情第 2 号 原子力災害避難計画と安定ヨウ素剤事前配布計画についての陳情

陳情第 10 号 悪臭改善に向けて、実効性のある規制導入を求める陳情書

第 1 号 (6 月 6 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	陳情第10号 悪臭改善に向けて、実効性のある規制導入を求める陳情書（文教厚生常任委員長報告）
日程第 6	発議第 1号 日置市議会会議規則の一部改正について
日程第 7	議長辞職の件について
追加日程第1	議長の選挙
日程第 8	副議長辞職の件について
追加日程第2	副議長の選挙
追加日程第3	議席の一部変更
日程第 9	常任委員会委員の選任について
日程第10	議会運営委員会委員の選任について
日程第11	いちき串木野市・日置市衛生処理組合議会議員の選挙について
日程第12	南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙について
日程第13	報告第 2号 平成30年度日置市継続費繰越計算書の報告について
日程第14	報告第 3号 平成30年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第15	報告第 4号 平成30年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第16	同意第 1号 日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第17	同意第 2号 日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第18	同意第 3号 日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
日程第19	承認第 1号 専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて
日程第20	承認第 2号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
日程第21	承認第 3号 専決処分（平成30年度日置市一般会計補正予算（第10号））につき承認を求めることについて
日程第22	承認第 4号 専決処分（損害賠償額を定め和解すること）につき承認を求めることについて
日程第23	議案第34号 市有財産の取得について
日程第24	議案第35号 市道の路線の認定について

- 日程第 2 5 議案第 3 6 号 日置市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 3 7 号 日置市営駐車場条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 3 8 号 日置市税条例等の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 3 9 号 日置市特別養護老人ホーム青松園条例の廃止について
- 日程第 2 9 議案第 4 0 号 日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について
- 日程第 3 0 議案第 4 1 号 日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部改正について
- 日程第 3 1 議案第 4 2 号 日置市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 3 2 議案第 4 3 号 日置市都市公園条例の一部改正について
- 日程第 3 3 議案第 4 4 号 日置市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
- 日程第 3 4 議案第 4 5 号 日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 5 議案第 4 6 号 日置市火災予防条例の一部改正について
- 日程第 3 6 議案第 4 7 号 令和元年度日置市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 7 議案第 4 8 号 令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 8 議案第 4 9 号 令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 9 陳情第 2 号 原子力災害避難計画と安定ヨウ素剤事前配布計画についての陳情

本会議（6月6日）（木曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	大園貴文君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	漆島政人君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	馬場口一幸君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	堂下豪君
市民福祉部長兼市民生活課長	満留雅彦君	産業建設部長兼建設課長	宮下章一君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	松田龍次君	消防本部消防長	上原孝一君
東市来支所長	銚之原政実君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	上秀人君	企画課長	内山良弘君
地域づくり課長	橋口健一郎君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	長倉浩二君	介護保険課長	福山祥子さん
農林水産課長	城ヶ崎正吾君	農地整備課長	東広幸君

上下水道課長 新川光郎君
社会教育課長 梅北浩一君
監査委員事務局長 丸山太美雄君

学校教育課長 渦尾文輝君
会計管理者兼会計課長 地頭所浩君
農業委員会事務局長 上之原誠君

午前10時10分開会

△開 会

○議長（並松安文君）

ただいまから令和元年第2回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（並松安文君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（並松安文君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、桃北勇一君、佐多申至君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（並松安文君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から7月4日までの29日間にししたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から7月4日までの29日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（並松安文君）

日程第3、諸般の報告を行います。
議会の報告につきましては、お手元に配付しました資料のとおりです。
次に、監査結果の報告であります。平成31年1月分から平成31年4月分までの例月現金出納検査の監査結果について報告がありましたので、その写しを配付しました。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（並松安文君）

日程第4、行政報告を行います。
市長から行政報告の申し出がありました。
これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

2月7日からの主な行政執行についてご報告申し上げます。

3月6日に平成31年日置市自衛隊入隊予定者の壮行式を開催し、4人の入隊予定者の門出をお祝いいたしました。

次に、3月20日に日置市とひおき地域エネルギー株式会社による日置市における地産地消型エネルギー利用のためのコンパクトネットワーク構築事業完成式典を開催いたしました。

次に、4月12日に今年度日置市役所が安全運転管理モデル事務所に指定されたことにより認定式が開催され、出席しました。

次に、5月10日に令和元年春の全国交通安全運動・地域安全運動出発式を開催し、交通安全・地域安全への意識の高揚を図り、期間中の交通安全を呼びかけました。

このほか主要な行政執行につきましては、報告書に掲載してございますのでご確認をお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 陳情第10号悪臭改善に向けて、実効性のある規制導入を求める陳情書

○議長（並松安文君）

日程第5、陳情第10号悪臭改善に向けて、実効性のある規制導入を求める陳情書を議題

とします。

本件について文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

皆様、おはようございます。

ただいま議題となっております、継続審査となっております平成29年提出の陳情第10号悪臭改善に向けて、実効性のある規制導入を求める陳情につきまして、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

本陳情は、去る平成29年9月7日の本会議におきまして、本委員会に付託され、閉会中の継続審査となりました。

この陳情書の提出者は、日置市吹上町中原在住、花田地区公民館長井之上正人氏、日置市吹上町花熟里在住、花熟里自治会長池畑正治氏、日置市吹上町小野在住、小野馬場自治会長川野誠也氏、日置市吹上町中原在住、亀原自治会長永田正樹氏、日置市吹上町小野在住、小野浜自治会長岩元春雄氏であります。

陳情の趣旨につきましては、何十年もの間、悪臭問題について行政指導や地元住民との協議を繰り返し行ってきたが、改善の見通しが立たない。よって、日置市議会においても、市当局と一緒に悪臭防止法に基づく実効性のある規制を整備、導入し、悪臭改善に努めることを求めるものであります。

9月定例会、去る平成29年9月11日の委員会では、悪臭防止法等と市の悪臭対応について市当局に説明を求めました。

説明では、市では悪臭防止法に基づき、また権限委譲により平成24年4月1日に市長が規制地域の指定を行うことを、日置市告示第54号で定めているとのこと。規制対象は、規制地域内の全ての工場、事業場が規制対象であり、規制方法は県内39市町村が物質の濃度による規制を選択しているとのことであ

り、この事案は、平成27年度以前は吹上支所で主に対応しており、平成28年度からは本庁市民生活課で対応をしてきているとのこと。これまでの対応の状況の報告を受けました。

平成28年度に担当課の提案で、脱臭対策として次亜塩素水溶液ハセッパ水の水の噴霧を実施。

また、平成29年6月には、地元から悪臭が改善されないとの苦情を受け、担当課が農場に出向き、ハセッパ水にかえて生ごみ回収事業で活用される「銀の雫」を紹介。また、清掃回数をふやすよう指導したとのこと。

その間に住民から県農政課にも苦情が入ったとのこと、県も農場を訪問している等の現状がありました。

その後、陳情者と市当局の同行のもと、現地調査を行いました。

陳情者の花田地区公民館長ほか自治会長等より現状について、洗濯物ににおいがついて困る、来客が来たときに恥ずかしい、精神的にまいっている、ひどいときは具合が悪くなる、市が動くとしばらくはにおいがしなくなるようだが、また臭くなる、1km離れた住民が夏でも窓をあけられないなどの声があり、その後農場周辺を歩き、浄化槽の様子も拝見しました。

次に、委員の主な質疑を報告します。

委員より、8月25日に県へ事業者が改善報告書を出したようだが、実施をされているのかとの問いに、まずは子豚飼育期に銀の雫の飲用させている。また、原水槽の量を雨に対応できるように調整しており、原水槽の屋根をつけることは見積書ができ次第工事を予定である。銀の雫の噴霧と清掃の回数をふやしているとの答弁。

また、委員より、12月に再度設備について実証実験をされる予定とのことなので、その動向と事業者の今後の設備投資についての

考えを再度聞くには調査が必要であるため、継続審査すべきであるとの意見があり、継続審査としました。

12月定例会中の去る11月28日には、環境についてだけではなく、家畜等を所管する市当局にも説明を求め、農場内で現地調査を行いました。

農場では、県へ提出された改善報告書に基づき、雨水が浄化槽に入らないための対策として、側溝へのふたの設置、浄化槽への屋根の設置などがなされていることを確認しました。

また、最終槽に浮遊するごみの撤去もされることとし、河川への流入を確実に防ぐ対策を講じる指導がなされた報告も受けました。

質疑では、委員より、農林水産課の説明で、10月5日に県と一緒に調査したときに固形物が確認され、注意をしたとあったが、固形物とはどういうもので、悪臭の発生源になるものなのか、また、あつてはならないものが確認されたのかとの問いに、最終処理で川にうわ水を流出する時点でろ過するが、層の内層に水海苔などがこびりついたものやはけ切らなかった固形物が浮いていたので、1回全部はかして水槽を清掃して流水するように指導したとの答弁。

また、委員より、霧島市では大規模な養豚場の計画が、反対があり頓挫したが、最新鋭の養豚場はにおい対策が解決されているのかとの問いに、さつま町では事業者がコンポストの建設に7,000万円、ウィンドレス豚舎への改修、オゾン脱臭装置の設置に4億3,000万円投入して対策しており、半額は補助事業で行ったようだ。完全ではないが、改善が見えた住民は理解しているようだとの答弁。

自由討議に入ったところ、委員より、12月定例会の閉会直後に新たにオゾン装置を使って集計機械を試験導入するとのことな

ので、現地で再調査すべきであるとの意見があり、さらに継続審査することを決定しました。

去る12月26日には、オゾン脱臭機を設置した農場内において現地調査を行い、農場長が臭気検査機を手に、機械を始動させた場所と違う場所での臭気指数の違いについて説明を受け、数値がしっかりと下がっていることを確認しました。

自由討議では、これで何とか改善されるのではないかとの意見もありましたが、その後に従業員の気分が悪くなったために、その機械は取り外されたとの報告を受け、新たにデオマジックという多額の設備投資をせずに、希釈してミスト噴射することで低コストでの糞便臭対策ができるものを設置していることで、去る3月2日に現地調査を行いました。

また、当局の説明で、2月には県、市当局と事業者と地元住民との協議もなされたことで、事業者が今後の対応について、地元住民に対して書面を交わすようだと報告も受けました。

農場長からはオゾン脱臭機は高額だったことと従業員の具合が悪くなったために継続できなかったとのこと、銀の雫は飲用として利用を続け、デオマジックを1時間に3回噴霧しており、これは臭気をナッツのにおいに変わるように使用するものであるとの説明を受けました。

質疑では、委員より、デオマジックを利用すると経費はどのくらいか、また、外向けに噴霧すると効果があるというが、そのような設置は計画しておられるのかとの問いに、1カ月30万円くらいの経費となるようだ、外向けに噴霧することを考えて、設備改修の準備をしているとの答弁。

また、委員より、住民の声はどうかとの問いに、地元自治会長がにおいが変わってきた

と話されていたとの答弁。

これまでの7回の議会で継続審査として1年7カ月にわたり引き続き審査をしてまいりました。その中で、豚の農場主のほうから肥育豚と言われる出荷前の豚を潁娃農場に移動するとの情報も入り、潁娃農場は日置市外のために通常の現地調査ができませんでしたが、委員会全員参加での自主的な現地調査も行い、豚が移動していることも確認しました。

平成31年2月20日現在、吹上農場は母豚、種豚と子豚で1,754頭になり、豚舎10棟中2棟は空になっているとのこと。潁娃農場への8カ月以上の豚を772頭移動、2月末で1327頭の移動となるとのこと。今後は吹上農場から4カ月齢で毎週子豚50から60頭を移動することとなる。また、潁娃農場では、既に3棟を完成し、残り1棟は改修中であるとの報告を担当課より受けました。

また、市当局も動きがあり、悪臭防止法第4条に規定する規制基準を、これまでの特定悪臭物質濃度規制から臭気指数規制に変更することを示され、本年5月1日より施行することが決まりました。この臭気指数とは、人間の嗅覚を用いてにのいの程度を判断するものであり、都市計画用途地域をA地域とし、規制値を12に、それ以外をB地域とし、規制値を15と定めるものであり、違反をすると罰則も盛り込まれた導入となります。

自由討議を行い、委員より、事業者は改善に向けさまざまなにのいの軽減のための努力を図られ、多額の改修費等を投資されており、地元に対しても話し合いや報告なども行われており誠意が見られるとの意見。現状も理解し、事業者も鋭意努力されており、市、県との協議も行い、改善計画も出され、実行されているとの意見。

また、委員より、市当局もこの陳情を重く

受けとめ、悪臭防止法に基づく新たな基準として臭気指数を取り込み、市内の環境問題の解決に向けての新たな基準へ改正を行い、努力も見られるとの意見。

また、県、事業所、地元住民との話し合いが持たれたということは、これまでの成果ではなかったか等の意見が出ました。

その後、委員より、住民の思いは十分理解できる場所であり、これまで継続審査としてきた結果、委員会としては真摯に受けとめ審査に当たり、所管を超えて農林水産課にも説明や同行を求めてきたところである。事業所のこれまでの操業の中で、市としても悪臭改善への取り組みを悪臭防止法に基づき行っており、その中で基準を超える数値は出ていなかったが、新たな臭気指数も入れた制度へ改正もなされた。

地域住民は、年間を通して農場のにおいに悩まされており、私たち委員会も足かけ1年7カ月余り現状を見てきた。陳情項目にある市当局と一緒に悪臭防止法に基づく実効性のある規制を整備、導入していただきたいとの陳情に対し、大きく事業所と市当局が動いた経緯がある。住民の陳情内容は、ほぼ実現できたのではないかと。よって、採択すべきであるとの意見がありました。

討論はなく、採決に付しましたところ、陳情第10号悪臭改善に向けて、実効性のある規制導入を求める陳情書は、採択すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第10号について討論を行い

ます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから陳情第10号を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第10号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第10号悪臭改善に向けて、実効性のある規制導入を求める陳情書は、採択することに決定しました。

△日程第6 発議第1号日置市議会会議規則の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第6、発議第1号日置市議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

本案について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔議会運営委員長漆島政人君登壇〕

○議会運営委員長（漆島政人君）

ただいま議題となっています発議第1号日置市議会会議規則の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

昨年度、議場内の中継システム、音響システムの改修を行いました。それに合わせてマイク設備内蔵の投票システムの運用ができるようになりましたので、今回、議会会議規則の関係部分を改正するものであります。改正内容につきましては、別紙のとおりでございます。

なお、附則として公布の日から施行するものであります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから発議第1号について質疑を行いま

す。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、発議第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。発議第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号日置市議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。執行部の皆様は、しばらく退席をお願いいたします。

午前10時30分休憩

午前10時32分開議

○副議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第7 議長辞職の件について

○副議長（池満 渉君）

日程第7、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、並松議長の退場を求めます。

〔議長並松安文君排斥・退場〕

○副議長（池満 渉君）

令和元年6月6日付をもって、並松安文君から議長の辞職願が出されております。

お諮りします。並松安文君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、並松安文君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔22番並松安文君入場〕

○副議長（池満 渉君）

ここで、並松安文君から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

〔辞職挨拶〕

○副議長（池満 渉君）

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに選挙を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

△追加日程第1 議長の選挙

○副議長（池満 渉君）

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（池満 渉君）

ただいまの出席議員数は22名です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（池満 渉君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池満 渉君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○副議長（池満 渉君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼いたします。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔議員投票〕

○副議長（池満 渉君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池満 渉君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番、重留健朗君、6番、福元悟君を指名します。両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（池満 渉君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの議席数に符合しております。そのうち有効投票20票、無効投票2票、有効投票のうち漆島政人君、14票、門松慶一君、6票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。したがって、漆島政人君が議長に当選されました。

ただいま当選されました漆島政人君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による当選の旨を告知いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（池満 渉君）

当選されました漆島政人君の挨拶をお願い

いたします。

〔19番漆島政人君登壇〕

○19番（漆島政人君）

ただいま議長に選出をいただきました漆島政人でございます。議長に選出していただいたことに深く感謝申し上げます。

私は、学歴もございません。また、議長という重責に不安も感じています。また、大きな責任も感じております。

これからは皆様方のご指導とご協力をいただきながら、市民の皆様信頼される、そして身近に感じていただける、そういった日置市議会を目指して一生懸命努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（池満 渉君）

以上をもちまして、私の職務は全て終了いたしました。ご協力、まことにありがとうございます。

しばらくここで休憩をいたします。

午前10時51分休憩

午前10時54分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第8 副議長辞職の件について

○議長（漆島政人君）

日程第8、副議長辞職の件についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、池満副議長の退場を求めます。

〔副議長池満 渉君排斥・退場〕

○議長（漆島政人君）

令和元年6月6日付をもって、副議長の池満渉君から副議長の辞職願が出されております。

お諮りします。池満渉君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、池満渉君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔21番池満 渉君入場〕

○議長（漆島政人君）

ここで、池満渉君から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

〔辞職挨拶〕

○議長（漆島政人君）

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

△追加日程第2 副議長の選挙

○議長（漆島政人君）

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（漆島政人君）

ただいまの出席議員数は22名です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（漆島政人君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（漆島政人君）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名で、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、

点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼いたします。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔議員投票〕

○議長（漆島政人君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番、山口政夫君、8番、樹治美君を指名いたします。両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（漆島政人君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの議席数に符合しております。そのうち有効投票22票、無効投票0票、有効投票のうち下御領昭博君、8票、留盛浩一郎君、8票、黒田澄子さん、6票、以上のおりであります。

ここでしばらく休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時10分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用し、くじで当選人を決定することとなっています。

留盛浩一郎議員と下御領昭博議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。なお、くじは2回引き、1回目のくじは、くじを引く順序を決めるものであります。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決めるものであります。

くじは、抽選棒で行い、1回目の予備抽選

は、議席番号の若い議員から引いていただきます。

立会人は、選挙の立会人山口政夫君、樹治美議員に立会いをお願いします。

10番、留盛浩一郎議員、くじを引いてください。次に、13番、下御領昭博議員をお願いします。

くじを引く順序が決定しましたので、報告いたします。最初に留盛浩一郎議員、次に下御領昭博議員と決定しました。

次に、本選挙に入ります。くじは、若い番号を引いた方が当選人とさせていただきます。

〔くじを順に引く〕

○議長（漆島政人君）

くじの結果、下御領昭博議員が当選人と決定しました。

ただいま当選されました下御領昭博君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による当選の旨を告知いたします。議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（漆島政人君）

当選されました下御領昭博君の挨拶をお願いします。

〔13番下御領昭博君登壇〕

○13番（下御領昭博君）

ただいま当選させていただきました下御領です。これからは議長を手助けし、市政の発展のために一生懸命頑張っていきますので、どうか皆様方のご指導、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（漆島政人君）

お諮りします。議長・副議長選挙に伴い、議席の一部変更を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議席の

一部変更を日程に追加し、追加日程第3として議席の一部変更を行うことに決定いたしました。

△追加日程第3 議席の一部変更

○議長（漆島政人君）

追加日程第3、議席の一部変更を行います。会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

並松安文君の議席を18番に、大園貴文君の議席を19番に、漆島政人の議席を22番に変更します。

ここでしばらく休憩します。

議席番号の標柱の差しかえをいたします。

午前11時16分休憩

午前11時16分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第9 常任委員会委員の選任について

○議長（漆島政人君）

日程第9、常任委員会委員の選任を行います。

委員会条例第2条第1項の規定により、議員は少なくとも一つの常任委員になるものとされておりますが、委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することとなっております。

それでは指名いたします。

総務企画常任委員会、1番、桃北勇一君、5番、重留健朗君、6番、福元悟君、10番、留盛浩一郎君、15番、西菌典子さん、17番、坂口洋之君、19番、大園貴文君、22番、漆島政人です。

文教厚生常任委員会は、2番、佐多申至君、3番、是枝みゆきさん、13番、下御領昭博君、14番、山口初美さん、18番、並松安

文君、20番、田畑純二君、21番、池満渉君。

産業建設常任委員会は、4番、富迫克彦君、7番、山口政夫君、8番、樹治美君、9番、中村尉司君、11番、橋口正人君、12番、黒田澄子さん、16番、門松慶一君。

以上を指名いたします。

次に、常任委員会の委員長及び副委員長について、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

また、同条例第10条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて委員長の互選を行わせるとなっております。

ここでしばらく休憩し、その間、それぞれの常任委員会を開会していただき、正副委員長の互選をお願いします。

各常任委員会は、第1委員会室で総務企画常任委員会、第2委員会室で文教厚生常任委員会、第3委員会室で産業建設常任委員会の開会を願います。

それでは、しばらく休憩します。

午前11時20分休憩

午前11時58分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会から、委員長、副委員長の互選結果について、議長に報告がありましたので、これを報告します。

総務企画常任委員長は西菌典子さん、副委員長は福元悟君、文教厚生常任委員長は佐多申至君、副委員長は池満渉君、産業建設常任委員長は黒田澄子さん、副委員長は樹治美君です。

以上で報告を終わります。

ここでしばらく休憩します。次の開議を午後1時といたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第10 議会運営委員会委員の選任について

○議長（漆島政人君）

日程第10、議会運営委員会委員の選任を行います。

委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することとなっております。

それでは指名します。

西菌典子さん、大園貴文君、佐多申至君、並松安文君、黒田澄子さん、富迫克彦君、下御領昭博君、以上、指名します。

議会運営委員会の委員長及び副委員長について、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

また、同条例第10条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせることとなっております。

ここでしばらく休憩し、その間、委員会を開会していただき、正副委員長の互選をお願いします。

議会運営委員会は、議会応接室にお集まり願います。

それでは、ここでしばらく休憩します。

午後1時03分休憩

午後1時21分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会から、委員長及び

副委員長の報告がありましたので、ご報告申し上げます。

議会運営委員長は並松安文君、副委員長は大園貴文君。

以上、報告します。

△日程第11 いちき串木野市・日置市衛生処理組合議会議員の選挙について

○議長（漆島政人君）

日程第11、いちき串木野市・日置市衛生処理組合議会議員選挙を行います。

いちき串木野市・日置市衛生処理組合議会議員の定数は、組合規約により8人とされ、選出については、そのうち4人を日置市議会議員の中から選挙するようになっています。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

いちき串木野市・日置市衛生処理組合議会議員に、佐多申至君、富迫克彦君、田畑純二君、漆島政人を指名します。

お諮りします。ただいま指名をしました、佐多申至君、富迫克彦君、田畑純二君、漆島政人を当選人と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。佐多申至君、富迫克彦君、田畑純二君、漆島政人がいちき串木野市・日置市衛生処理組合議会議員に当選されました。

佐多申至君、富迫克彦君、田畑純二君、漆島政人が議場におられますので、会議規則第

32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

佐多申至君、当選の承諾の挨拶を自席からお願いいたします。

○2番（佐多申至君）

ただいま皆様の総意で委員に選ばれたこと、責任を持って活動をしたいと思っておりますので、どうか今後ともよろしくお願いいたします。

○4番（富迫克彦君）

ただいまいちき串木野市・日置市衛生処理組合の議会議員ということでご決定いただきました。組合がスムーズに運営できますように微力ながら取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○20番（田畑純二君）

ただいま委員のほうに推薦していただきまして本当にありがとうございます。それなりに自分の立場を一生懸命いろいろ考えながら、議員とやっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。ありがとうございます。

○議長（漆島政人君）

続いて、私であります。選出していただきましたので、与えられた任務を全うしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

△日程第12 南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙について

○議長（漆島政人君）

日程第12、南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

南薩地区衛生管理組合議会議員の定数は、組合規約により13人とされ、選出については、そのうち2人を日置市議会議員の中から選挙するようになっています。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推選については、議長が推薦することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は議長が指名推選で行うことに決定しました。

南薩地区衛生管理組合議会議員に、佐多申至君と私、漆島政人を指名します。

お諮りします。ただいま指名をいたしました佐多申至君、漆島政人を当選人と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、佐多申至君、漆島政人が南薩地区衛生管理組合議会議員に当選されました。

当選されました佐多申至君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

佐多申至君、自席から当選の承諾の挨拶をお願いします。

○2番（佐多申至君）

ただいま南薩衛生管理組合議員として選出されましたこと、まことにありがとうございます。日置市議会議員の代表として今後とも活動に邁進してまいりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（漆島政人君）

続いて、私であります。私も佐多議員同様、南薩地区衛生管理組合議会議員に当選しましたので、与えられた任務を全うしていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

ここでしばらく休憩します。次の開議を午後1時40分とします。

午後1時28分休憩

午後1時40分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第13 報告第2号平成30年度日置市継続費繰越計算書の報告について

△日程第14 報告第3号平成30年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について

△日程第15 報告第4号平成30年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（漆島政人君）

日程第13、報告第2号平成30年度日置市継続費繰越計算書の報告についてから、日程第15、報告第4号平成30年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまで、3件を一括議題とします。

3件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第2号は、平成30年度日置市継続費繰越計算書の報告についてであります。

平成30年度日置市継続費繰越計算書を地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

総務費の総務管理費で、吹上支所庁舎整備事業624万5,000円を令和元年度へ繰り越したものであります。

次に、報告第3号は、平成30年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成30年度日置市繰越明許費繰越計算書

を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

その概要については、平成30年度の国の補正予算に伴う事業や道整備交付金事業などについて所要の所業の手続を行いました。

総務費の総務管理費で、庁舎管理費192万3,000円、減債基金債1,249万7,000円、プレミアム付商品券事業費472万2,000円、衛生費の保健衛生費で、環境衛生総務管理費86万4,000円、浄化槽設置整備事業費2,468万5,000円、農林水産業費の農業費で、活動火山周辺地域防災営農対策事業費1,526万6,000円、経営体育成支援事業費1,099万5,000円、荒廃地等利活用促進交付金事業費107万円、住環境整備事業費4,427万3,000円、農業基盤整備促進事業費900万2,000円、農地耕作条件改善事業費4,193万4,000円、基盤整備促進事業費1,330万2,000円、林業費で、県単補助治山事業費795万円、林道整備事業費91万3,000円、土木費の道路橋梁費、一般道路整備事業費475万8,000円、道整備交付金事業費3億7,710万5,000円、活力創造基盤整備事業費1億4,256万1,000円、通学路交通安全事業費7,191万1,000円、橋梁修繕事業費3,776万8,000円、防災・安全交付金事業費2,333万8,000円、河川費で、急傾斜地崩壊対策事業費600万円、都市計画費で、土地区画整理事業費の交付金事業等3億2,550万円、活力創出基盤整備事業費3億6,460万4,000円、特殊地下壕対策事業費350万7,000円、住宅費で公営住宅管理費197万7,000円、公営住宅建設事業費1,866万9,000円、消防費の消防費で、消防施設整備費430万8,000円、教育費の小学校費で、小学校維持補修費3億7,599万3,000円、中学校費で、中学校維持修繕の中学校空調設備整備事業1億

3,916万4,000円、伊集院中学校校舎教室改修事業273万9,000円、保健体育費で、伊集院総合運動公園管理運営費599万6,000円、日吉運動公園管理運営費234万円、吹上浜公園サッカー場整備事業費2億207万円、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費で、現年補助農地農業用施設災害復旧費2,878万3,000円、公共土木施設災害復旧費で、現年補助公共土木施設災害復旧費2,998万4,000円をそれぞれ令和元年へ繰り越したものであります。

次に、報告第4号は、平成30年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

平成30年度日置市水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

その概要については、道路改良工事の工期延長等により配水管布設替工事などについて所要の手続を行いました。

資本的支出の建設改良費で市道北山田代線配水管布設替工事444万円、皆田東地区狭あい道路配管布設工事1,500万円、市道伊勢後上台良線配水管布設替工事300万円、市道飯牟礼小学校線配水管布設替工事365万3,000円、狭あい道路飯牟礼上配水管布設替工事(30の1工区)440万4,000円、狭あい道路飯牟礼上配水管布設替工事(30の2工区)334万1,000円をそれぞれ令和元年へ繰り越したものであります。

以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(漆島政人君)

これから、3件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(漆島政人君)

質疑なしと認めます。

これで、報告第2号から報告第4号までの3件の報告を終わります。

△日程第16 同意第1号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第17 同意第2号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

○議長(漆島政人君)

日程第16、同意第1号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、及び日程第17、同意第2号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについての2件を一括議題とします。

2件について、市長の提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長(宮路高光君)

同意第1号は、日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてであります。

令和元年6月10日をもって任期満了になるため、引き続き後任委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

中島辰矢氏の経歴については、別紙資料のとおりでございます。

次に、同意第2号は、日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてであります。

現委員が令和元年6月10日をもって辞職するため、新たに後任委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

鵜木親志氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

以上2件、ご審議をよろしく願います。

○議長（漆島政人君）

これから、2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第1号及び同意第2号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、同意第1号及び同意第2号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、同意第1号を採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、同意第1号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては同意することに決定しました。

これから、同意第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、同意第2号を採決します。お諮

りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、同意第2号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては同意することに決定しました。

△日程第18 同意第3号日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（漆島政人君）

日程第18、同意第3号日置市監査委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本件について、市長の提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第3号は、日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてであります。

前委員が、令和元年6月5日をもって退職したため、新たに後任委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

坂口洋之氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

以上、ご審議をよろしく願います。

○議長（漆島政人君）

これから、同意3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、同意第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、同意第3号を採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、同意第3号日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては同意することに決定しました。

△日程第19 承認第1号専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて

△日程第20 承認第2号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて

○議長（漆島政人君）

日程第19、承認第1号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて、及び日程第20、承認第2号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第1号は、専決処分（日置市税条例等

の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律の一部が平成31年4月1日に施行されたことに伴い、緊急を要したため日置市税条例等の一部を改正したものであります。

次に、承認第2号は専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについてでございます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令の一部が平成31年4月1日に施行されたことに伴い、緊急を要したため日置市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

以上、2件の内容につきましては総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

それでは、承認第1号専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて、別紙により補足説明を申し上げます。別紙をごらんください。

別紙の1ページの冒頭から全体にかけて、多くの部分は地方税法の改正に伴い条例を改正するに当たり、項ずれや字句の整理等でございます。

まず、第1条の3行目以降、第34条の7の改正に「特例控除対象寄附金に改める」とありますが、特例控除対象寄附金とはふるさと納税のことで、ふるさと納税による寄附金税額控除について、特例控除額の措置対象を総務大臣が指定する地方公共団体に対する寄附金とすることに伴い、関係する規定を整備するものでございます。

中ほど以降、下から6行目までにあります附則第7条の4、附則第9条、附則第9条の2の改正についても、この改定に伴う規定の整備になります。

7行目以降、附則第7条の3の2の改正は、消費税引き上げに伴う措置として、住宅ロー

ン減税が拡充され、消費税率10%が適用される住宅取得控除について、住宅借入金等特別税額控除の控除期間が3年間延長されることに伴う改正になります。

下から5行目、附則第10条の2の改正が、開いていただきまして次のページ、2ページ目の中段まで続きますが、地方税法附則第15条の固定資産税の課税標準額の特例の改正に伴い、関係する規定を整備するものになります。内容は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づき、特定所有者不明土地を利用して行う地域福利増進事業のように供する土地等に係る固定資産税の課税標準について、最初の5年間は価格の3分の2とする措置のほか、鉄道事業者の新造車両に係るもの、一般送配電事業者等が緊急輸送道路の地下に埋設するため新設したケーブル等の施設に係るもの等の固定資産税の課税標準についての特例措置に係る改正になります。

2ページ中段以降、附則第10条の3の改正は、西日本豪雨災害など堤防決壊により発生した甚大な被害への対策としまして、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額控除が創設されたことに合わせて行うもので、項ずれによる改正も含め、次のページ3ページの上段まで続きます。

3ページ8行目以降、附則第16条の改正は、燃費性能等がすぐれた自動車税の税率を軽減する特例措置、いわゆる「グリーン化特例」について、重課税率を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の経過税率の対象を削除するもので、開けていただきまして次のページ、4ページ目の中段まで続きます。

4ページ中段、第2条の改正は、グリーン化特例の見直しによる既定の整備、次の第3条の改正は、平成30年度税制改正で、一定の大法人に課せられた電子申告の義務化が、

災害等による大規模停電等により提出が困難な場合も想定されることから、宥恕措置、つまり許される仕組みが創設されたことに伴う規定の整備で、2枚先の6ページ3行目まで続きます。

附則の第1条としまして、この条例は平成31年4月1日から施行するもので、ただし、ふるさと納税制度の見直しに係るものは、令和元年6月1日から施行すると規定しています。

第2条では市民税に関する経過措置、第3条では固定資産税に関する経過措置を規定しています。

続きまして、承認第2号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて、別紙により補足説明を申し上げます。別紙をごらんください。

条例第2条第2項の改正は、基礎課税分の限度額を58万円から61万円に引き上げるものでございます。

条例第23条は、所得額区分に応じた国民健康保険税の減額を規定してありますが、今回の改正で5割軽減、2割軽減の対象となる所得判定基準の基準額算出に用いる被保険者数に乗すべき金額を5割軽減で27万5,000円から28万円に、2割軽減で50万円から51万円にそれぞれ引き上げ、低所得者に対する軽減措置の拡充を図るものでございます。

附則第1条としまして、この条例は平成31年4月1日から施行する。第2条で、改正後の規定は平成31年度以降の年度分に適用し、平成30年度分までについては、従前の例によるとしております。

なお、軽減の状況でございますが、平成30年度実績では、国保世帯数7,083世帯のうち、約67%が軽減を受けており、内訳は7割軽減が2,626世帯、5割軽減が1,246世帯、2割軽減が881世帯の合

計4,753世帯となっております。今回の改正によりまして、5割軽減が20世帯、2割軽減が3世帯増加すると見込んでおります。

以上2件、ご審議をどうぞよろしくお願いたします。

済みません、承認第1号の附則の第1条としまして、ふるさと納税制度の見直しに係るものは、令和元年6月1日からと言いましたけれども、専決処分でございますので、平成31年の6月1日が正しいということになります。訂正いたします。

○議長（漆島政人君）

これから、2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第1号及び承認第2号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号及び承認第2号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、承認第1号を採決します。お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号専決処分（日置市税条例等の一部改正）

につき承認を求めることについては承認することに決定しました。

次に、承認第2号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、この承認第2号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについての反対討論を行います。

一部、この基礎課税の限度額の引き上げということで、住民負担がふえる部分があります。この部分について、私は認めることはできませんので反対といたします。

以上です。

○議長（漆島政人君）

ほかに討論はありませんか。

○12番（黒田澄子さん）

私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回のこの承認第2号は、地方税法施行令等の一部の改正があったということで、上位法のほうの改正があったために地方自治体がそれに基づいて条例を改正することに何の問題があるのかと思います。しっかりと日本国にある法律が変わり、私たち市町村においても従っていくことは当然なことだと思います。

これが、もし本市がこれには賛成できず、条例の改正もしないということは、本市において大きな混乱を招くことにもなりかねません。

以上の理由で賛成といたします。

○議長（漆島政人君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで討論を終わります。

これから、承認第2号を採決します。この採決は起立採決にかわり、電子表決により行います。

本件について、承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、承認第2号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについては承認することに決定しました。

△日程第21 承認第3号専決処分（平成30年度日置市一般会計補正予算（第10号））につき承認を求めることについて

○議長（漆島政人君）

日程第21、承認第3号専決処分（平成30年度日置市一般会計補正予算（第10号））につき承認を求めることについてを議題とします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第3号は、専決処分（平成30年度日置市一般会計補正予算（第10号））につき承認を求めることについてであります。

平成30年度一般会計歳入歳出予算の地方消費税交付金、地方交付税、県支出金、繰入金及び市債が確定したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ289億8,027万1,000円とするものであります。

歳入では、地方消費税交付金で、交付決定に伴い5,019万3,000円を増額計上いたしました。

地方交付税では、特別交付税の交付決定に伴い3億1,631万2,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、地域児童福祉事業等調査県委託金の交付金確定に伴い2,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金で、歳入歳出予算の調整に伴い、3億2,890万7,000円を減額計上いたしました。

市債では、事業費の確定に伴い3,760万円を減額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから、本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、承認第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、承認第3号を採決します。お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、承認第3号専決処分（平成30年度日置市一般会計補正予算（第10号））につき承認を求める

ことについては承認することに決定しました。

△日程第22 承認第4号専決処分（損害賠償額を定め和解すること）につき承認を求めることについて

○議長（漆島政人君）

日程第22、承認第4号専決処分（損害賠償額を定め和解すること）につき承認を求めることについてを議題とします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第4号は、専決処分（損害賠償額を定め和解すること）につき承認を求めることについてであります。

平成30年9月30日に日置市伊集院町地内で発生した物置の転倒により隣接地の車両を破損させた事故について、緊急を要したため損害賠償額を定め、和解を成立させたものであります。

内容につきましては、教育委員会事務局長に説明をさせますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）

それでは、承認第4号専決処分（損害賠償額を定め和解すること）につき承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。

専決第1号の専決処分書をお開きください。損害賠償額を定め、和解することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年5月22日に示談書を取り交わし、次のとおり専決処分したものでございます。

1の相手方は日置市伊集院町在住者でございます。

2の和解の概要でございますが、（1）市は、相手方に本件損害賠償金として144万8,032円の支払い義務があることを認め、

支払うものでございます。

（2）当事者双方は、本件に関し、示談書に定めるほか債権・債務関係が存在しないことを相互に確認するものでございます。

次の資料にございますとおり、この事故の発生は、平成30年9月30日に通過した台風24号の強風によって、伊集院町地内の教職員住宅に設置していた物置が転倒し、隣接する民家に駐車されていた軽自動車、原動機付自転車等を破損したものでございます。

2のその後の経緯では、事故発生日に転倒した物置を即日撤去し、その後、損害賠償保険の引き受け会社と連絡を取り合いながら、相手方との交渉を進めてまいりました。

平成30年12月に、損害保険の引き受け会社が契約する弁護士に委任を行い、相手方弁護士との両方で交渉を進めてきた結果、令和元年5月22日に専決処分を行い、示談書を取り交わし、和解したものでございます。

示談書については、写しをつけてございますのでご確認くださるようお願いいたします。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから、本件について質疑を行います。発言通告がありますので、佐多申至君の発言を許可します。

○2番（佐多申至君）

ただいま、教育委員会のほうからありました承認第4号専決処分（損害賠償額を定め和解すること）につき承認を求めることについて、質疑申し上げます。

今回の事故は、市教職員住宅で起こった事故でもございますが、当事故をもとに繰り返さないよう、市が管理する全施設及び住宅等の確認調査を行うべきと考えますが、行ったのでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）

事故が起きまして1カ月以内に全ての教職

員住宅を調査し、同じような倉庫がないか、また住宅の外観も点検し、飛散するようなものがないか等、確認をいたしました。

そのうち、基礎で固定されていない倉庫で、かつ利用されていないものについては、入居者の同意を得て12月までに2棟を撤去したところでございます。近隣に迷惑のかからないよう対策をとったところでございます。

○2番（佐多申至君）

公共施設が市民に恐怖を与えることはあってはならないこととございます。

以後、こういう事故がないよう、関係部署も徹底していただきたいと思うこととございます。

また、今回、示談書の中に、市職員の不誠実な態度ということが明記されております。これは、我が日置市にとっては悲しい言葉が今後残っていくわけでございますが、このことについて、今後職員一同、皆さんに対してこの不誠実な態度という、この今回の大きくなった1つの問題だと私は思っておりますが、このことについては、教育委員会はどのように今後市の職員の方々と、また今後のこういったことがないことへの対策をどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）

今後の対応につきましては、このようなことがないように十分職員に指示をして、指導してまいりたいと考えております。

○議長（漆島政人君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、承認第4号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、承認第4号を採決します。お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、承認第4号専決処分（損害賠償額を定め和解すること）につき承認を求めることについては承認することに決定しました。

△日程第23 議案第34号市有財産の取得について

○議長（漆島政人君）

日程第23、議案第34号市有財産の取得についてを議題とします。

本案について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第34号は、市有財産の取得についてであります。

日置市消防署の救助工作車及び救助資機材を更新するため、物品売買仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第8号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

内容につきましては、消防本部消防長に説明をさせますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○消防本部消防長（上原孝一君）

議案第34号につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、取得する財産は、平成14年3月に購入した、来年3月で18年が経過する救助工作車の更新に伴う車両及び救助資機材の更新に伴う取得ということになります。

現在の走行距離が8万2,000km余りです。配備先は、消防署本署になります。

それでは、議案書により説明を申し上げます。

議案第34号市有財産の取得について。市有財産を次のとおり取得する。

取得物件、救助工作車及び救助資機材になります。

取得価格は、1億1,990万円。

相手方は、鹿児島市南林寺町16番6号、株式会社鹿児島消防防災、代表取締役、森利隆であります。

開けていただきまして、資料といたしまして入札結果を添付しております。

去る5月16日午前11時から指名推薦委員会で決定しました記載の7社による指名競争入札を執行し、1回目、4社からの応札がありました。なお、不調に終わり、再入札に2社が応札しこれも不調、再々入札に2社が応札し不調と、最終的に不調となりました。これに伴い、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号及び日置市契約規則第25条第2項の規定により、再々入札において最低価格の入札をした株式会社鹿児島消防防災から見積書を徴し、随意契約にて仮契約をいたしました。

次のページは、救助工作車の外観五面図になります。上の図は、救助工作車を右から見た図、2番目は車両を上から見た図、3番目の図は車両を左から見た図、長さ7,930mmになります。ホイールベースにつきましては、4,000mmになります。なお、4番目の図は、車両を正面から見た図、5番目につま

しては、車両を後方から見た図となります。

幅が2,320mm、高さ3,350mmと記載しております。

次のページにつきましては、救助資機材の種類別を記載してあります。

1番目に一般救助用器具といたしましては、三連ばしご、かぎつきばしご等の6品目。

2番目に重量物排除用器具、救助現場において使用する油圧カッター、油圧スプレッダー等の16品目になります。

3番目は切断用機具として、油圧切断機、ガス用断機など4品目になります。

4番目の破壊器具、ストライカー、ハリガンツール等の2品目、コンクリートの破壊に用いる器具のことであります。

5番目、見地測定器具につきましては、救助現場の酸素濃度などの環境測定、有毒ガス成分の見地を行うガス検知器1品目になります。

6番目に、呼吸保護器具は、濃煙熱気環境下にある救助現場活動時に使用する空気呼吸器と予備ボンベの2品目になります。

7番目に団員保護器具、帯電手袋、絶縁靴一式の1品目になります。

8番目の検索用器具は、簡易画像探索機、熱画像直視装置の2品目になります。

9番目、水難救助用器具は、救命胴衣、ウェットスーツなどの8品目になります。

10番目、山岳救助用器具は、フルボディーハーネス、ザイル等の16品目になります。

11番目、消火器具は、強化液消火器、二酸化炭素消火器の2品目になります。

その他、救助用器具は、投光器、コンプレッサーなどの26品目になります。

今回の更新車両の特徴としましては、車両のサイズ、幅、高さは従来のものとはほぼ同じですが、長さが約40cmほど従来のものと比較すると長くなっております。最大の

変更事項としましては、従来の二輪駆動から四輪駆動になった点でございます。地震、風水害等の災害現場への出動における走行性能が向上するものと期待しております。

また、変速装置をマニュアルからオートマチックの仕様としております。運転操作の利便性が向上し、運転担当の機関員の負担が軽減されるものと期待しております。

また、艀装のクレーンについては、つり上げ荷重は従来と変わりませんが、ブームを三段式から四段式としまして、作業半径つり上げの要諦が向上しております。

また、救助資機材に関しましては、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令、救助活動に関する基準に示されている資機材を搭載しております。

なお、各消防本部の実情に合った資機材ということで、12区分に分けて86品目になります。

なお、仮契約は5月21日、納入期限を令和2年3月12日としております。

以上、補足説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから、本案について質疑を行います。発言通告がありますので、西菌典子さんの発言を許可します。

○15番（西菌典子さん）

私は、今ご提案がございました救助工作車及び救助資機材の更新にまつわる市有財産の取得についてお尋ねいたします。1億1,990万円という大切な市有財産の購入でございます。

この1番でございます。物品の売買契約などに関しての入札でございますけれども、今るご説明もございましたが、指定業者7社が辞退があったり、また何回か不調がありまして、再々不調というようなのが重なって最終的に随意契約で執行になったというふうなご

説明がありました。そういうふうになった経緯というか、理由というか、それを伺いたいと思います。

また、2番目としまして、更新ということでございますので、先ほど18年前に購入したものであったということでございます。そういう時期であったかということでございますけれども、やはり更新であったら、前も買っていたのであったなら、スムーズに行くのではないかなという判断もできないわけではないですが、やはり特別な注文とか、入札者の事情などがあったのかどうなのか、そこを伺いたいと思います。

3番目、今ご説明がございました。今、消費税の金額が10%の金額で契約金額が書いてありますので、こちらに届くのが来年の2月とおっしゃいましたか、だからそういうところで10%というふうな解釈でよろしいのかどうなのかをお尋ねしたいと思います。

4番目でございます。このような工作車とか資機材ということ、この近隣自治体なども所有しているのかどうなのか、そこをお尋ねしたいと思います。

5番でございます。こういうような特殊な救助工作車、また今災害なども多いわけでございますけれども、そういうような工作車とか資機材というのを購入して市民を守ろう、市を守ろうという形で購入されると思いますけれども、こういうのをきちっと、いざというときに十分活用できるように、消防隊員それから職員の皆様方、人材育成とか研修とか、そういうのがどのような計画をしていらっしゃるのか、またそういう事故がおこったときにどこと連携して、そういう方、負傷者などを搬送したりとかいう、そういう連携などが計画としてあるかどうか。

そこまでお尋ねしたいと思います。

○消防本部消防長（上原孝一君）

まず、1点目の質問でございますが、辞退

と不調の理由ということでございます。

辞退につきましては、7社のうち3社が辞退したわけですが、後に理由を問い合わせたところ、納入期限の問題と、あと資機材が多いので、この資機材をこの期日までにそろえられないというような事情で辞退をされたということでございます。

あと、不調になった理由ということで、最終的に随意契約になったわけですが、この導入に当たりましては平成28年の4月から救助工作車導入検討委員会というのを警防課、あと署の救助係長等で継続して検討して資機材、車両の検討をしまいたったところでございます。最終的に、昨年10月に当初予算で示された金額に基づく最終的な仕様をつくりまして、その前に徴しておりました見積額等の資機材の見積もり、車両の見積もり等を勘案して、最終的な仕様書をつくり上げたところでございます。それに、消費税の問題も出てまいりましたので、そこら辺も十分検討の上、仕様書を精査して作成した金額が、我々の設計額、最終的には予定額を我々で算定した数字になったわけですが、それまでに徴しておりました業者との見込み額の差ということで、この不調になった理由というふうに考えております。

次に、2点目の質問であります。特別な注文や入札者の事情があるのかというような質問でございました。救助工作車、消防車は全体的にありますが、その仕様はそれぞれ違ってございます。車両の大きさについても違ってあり、それぞれの地域の実情に合った仕様というようなことで、一台一台が受注生産というようなことになっております。今回の車両につきましても、最大限の効果を發揮できる車両と資機材をこちらのほうで選定して、仕様書をつくり上げてきたわけでありませう。それで、それに合う見積もり等を、業者3社以上ということでありましたので、そ

らから徴しておりますので、うちのこの救助工作車が特に特別なというようなことではないというふうに考えております。

それから、受注した工作車の時期が来年の3月12日を予定しておりますが、納入期限としております。これにつきましては、先ほどから申し上げますとおり、今議決をいただいて発注、本契約というふうになります。ただし、この車両は手づくり、受注生産ということで、限度がどうしても年度内の納入がぎりぎりであるというふうに業者から確認をしているところでございます。

それから、4番目の質問でありますが、同様な救助工作車を近隣自治体は所有しているかというようなご質問であったかと思えます。消防署の数だけ救助隊を設けなさいというような基準がありまして、ほとんどの県内20消防本部ありますが、1本部を除き、全ての消防本部に救助工作車は導入されております。それと、消防署の数ということで、鹿児島でありますと3署ありますので、複数台、3台配備している自治体もあるということでございます。

それから、この導入によって、どのように期待し、活用ための人材育成や搬送先との連携を図るかというようなご質問でございました。最新の資機材と最新の車両ということで、十分訓練を重ねてまいりまして今までやっている訓練以上のものをまた計画をしまして、署員の育成に努めてまいりたいというふうに考えております。先ほど申し上げましたとおり、災害現場への対応ということで四輪駆動、また操作性の面でオートマチックというようなことで、よりよい活動が期待されるのではないかとこのように思います。それと、今、行っております救急隊等への連携、またドクターヘリ、またドクターカーとの連携をますます強めてまいりまして、傷病者の救命率の向上ということに努めてまいりたいというふ

うに思います。

以上です。

○議長（漆島政人君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第34号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第34号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第34号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号市有財産の取得については原案どおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。次の会議を午後2時50分とします。

午後2時39分休憩

午後2時50分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第24 議案第35号市道の路線の認定について

○議長（漆島政人君）

日程第24、議案第35号市道の路線の認定についてを議題といたします。

本案について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第35号は、市道の路線の認定についてであります。

開発造成工事に伴い4路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

それでは、議案第35号市道の路線の認定につきまして、別紙により補足説明を申し上げます。

別紙をお開きください。

今回、市道の認定をしたい路線は4路線で、いずれも民間開発造成工事に伴い市に寄附採納されたものであります。それぞれの路線の延長や起点・終点は、別紙資料のとおりでありますので、説明は省略いたします。

資料の市道認定路線位置図及び市道認定路線図をお開きください。

市道認定路線を朱色の実践で表示してあります。丸が起点、矢印が終点になります。サンシャイン吹上1号線から4号線の具体的な場所は、吹上町中原の国道交差点の南東に位置し、東本町公民館に隣接した民間開発の団地内の4路線になります。

今回、市道認定し、市道として共用、管理を行おうとするものでございます。

以上で、補足説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

議案第35号は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第25 議案第36号日置市森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（漆島政人君）

日程第25、議案第36号日置市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第36号は、日置市森林環境譲与税基金条例の制定についてであります。

譲与を受けた森林環境譲与税を森林の整備及びその促進に関する施策の財源として管理する基金を設置するため、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いたします。

○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

議案第36号日置市森林環境譲与税基金条例の制定について、補足説明を申し上げます。

令和6年から国税として課税されます森林環境税に先行して、本年度より森林環境譲与税が本市へも配分されます。本年度の配分額はおおむね1,200万円と試算されております。税の使途としましては、間伐や路網などの森林整備のほか、林業担い手の育成、木材利用促進、また新たな森林管理制度の創設に伴い、業務に必要な経費となっております。

さらに、年次的執行計画に伴う基金創設も可能となっておりますことから、今回、当該基金条例を制定するものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

県の主導のもと、第1条の設置から第7条の委任まで、基金の管理、運用益金の処理など、必要な条項を定めております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

議案第36号は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第26 議案第37号日置市営駐
車場条例の一部改正につ
いて

○議長（漆島政人君）

日程第26、議案第37号日置市営駐車場条例の一部改正についてを議題とします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第37号は、日置市営駐車場条例の一部改正についてであります。

日置市市営駐車場に指定管理者制度導入を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

議案第37号日置市営駐車場条例の一部改正につきまして、別紙により補足説明を申し上げます。

別紙をごらんください。

日置市営駐車場に、指定管理者制度の導入を図る目的で、第13条から第17条までの5条を加えまして、あわせてそれに伴います状況ずれの整理などを行うものでございます。

新たに加える条文は、第13条で指定管理者による管理ができることを規定し、第14条で指定管理者が行う業務について、第15条で駐車場の共用時間の変更ができることを、第16条で利用料の取り扱いについて、それぞれ定めてあります。

第17条は、指定管理者制度を導入する場合において準用する現行の規定において「使用」とあるのを「利用」と、「市長」とあるのを「指定管理者」と、「市は」とあるのを「指定管理者は」とそれぞれ読みかえる規定となり、全体をとおしまして、これまで指定管理者制度を導入してきた施設と同様の内容での改正となります。

また、別表の改正は、伊集院駅の西側駐車場をこれまでの月極めの定期駐車に加えて、時間単位で利用できるものにするもので、30分以内は無料、1時間以内は100円、以降1時間につき100円と、伊集院駅北口駐車場と同額の設定になります。

附則としまして。この条例は公布の日から施行し、別表の改正規定は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（山口初美さん）

すいません、通告はしておりませんが、どうしてこの市が今まで管理していたものを指定管理者にさせようということになったのか、そのいきさつを簡単にいいですから、説明をお願いしたいと思います。

○財政管財課長（上 秀人君）

今回の市営駐車場の指定管理者の制度の導入でございますけれども、伊集院駅西駐車場のほうを予定しているところでございます。駅周辺整備事業が、平成30年3月に完成いたしましたして、その関係で駐車場の市の敷地184台分、それとJRの敷地30台分があるわけですが、駐車スペースが今あると、そのような状況でございます、一体的に駐車場として管理できるということで、民間のノウハウを活用してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（漆島政人君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで質疑を終わります。

議案第37号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第27 議案第38号日置市税条例等の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第27、議案第38号日置市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第38号は、日置市税条例等の一部改正についてであります。

町税法の一部の改正に伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

議案第38号日置市税条例等の一部改正に

つきまして、別紙により補足説明を申し上げます。

今回の改正は、令和元年10月1日から令和3年4月1日までの間で、それぞれ改正するものでございます。

施行日につきましては、附則で規定してありますが、各条項で施行日が異なりますので、条文とあわせてご説明いたします。

それでは、別紙をごらんください。

まず第1条の改正内容でございます。

3行目、第36条の2の改正は、年末調整の適用を受けた納税義務者の個人市民税申告の際の記載事項の簡素化に関するもので、施行は令和2年1月1日からでございます。

その下、36条の3の2から、中段第36条の3の3、次のページ、第36条の4にかけての改正は、給与所得者及び公的年金受給者の個人の市民税に係る扶養親族申告書に単身児童扶養者の欄を追加するもので、令和2年1月1日から施行となります。

単身児童扶養者とは、児童扶養手当法に規定する一定の児童で、児童扶養手当を受けている児童と生計を1つにする父、または母のうち婚姻をしていないもの、または配偶者の生死が明らかでないものになります。

2ページ、4行目から5ページにかけては、10月1日からの消費税引き上げに伴う負担感を緩和するもので、軽自動車税の賦課徴収の特例、税率の軽減等に伴う改正、条ずれや字句の整理になります。

まず、附則第15条の2の改正は、次のページ、3ページ目の10行までになりますが、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に、軽自動車税を取得した場合の環境性能割の臨時的経費、税率1%軽減について新設されたもの。

3ページ、11行目、附則第16条の改正は、3輪以上の軽自動車に対する自動車税の軽減が新設されたもので、これらの改正は、

令和元年10月1日からの施行となります。

5ページをお開きください。

第2条の改正になります。第24条第1項第2号の改正は、個人市民税の非課税の範囲に、先に説明しました単身児童扶養者を加えるもので、令和3年1月1日からの施行となります。

続く附則第16条第1項の改正は、グリーン化特例の見直しで、令和4年度分及び令和5年度分のグリーン化特例経過の適用対象を電気自動車等に改定したもので、令和3年4月1日からの施行となります。

下段、第3条から7ページ目の第8条までは、改元に伴いまして、平成表記を令和表記に改正するもので、公布の日から施行するものです。

以上の改正内容となりますが、附則第1条では改正条文とあわせて説明してきました施行期日を第1号から第5号まで規定しております。

また、第2条及び第3条では、市民税に関する経過措置、第4条では、軽自動車税に関する経過措置を規定するものでございます。

以上、ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

議案第38号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第38号について討論を行い

ます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。お諮りします。本案は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第38号日置市税条例等の一部改正については、原案どおり可決されました。

△日程第28 議案第39号日置市特別養護老人ホーム青松園条例の廃止について

○議長（漆島政人君）

日程第28、議案第39号日置市特別養護老人ホーム青松園条例の廃止についてを議題といたします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第39号は、日置市特別養護老人ホーム青松園条例の廃止についてであります。

日置市特別養護老人ホーム青松園を民間に移管するため、条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

議案第39号日置市特別養護老人ホーム青松園条例の廃止について、補足説明を申し上げます。

日置市特別養護老人ホーム青松園につきましては、平成24年度から指定管理者制度を導入し、市の福祉と介護の業務を担ってきて

おります。

平成28年度に指定管理期間が満了するに当たり、日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園あり方検討委員会において、地域から存続意向と診療所と青松園の連携及び安定的運営のため、建物の無償譲渡での民間移管が望ましいという提言がなされております。この提言を受け、診療所につきましては、平成29年度から民間による運営に移行しております。

青松園にあつては、当時譲渡への再検討の意見もあり、結果、さらに3年間指定管理機関を延長することとしました。市としまして、今期の指定管理機関の満了期限である今年度末を見据え、さまざまな方向から検討し、期限満了後は民間へ移管する方向を決定しております。

平成30年10月に日置市特別養護老人ホーム青松園移管選定委員会を設置し、外部委員7人による移管の条件募集要項を検討していただいた上で募集し、その後、選定委員会の審査をへて最終的に市へ結果の報告をいただいております。市としましては、この報告を重く受けとめ、先月移管先の予定法人としまして、社会福祉法人恵里会を決定したところでございます。

今後は、財産処分の手続きを行い、次期議会に市有財産の譲渡に係る議案を上程していく予定であります。

それでは、別紙をお開きください。

日置市特別養護老人ホーム青松園条例を廃止する条例。日置市特別養護老人ホーム青松園条例は廃止する。

附則としまして、第1項、この条例は令和2年4月1日から施行する。

第2項につきましては、日置市職員の給与に関する条例の一部改正であります。

別表第1に規定する職員給料表及び別表第2に規定する職員級別基準職務表におきまし

て、医療職に関する部分を削除するものでございます。

第3項につきましては、日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正であります。

第2条第2号及び第4条に規定する、夜間看護手当に関する規定を削除し、それぞれ条文を繰り上げるものでございます。

以上で、補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第39号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第39号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、議案第39号日置市特別養護老人ホーム青松園条例の廃止について、反対討論を行います。

特別養護老人ホーム青松園は、日置市民の高齢者福祉のための共有の財産であり、民間に移管することに反対です。この指定管理者制度に平成24年に移行いたしましたけれども、その際にも私は反対させていただきました。この青松園は市民の働く場としても重要な役割を果たしてきました。公的に市が責任を持って、直接管理、運営すべきであるという考えを私は申しあげてまいりました。この

条例を廃止するべきではないというふうにも考えております。

とにかく、市民の貴重な財産を民間に移管することには、私は反対です。条例の廃止にも反対をいたします。

以上です。

○議長（漆島政人君）

ほかに討論はありませんか。

○12番（黒田澄子さん）

私は、議案第39号日置市特別養護老人ホーム青松園条例の廃止について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

青松園は、先ほど部長のほうからも説明がございましたとおり、以前、日置市診療所とともに、あわせて民間移管をしたいという旨の議案も出まして、既に公募に出された経緯がございますが、その後、市民からこの2施設のセットでの民間移管へのいろんな疑義もありまして、当局側が先に診療所のほうを民間移管ということで公募をされていかれた、そういった経緯がございます。その時点で青松園はしばらく、約3年間指定管理者制度で続けることとなり、今回の民間移管への条例の廃止という経緯があります。そのことは、議会でも採択された議案であります。

きちんとしたルールに基づいた手続であること、また先に民間移管された日置市診療所も市直営のときよりもふんだんなサービスが行われており、民間移管は市の財政が厳しくなりつつある、この予算の有効な活用のための手立てであり、これまでこのような無償譲渡は、ほかの施設でも多く活用されてきた手法であったと考えます。

私は、これは正しい判断であるというふうに思っておりますので、賛成とさせていただきます。

○議長（漆島政人君）

ほかに討論はありませんか。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。この採決は起立採決に変わり、電子評決により行います。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第39号日置市特別養護老人ホーム青松園条例の廃止については、原案どおり可決されました。

△日程第29 議案第40号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

△日程第30 議案第41号日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第29、議案第40号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び日程第30、議案第41号日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第40号は、日置市家庭的保育事業等

の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第41号は日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上2件の内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

それでは、議案第40号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことにより、省令に準じて改正するものであります。

それでは、別紙をお開きください。

日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

初めに、家庭的保育事業については、満3歳未満の乳児、幼児を居宅等で定員5人以内の範囲で保育する事業となっております。

第6条につきましては、家庭的保育事業等による保育提供の終了後も、満3歳以上の児童に対して継続的に必要な教育、または保育の提供を行う観点から、連携協力を行う保育所、幼稚園、または認定こども園を適切に確保しなければならないと規定してあります。

今回の改正は、第6条に2項を追加し、連携施設の確保等に係る条件を緩和できる内容を規定するものであります。

追加する第4項では、連携できる施設となる保育所、幼稚園または認定こども園等の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、卒園後の受け皿の提供を行う、連携施設の確保をしないこととすることができると否定しています。

次に、第5項では前項の規定により、連携施設の確保が困難な場合において、家庭的保育事業者等は利用定員20人以上である、次の第1号に規定する企業主導型保育事業に係る施設、または第2号に規定する市が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、市長が適当と認めるものを卒園後の受け皿の提供施設に係る連携協力者を行うものとして、適切に確保しなければならないと規定しています。

次に、第45条第2項については、満3歳以上の児童を受け入れる保育所型事業所内保育事業所については、市長が適当と認めるものについては卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保をしないことができると規定しています。

附則第2条2項は、自園調理の原則の適応を10年間猶予する経過措置の対象を、家庭的保育者の居宅において行われるのみとしていましたが、家庭的保育所の居宅以外で保育を提供しているものについても、対象に含めることとするため、当該括弧書きを削るものでございます。

附則第3条は第45条第2項において、満3歳以上の児童を受け入れる保育所型事業所内保育事業所について、連携施設の確保をしないことができると規定したことから、当該事業所については、経過措置の対象から除くこととしています。

また、連携施設の確保の猶予を5年とする

経過措置でございましたけれども、経過措置を5年間延長し、10年とするものであります。

なお現在、日置市内におきまして、家庭的保育上等を実施している事業所等はないことから、今回の改正によります市民への影響はございません。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

次に、議案第41号日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことにより、国の奨励に準じて改正するものであります。

それでは、別紙をお開きください。

日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を、次のように改正する。

第10条第3項については、放課後児童支援員の資格を、また県知事が行う研修を受講することが要件である旨の内容を規定しております。

今回の改正は、研修を実施できる県知事のほかに、地方自治法に規定する指定都市の長を加えるものでございます。

なお、鹿児島県内におきましては指定都市に該当する実際はございませんか。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

以上で、2件の補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから、2件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第40号及び議案第41号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号及び議案第41号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第40号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから議案第41号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改

正については、原案のとおり可決されました。

△日程第31 議案第42号日置市介護保険条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第31、議案第42号日置市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第42号は、日置市介護保険条例の一部改正についてであります。

介護保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましても、市民福祉部長に説明をさせますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

それでは、議案第42号日置市介護保険条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、国の介護保険法施行令が改正されたことにより、国の政令に準じて改正するものであります。

改正内容としましては、本年10月に予定されています消費税率引き上げによる増収分を財源としまして、第1号被保険者に係る介護保険料のうち、低所得者を対象に介護保険料の軽減が強化されることになるものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

日置市介護保険条例の一部を改正する条例。日置市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「3万3,000円」を「2万7,480円」に改めることについて

であります。

現在、第1号被保険者に係る介護保険料率の区分は9段階となっております。基準額は第5段階で年額7万3,200円です。このうち最も保険料率の低い第1段階に係る保険料率を平成27年度から既定の保険料率から0.05軽減しておりましたが、今回、これまでの軽減率を含めて0.125軽減することになり、軽減幅が拡大され、これまでの3万3,000円を2万7,480円に改めるものです。

次に、追加の第3項につきましては、介護保険料率区分第2段階に係る保険料率を規定しているものです。第1段階と同じく、0.125軽減することになり、保険料額5万4,960円を4万5,840円とするものです。

追加の第4項につきましては、第3段階に係る保険料率を規定しているものです。0.025軽減することになり、保険料額が5万4,960円を5万3,160円とするものです。

第3項および第4項のいずれも軽減の実施時期は平成31年度及び令和2年度の特例措置でありまして、第2項の第1段階に係る規定を準用する形をとっております。

なお、本市の対象者及び影響額につきましては、第1段階が3,098人、1,710万960円、第2段階が2,317人、2,113万1,040円、第3段階が1,665人、299万7,000円の見込みでございます。

この7,080人の対象者に係る影響額は、あわせまして4,122万9,000円になりますが、財源については国から交付金されることとなっております。

附則としまして、第1項、この条例は公布の日から施行し、改正後の第3条及び事項の規定は、平成31年1月1日から適用する。

第2項、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上で、補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第42号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第42号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号日置市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第32 議案第43号日置市都市公園条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第32、議案第43号日置市都市公園条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第43号は、日置市都市公園条例の一部改正についてであります。

都市計画法に基づく開発行為で調整した公園、都市公園として使用するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業決部長に説明をさせていただきますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

それでは、議案第43号日置市都市公園条例の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

今回の改正は、開発造成工事に伴い寄附採納を受けた公園を、都市公園として管理するため、所要の改正をするものであります。

別紙をお開きください。

別表第1、中央公園の項の次に、東本町公園大字吹上町中原字野町を加えるものでございます。東本町公園の具体的な場所は、吹上町中原の国道交差点の南東に位置し、東本町公民館に隣接した民間開発の団地内の公園になります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、補足説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第43号は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第33 議案第44号日置市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第33、議案第44号日置市農業集落排水処理施設条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第44号は、日置市農業集落排水処理施設条例の一部改正についてであります。

工業標準化法の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては産業建設部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

議案第44号日置市農業集落排水処理施設条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

工業標準化法の一部改正により、法律の名称が産業標準化法に、日本工業規格が名称が日本産業規格に改められたことに伴い、条例の別表第2において引用する日本工業規格の用語を改めるものであります。

なお、附則としまして、この条例の施行日を改正法の施行日と同日の令和元年7月1日とするものです。

以上で、補足説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第44号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第44号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号日置市農業集落排水処理施設条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

△日程第34 議案第45号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第34、議案第45号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第45号は、日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、選挙管理委員会事務局長に説明をさせますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

議案第45号につきまして、補足して説明を申し上げます。

今回の改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、別紙をごらんください。

第2条に基づき、非常勤職員の報酬の額を定めた別表の1に掲げる区分のうち、選挙所から投票所の投票立会人までを200円、期日前投票所の投票立会人から選挙立会人までを100円、それぞれ増額するものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第45号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第45号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第35 議案第46号日置市火災予防条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第35、議案第46号日置市火災予防条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第46号は、日置市火災予防条例の一部改正についてであります。

工業標準化法及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、消防本部消防長に説明をさせますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○消防本部消防長（上原孝一君）

議案第46号日置市火災予防条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

別紙をごらんいただきたいと思います。

火災予防条例第16条中の第1項日本工業規格を日本産業規格へ改めるものということで、産業標準化法の一部改正に伴う用語の改正ということになります。

次に、第29条の5第1号中の「表示温

度」を「標準温度」ということで、これは字句の改正になります。

次に、作動時間が60秒以内を種別は1種に改めるというものでございます。これは、スプリンクラーヘッドの種類の表記を変えたものでございます。

次に、第6号を第7号とし、第5号の次の1条を加えるということで、「第6号第29条の3第1項を各号または前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第3条第2項及び第3項に定める基準上の基準に従い、または当該技術上の基準の例により設置したとき」という条文を加えるというものでございます。

これを簡単に説明させていただきますと、住宅用火災防災機器の設置を緩和するもので、特定小規模用の自動火災報知設備を付けた場合は設置しなくてもよいというものでございます。

なお、附則としてこの条例は公布の日から施行する、ただし、第16条第1項の改正規定は令和元年7月1日から施行するというふうにしております。

以上、ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第46号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員会付託を省略することに決定し

ました。

これから議案第46号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号日置市火災予防条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第36 議案第47号令和元年度
日置市一般会計補正予算
(第1号)

△日程第37 議案第48号令和元年度
日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

△日程第38 議案第49号令和元年度
日置市介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長（漆島政人君）

日程第36、議案第47号令和元年度日置市一般会計補正予算(第1号)から、日程38、議案第49号令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算(第1号)の3件を一括議題とします。

3件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第47号は、令和元年度日置市一般会計補正予算(第1号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35億3,311万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

284億9,211万4,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、人事異動等に伴う人件費の補正、農林水産業等の産業基盤の整備、市道等の社会基盤の整備など投資的経費を中心とした予算措置のほか、所要の予算を編成いたしました。

歳入の主なものでは、地方譲与税で、森林環境増与税の増額により1,194万9,000円を増額計上いたしました。

分担金及び負担金では、農林水産業費分担金の増額により332万5,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金では、国庫補助金の土木費国庫補助金で、道整備交付金や社会資本整備総合交付金の増額などにより10億4,615万6,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、県負担金の土木費県負担金で公共施設管理者県負担金の増額、県補助金の農林水産業費県補助金で、農地耕作条件改善事業県補助金の増額、土木費県補助金で、公共団体土地区画整理事業費県補助金の増額などにより2億1,933万円を増額計上いたしました。

寄附金では、西酒造株式会社からの寄附金の増額などにより585万7,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、歳入歳出予算額の調整による財政調整基金の繰入金の増額などにより5億4,525万6,000円を増額計上いたしました。

諸収入では、雑入でプレミアム付商品券事業販売収入の増額などにより3億3,654万円を増額計上いたしました。

市債では、農林水産業債で、住環境整備事業債等の増額、土木債では市道整備事業債や土地区画整理事業債等の増額などにより、13億6,470万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、議会費で、人事異動等に伴う人件費の減額などにより121万1,000円を減額計上いたしました。

総務費では、予算の組み替えに伴うプレミアム付商品券事業費の委託料の増額、住吉地区公民館の用途変更に伴う工事請負費の増額などにより2億6,247万9,000円を増額計上いたしました。

民生費では、子ども・子育て支援事業費の増額、障害者自立支援事業費のシステム改修委託料の増額などにより1,009万5,000円を増額計上いたしました。

衛生費では、感染症予防接種事務費の増額などにより1,335万5,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費では、森林環境譲与税活用事業費の増額、県営中山間地域総合整備事業費等の県営事業負担金の増額などにより5億2,487万円を増額計上いたしました。

商工費では、園林寺跡トイレ・駐車場管理費の増額、移住・定住・交流推進支援事業費の増額などにより、3,855万5,000円を増額計上いたしました。

土木費では、道整備交付金事業の増額、土地地区画整理事業費の増額などにより26億7,245万4,000円を増額計上いたしました。

消防費では、人事異動等に伴う人件費の減額などにより1,771万2,000円を減額計上いたしました。

教育費では、人権教育総合推進地域事業費の増額などにより3,022万9,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第48号は、令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万8,000円を減額し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ5億8,301万1,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金金の減額を計上いたしました。

歳出では、人事異動等に伴う人件費の減額を計上いたしました。

議案第49号は、令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ686万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億1,854万8,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、国庫支出金で国庫補助金の増額、繰入金で一般会計繰入金金の増額、繰越金の増額を計上いたしました。

歳出では、システム改修に係る委託料の増額、支払基金交付金精算返納金の増額を計上いたしました。

以上3件、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（漆島政人君）

これから質疑を行います。

まず、議案第47号について発言通告がありますので、佐多申至の発言を許可します。

○2番（佐多申至君）

2番。議案第47号令和元年度日置市一般会計補正予算（第1号）、説明資料の7ページ、歳入の部の18款1項1目1節におきまして、地方創生応援税制、企業板ふるさと納税65万7,000円が、観光PR武将隊プロジェクトのみへ補正追加されております。

同様企業板ふるさと納税におきましては、ホームページでも市民のほうに、ほかにマタニティボックス配付事業、そして子育てワンストップサービス推進事業と、この3つの項目が国の認定を受けて登録されております。

ただ、このほかの、補正の2つのマタニティボックス配付事業と子育てワンストップ

サービス推進事業への補正追加は必要なかったのでしょうか、お尋ねします。

○企画課長（内山良弘君）

今回の観光PR武将隊プロジェクトの歳入にかかります追加補正につきましては、新たな観光PRのさらなる充実を目指したいということから、当該事業の主旨を理解された1社の企業様のほうが、賛同が得られたことから追加補正を計上したものでございます。マタニティボックス配付事業と子育てワンストップサービス事業、推進事業への追加補正はございません。

以上です。

○2番（佐多申至君）

ただいまの説明で、市民の方にご理解いただければ、それでよろしいわけですが。

現在、この観光PR武将隊プロジェクトについては、なかなか賛否両論ある中で、活動の場が遠隔地であるために、市民の理解というか、市民の意見というか、遠隔地であるために、なかなか伝わらないところがあるのではないのかと、察しているところでございます。

現在、ホームページのほうでも武将隊については、活動をさかんに行っていच्छやるということは、私も承知であり、また市民も承知であると思います。この活動については、公費を使つての日置市PR活動の一環であると考えております。

また、その活動の意義、目的を関係者、そして十分に意思の疎通を図り、今後も引き続き市民の理解を得られる活動をしていきたいと伝えて、この質問を終わらせていただきます。

○議長（漆島政人君）

次に、池満渉君の発言を許可します。

○21番（池満 渉君）

21番。今回の補正額がおよそ35億円になりました。予算の総額が285億円ほどで

ございます。大体、今のこの6月補正の段階で当初予算に含めて、大方の今年の予算が固まったんだろうと思いますけれども、総括的に市長に2点についてお伺いをいたします。

まず、今回上程された大体35億円のこの予算は、全体を含めて総合計画を初め、今年度の事業計画など、いわゆる市長が今年計画予定しようとしているようなことを網羅しているのかということ、市長の感想を全体的にどれぐらいなのかということ、お伺いをまずしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今回、最終的に285億円という部分の中で、今回35億円程度という分にあります。この35億円というのが、私、今までの予算編成の中において、基本的に国庫補助金等が確定したときに補正で上げるという考え方を持って、今までもそのようにしてまいりました。

今回、285億円という大変大きな、莫大な事業費になりました。と申し上げますのも、特にこの工業土地の中におきまして、皆様方からいろいろご要望もございまず道路整備、道整備という事業があるわけでございますけど、これは2分の1でございます。特に舗装改良をするという部分でございまして、前回は6億円、その前は3億円という中で、この2年間で約3倍程度上がりまして、そういう関係の中でちょっと後ほどございまず起債等が、その半分を起債で持たなきゃならない。

そういう中におきまして、特にこの合併債という部分もやっぱりフル活用しながら、今後の日置市の活性化をしていく。特に、平成31年、令和元年、また令和2年、この2つの期間が大変相対的には大きな事業費になってくる。

その令和3年以降は大変大きな縮小を含めた中でやっていかなきゃならない。これも一つは合併債という一つの特的な要素の使え

るか使えないかという部分が入ってまいります。なので、今回の補正を含めた中で、市長としては十分な補正額をして、早くこれを発注して、市民の生活向上に努めていきたいというふうに思っております。

○21番（池満 渉君）

21番。私たち議員も、もちろんいろんな市民の声を要望をして、行政のほうもそれを形にしていきたいという、その表れだろうということは理解をいたします。

さて、2点目は、いわゆる不断の努力と申しますか、平時の自主財源の確保、このことにぬかりはないかということでもあります。もちろん、今回の補正予算の中に入っていないことも含めての質疑になるかもしれませんけれども。

いわゆるふるさと納税制度など、大変ありがたい制度であります。全国の自治体が期待をしておりますが、ここら辺はご承知のように不確定、予測しにくい歳入であります。私が今、お伺いをしたいのは、当初予算で46億円と見込んだ市税、あるいはその他各種の手数料、あるいは使用料といったような、大体もらえるだろうと、徴収できるだろうといったような、そういったような自主財源について、不断の努力はしっかりできているかと、ゆるぎないんですかということをお尋ねをしたい。

市長からありましたように、国庫補助金の増額、この道整備交付金などは大変喜ばしいことでもあります。

そして、何よりも地元選出の国会議員、初め、多くの関係の方々のご努力は本当に感謝するところであります。

しかし、同時にその裏負担となる部分については起債をかけないといけない。そして今度は、その起債についてはご承知のように、今年度の紹介にまた交付税措置もありますということですが、結局は行きつくところ最後

は自己財源、自主財源が必要になるわけであります。

先月の末、5月31日が軽自動車税、固定資産税の納付期限でありました。今年は元号のちょうど入れかえもございまして、連休が10日間ありました。そのせいだとは言いませんけれども、大体のところに納税の通知書が届いたけれども、まだ届かないという声は何人かありました。これは今年だけではないかもしれません。

あるいは、投函したけれども、あとは郵便局、郵政の責任になるのかもしれないけれども、しかし、やっぱりいつ投函したということではなくて、いつまでに納税者の手元に届くかというところまで配慮しなければならないんじゃないかと思うんです。

それはなぜかと言いますと、家計が豊かな人だけではないわけであります。自動車税がくるけれども、6月の15日に年金をもらうから、それで返すからその前に納付の分を5,000円貸してくれんなどというような人も中にはいるはずであります。だったら、そのための準備を早く知らせなければなりません。

全員の納税者に確実に納付していただくというための、日ごろからの職員の体制はどうなんでしょうか。

また、市営住宅の駐車場の使用料、市営住宅条例にありますけれども、この駐車場の使用料も払う人と払わない人が非常に多いと、不公平感を訴える市民が何人もいらっしゃいます。支払う人はまじめに2台分も3台分もお願いをして支払うけれども、黙って停めて、あちこち空いたところに無料で停めている人はずっと無料でいくと。こんなことがあっていいんですかと、市は損害を被っているんじゃないですかとまで言う人もいます。

いちいち、ここまで本日は言いませんけれども、今回示された補正予算の根底をなし、

いわゆる返済のための、償還のための自主財源のもととなる、やっぱり安定的な自分たちの市税などの自己財源です。ここの徴収、あるいはそのための市民へのお願いをする、その姿勢というのは、今回補正予算にその数字は出ておりませんが、今回の補正の裏側を見たときに、その普段の取り組み姿勢という、そこら辺は大事な気がいたします。

今回、上程されたことについて、市長にそこ辺の心構えをお伺いをしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、この自主財源の確保というか、私ども職員を含めた大きな役目であるというふうに思っております。

特に、このふるさと納税、これがいろいろと全国的に取り出されておまして、私ども日置市におきましても、本年度は大変激減する予想はしております。その中におきまして、今、市税の中においても夜間対応をしたり、今おっしゃいましたとおり、使用料の問題、住宅使用料、そういうものもある程度厳格にそれぞれとっていかなくやならない。

やはり、一番この自主財源で大事なのが不平等感を市民に持たせない、こういう感じを、感性を職員のみならずそういう協議をしていかなくやならないというふうに思っております。この予算の編成におきましては、特に国県の補助金の月によって、だいぶ大きな上下動はいたします。

ですけど、自主財源に伴いますまちづくりの根底というのは一定しておりますので、やはりどうしても、この一般財源というのを一番頭に入れながら、今後の税収確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（漆島政人君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第48号及び議案第49号の2件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第47号は、各常任委員会に分割付託します。

議案第48号は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第49号は、文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第39 陳情第2号原子力災害避難計画と安定ヨウ素剤事前配布計画についての陳情

○議長（漆島政人君）

日程第39、陳情第2号原子力災害避難計画と安定ヨウ素剤事前配布計画についての陳情を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第2号は、総務企画常任委員会に付託します。

△散 会

○議長（漆島政人君）

以上で、本日の日程は終了しました。

6月21日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。大変ご苦労さまでした。

午後4時05分散会

第 2 号 (6 月 2 1 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
日程第 1	一般質問（14番、7番、17番、3番）
日程第 2	鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

本会議（6月21日）（金曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	大園貴文君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	漆島政人君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	馬場口一幸君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	堂下豪君
市民福祉部長兼市民生活課長	満留雅彦君	産業建設部長兼建設課長	宮下章一君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	松田龍次君	消防本部消防長	上原孝一君
東市来支所長	銚之原政実君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	上秀人君	企画課長	内山良弘君
地域づくり課長	橋口健一郎君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	長倉浩二君	介護保険課長	福山祥子さん
農林水産課長	城ヶ崎正吾君	農地整備課長	東広幸君

上下水道課長 新川光郎君
社会教育課長 梅北浩一君
監査委員事務局長 丸山太美雄君

学校教育課長 渦尾文輝君
会計管理者兼会計課長 地頭所浩君
農業委員会事務局長 上之原誠君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（漆島政人君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（漆島政人君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、14番、山口初美さんの質問を許可します。

〔14番山口初美さん登壇〕

○14番（山口初美さん）

皆さん、おはようございます。私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。

令和元年となり初めての議会の一般質問でトップバッターを務めさせていただきます。年号が変わっても、人々は平和を求め、日々の暮らしに希望をと願っています。私は、市民の皆さんの願いがかなう6月議会にするため、私に寄せられた市民の皆さんの声を市政に届け、その実現のために今回も一般質問に立たせていただきます。

まず1問目は、犯罪の被害者を支援する条例を本市でも制定する考えはないかということをも市長に質問いたします。

犯罪被害者支援条例は、全国の自治体で制定が進む一方、地域格差も目立つようです。九州では、佐賀や大分では、全自治体で制定していますが、熊本県では、南阿蘇村など3町村にとどまり、宮崎県と鹿児島県では、まだ制定されていません。

さて、全く予想できないような事件が次々と起こっている現状がありますが、被害者やその遺族は、心や体に深い傷を負い、突然奪われた命を思いながら、受け入れがたい、納得のいかない現実と向き合いながら、孤立化しがちです。さまざまな角度からの公的な支援が必要ではないでしょうか。

相談窓口の設置、見舞金の支給、治療費や入院費、裁判費用などの貸し付け、市営住宅入居などの配慮、生活支援などなど、支援の内容は、条例のあるほかの自治体を参考にして、本市に合ったものにしていけばよいと思います。

本市でも昨年、5人の方が犠牲となった殺人事件が起きました。とてもショックな事件でした。この事件でたった一人の弟さんを亡くされた男性は遺体と対面され、変わり果てた姿の弟さんを見て、何で弟がこんな目に遭わないといけなかったのかと。顔はぼこぼこで腫れ上がって、無残なありさまだったそうです。悲しくて、悔しくて、どうしようもなかったそうです。失われた命は返ってきません。泣き寝入りするしかないのでしょうか。

本市でも犯罪被害者支援条例を制定し、被害者のニーズに合った支援ができたらと思います。市長の見解を伺います。

2問目は、脱原発についてです。

九州電力は、ことし4月からほぼ2日に1回の割合で出力制御を行い、太陽光発電などの事業主が売電できない状況が続いているそうです。損害など、本市への影響などについて伺います。

また、原子力規制委員会は、川内原発敷地内の特重施設建設、特重施設というのはテロ対策の施設でございますが、2020年3月までに完成しなければ原発の停止命令を出す旨の決定をしました。1号機も2号機も40年運転の原則からすれば、特重施設が完成しても、あと二、三年しか使えないわけですから、本当にもったいない。

莫大な費用をかけて安全対策をするよりも、川内原発を停止し、そのまま廃炉にすべきだと私は考えますが、もちろん原発を停止する権限は市長にあるわけではありませんが、市長のご見解を伺いたいと思います。このことについて市長がどのようなお考えを持ってお

られるのかは、とても重要だと私は考えております。

さて、次の3問目は、受動喫煙対策についてですが、今回は特に新しいたばこ商品、火を使わない加熱式たばこと電子たばこを含めたたばこの健康への悪影響の学習・周知など、受動喫煙対策について伺います。

ここ数年、新しいたばこ商品が登場し、煙が出ないとか、健康リスクが少ないと宣伝されていますが、実際はそうではないようです。私は、特に子どもたちが受動喫煙の被害に遭うことが極力ないようにしたいという思いで、今回もこの問題を取り上げました。

加熱式たばこでも受動喫煙は発生します。吸った人から吐き出される呼出煙によっても受動喫煙は十分生じますし、またニコチンを含まない電子たばこも無害ではありません。溶液を気化させるために使用するアルコール類が過熱により変性し、ジェチレングリコールなど多くの有害物質が発生していることが確認されています。ニコチンが入った電子たばこも、実は違法に売買されています。このように新型たばこにも危険が潜んでいるのです。

まるで従来のたばこと違って、いかにも安全のように宣伝されている新型たばこですが、安全ではないことを学習する機会をつくる必要があるのではないのでしょうか。市民にも子どもたちにも知らせていくことが必要ではないのでしょうか。繰り返し学習したり知らせることが、健康被害をなくすことにつながると考えます。市長と教育長に、今後どのように取り組んでいかれるかを伺います。

4問目は、学校給食の無償化についてです。

格差と貧困が広がり、子どもの7人ないし6人のうち1人は貧困と言われる今、どんな家庭の子であっても、平等に給食を食べられるということが、とても大切なのだと私は今思っています。

それに、給食って楽しいですね。私自身も学校の中で給食が一番の楽しみでした。栄養のバランスもいいし、みんなでわいわい食べられる給食は何ともおいしいのです。食べながら友達と笑顔で会話したり、いろんなことがあったり、さまざまな事情を抱える子どもがいる中で、とても重要なことだと思います。

本来、給食は教育の一部です。ですから、就学援助制度の対象にもなっているのです。しかし、就学援助は申請しなければ受けられません。わざわざ申請をしなくても、みんなが安心して食べられるように無料にすることは、みんなの願いではないでしょうか。

私たちの日本国憲法には、義務教育は無償とすると憲法第26条第2項に明記されています。学校給食は教育活動の一環であることは、誰もが認めるところです。食育を推進することは、教育の大きな柱でもあります。直接、保護者の経済負担を軽減することは、子どもの貧困対策としても有効ですし、また定住や転入を促進するためにも有効と考えますが、給食費を無償化する考えはないか、市長と教育長に伺って、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の犯罪被害者支援条例を制定する考えはないかということの、その1でございます。

国との適切な役割分担を踏まえまして、犯罪被害者や家族に寄り添って支援することは市の責務であり、非常に重要であると考えております。現時点では第3次犯罪被害者等基本計画に基づく鹿児島県犯罪被害者等支援の方針に連携いたしまして、協力することで対応してまいりたいと考えております。

2番目でございます。市といたしましては、犯罪被害者が全国どこにいても同じ支援を受

けられるよう、より広域的な視点での支援が必要と考えていますので、鹿児島県とも情報交換を行い進めてまいりたいというふうに考えております。

2番目の脱原発のその1でございます。

太陽光発電等の再生可能エネルギー出力制限については、九州電力株式会社のホームページ上で情報提供しており、今年度も4月1日から5月13日までの間に、九州本土全体で計30回の出力制御を行っております。

本市の太陽光発電事業者への影響については、同社に対し問い合わせしたところ、個別地域の情報提供は持っていないということであり、把握はできなかった状況でございます。

2番目でございます。原子力のないエネルギー政策はきちとつくっていくべきだというふうに考えております。施設が存在する現状において、市民の安全・安心のための対策が一番必要であると考えております。

3番目の受動喫煙防止対策についてということでございます。

たばこの健康への悪影響については、これまでも元気まつりや健康教育などの機会において、普及啓発をしてきております。また、受動喫煙防止対策につきましても、健康増進法に基づき、行政機関の敷地内を原則禁煙に向けて取り組むとともに、たばこの煙のないお店の登録を関係機関と連携を図りながら取り組んでいるところでございます。

4番目の学校給食無償化については、教育長のほうに答弁させますので、よろしく願いします。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、ただいまの3番目の受動喫煙防止策についてお答えをいたします。

学校では、保健体育などの時間にたばこの煙には有害物質が含まれ、体へさまざまな悪影響を及ぼすことなどを学習しております。

また、保護者に対しても、さまざまな機会を通して受動喫煙や未成年者の喫煙防止のための周知や啓発を行っております。さらに今後も、学校敷地内禁煙の徹底を図り、児童生徒等の受動喫煙の防止に努めてまいります。

続きまして、4番目の学校給食費の無償化についてでございます。

現在は、法に基づいて授業料及び教科書は無償となっています。

学校給食につきましても、要保護・準要保護者に対する補助を、これまでも行っているところです。

児童生徒全ての学校給食を無償化するには、継続的に多額の予算を要することから、今のところ考えておりません。

以上でございます。

○14番（山口初美さん）

ご答弁、一通りいただきましたので、また1問ずつ伺ってまいります。

先ほどの犯罪被害者支援条例のことは、今のところ制定を進めるというようなことにはなっていないようですが、鹿児島県の犯罪被害者等支援の方針に連携、協力することで対応してまいりたいというようなご答弁でございましたが、この具体的な中身についてご説明をお願いしたいと思います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

鹿児島県の犯罪被害者等の支援につきましては、鹿児島県を初め、警察、医療機関、弁護士、福祉機関、検察庁と連携しましてやっております。その中でもとりわけ、公益社団法人鹿児島犯罪被害者支援センターのほうに被害者の窓口となり、問題を進めているところですので、それらと連携、協力しながら進めていきたいと考えているところでございます。

○14番（山口初美さん）

これまでに県と協力して、連携して何かされた、そういう実績がございましたら、ご説

明をお願いします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

昨年の日置署管内での相談事例は、刑事事件で7件、交通事件で2件と、警察署管内では把握をされておりますけれども、実際に犯罪支援者センターを通じて私どもに相談があった件数は1件でございます。

○14番（山口初美さん）

わかりました。仕事中に被害に遭えば労災、労働災害になるでしょうが、犯罪の被害に遭っても泣き寝入りということが実際は多いようです。被害者が悲しみを乗り越えて、少しでも前に進んでいけるような被害者支援条例ができることを願って、私は提案させていただきました。

先ほどもご答弁にもありましたけれども、日本国中どこに住んでいても、同じように支援が受けられるようになればよいと思います。国や県でしっかりとしたものができるとは思いますが、実際、自治体によっては努力して、そういう条例をつくって対応しているところもあるわけでございます。今後、本市での条例制定の検討、研究を進めていただくことを期待しますが、再度、この点についてご答弁をいただいて、次の質問に移りたいと思います。

○市長（宮路高光君）

さきも答弁させていただきましたとおり、まずはこのことについては広域的な部分ということで、県がつくっていかねばならない。私どもは県がつくった中において、各市町村が連携をしながら、また、まだ今は宮崎、鹿児島、沖縄ですか、そういうところはつくっておりませんが、南九州が一つになってやり、そういう部分を一緒に、個々がそれぞれつくってみても、犯罪被害者の問題については、対応はし切れないというふうに認識しておりますので、県と今後とも打ち合わせをしながら、進めさせていただきたいと思って

おります。

○14番（山口初美さん）

今もご答弁いただきましたけれども、本当に犯罪のない安心・安全な社会を私たちみんなで作っていかねばなりません。不幸にして犯罪の被害に遭った人たちや遺族に何の支援もない、冷たい社会では、余りにもかわいそうな気がします。

公的な支援、このような被害者への支援条例などが必要のない社会にしていくことが一番だとは思いますが、次から次に事件は起こって、誰でもよかったなどというような、偶然、そこにいた人が犠牲になることも多くなっていますので、今後もまたアンテナを広く広げていただいて、支援が必要な、そういう被害者があった場合には、対応していただきたいと思います。要望しておきたいです。

次の原発の問題に移りたいと思います。

今6月下旬ともなりますと、やはり日中は暑くなりまして、電力の供給バランスがとれてきているようです。エアコンなどで電気をたくさん使うようになって、だんだん出力制御しなくてもよくなってきているようです。

被害の状況についてはつかめないというふうなことで、ご答弁をいただきましたけれども、つかむ努力は必要だったのではないかなというふうに私は考えますが、直接太陽光発電の事業者に尋ねるだとか、状況を聞くとか、そういうことはされなかったのか、その点について伺いたいと思います。

○企画課長（内山良弘君）

個別に確認はとっておりません。

○14番（山口初美さん）

たびたび出力制御などが行われますと、せっかく日置市で進んでいる再生エネルギーの活用がストップするようなことになったらいけないというふうに私は考えております。市長も同じ考えだと思んですが、その点はいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に私ども日置市に一番大きな南国殖産、大和電機、特に先般、南国殖産社長とお会いする機会にお話をしたら、停止が、それは約1,000万円損害があったと、そういう大まかな形ではお聞きしておりますけども、それぞれ、今さっき言ったように、そういう大きなところは数カ所持っておりますので、どこがどれだけという具体的な、会社自体もそういうものを持ってないというのが実情でございました。小さいところについては、さほど影響はないんですけど、大型の太陽光を設置しているところには、少なからずこういう停止をすれば、経済的な影響というのは出てくるというふうに認識しております。

○14番（山口初美さん）

わかりました。それでは、特重施設のほうの質問に移りますが、テロ対策の特重施設というのは、新規制基準で設置が義務づけられました。航空機衝突などを想定して、遠隔で原子炉を操作する緊急時制御室や非常用の電源、注水設備を含んでいます。

特重施設の猶予期限は、最初、新規制基準施行から5年の2018年7月となっていましたが、工事が間に合わないとの九電からの申し出があって、規制委員会はそれを期限を1年延ばしております。

猶予期限後に特重施設がなければ基準不適合になります。その状態で運転が認められないのは当然だと思います。市長もその認識でおられると思います。確認の意味でご答弁をお願いいたします。

○市長（宮路高光君）

このことについては、私も当事者じゃないし、いいかげんなことも言えないというふうに認識しております。特に規制委員会のほうで、そのように1年延長して1号機が3月、2号機が5月と、こういう期限があります。そういう状況を見守らせていただかなければ、

私のほうでそれがどうこうという立場じゃございませんので、ご理解してほしいと思います。

○14番（山口初美さん）

わかりました。莫大な費用をかけて安全対策、特重施設建設ということは今申し上げておりますが、この莫大な費用というのは、九州電力側の答弁で約1兆円ということがわかっております。これは一般質問で既に取り上げた問題でございますが、これだけのお金をかけて安全対策をする本当の目的は、1号機と2号機をあと20年延長して運転すること、あるいは3号機を新しく増設することだと考えられると思います。

私も所属しております原発ゼロをめざす鹿児島県民の会は、5月31日に九州電力に対しまして、特重施設建設ではなく、川内原発を停止し、そのまま廃炉にするように申し入れを行いました。

市長は、このような市民運動団体が九州電力に対しまして、事あるごとに申し入れを行うとか、いろいろな行動しておりますけれども、このようなことをどのように感じておられるのか、評価しておられるのか、一言伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

私、いつも答弁しているとおり、今後、原子炉というのは新設すべきじゃないと考えております。今あるものについては、大変莫大な費用も要っておりますので、需要の供給のバランスの中で、安全性を大事にしてすべきであるというふうに思っておりますので、基本的には将来的に日本においては、原子力というのは廃炉の方向に進んでいくべきであるというふうに認識しております。

○14番（山口初美さん）

よくわかりました。市長は、これまでの私の原発に関する質問の中でも、3号機増設については、増設はあり得ない、増設すべきで

はないという考えをはっきりとご答弁いただいております。

また、1号機、2号機、もうすぐ40年ですが、運転をあと20年延長するというような話も余り好ましくないと、するべきではないというようなご答弁をいただいていると思います。市長のそういうご見解で、私たちも大変心強く思っているところでございます。

さて、九州電力の方が時々、市長のところに以前訪問してきておられましたけれども、今も見えるのでしょうか。また、今でも時々いらっしゃるのであれば、何の目的でいらっしゃっているのか、その辺を伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

特に鹿児島営業所の方が私どものところに転勤になったり、また重要なことが起こったりというときには説明に来ていただいておりますので、今後におきましても、そのように重要な変更があったり、また定期的に人が変わった場合、こちらのほうにおいでいただいて、その状況を詳しくいつもお話をさせていただけるようお願いをしております。

○14番（山口初美さん）

18日の夜、10時22分ごろに震度6強ということで、新潟で地震がまた起きました。私たちは本当に地震大国日本の中で、原発の危険と向き合いながら暮らしています。地震があれば反射的に、原発は大丈夫なんだろうかと考えてしまいます。火山にも囲まれています。多発するさまざまな災害と原発事故が重なったら、私たちは一体どうしたらいいのでしょうか。不安は募ります。

平和なこの町で安心して暮らしたい。あすの暮らしに希望をと願う私たちには、原発はないほうがいい。これはみんなの共通認識だと思います。一体いつまで原発の危険と私たちは隣り合わせで暮らさないといけないのでしょうか。こういう問いかけに市長だったら、

どのようにお答えになりますか。一言でいいですから、答えていただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

一言でこのことに、私は当然九州電力だったらできると思っておりますけど、さきも申し上げましたとおり、今後、この原発については廃炉の方向に進んでいく、そういうことしか、今の時点で答弁はできないというふうに思っております。

○14番（山口初美さん）

わかりました。野党共闘で昨年、国会に衆議院に原発ゼロ法案を提出しましたが、審議されないままとなっています。安倍政権は、原発の再稼働をさらに進めるなど、原発に固執した政策を進めています。この背景には、原発ゼロを求める国民の願いよりも、アメリカや一握りの巨大原発メーカーの利益を優先する、財界中心の政治のゆがみがあります。このゆがみを正す必要があります。

一たび事故を起こせば、人の手に負えない原発は、ビジネスとしても成り立たないことが、福島原発事故で示されました。福島の原発事故は、いまだに収束しないまま、既に国などによる出資や立てかえ分は10兆円を超えています。これらのお金も税金や電気料金を通じて国民が負担しているものです。このことから原発のコストは高いということがはっきりとわかりました。

今後、まだ幾ら負担することになるのかもわかりません。負担は見通しすら立たない、底なし、見当もつかないのです。市長は、このようなコストの問題については、どのようにお考えか伺います。

○市長（宮路高光君）

今までの経緯の中におきまして、石炭、石油から、日本にはそういう自然のエネルギーがないという部分で、原発のほうに方向的に向かったというふうに思っております。

今も再生エネルギーの価格と原発とすると、

基本的にそういういろんな莫大な費用はかかるんですけど、原発のほうが安いという評価に、私は報告書でいただいております。

今から再生エネルギーをしていけばしていくほど、恐らく電気料金というのは、それに積み重ねられてくるというふうに感じております。ここあたりの部分の、市民の皆様方に少なく影響のない形の中で、エネルギー政策というのを取り組んでほしいというふうに思っております。

○14番（山口初美さん）

今、市長のご答弁に問題があるかなというのがありましたけれども、本当に原発事故は収束していないし、そのためにまだこれから幾らお金がかかるかもわからない。これまで10兆円というような、そういうお金が積み込まれている現実があるわけです。

認識を少し変えていただけたらと思いますが、その危険な原発に比べて再生可能エネルギーは安全ですし、地域に根差したエネルギーで、その担い手は市民や地域、中小企業などです。雇用効果は原発をはるかに上回ります。日本には太陽や風力、水力、森林、地熱など豊かな再生エネルギーの資源があります。原発に頼る必要は全くありません。

ここで市長に伺いますが、本市の再生可能エネルギーの普及は相当進んだと思われませんが、どのような状況ですか。わかっている範囲でお答えいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

このエネルギー問題については、私どもも地域エネルギー株式会社を日置のほうに設立をさせていただき、まだ今2万2,000戸ぐらいの戸数ですけど、私は今の日置市の中で、このエネルギー会社の中で全部賄えるというふうに思っております。

今、このことを九電に販売したり、いろいろとやっております。今後におきましても、今あるそういう再生エネルギー、日置市の場

合については、今、太陽光、風力、水力、この3つをやってもらう。バイオマスまでは行っておりませんが、基本的にはやはり若干、私も補助事業とか、いろんな携わっておりますけど、コスト的には大変高い部分があるというふうに認識しております。

自分でやってみて、そういう部分も、今会社をつくりながら、雇用しながらやっておりますので、実態は十分、議員以上にそこあたりの実態は、私のほうがわかっているというふうに認識しております。

○14番（山口初美さん）

わかりました。原発ゼロ、再生エネルギーへの転換は、地域に利益や雇用をもたらす、地域の自立的発展につながります。本市での再生エネルギー発展に市長は期待し、展望も持っておられるということがわかりましたので、次の質問に移りたいと思っております。しっかり取り組んでいただいていると評価しております。

さて、次のたばこの問題です。

本当にいろいろ取り組んでいただいていると評価はしておりますが、加熱式たばこ、健康への影響は従来のたばこと同じで、それ以外にも血管内皮細胞を傷つけやすいことがわかっています。東京都の医師会が発表した加熱式たばこの煙が含む有害成分量は、従来のたばこと比較した場合、アセトアルデヒド22%、ホルムアルデヒド74%、アクロレイン82%、ニコチン84%というように有害な物質がかなりな量、含まれているということがわかります。

発がん性については、20年から30年たたないとわからないのかもしれませんが、私たちは今、壮大な人体実験をしているとも言えるのではないのでしょうか。健康づくり基本条例を制定した町の長として、このような点について、どのように市長はお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

健康づくり条例も作成させていただきまして、特にたばこを吸う方々に対します常識といますか、こういうものを他人に迷惑ない、私どもも喫煙の場所とか、いろんなものを作ってございまして、基本的には公共施設を含めた中で、今まではある程度されておりましたけど、分煙室等があれば吸われたけど、恐らく敷地内というのは、学校もですけど、私ども役所も無理になるというふうな認識しております。

ここあたりを含めて、また愛好家の方もいらっしゃると思いますし、大変なことだというふうに感じておりますけど、基本的に受動喫煙という部分について、他人に迷惑をかけない、そういうたばこの吸い方というマナーを、きちっと学んでいただきたいというふうに考えております。

○14番（山口初美さん）

さて、日本はたばこの値段が安いんです。日本では一箱500円のたばこが海外では1,500円以上だそうです。そして、たばこのコマーシャルが日本では野放しです。新聞やテレビ、映画などにも当たり前のようにならばたばこが登場しますが、外国では例えば昔の映画を上映するときは、たばこにぼかしが入るそうです。日本ではそのまま流しています。

また、たばこのパッケージも大きな違いがあるようです。外国では、たばこのパッケージにがんや脳卒中、慢性閉塞性肺疾患などの恐ろしい写真を使っているそうですが、日本では小さい文字で書いてあるだけです。

このように日本と外国では大きくたばこの扱いが違ふようです。なぜ、このように違ふのでしょうか。市長と教育長は、この点については、どのように思われますでしょうか。

○健康保険課長（長倉浩二君）

世界各国と日本のたばこに対する扱いの違いということだと思いますけれども、歴史的

な面もあるんでしょうけれども、葉たばこ作ということ、かつて農業の中に占める割合ということ、非常に重要な位置を占めていたというところもあったのかなというふうに思っております。また、それがまた専売という形で、いわゆる独占の形で販売されてきたということも、こういうたばこに対する認識の違いがあるのかなというふうに感じております。

○14番（山口初美さん）

難しいかもしれませんが、私は最近、ご主人が電子たばこに変えたという奥さんのお話を伺う機会がありまして、そのことを少しここでご紹介したいと思います。

以前、煙の出る従来のたばこを吸っていたときは、家の外に出て吸っていたそうですが、新しいたばこは煙が出ないのをいいことに、家の中で吸うようになったそうです。しかも、前よりも本数がふえて心配なんだそうです。本人の体も心配ですし、子どもたちや家族への影響も本当に心配だというお話でした。

市長や教育長の周りにも、従来のたばこから新型たばこに変えた方がいらっしゃるんじゃないかと思うんですが、その様子を見られて何か感じておられることがありましたら、一言ずつご紹介をいただけたらと思います。

○市長（宮路高光君）

私も以前吸ってございましたから、そんな大きなことは言えませんが、吸っている方は大変肩身の狭い思いで吸っていると思っております。特にまだ私ども日置市のほうにも、たばこづくりの方が七、八名いらっしゃいます。そういう方々も農業の所得で生計を立てておりますので、ここあたりの部分についても、配慮していかなきゃならないというふうに感じております。

○教育長（奥善一君）

私も市長と同様に、以前、長いことたばこを吸ってございましたので、たばこを吸う方の

気持ちというのわからないではないわけ
でございます。

しかしながら、そういう新しい商品に変え
られた方々というのは、ご自分なりに自分の
健康、それから周りへの影響というのをかな
り意識されて、努力をされているんだとい
うふうに思っております。

子どもたちを守るという観点からは、今議
員がおっしゃったようなことも、正しい知識
を子どもたちにしっかり指導していきながら、
守っていく必要は当然あると思っております。

○14番（山口初美さん）

少し話にくい、そういうこともお話しし
ていただいてありがとうございます。

さて、禁煙しようとしている人に加熱式た
ばこを進めるコマーシャルがあるようなん
ですが、加熱式たばこは、ニコチンの量は従
来のたばここと大差がない上に葉っぱの量
は少ないために、ニコチン塩——塩です
ね——として化学物質が大量に加えられて
いるそうです。そのために中毒性が強く、
普通のたばこよりもやめにくいというこ
とがわかっています。

こういうことを意識的に位置づけて、宣
伝したり学習したり対策をとっていく必要
があるのではないかと思います。子どもたち
にも自分の身を守ることをして、たばこの
新型たばこを含めて、危険性というか、有
害性については教えていく必要があると思
います。

6月2日にせつぺとべというイベントがあ
りました。喫煙所はたくさんの方が行き来
するど真ん中の木のところに設置されてい
ました。このイベントはご存じのように、
多くの子どもたちも参加しますし、市内
外からたくさんの方々がお見えになるん
です。イベントなどの喫煙所の設置につ
いては、何か基準というのが設けられて
いるのか、その辺について伺いたいま
すが、いかがでしょうか。

○商工観光課長（久木崎勇君）

イベントについては、特に設置の基準等は

設けていませんが、最近ではJTと連携して
テントを張るなど、ほかの人と差別をして、
イベント時は配慮を図っているイベントも
ございます。

また、せつぺとべについては、また今後
検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○14番（山口初美さん）

室内の禁煙については、本当に大分守られ
てきておりますが、むしろ、屋外での受動喫
煙対策が本当に必要だと思っております。取
組みが、まだまだ細かい気配りとか、そう
いうのが足りないような気がしております。
基準がないのなら、しっかりとこういうと
ころに設置すべきだというような、そう
いうものを示していただけたら、またやり
やすいのかなというふうに思えます。

先週は文書配布でした。回覧板のがん検
診、肺がん検診のプリントの中にも、たば
この健康被害についても書かれておいま
したし、5月31日は世界禁煙デーでは
したが、禁煙週間について防災無線で
の呼びかけなどもされておりました。

健康保険課もしっかり取り組んでいただ
いていることは評価したいと思えますが、
これからはまだまだみんなで気をつけて、
受動喫煙対策を進めていく必要があると思
い、今回も取り上げました。また、たば
こを吸う人が一人でも二人でも減るこ
とを願って、次の質問に移りたいと思
います。

学校給食費の無償化ですが、給食費の滞
納の状況、また就学援助制度、どれぐ
らいの子どもたちが援助を受けられて
いるのか、その点について少しご説明
をいただきたいと思えます。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）

給食費の滞納でございますが、平成30
年度末で250万7,687円、62件が未納

となっております。

それから、就学援助の認定状況でございますが、708件の申し込みがありまして、要保護が48件、準要保護が442件ということで、約11%ぐらいの児童生徒を認定しております。

○14番（山口初美さん）

鹿児島県内では、南さつま市が学校給食の無償化を実施しているということは、かなり有名でございますが、無償化したところの住民の皆さんの声を少し紹介しますと、母子家庭のお母さんがバイトを一つ減らして、子どもと触れ合う時間が持てるようになった。政治に関心がないという若いお母さんが、給食費の無料化で政治に興味を持つようになった。

それから、外食などぜいたくだったけど、二、三カ月に1回ぐらいは家族で外食ができるようになったとか、それから給食費の未納、滞納に対する児童生徒の心理的負担が解消された。これは保護者だけでなく、児童生徒の心理的な負担が解消されたということ。

それから、子育て世代でなくても、高齢者の方も子どもは宝だ、いい政策だと歓迎されているという、そういうことも上げられております。

先ほどの教育長のご答弁でも、学校給食法では、食材は保護者が負担することになっていまして、しかし、負担割合については、何も決められておりませんが、文部科学省は、負担の割合は地域の実情に応じてという通知を出しています。

本市では、食材費の保護者の負担割合はどのようなことになっているのか、伺います。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）

食材費につきましては、小中学生、幼稚園あわせまして、年間で1億8,500万円、運営費に関しましては、今年度分の総額予算としまして1億4,200万円となっております。

ます。

○14番（山口初美さん）

わかりました。就学援助の中での給食費は、全額が補助されているのかどうか、その点についても伺いたいと思います。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）

就学援助の中でも給食費は入っております。失礼しました。実費に対して8割という形での支給をしております。

○14番（山口初美さん）

就学援助の中でも8割しか補助がされていないということがわかりました。全国の今78の自治体で、市町村の独自の努力と工夫によって、学校給食費の無料化が実現しております。できるか、できないかではなく、これをやりたいのか、やりたくないのか。義務教育は無償の憲法理念を生かして、本市でも、どの子にもおいしい給食を無償で提供したいと思っておられるのかどうか。市長にこの点は伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的に持続的な、安定的な財源、私はこれが第一だと思っております。ただ私ども政治家としては公約という部分がありますけど、南さつまのほうも、ふるさと納税という大変基金が出て、これを使おうとしました。ですけど、これが本当に今後、今までどおりまたふるさと納税が集まるのかどうか、ここが大変不安視されている部分もございます。どこかを削っていかなきゃならない。

そういう部分の中で、ほかの市町村も十分検討しながら、今後無償化したほうが、子どもたちにとって教育の中で、今高校まで恐らく無償化という、授業料も保育園からなりますので、子育てをしやすい環境にはなるというのは十分わかっておりますけど、それに財政的についていける自治体がどこまであるのかどうか。ここあたりもきちっと検証しなが

ら、無償化という政策には検討していく必要があるというふうに思っております。

○14番（山口初美さん）

国にきちんと給食費無償化、それから義務教育無償化、このことについてきちんと国が政策としてやっていくように要求していくことも大事かと思えます。時間がなくなりましたけれども、本当にどの子にもおいしい給食を無償で、近い将来実現できることを願って、この点について再度市長の総括的なご答弁をいただきまして、私の一般質問を終わりたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

先般も全国の市長会ございまして、特に無償化の問題、最初、私ども国が全部見るつもりでございました。それが3分の1以上、市町村に負担が来ると。ことしの10月いっぱい、10月以降のことしいっぱいは国が見ますけど、それ以降については、市町村で見えないかなきゃならない。

今ご指摘のとおり、こういう無償化するにおいては、国策として、きちっとした法律をした中において、私は給食費も含めて、無償化するなら、国のほうがもう少し責任とってやっていくべきだというふうに思っております。

○議長（漆島政人君）

次に、7番、山口政夫君の質問を許可します。

〔7番山口政夫君登壇〕

○7番（山口政夫君）

それでは、通告に従い一般質問を行います。

まず1問目、日置市施設利用促進協会の運営と今後の展開についてお伺いします。

日置市施設利用促進協会は、平成31年ごろに旧吹上町施設利用促進協会として発足し、事務局を行政内部に設置。市町村合併に伴い日置市となってからも、行政内部で事務局を行っていました。

そこで、次の3項目の質問を行います。

まず1項目め、日置市施設利用促進協会規約では、行政と協働のもとに大会や合宿等を誘致し、体育施設等の利用促進を図るとあります。

チーム報償規程には、吹上公園施設使用、また、推進費規程にも吹上公園施設の有効活用を図るため、推進費を適用するとあります。

この補助金は、日置市の全スポーツ施設を対象ではなく、吹上地域に特化した補助事業か伺います。

2項目め、吹上地域スポーツ施設に特化した補助事業であるならば、日置市内の全てのスポーツ施設利用を対象とし、宿泊部事業所、弁当部会事業所も、日置市内の業者を対象に事業展開すべきと考えるが、市長の考えを伺います。

3項目め、ことしから施設利用促進協会事務局を置き運営していますが、日置市内のスポーツ施設利用、宿泊・弁当部会の日置市内の業者を対象とした補助事業とするならば、一般社団法人日置市観光協会の定款目的に、当法人は、日置市における観光事業の振興と物産の販売促進を図り、もって地域産業の発展と社会福祉の向上に寄与することを目的とした事業を行うとあります。

施設利用促進事業は、一般社団法人日置市観光協会へ事業委託し、推進を図るべきと考えるが、市長の方針を伺います。

2問目、農業構造改善センター活用状況と今後の運営について質問します。

日置市農村センター条例に、農産加工技術の習得及び農業後継者の育成、地域農業の振興を図るため、日置市農村センターが設置されています。販売を目的としたセンター使用は、7つの加工班があり、市長が特別に認め活動を行い、事業成果も出ている。生活改善グループ、また、市民より、加工班としての認可はもらえないのかと聞きます。

そこで伺います。現在、10施設に7つの加工班が存在します。加工班の高齢化、後継者の問題、市場のニーズの多様化など対策が望まれます。

そこで、新たに販売を目的とした加工センター使用の希望者に認可を行い、加工センターの有効活用と地域農業振興を図り、現代社会のニーズに対処すべきと考えるが、市長は取り組まないか伺います。

以上、2問4項目の1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の日置市施設利用促進協会の運営と今後の展開という、その1でございます。

日置市施設利用促進協会では、現在でも、吹上浜公園施設以外のほかの市内体育館施設等も活用した大会を誘致しているところでございます。

また、現規程については、条文を改正するとともに、今後においても、さらなる市内全域の体育施設を対象・活用した大会誘致等を推進していくことが当協会には確認しているところでございます。

2番目でございます。先ほど申し上げましたが、現在でも吹上地域以外の体育施設等を活用しております。また、当協会の運営の充実や、設置目的でもあります地域の経済効果に資するために、各部会の事業所を市内全域に展開することは必要であるものと考えております。

当協会においても、このことは認識されており、今後は、市内全域を対象にした加入促進を行うと伺っております。

3番目でございます。本年度から当協会の運営を充実することによる、さらなる交流人口の増加や地域経済の活性化等を図るため、専任の事務局を置いた体制で運営が開始されております。

まずは、市内全域の体育施設等を活用した大会誘致の促進や、対象事業者の拡大など、当協会の事業の充実や確立が早急な課題であると考えております。

ご指摘のありました観光協会への業務委託につきましては、観光協会も一般社団法人化しスタートしたばかりでございます。双方の事業展開等も十分考慮の上、協議・検討をしたいと考えております。

2番目の農業構造改善センター活用状況と今後の運用について、その1でございます。

生活研究グループに加入され、個人ではなく、グループとしての活動であれば基本的には認可できると考えております。また、既存の加工品と競合せず、地場産品を活用した新たな商品の開発、必要な取り組みがあると認識しております。

以上で終わります。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時10分とします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（山口政夫君）

訂正をお願いをしたいと思っております。

先ほど冒頭に、利用促進協会は平成13年ごろというのを、間違って31年と発言したようでございます。平成13年ということで、訂正をよろしく願います。

それでは、1回、市長の答弁をお伺いしまして、ほぼ私が疑問に思っていたのが解消といたしますか、まず1項目にしましても、今現在も吹上だけではなく、私も決算資料を見せていただきまして、大会誘致も伊集院を行ったり、日吉の体育館を活用したりと、そこは今回把握できました。

ただこの資料にも書きましたとおり、事業費の中に規程に吹上地域という特化した書き方が気になったものですから、ここをご指摘させていただいたところですが、日置市全体に宿泊業者、それから弁当部会の業者さん、そういうところも今後は案内するというところでございますので、ここはぜひ速やかな対処をお願いしたいと思います。

それと3項目です。私、当初から一番気になったのが、このスポーツ施設、それと宿泊業者さんの推進を図るのであれば、こうして旧吹上町でこれは設置されて、日置市に合併した後も使われて、継続しているわけですね。いただいた資料を分析しますと、平成28年は宿泊者が4,095人、料金的にも2,370万円、それと弁当も7,119個、そんで365万9,600円という、事業としては成果が出ていると思います。これが日置市全体となれば、またもう少し貢献といいますか、そういうのが広がるのではないかと考えております。

それで、ただ気になるところが、この市の今度500万円、たしか補助がふえたと思います。例年は200万円ちょっとの補助事業でした。ところが、500万円というのが、さっき申しましたとおり、事務局長を置いて、専任の職員を2人にふやしたということだろうと思います。そうすれば事業成果というのは、もうちょっと期待できるのかなと。それと日置市全般を対象とすれば、まだ広範囲で事業の展開ができるのかなと考えているところです。

ただ報償費、推進費、それと需用費っていう、実際合宿に来ていただいた方、大会を主催した方々に対する講師料とかお土産代とか宿泊用セットとか、いろんなものを補助といいますか、支給されております。実質、補助事業の中で18%、つまり691万8,000円の中で125万円、18%しか利用されていない。あとが人件費が多いのかなということ

も懸念しております。

そういうことも含めまして、まして3項目めで発言しました観光協会に事業委託したらいかがでしょうかというところが、結局、観光協会というのは定款でもありましたとおり、日置市の観光やら事業をやるということで、補助事業でやっているわけです。その中の一つの事業部としてやれば、両方の仕事を持つと思います。そういうことで人件費の削減とか、より効果のある事業の実績が望めると考えております。

市長が答弁で申されましたとおり、観光協会もことしから一般社団法人としてスタートし、それで施設利用推進協会のほうも、ことしから事務局長を置いて、新たな体制でスタートしたわけです。答弁にもありますように、事業展開を見てみないとわからない。確かにそうだろうと思います。ただ、観光協会も一般社団法人となれば、事業収益を上げて事業をします。できるだけ補助金に頼らずに運営ができるような活動もできると考えております。

そういう意味からも、再度、市長にお伺いします。そこらを今後十分検討いただけるのか、そこらをもう一遍、お願いします。

○市長（宮路高光君）

今、日置市利用促進協議会となっておりますけれども、前身が吹上地域にしたことを引き継いでして、特に今ご指摘ございました、規定文が、まだ若干そういう言葉が残っている文がございますので、そういうものは基本的に全市のほうに変える方向の中で、規定も変えさせていただきたいと考えております。

ご指摘のとおり、今回から、今までは利用促進の事務局を含めて、行政がやっておりました。これをどうしても切り離していかなきゃならないという部分の中で、今回専属の局長というのを選任させていただきました。これは今までの補助金の適正化法を含めた中で、

違法的な部分もあったというような認識しておりますので、別なところに所在を含めて、この協議会というのはやっていきたいと思っております。

そのためには、これ運営する人がいなければできない。今回、ちょうど私ども職員の中で退職した者がおりましたので、これが今まで何十年もやってきた方だったものですから、これを専属的にしてみようと。そうする中で、また新たな展開が生まれるというふうに思っております。

ご指摘のとおり、観光協会という部分もございませぬけど、基本的には私も年2回、福岡と宮崎方面、2回、自分自身も高校、大学に誘致活動に行きまして、そうする中において、それだけしても、こういうスポーツ的なものというのは、大変待っておられるようなものじゃないし、またそういうふうにして何十年というキャリア、また何十年の人脈、こういうものをつないだ中においてしか来れない。

特に今吹上の場合については、特に宿泊施設が若干ございます。日吉にもそんなにない、伊集院もない、東市来もそんなにない。えてして、どうしても吹上のほうに見えがちなんですけど、これは宿泊施設があるという部分の中で、そのような部分で吹上のほうに特化されておるようになりますけど、今後いろいろと大会を、今合宿補助等もやっておりますけど、これは夏休み、春休みと、今局長に申しているのは、1年間、それぞれの大会ができるスタイルで、日置市に多くの子どもたちが来る。そういう仕組みづくりを今後考えてやってほしいと。

観光協会なんかにするよりも、私、とりあえずこの部分の中で、利用促進協議会の中で、この1年間、2年間やってみて、結果がどう出るのか。そういうことを含めた中で、今後のことについては、観光協会があるかもしれ

ませんが、利用促進協議会の新しい専属の局長をつくりましたので、彼がどこまでどういう展開していくのか。こういうことも結果も見ながら、また金額的にも人件費を上げましたので、そういう結果も今後見てみなければ、早急にこの方向性ということじゃ難しいというふうに思っておりますので、そこあたりもご理解してほしいと思います。

以上です。

○7番（山口政夫君）

今市長が申されたとおり、私も早急な観光協会への委嘱事業ということは、具体的には考えておりませんでした。全体の中で2年、3年というサイクルの中で検討して、十分検討していただきたいと。そうする中でよりいい事業の予算に対する成果というのが、これ以上の成果が出るように感じるもんですから、そこは改めて検討をじっくりしていただくように申し添えて、最後の2問目に移らせていただきます。

これも答弁で、生活改善グループに加入していただいて、申し込みがあれば基本的には認可できると考えておりますというご答弁をいただきました。なぜ、私もここをお願いしたかといいますと、以前加工班の皆さん、退職された方から、いろいろお話、お伺いしました。その当時に農林水産のほうでご相談申し上げましたところ、いや、当面は加工班は認可はできませんというような話でございました。

そういう中で、市民の皆さんからも、生活改善グループの方が加工施設を使うのに、なかなか加工班が日程を押さえて、なかなか作業をする、希望どおりの日にちでできないとか、そういうのもいろいろ聞いてはいますが、それはその施設の中のやりくりで、何とか対処できるのかなと。

ところが、実際、私も特産品の上市来の生姜ジャムというのを開発するときに、加工班

の方に相談しましたが、なかなかいい返事がいただけなくて、それをどこで作成するかということに一番骨を折った経験があるもんですから、それとほかの方々も、できれば今つくっている商品じゃなくて、私はこういうのでやりたいんだけどっていうお話も聞いたときに、ぜひ加工班は、今7つですよ。ですけども、施設は10カ所ございます。

そういうところで一番いいのは、この施設で加工班として取り組んでいただいて、自営ですよ。起業していただくというのが、一番理想的な6次産業化につながるんだらうと思います。ですけども、そこが難しいから、なかなか長いこと同じ方々が続いているという認識もしております。

それとなぜ、私も今回売り上げを、7つの加工班がどれぐらい売り上げの実績があるのか、課長のほうにご相談申し上げたところ、数字をいただきました。7カ所で、7施設で4,400万円ちょっとの売り上げ実績があると。それで今年度も184万3,000円、違いました、ごめんなさい。1,633万7,000円の維持管理費、改修工事とか、そういうのに予算が計上されましたけども、実際4,400万円からの売り上げがあるということは、加工班の皆さん方がかなりの経済波及効果が出ているのかなと。それと6次産業化が見込めると思います。

これを農林水産課を含めて加工班、改善グループの皆さん方に加工班としての、営業を目的とした加工班としての取り組みをもうちょっと推進というのは、市長、どのように取り組まれていくか、答弁をお願いいたします。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

市長のほうから答弁もございましたように、加工班の方々も、議員もご存じのように、高齢化が非常に進んでまいっております。それと、どの加工班も従来からあるみそであったり、めんつゆであったり、焼き肉のたれであ

ったりというような、定番商品がほとんど多いわけですけども、若い方々が若い視点で、新たな地元の製品を使った新たな加工品というものを、自分たちで何人かでやりたいということについては、前向きに取り組んでいく必要があるというふうに思っているところでございます。

○7番（山口政夫君）

今、課長のほうから答弁ありました。確かに今の加工班の皆さん方、みそ、それからそうめんのたれ、焼き肉のたれとか、ですけど、そこなりに個性のある味があって、固定客もついていらっしゃるというのも認識しております。

それをもう一皮むけて、もうちょっと営業を目的に、起業を考えるけども、実際どうなんだらうというような方が1年、あるいは2年というようなショートスパンを区切った形でのチャレンジというようなのも、今後検討していただいているのかなと思います。そこらはどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、課長のほうも答弁いたしましたとおり、加工センター、特に生活改善グループの方々为主体的にやっております、特に今、私も直売所、直売所と直結した加工班として、蓬萊館も、チェスト館含めて出しているのも事実でございます。

そういう中で本当に起業として、また若い方々がそれぞれして、また独立した方も何名かおります。そういうふうにして、そういうところに専属的に出すために、加工センターじゃなく、自分ところで起業したりする人もおりますので、なるべく今後、加工センターの場合は、営利目的の部分じゃなく、みんなが使って、自分たちで消費するという、そういう部分でありますので、商売に至るには、また別な角度の中で、いろんなことを整備していかなきゃならないというふうには認識し

ております。

○7番（山口政夫君）

非常に市長も前向きなご答弁をいただきました。ぜひ、こういう施設が10カ所もあるわけです。これを有効に活用し、市民が営利目的も、加工班としてでしょうけども、もうちょっと生活改善グループの形でも、どちらでもいいと思います。どんどん推進し、有効活用し、経済波及効果、先ほど申しましたとおり、4,000万円からの加工班としても売り上げが、実績が出ております。こういうのをさらに躍進するような取り組みをやっていければと思っています。

1問から2問でしたが、いずれにしても前向きな答弁をいただきましたので、これで質問を終わります。

○議長（漆島政人君）

次に、17番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君登壇〕

○17番（坂口洋之君）

6月議会一般質問初日3番目の質問となります。

私は、社民党の自治体議員として、市民の命と暮らし、平和と雇用を守る立場で、57回目となります一般質問を今回1問だけ質問いたします。

1つ目です。若者・中高年のひきこもり、自立支援の取り組みについて6項目質問いたします。

ひきこもりの問題については、昨年3月議会で質問しました。また、12月議会においては、3番議員も質問され、この問題は私自身も非常に興味を持っております。

5月の川崎市での殺傷事件、元農林水産省次官の息子の殺傷事件、福岡でも同様な事件が発生しました。マスコミ報道等も過熱し、今ひきこもりの8050問題と社会問題化しています。そういう意味で、本市の今後の相

談機能の充実について質問いたします。

1つ目です。今、児童生徒の不登校の増加、若者・中高年のひきこもりが社会問題化しております。現状と課題について、市長、教育長に伺います。

2つ目です。3月に統計が示され、内閣府の調査によりますと、15歳から64歳までのひきこもりの状態の推計調査によりますと、40歳から64歳までのひきこもり状態にある方の推計人数が61万人、2015年に実施しました30以下の同様の調査によりますと54万人ということで、合わせて115万人がひきこもり状態にあると推計人口で示されております。推計上、本市は何名程度の方がひきこもり状態であると思われるのか、お尋ねいたします。

3つ目です。ひきこもり、就労相談、社会とのコミュニケーション不足等の相談状況や相談体制、県、各課との連携の状況はどうか伺います。

4つ目です。民生委員への啓発と理解を深める取り組みの状況はどうか伺います。

5つ目です。ひきこもりの自立に向けた居場所づくりについて、本市の考えを伺います。

6つ目です。ひきこもりについては、これまで相談施設はあるが、相談件数はどこも少ない現状でございます。そのことについては後ほど述べますけれども、ひきこもりに特化した相談施設を有します人口6万9,000人、昨年中国地方で発生した西日本豪雨の被害もあり、いち早く日置市は給水車と職員を派遣した、岡山県総社市では、ひきこもりの先進的な取り組み自治体でございます。総社市の取り組みを市職員、保健師等を派遣し、今後のひきこもり支援の施策に反映できないか、本市の考えを伺いまして、1回目の質問いたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1 番目の若者・中高年のひきこもり、自立支援の取り組みについての支援ということでご質問でございます。

その1でございます。基本的に当該者の生涯に係る社会的な課題と、大きく報じられることによって生じる人権的な課題になると考えております。本市でも介護や生活困窮、子ども支援センターなどへの相談や民生委員からの情報等で顕在化しつつありますが、デリケートな側面から潜在化しているものが多い現状でございます。

2 番目でございます。内閣府の調査で、広義のひきこもりの出現率については、15歳から39歳までが1.57%、40歳から64歳までが1.45%と推計しております。この出現率を調査実施時期である平成30年12月における日置市の人口で換算いたしますと、それぞれ39歳以下が171名、40歳以上が223人、合計の394人と推計をしております。

3 番目でございます。就職氷河期に起因したとも言われるひきこもりは、若者という枠を超えて増加することが指摘され、その多様な背景とも相まって、多岐にわたる相談は困り事に沿って応じている状況でございます。

現在、その対応について福祉課と健康保険課、鹿児島地域振興局と協議をしているところでございます。

4 番目でございます。1月に開催した全国ひきこもり家族会理事の講演会には、多くの民生委員が参加され、地域見守りの立場から強い関心を寄せられていると実感しております。今年度の日置市民生委員・児童委員協議会が8月に実施する全体研修会では、専門家を講師に招き、寄り添い支援について学ぶ計画をしております。

5 番目でございます。当事者間の共感が社会参加にとって有効な手段であると言われておりまして、その観点から、居場所づくりは

重要な意味を持つと考えております。

しかしながら、唐突な外出を求めることは困難が想定されることから、当面、家族の集える場づくりに取り組み、地道にその輪を広げたいと考えております。

6 番目でございます。総社市、社会福祉協議会を基軸に市と地域が円滑に機能している好例だと、すばらしい市町村だというふうに認識しております。地域の福祉の観点から、地域と家族のつながりを再興し、家族的な組織づくりを支援していくことが、その入り口の一つになると考えておりますので、全国の先進的な取り組みを研究し、今ご指摘ございましたとおり、また職員等も派遣もやっていかなきゃならないと思っております。

総社市には、これと関係なく、今、災害復興で職員を1人派遣しておりまして、福祉の関係じゃないところで、どういう形か、総社市とは関係ございますので、今後、特に保健師の皆さん方、また福祉課の皆さん方も、何かそういう機会を学びに行けばいいのかなというふうに思っております。

以上でございます。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、1番目の児童生徒の不登校の現状と課題についてお答えをいたします。

平成30年度に病気以外の理由で年間30日以上欠席をした不登校の児童生徒の人数は、小学校で19人、中学校で57人です。要因としては、一概には言えないわけですが、友人関係をめぐる問題、学業不振、それから家庭環境に起因するものなどがあり、学校だけでは解決が困難なケースがふえつつあります。

以上でございます。

○17番（坂口洋之君）

市長、教育長にひきこもりの関連することについて、6項目についてご答弁をいただい

たところでございます。

この問題については、今非常に関心があります。きょう女性団体の方も傍聴に来られておりますけれども、今ひきこもりの問題が社会問題化となりまして、新聞、テレビで報道され、いろんな形で情報を知る機会があると思われまます。

私も個人的なことで申しわけないんですけども、私も親族もひきこもり状態でありまます。年齢は40半ばを過ぎまして、高校を中退して、その後、一度も社会に出ることなく、ひきこもりの状態が続いております。私どもの親族も、このことについて相談等を投げかけているんですけども、なかなか解決できていないという、そういった実態があります。きょう来られる方たちも、身近にそういった方々がいるかもしれません。

そういう意味でも、この問題については、当時者や家族だけで解決するのではなく、これから先は特にこの問題もクローズアップされますので、地域全体で解決するような、そういった取り組み、施策が今求められているのではないかと、まず冒頭でお話をさせていただきたいと思っております。

まず最初に質問いたします。ひきこもりに関する殺傷事件、40歳以上のひきこもりの状態が推計で61万人、本市におきましても、先ほど394人程度いるのではないかと、そういった報告がございます。

この問題につきましては、親の高齢化、経済的にも支えられないケースが、今回のような事件やトラブルが発生され、クローズアップされております。事件後、各相談機関にも相談件数がふえたという、そういった報道がありますけれども、今後本市においても、相談や自立に対する支援ニーズが高まると思われるのか、市長の考え方を伺いたいと思いまます。

○福祉課長（有村弘貴君）

ただいまの問題でございますけれども、この問題につきましては、当時者や家族にとどまらず、現代社会のあり方も問われている課題というふうに、今大きくクローズアップしているものと認識をしております。

現在、そういう報道等によりまして、ひきこもりが一般化してきたことで、地域の気づきというものにつきましては、どんどんつながっていきまして、相談や支援のニーズというものは、もちろん高まっていくというふうに考えておりますけれども、そのことが逆に一方では、ひきこもりの方々については潜在化を深めてしまっていくのではないかと、懸念をしておりますところがございます。

○17番（坂口洋之君）

新聞報道されればされるほど、また生活しづらくなるという、そういったマイナス面も、一方では私も十分理解しております。

そういった中で、私は昨年の3月議会の中でも、このことについて質問しました。そのとき、ひきこもり、若者の支援については、本市の答弁の中で、地域コミュニティの一員として、一人一人が暮らしていける共生社会づくりを進めていく必要があるのではないかと、この答弁がございました。悩みを抱える市民の方も多いと思われまますけれども、一人一人が暮らしていける共生社会、このことについての本市の基本的な考えと具体的な、どのような共生社会を本市としては目指していきたいのか、その点についてお尋ねいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

3月にもお答えをいたしましたとおり、住みなれた地域で、その地域の一員として役割を持って、いつまでも暮らせるということを基本に、日置市地域福祉計画に基づいた共生社会づくりに現在取り組んでいるところでございます。

個々の暮らしが尊重されまして、安心して

生活できる居場所がある、笑顔とやさしさ、ぬくもりに満ちたまちづくりという基本理念のもとで、地道にそのまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

本市の共生社会についての基本的な考えをご答弁していただきました。ひきこもりの問題については、推計上、101万人という数字が出ていますけれども、いろんなケースがあると思います。私の親族のように、高校時代から不登校になって、そのままになったケースもありますし、また社会に出て人間関係がうまくいかずに、ひきこもり状態になった方もいらっしゃいますし、また発達障がい仕事上、大きな支障になったケースもあって、いろんなケースがあると聞いておりますけれども、私も実は身近にいろんな形でひきこもりについて相談を受けたりとか、近くにいろんな情報をいただいたことがあると思いますけれども、昨年3月もお聞きしましたけれども、市長、教育長、ひきこもりについて相談を受けたりとか、ご指摘をいただいたような、そういったケースはなかったのか、ご答弁いただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

私ども、私の住んでいる近所にも、そういう方がいらっしゃいます。身近にそういうことをつぶさに見ておりますので、それぞれ家族、いろんな地域のご事情があられるというふうにして、打ち明けても、自分の身内のことを、そんなに誰でもかんでも打ち明けられない。大変お悩みになったということは十分認識しております。大変デリケートな問題でございますので、ここあたりも十分家族の方々になったつもりで、いろいろと私どもは話を承るということ、今も心がけております。

○教育長（奥善一君）

ただいまのことにつきましては、私のとこ

ろに直接ご相談をいただいたということはございませんけれども、教育委員会や子ども支援センターにおきましては、不登校や家族の問題等について相談を受けております。

今後も引き続き、そのお立場に立って寄り添った支援を続けていければというふうな思うところがございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

いろんなケースもあり、これまではどちらかという、寝た子を起こすなというような、そういった機運があったりとか、家族の恥ということで、そういうのは発見とか相談におくれたような事例も数多くあったと思います。日置市も昨年4月に日置事件という、大変ショッキングな事件が発生しました。

そういう意味でも、この問題について、とりわけ市民の方も関心もありますし、何とか全ての方を解決に導くというのは、非常に難しいというふうにも私も認識しておりますし、また相談件数や相談事実の状況を見ても、必ずしも全ての方が解決に向けていかないという、そういったケースがありますけれども、先進的な取り組みを本市としても今後、取り組んでいただきたいと思っております。

まして、ことし1月には、この問題の第一人者でありますジャーナリストの池上正樹さんと呼んで講演会も実施しました。私もいろんなところで、こういった講演会とか学習会というのはないのかということ、ずっと新聞とかネットで引っ張っているんですけども、鹿児島県ではひきこもりに関します講演会とか、当時者の集まりとか親の集まりというのはほとんどありません。

しかし、日置市がことし1月にしました、この講演会につきましては、鹿児島県でも先進的な取り組みだということで、大変評価しております。そういった意味で、今後、この問題についても、具体的に国の対策につい

ても、今後取り組まれることが見込まれてきておりますので、他自治体に先駆けた取り組みを本市が進めていく考えはないのか、市長の考え方についてお伺いしたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

ひきこもりに対しましては、現在、日置市においては総合的な窓口ですとか、相談の体制というのはできていない現状でございますけれども、1月の講演会では想像を超える反響をいただきまして、先ほど議員がありましたように、ひきこもりの方も含めて、ひきこもりから見た共生社会づくりの契機になったというふうに捉えているところでございます。

先般、先ほど市長の答弁でもございましたけれども、鹿児島地域振興局やいちき串木野市と一緒にひきこもり対策家族相互支援事業についての打ち合わせを始めましたので、広域的で包括的な取り組みと、それから個別的な対応ということを織りまぜながら、対策を講じていくことになると思います。

○17番（坂口洋之君）

ひきこもりの相談についても、全国的にもかなり、相談件数そのものは決して多いわけでありません。一つは家族の問題でありますし、当時者と親との関係がなかなか難しい面もありますし、家そのものから出ない、部屋そのものから出ませんので、なかなか新しい環境を望まないという、そういった当事者の願いがありますので、なかなか相談件数も難しいし、自立に向けての施策についても、なかなか現状は大きな課題があります。

しかし、私、ある方に聞いたんですけども、相談も待つのではなく、当事者のもとに積極的に出向かなければ、相談の掘り起こしはできませんよという、そういったアドバイスをいただきましたので、そういったことも今後、参考にしていただければと思っているところでございます。

次に、教育長にお尋ねいたします。このひ

きこもりの過程の中で、不登校からそのままひきこもりになったケースもあります。アドバイスをいただいたのは、10代、20代でいかにコミュニケーションを大切につくっていくのか。そして、相談機能を早い段階で相談に持っていくことが大変重要ではないかということで、アドバイスをいただいたところです。そういった意味でも、中学校、高校、そして高校を卒業した早い段階の対策が望まれるわけでございます。

そういった中で、まず不登校のことを再度お尋ねします。小中学校における不登校の数につきましては、先ほど答弁いただいたところでございますけれども、不登校以外に実は保健室登校とか、一部時間だけ授業を受ける児童生徒が44万人ということで、日本財団の調査で示されました。

今の子どもたちは、いろんな意味で教育に不安、教育や社会生活に不安を感じる子どもたちがふえてきているのではないかということを感じておりますけれども、普段、不安を感じる子どもたちに対して、不安を感じる子どもたちが少子化なのに増加し続けております。

その要因について、教育長はどのような分析をされてきているのか。また、教育委員会や教職員に対して、こういった子どもたちのメンタルを含めた、メンタルの指導について、こういった指導をなされているのか、教育長の考え方をお伺いしたいと思います。

○教育長（奥善一君）

お答えをいたします。

社会がこのように急速に変化をしていくという状況の中で、集団生活にうまく適用をできない。あるいは学習活動、学習についていけない。それから、人間関係がうまく築けない。こういったようなことが、こういった要因が、不登校の一つの要因であろうというふうに思います。先ほども、一概には申し上げ

られないと言いましたけれども、不登校の要因というのは、恐らくご本人もよくわからない。そういう複雑な要因が絡み合っている状況でございます。

したがって、今後もまず本人、それから保護者の気持ちに寄り添いながら、学校だけではなく、あるいは私ども教育委員会だけではなく、いろいろな関係の方々と、民生委員の方も含めて連携をとりながら、その家庭に寄り添った対応というのを進めていくように、学校にもこのように指導しているところでございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

あわせて今の子どもたちの状況について、再度お聞かせ願いたいと思います。

不登校の数につきましては、先ほど小学校で19人、中学校で57人という数字が示されました。あわせて日本財団の調査によりますと保健室登校、また通常の授業を全て受けずに、一部だけ授業を受けている生徒が近年、ふえてきているということでございます。不登校には至らないけれども、そういった子どもたちもふえてきておりますけれども、そこら辺の状況についてどうなのか伺いたいと思います。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

まず、本市にはふれあい教室がございます。平成30年のふれあい教室にて、学校復帰に向けて26名の子どもたちがいろんな学習活動、自立活動を行っております。その中の約10名ほどが学校復帰、一部登校まで改善が進んでいます。

あわせて議員からご質問ありました、不登校ではないけれども、保健室登校、一部学校登校の状況についてお答えをいたしますが、昨年度、小学校、中学校合わせて23名の子どもたちが保健室登校、一部時間登校をしておりましたが、年間通して結果的に30日を

超えて、不登校ということで計上ということになっております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

ふれあい教室の方が現在26名という答弁で、昨年度の保健室一部登校の方が、小中学校が23名ということで、合わせますと50名近い方が何らかの形で通常の教育から少し、授業が一部通えていないという、そういった実態をいただいたところでございます。

また、次はひきこもりの問題について再度質問してまいりたいと思っております。ひきこもりの支援の充実で伺います。

ひきこもりの相談窓口につきましては、インターネットや相談の状況を見ますと、県内の状況を見ますと、かごしま子ども・若者センター、ひきこもり地域支援センターもあわせて窓口になってきております。あわせて県、また自治体の福祉課なども、相談にはつなぎという役割で対応していると思っております。そして、民間の福祉施設のNPO等が対応されてきていると思っております。

そこで、再度質問してまいります。鹿児島県のひきこもり支援センター、鹿児島市にありますひきこもりの相談状況はどうなのか。そして、今、相談体制の充実が望まれておりますけれども、実際、この鹿児島県の中心でありますひきこもり支援センターの職員数の状況、当然保健師、心理等も配備されておりますけれども、職員体制の状況と、そして、まずそこに相談行った場合は、どういった自立に向けてのメニューがあるのか。また、相談があった場合は、行政から家庭に定期的に訪問できるような環境なのか。行政の相談機能の状況について、再度伺いたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

お尋ねのかごしま子ども・若者総合相談センターについてでございますけれども、そのセンターが公表をしております相談件数とい

たしましては、最近のもので、平成29年度実績になりますけれども、平成29年度で179件のひきこもりに関する相談がございまして、不登校が290件ということになっておりますので、あわせて全体の58%を占めている状況でございます。

これらの相談につきましては、4人の相談員がおられまして、4人の方につきましては、社会福祉士、精神保健福祉士、それから元教員の方、そしてスクールソーシャルワーカーという4人の相談員が配置をされておまして、さまざまな相談に多角的に対応をするという仕組みになっております。

相談につきましては、来所によって相談ができるほかに、電話、それからメールでの相談にも応じておりますし、年に数回、県内各地で巡回相談会も開設をされているというところでございます。

ただ寄せられた案件、相談に来られた案件につきましては、センターとつながっておりますNPOさんや関係の施設等に、専門機関につながれまして、その機関が直接訪問等によって解決をしていくというような仕組みになっております。

以上でございます。

○17番（坂口洋之君）

先ほどの答弁で179件の相談があるということだったんですけれども、私、実は鹿児島市の生活困窮者の自立支援センターの方とお話する機会があったんですけれども、そこもなかなか相談件数は伸びないと。やはり言われたのは、相談も待っている相談ではなくて、いかに相談員が家庭を訪問できる環境をつくるかが大事ではないかというアドバイスを受けましたけれども、ただ相談機能を充実させるじゃなくて、訪問できるような環境をもっとしっかり整備するためにも、そういった取り組みが必要ではないかと思っておりますけど、そこら辺の考え方だけをお聞かせ

願いたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

データであるわけではございませんけれども、一般的なことといたしまして、ひきこもりの場合は、表に出るまでひきこもり期間分かるといふふうに言われている側面もございます。福祉課に障がい関係の相談員もおりまして、ひきこもり、不登校の児童に接する場合もございますけれども、それでもケースを担当することになって、顔を合わせてもらうようになって1年、相談ができるようになって2年、解決するまで3年かかるという事例が通常だということでございますので、家庭に訪問ができる体制というのが理想的な形ではございますけれども、なかなか簡単にはいかない問題ではありますので、先ほど市長が答弁をいたしましたように、家族のほうからのアプローチという一つの手段をとってみたいというふうに考えているところでございます。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を午後1時といたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長（宮路高光君）

先ほど7番議員にお答えしました利用促進の中で、補助金という中で「違法」と言いましたけれども、「不適切な処理」という形に訂正をさせていただきたいと思っております。

○17番（坂口洋之君）

午前中に引き続き、再度質問をさせていただきたいと思っております。

相談機能の充実に再度お尋ねいたします。市民にとっても、ひきこもりの問題は非常にナイーブな問題でございますし、また、市民

の方でもこういった相談とか事実について問い合わせとか相談したいとかという傾向も当然出されてきておりますけれども、全国ひきこもりの家族会の調査におきましても、どこに相談していいかわからないとか、相談してどんな自立支援に向けてサービスがあるのかわかりづらいといった結果があります。

そういった中で、ひきこもりについては鹿児島県のひきこもり支援センターが大きな窓口であり、中心だと思っておりますけれども、個別に民間の社会福祉法人、NPO等もありますけれども、相談や自立支援に向けた県の役割、市の役割、そして、そして福祉法人やNPO等の民間機関の役割についてどういった考えなのか、どういったサービスがあるのか、そこら辺について伺いたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

今、ご指摘がありましたように、ひきこもりのご相談の入り口がわかりづらいということは私どもも重々承知をしております。

一方で、相談が表面化しづらくて潜在化しておりますので、市としてもつかみづらいという側面もあわせて持っております。窓口といたしましては、先ほど議員からありましたように、当面、県のセンターと連携しながら、それぞれ個々の方が抱えておられる生活困窮や健康の問題、そういったところ、就労の問題ですとか、そういうところに寄り添いながら、その中から主訴を明らかにした上で支援をしてまいることになると思っておりますが、その後、先ほども申し上げました件の鹿児島地域振興局と今年度から取り組みますひきこもり対策家族総合支援事業で、役割分担や相談体制についても検討できたらと考えております。

○17番（坂口洋之君）

ひきこもりについても発達障害の病気を持たれている方もいらっしゃるかもしれません。精神的な病気を持たれている方もいらっしゃるかもしれません。

私の親族のように特に障害者認定はないんですけれども、社会的なコミュニケーションをどうとるかということでも悩んでいる方もやはり、いらっしゃるかもしれませんけれども、そういった個別の相談につきましては、先ほど課長に答弁いただきましたけれども、生活困窮者とか障害の関係の方などいろんな支援策と連動して支援していくというご答弁をいただきました。

そういった中で、ひきこもりのことにつきましては、長期未就労というのも大きな課題になってきております。長期未就労の中で経済的な状態、経済困窮の中で、生活困窮に陥るようなケースが非常にふえております。そういった中で、生活困窮者支援制度も本市におきましてさまざまな事業が行われてきておりますけれども、本市における生活困窮者支援制度の30年度の相談状況はどうか、生活困窮者自立支援事業の就労相談、自立の相談の件数の状況はどうか。

全国的に見ますと、この生活困窮者支援制度における就労支援制度については、なかなか実績が余り効果が厳しいということもお聞きしております。当事者から見ますと長年ひきこもりの状態で社会的な環境への不安、また行政に相談した場合は行政に強制されるのではないかとといった声も聴いておりますけれども、そこら辺の状況について本市の状況を伺いたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

30年度の実績で申し上げますと、30年度は福祉課に就労支援委員の方を1人、それから生活再建支援員という方を2人で困窮者支援に取り組んでおります。その中で、相談件数が60件でございます、そのうち支援計画の作成まで至った件数が半分の30件という状況でございます。

就労支援の実績につきましては、ハローワークへの支援要請が14人ございまして、

そのうち就労開始をしたものが9人でございます。また、その9人のうちお1人はご都合により退職しているという状況でございます。

なお、内閣府の2月の調査では、ひきこもりの主な要因を調査でも伺っているところですが、すけれども、そのきっかけになったものというので一番多かった理由が、退職したことというのが一番多いというふうになっておりますので、競争社会になじめない働きづらさ、生きづらさの中で本市の相談もそのような傾向が多いのではないかと推察しております。

○17番（坂口洋之君）

今回のひきこもりの調査結果を見ますと、これまではひきこもりの定義的なものは年齢が39歳以下ということで、そういった方々につきましては、最終的には就労支援を目的とした形で国が進めてきたんですけれども、今回の調査結果は40歳以上の方が61万人いるということで、特に40歳を超えた方々の就労支援についてはなかなか難しい面もあるということで国も認識しております。

これまでのひきこもり、生活困窮者の方々の就労支援につきましても、国も就労支援を中心としたやり方から居場所づくりとか、そういったコミュニケーションとか、そういったところに国が方向転換を一部では進めていく形が、今、国も検討されてきておりますけれども、そこら辺の動向について市としてどのように把握されているのか、伺いたしたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

現在のひきこもりにつきましては、就職氷河期という期間、バブル崩壊後の就職に困った方々、現在の30代半ばから40代半ばぐらいの方々がすけれども、そういった方々がひきこもりの中心というふうに国も捉えていたようでございますけれども、今回の調査で年齢にかかわらず広範囲に存在をするという

ことが認識されたのではないかと思います。

それを受けまして、国でも就職をゴールにしない方策へシフトしているのではないかと認識を持っております。先日はその就職氷河期世代の方の400万人のうち30万人を、正規雇用で3年間のうちに30万人を正規雇用に引き上げて今後の社会保障体制に参加をさせようということも決定されている状況であるとも認識しております。

本市といたしましては、まずはひきこもりの方のご家族が共感できる、共有ができる、そのような場をつくって、そこからひきこもりの方を引き出せる方策がないものかということで、まずそちらから取り組んでまいりたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

先ほど課長が保護者の方を中心に何か集まりみたいな形で県と連携をしながら取り組むような、そういったご答弁をいただいております。

まずは、やはり当事者の解決もなんですけれども、私は全国のひきこもりの家族会の大会に参加して、いろんな当事者の保護者の方からもご意見をいただいたんです。やはり保護者同士も悩みながらどこに相談していいかわからないし、また、当事者同士の同じ境遇を持つ家族の方々と話をしながら、いろんな情報を得ながら、そしてともに解決策をつくっていくことが大変重要だということをお聞きしてきたところでございます。

本市におきましては、先ほど、県と連携をしながら家族の方々の支援策について今後取り組んでいくということです。

また、鹿児島県でもこういった取り組みにつきましても、私がかんている情報におきましては、ないと思いますので、まずはそこから同じ境遇の方々の情報の共有化を進めていただきたいと思います。

あわせて、当事者から見ますと、行政に相

談して何かを強制されているという先入観や相談や自立に不安を感じている当事者も多い現状もございます。まず居場所づくりの重要性は居場所づくりで力を蓄え、一歩踏み出す蓄えが必要ではないか。息の長い取り組みになるかもしれませんが、一歩踏み出す機運が大事でございます。

また、この分野につきましては、自治体レベルでは県内でほとんど実施されてきておりません。先進的な取り組みをなされているところにも私も実際現場に行っているところへ行きました。まずは居場所づくりです。そして、同じ悩みを抱えている当事者同士が1人でも2人でも集まりながら、人とやはり話をして、少しでも社会的なコミュニケーションをつくるのが大事ではないかと思っております。

そういった意味で、まずは保護者の集まり等の取り組みについて、私自身も今後注視してまいりますし、また、先進的な取り組みについて今後提案してまいりたいと思っております。

次に、民生委員の啓発と理解を求める取り組みについて再度お尋ねいたします。

私は、総社市の取り組みの中で、民生委員・児童委員からいろんな形でこのことについて意見を聴取しております。少しだけ紹介したいと思います。

民生委員の社協会長会議の中で民生委員の出された意見です。民生委員もいよいよこの分野に取り組むことが来たか。近所にひきこもり状態の方がいるが、高い堀に囲まれて民生委員といえども手が出せない。対応の仕方もわからず下手に手を出すととんでもないことになるという、そういった民生委員の方からの、一方では心配もありました。そこだけは紹介させていただきたいと思っております。

そこで、ことし1月に池上正樹さんの講演会を実施されました。県内で、先ほど申した

とおり、ひきこもりに特化した講演会等はほとんど行われておりません。その中で、私たち議員も参加しておりますし、職員の方も参加しております。そして、民生委員の方も参加しております。あとから民生委員の方からいろんな形で勉強になったと意見をされていますけれども、民生委員の方から具体的にどのような意見と感想が述べられたのか、また、池上正樹さんの民生委員の方に話をされたと思っておりますけれども、日置市におきましてひきこもりの支援策につきましてどういったアドバイス、必要性があると言われたのか、その状況について、再度伺いたいと思っております。

○福祉課長（有村弘貴君）

まず、後援会の講師を務めていただきました池上正樹さんとは、ひきこもり家族会の全国大会で私がお縁をいただきましてお話をしておりましたら、日置市の事件の関係で取材に来たいとお考えでしたので、その機会を捉えて講演を依頼したところでございます。

池上さんからは行政へのアドバイスといたしまして、ひきこもりは息の長い支援が必要だけれども、職員の人事異動というところがあってケース支援が中断しがちであるということでしたので、そこへの配慮をしてほしいということ、それから、当事者や家族を孤立させない地域社会づくりが必要だということをおアドバイスいただきました。

それから、講演会には20人ほどの民生委員さんが参加されておりましたけれども、日置市での事件を契機に関心を寄せておられたり、担当地域にそのようなご家族がおられたりする方々がほとんどでございまして、お話を聞いてからひきこもりそのものについて誤解があったということですか、ご家族も地域との距離があることがわかったというお話をお聞きすることができました。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

この講演会について私も参加いたしましたし、池上先生からいろんなアドバイスをいただきましたし、また、民生委員の方が肌でこういことを聞く機会が今までなかったということで、大変評価をしていただきたいと思います。

あわせて、先ほど民生委員の方につきましては、8月にこうした関連する講演会みたいなものがあるということをお聞きしたと思うんですけども、やはり私もこのひきこもりの問題については、今から先は社会全体で大きな形で解決していかないといけない問題だと思っております。そういった中で、ひきこもりもあわせて若者の支援のあり方とかを含めた形で、今、鹿児島県内でこのひきこもりに関連する講演会や学習会等はほとんどありません。

私もインターネットを見ているんですけども、自治体レベルではほとんどない状態です。でも、県外の自治体とか県レベルとか家族会などではこの問題について学習会とか講演会とか実施をしております。ぜひ本市におきましても非常に市民の方も関心がありますので、ひきこもりに特化するわけではありませんけれども、若者支援とかコミュニティとか、そういった感じで、先ほど、市の共生、ともに生きられる共生社会ということも述べられておりますので、こういった講演会などが本市におきましても実施できないのか、その点について伺いたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

まさに地域福祉の根幹にかかわる問題ではないかと考えております。

先ほど市長が答弁をいたしましたように、民生委員・児童委員協議会が総意でこの夏にひきこもりへの学びをテーマに設定いたしましたので、その講演を見て、民生委員さんの動向等も把握した上で、その講演の波及効果も勘案しながら、そのような機会をどのよう

な団体にどういう形で提供すればいいのかを考えながら検討してまいりたいと思います。

○17番（坂口洋之君）

ひきこもり支援の先進自治体、岡山県の総社市の職員派遣について再度伺いたいと思っております。

本市も総社市とは非常につながりがありますし、市長自身も総社市長とは親しい関係とお聞きしております。

実は、本市は職員も派遣している関係であります。総社市におきましては、障害者の1,500人雇用とか、生活困窮者支援事業とか、いろんな意味で幅広い社会福祉に関連するさまざまな事業を実施しております。

市長もこのことについてご存じだと思いますけれども、総社市の取り組みについてどう評価されているのか、伺います。

○市長（宮路高光君）

特に総社市の市長、片岡さんという市長なんですけど、本当に積極的にいろんな分野に多岐にわたって先駆的に私ども市長会の役割といいますか、それを引っ張ってもらっているのも事実でございます。

全国屈指の福祉文化都市、先駆都市としていろいろと事例等がたくさんございますので、私、自分自身もですけども、職員のほうもまたそういう面について研修に行かしていきたいというふうに思っております。

○17番（坂口洋之君）

ひきこもりの自治体レベルで取り組んでいる中で一番実績を上げているのが岡山県の総社市でございます。

ちなみに総社市のひきこもり支援センターにおきましては、社会福祉協議会に委託をしております。相談の実績におきますと平成29年4月1日から平成30年9月末日現在の延べ相談件数が2,700件です。訪問が749件、来所が820件、電話が1,024件で、延べ相談数が136人です。

ちなみに、総社市のきめ細かいひきこもりの把握につきましては、人口6万9,000で202名の方がひきこもり状態であるのではないかという具体的な数値があがっています。その取り組みについて本市と多分調査すること自体が、地域の風土もあるかもしれませんが、総社市のひきこもりだけでもこれだけの実績があがっていますので、こういった取り組みをすれば、いろんな形で相談がふえてくるのではないかと思っておりますので、日置市は昨年日置事件、市民の関心も非常に高いですので、こういった取り組みを先進的に進めていくべきではないかということを経最後に市長にお話をしまして、市長の考えをお聞きしまして、私の質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

ひきこもりという大変これは難しい、またデリケートな問題というのは十分認識しております。そういう中で、いろいろと先進的にしている自治体等も連携しながら、今後進めさせていただきたいと思えます。

○議長（漆島政人君）

次に、3番、是枝みゆきさんに質問を許可します。

是枝みゆきさん。

〔3番是枝みゆきさん登壇〕

○3番（是枝みゆきさん）

皆さん、こんにちは。梅雨に入りました。ことしは余り大雨に見舞われておりませんが、去年のきょうは実は大雨で持ち上がる側溝のふたにひやひやしたことを思い出しております。

さて、全国では、殺人や親による子どもへの虐待などが続発しております。テレビでは専門家が意見を述べる機会も多くなり、議論も絶えないところでございます。この命をも奪う最悪の状況になるまでの人生のどこかで手を差し伸べるときと場はなかったのかと憤るばかりです。

本日は、児童生徒指導に関する諸問題についてと子育て世代の支援についての2項目と災害時の避難における行政のあり方を質問させていただきます。

1項目め、児童生徒指導に関する諸問題を問います。

1、文部科学省が実施した平成29年度児童生徒の問題行動、不登校と生徒指導上の諸課題に関する調査結果と本県、本市の状況傾向はどうでしょうか。

2、登下校における児童生徒の安全確保の充実に向けた本市の取り組み状況はどうでしょうか。

3、スマホ、ゲーム機等使用に当たってどのような指導がなされていますか。

4、雨天時や休日、放課後等にスマホ、ゲーム機等、持ち込み禁止の室内の遊び場の設置、もしくは体育館等の児童生徒への無料開放日を設けませんか。

2項目め、災害時の避難経路、また避難所、避難のあり方について問います。

1、避難所への分散備蓄の状況はどうか。

2、各地域において、避難所、避難経路の現状と課題は何か。また、全国各地で多発した集中豪雨を受けて、本市の見直し、改善状況はどうでしょうか。

3、初期避難時の個人の非常持ち出し袋などの啓発状況はどうでしょうか。

4、ペットも飼い主にとっては大切な家族です。ペット同室避難が望ましいが、避難所におけるペットの居住スペースの設置の考えはないか、お尋ねします。

3項目、子育て世代包括支援センター設置に向け、本市の考えを伺います。

1、10月より子育て世代包括支援センターが本市において設置予定であるが、その目的、基本的考えを伺います。

2、どのような相談体制、職員体制になるのか、伺います。

3、子育ての中で起こるさまざまな心配事などを相談しやすい環境を求める市民の声があります。気軽に相談できる環境について、今後どう充実させていくか考えかを伺います。

4、子育ての中で起こるさまざまな人権に関する講演会やワークショップなど積極的に取り入れていかないか、お伺いします。

以上で、1回目の質問をいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の児童生徒指導に関する諸課題、問題を問うについては教育長に答弁させます。

2番目の災害時の避難経路または避難所、避難のあり方についてのその1でございます。平成30年度において一時避難所となっている地区公民館に配備希望調査を行い、発電機、投光器、コードリール、リヤカーの分散配備を本年5月末に行ったところでございます。備蓄場所や品目について、今後も見直しをし、充実に努めていきたいと考えております。

2番目でございます。市民等が災害から命を守るために緊急に避難する施設である指定緊急避難場所の迅速な開放、運営など、課題があると考えております。

自治公民館等を届出避難所として位置づけ、平常時から市民も含めて避難所にかかわる体制を定めておくなど、避難しやすい環境への見直しを検討しているところでございます。

3番目でございます。毎年開催しております総合防災訓練の避難所開設訓練や防災に関する出前講座、機会を捉えて配布するリーフレット等について平常において準備しておきたいものや持ち出し品のリストについてお知らせし、啓発を図っているところでございます。

4番目でございます。避難スペースには限りがありますので、大勢の人が共同生活を送る避難所では、居住スペースのペットの持ち込みは原則として禁止しておりますし、敷地

内にペット専用スペースを確保することとしております。避難所の状況に応じて配属してまいりたいと考えております。

3番目の子育て包括支援センター設置に向けて本市の考え方を問うということでございます。

まず、その1でございます。子育て世代包括支援センターは一人の妊婦や子どもを継続的に見るという視点に立って、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うことを目的としております。

関係機関との連携を図りながら、母子保健と子育て支援の一体的な提供を通じて産み育てるを包括的に支援する仕組みでございます。

2番目でございます。妊娠、出産、未就学児の健康等の相談支援を健康保険課が担い、子どもとその保護者の相談支援を子ども支援センターと福祉課が担い、それをつなぐコーディネーターとして利用者支援専門員を配置することによって関係機関との連携を図ってまいります。

3番目でございます。子育ての中のさまざまな心配事を気軽に相談できるワンストップの窓口として子育て世代包括支援センターを位置づけております。その充実に向けまして、関係課はもちろん保育園や幼稚園、認定こども園を初め、地域子育て支援センターや児童発達支援事業者等との連携の強化が求められております。

4番目でございます。議員ご指摘のとおり、保護者が思いを共有し、共感の中で学び合い、解決していく機会をつくることは、子育てへの負担感軽減はもとより子育て支援ニーズの把握につながると考えております。

現在、とりまとめ中の子育てアンケート結果も勘案しながら、既存講座等と連携して検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、1番目の児童生徒指導に関する諸問題についてお答えいたします。

まず、その1でございます。平成29年度の本県のいじめの認知件数は、小学校で3,509件、中学校で1,214件でございます。

本市におきましては、小学校で6件、中学校で4件でした。

また、平成29年度の本県の不登校児童生徒数は、小学校で294件、中学校で1,369人です。

これに対して、本市では小学校で13人、中学校で53人であり、年々不登校の児童生徒数がふえている傾向にあります。

その2でございます。児童生徒が安全に登下校ができるように、学校では警察や防犯団体等と連携をし、日ごろから交通事故防止や「いかのおすし」など、不審者に遭遇した場合の対処の仕方を繰り返し指導しています。また、保護者や地域の方々と連携し、通学路の安全点検や見守り活動などに取り組んでおります。

3番目でございます。児童生徒及び保護者に対してスマートフォンなどインターネットに接続できる機器を購入する際には、フィルタリングを設定するように指導しております。また、日置市PTA連絡協議会と連携をして、携帯、スマホ、ゲーム機等について提言と題したチラシを小中高校の保護者に配布し、家庭でのルールづくりの推進と夜9時までの使用を呼びかけているところでございます。

その4でございます。雨天時や休日、放課後等における児童生徒だけの施設利用については、施設管理者として事故等を考慮するとなかなか難しい面がございます。

ただし、子ども会活動、PTA活動、スポーツ少年団活動としての施設利用に関しましては、事前の申請が必要とはなりますが、

社会教育施設、社会体育施設、学校の体育館等、使用料免除によりご利用いただけることになっております。

以上でございます。

○3番（是枝みゆきさん）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。ただいま29年度の本県のいじめ等の調査結果をお聞きしたところですが、30年度のデータも出ているとお聞きしましたので、お聞かせください。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

平成30年度の本市のいじめ認知件数は、小学校が27件、中学校が86件と、前年度より多くなっております。これは、各学校においていじめを絶対に見逃さないという意識が高まり、積極的にいじめを認知したことによるものです。

一方、不登校児童生徒数は、小学校が19人、中学校が57人と、こちらも前年度を上回り、年々不登校児童生徒数がふえる傾向にあります。

○3番（是枝みゆきさん）

いじめの認知の件数、中学校が4件から86件にふえたということで、これは本当に細やかな取り組みが行われた証拠なのかなということで私としてもその結果だと思って評価をしております。多分、多くの問題が解決に向かうために指導があられたと思っております。

さて、市内22小中学校のホームページ上にいじめ防止基本方針や年間計画が出されている学校が8校ありました。出ていない学校は基本方針やいじめについての年間計画はつくられていないのか、お尋ねいたします。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

全22校、基本方針、年間計画立てております。ホームページに掲載されていない学校につきましては、PTA総会、また、学校日より等で適宜保護者等に周知をしているとこ

ろであります。

○3番（是枝みゆきさん）

ほかの学校、たくさんございますが、地域の方への周知という意味でも保護者の方だけでなく、いろんな方々に知ってもらうためにこういったホームページの使い方というのは重要なのかなと考えております。ぜひ立ち上げて、そういった内容も入れ込んでいただきたいと思います。

それでは、いじめについて、各学校ではどのように具体的に指導が行われているのか、質問いたします。

また、いじめの解消とはどのようなことを指して、実際に短期間で解決できるのかを伺います。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

いじめについて各学校では、まずわかる授業を心がけております。そして、子どもたちには居場所づくり、絆づくりといった安心感の持てる学校といったものを心がけております。それによりいじめの未然防止につながるものと考えております。

また、いじめはどここの学校でも起こり得るという考えのもと、いじめの早期発見のためにアンケート調査、教育相談等を行っております。

いじめが認知されたときは全職員が一丸となって、また、子ども支援センター等とも連携をとりながら早期解決に向けて取り組んでいただいているところです。

さて、もう一点のお尋ね、いじめの解消についてですけれども、こちらについては、2つの要件が満たされることが国のほうから示されております。

まず、1つが、いじめに係る行為がある一定期間、相当期間、やんでいる、とまっている、いじめが行われていないということでもあります。

2つ目に、被害を受けた子どもさんが心身

に苦痛を感じていないということになります。いろんなケースが考えられますけれども、簡単に解消とは学校は見ておりません。しっかりと見守りながら保護者やいろんな方々と連携をとって継続的に見ていかないとはいけませんので、短期間で解決というのは学校は考えておりません。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

それでは、いじめ認知があった小学校、中学校、30年度103件だと思いますが、本年度、その103件のうち登校できていない児童生徒、不登校状態になっている生徒がもしましたら人数を示してください。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

各学校で認知したいじめについては、きちんと解消まで指導していただいているところであります。現在いじめによる不登校児童生徒はおりません。

○3番（是枝みゆきさん）

ニュースになる、事件性のある大きないじめとか、悲しい自殺だとか、残念なことに全国的に見るとなくならないわけですが、社会でニュースに取り上げるたびに、さて、私たちの身近な本市の学校の実態はどうなのかなと、学校はどう取り組んでいるのかなと思いますが、なかなか取り組んでいる様子、内容を知ることには一般の者にはできません。学校だよりもありまして回覧板で見させていただきますが、次の家庭へ回さないといけませんので、なかなかじっくり読めないという状況もあります。

しかしながら、パソコンとかスマホ等の利用拡大により多くの方が学校のホームページに必要なときにアクセスができるようになりました。見たいとか、学校どうなのかな、知りたいと地域の方々がたくさんいらっしゃると思います。ホームページは大変重要なツールだと考えております。

教育委員会については、このホームページについてはどのようなお考えをご指導なさっているでしょうか。お聞きいたします。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

議員のおっしゃるように、ホームページはいろいろな情報を広く発信する上で大変便利なツールだと考えています。

ただ、一方で、不特定多数の方々が閲覧するということがありますので、個人情報の保護には最大限の注意を払うこと、また、誤った情報が発信されないようにそこは気をつけるということについて、学校に指導してきているところです。

○3番（是枝みゆきさん）

少し伊集院中学校のホームページについてお話をさせていただきたいと思います。伊集院中学校のホームページには、いじめ問題に対して学校が具体的にどのような指導をしているのか、丁寧に書かれています。年5回、いじめ認知についての調査を行って、その結果の数字もきちんと出ております。

そして、このようなことが書かれております。

平成30年度は1年間で107件のいじめを認知しました。

これは先ほど八十数件、中学校のいじめということが出ておりましたけれども、はるかに多い数字になっております。

これは、もう実数を挙げていらっしゃる、校長先生の話によると、1人の子どもが3回いじめを受けたと感じたら3回というふうに数をあげているんだということをお話をいただいております。なので、県のアンケートデータよりも多くなっているそうです。実際の県のアンケートでは、77件と出されているということです。

先ほども市の八十数件のうちの77件は伊集院中学校が出した数字だということになると思います。

続けて、こう書いてあります。いじめの訴えや認知があった場合は、いじめを受けている本人及び保護者と、いじめ行為を行った生徒及びその保護者を交え、いじめの問題に解決に当たっています。そうした取り組みが子どもたちとの信頼関係を築いていくと校長先生はお話をなさっていらっしゃいました。そして、この対応は、いじめ対策推進法や基本方針に基づくものです。もちろん保護者も努めなければならないことがあります。それもきちんと書いてあります。

ほぼ多くの小中学校で図表に年間計画が書いてございましたけれども、そういった年間計画ではありません。また、いじめ問題を考える習慣の取り組みのページには「かけがえない命のために」と取り組んだ様子が書いてあり、文面の温かさに思わず涙がこぼれました。私は学校のホームページを見て初めて泣きました。このホームページを見た保護者は、きつとうちの子どもを加害者にはならないと、問題が起こったとき、学校は真剣にその解決に取り組んでくれるんだという安心感に包まれるのではないかなと思います。

決していいことばかりではない、ありのままのことが書かれている、こんなホームページこそが地域に住む人々が求めているものではないのかなと。学校に対する信頼感を生むのではないかなと思います。

このようなホームページを教育長はどのように思われるでしょうか。

○教育長（奥善一君）

ただいま伊集院中学校のホームページについて詳しくご紹介いたしましたけれども、おっしゃることについては、私も全く同感でございます。

保護者あるいは地域の方々への学校の様子を発信する一つのツールとしてこれを十分に活用していくことはとても大事だと思いますし、学校の取り組みを率直にお伝えす

ることが学校の信頼につながっていくものだと思います。そのことが何より教育効果を高めていく上で重要なことだという認識を持っております。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

教育長が言われたように、このようなホームページがふえることを期待したいと思います。

しかし、今回見た学校の中では、ホームページを開けない学校もありましたということをやっとつけ加えさせていただきます。

それでは、（２）の２回目の質問に移らせていただきます。

本市においても、家庭、地域、警察等の関係機関と連携し、安全対策に取り組まれているところですが、通学路安全推進会議で出された重点的課題となっているものは何でしょうか。ハード面とソフト面とをあわせてお答えください。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

通学路安全推進会議で出されたハード面、ソフト面の重点的な課題、まず、ハード面ですが、各学校とも通学路の安全確保に向けていろいろな対策が進んでいるんですけども、まだ歩道の幅が狭い、またカーブのために見通しが悪い箇所が残っております。こういった残された部分について、引き続き関係機関が協議し、そして改善に向けた検討、予算確保といったことが挙げられるのかと思います。

続きまして、ソフト面ですが、安全マップ等による危険箇所の周知、そして、関係機関と連携した児童生徒への指導の徹底ということが挙げられておりますが、加えて、見守り防犯ボランティアの確保といったことも課題として挙げられております。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

今、たくさん課題をお聞きしたところで

すが、中学生になると大変部活動等で下校時間がおそくなります。遠方の子どもたち、生徒たちは暗い中を帰宅することになるんですが、保護者の中から街灯のない特に田んぼなど、山道といった道のりを心配する声が上がっております。

ぜひ保護者ももちろんですが、児童や生徒からの実際の声も聴き取って再点検と改善を行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

これまで小学校区において、定期的に通学路の安全点検を行ってきているところですが、今年度は中学校においても通学路の安全点検を進めていきます。その際に、大人の目線だけではなく、中学校の生徒さんたちからの情報も盛り込みながら安全マップを作成したり、また、防犯灯の設置も含めて、通学路、この協議会のほうに安全推進会議のほうに上げていただければ、そこで設置の要望等について協議を行いたいと思っています。

○3番（是枝みゆきさん）

児童生徒の安全な登下校をぜひそういったことを進めていただきたいと思います。

それでは、登下校の見守りをなさっているボランティアの方々がたくさんいらっしゃると思いますが、この方は日置市にはどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

現在、各学校から報告が上がってきている数を申し上げます。見守りボランティアの人数は231人です。

○3番（是枝みゆきさん）

多分、この見守りボランティアの方々以外にも地域の中で見守っている方は、まだたくさんいらっしゃるのかなと思っています。

教育長にお尋ねいたします。刃物を持った暴漢が襲ってきたり、歩行中の児童生徒に車が突っ込むなど、もう本当に想定できない事

件というのが起こっております。こうなると見守る人もなすすべもないわけですが、こういった見守り中の事故についてはどのようにお考えでしょうか。

○教育長（奥 善一君）

議員もおっしゃいましたように、想定を超える大変痛ましい事件事故というのが全国で連続をして発生していることに大変胸を痛めるところでございます。

このような事件事故をやはり未然に防ぐという意味では、今、ご協力をいただいておりますボランティアの方々のご協力がどうしても欠かせないものだと思います。そういう方々が児童生徒の登下校、通学路に立っていただいているということが大きな犯罪の抑止効果にもつながっていくものだと思います。

ただ、そのような方々にとってもこの活動というのはご本人を初め、危険があってはならないということは考えておりますので、このボランティアの方々については、こういう講習の機会でありますとか、あるいは、それぞれの団体でボランティア保険のようなもの、そういう自分の身を守るための講習や、あるいは保険というようなものも十分配慮されなければならないなというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、子どもたちのかけがえのない命を守っていくために、今後とも地域の方々のそういう大変ありがたいご協力をいただきたいと切に思うところでございます。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

抑止効果ということで、本年度に入り朝、立っておりますと警察車両の大変頻繁な巡回というのが目立つようになってまいりました。警察車両が走行しますと児童生徒ももちろんですが、ドライバーの皆さんにとっても大変緊張感が生まれまして、これについては相当

な抑止効果が上がっているのかなと思っております。

今後もぜひ、大きな事件があった後だからということではなく、継続してそういった見守りを警察のほうでも続けていただきたいと思っているんですが、教育委員会としてもそのような要請はできるのでしょうか。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

先日の川崎市の事件、これを受けて、早速、委員会としては警察署のほうにパトロールの要請をお願いしたところです。

今後も警察と十分連携をとりながら、子どもたちの安全確保のために努めてまいりたいと思います。

○3番（是枝みゆきさん）

スマホ問題について2回目の質問をいたします。

文科省では、青少年インターネット環境整備法に基づいて保護者へのフィルタリングの周知、それから啓発講座の実施、啓発などを行っていますが、本市の取り組みはどうなっていますでしょうか。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

教育長の答弁にもありましたとおり、本市としましては、ネットに接続できる機器の購入の際にはフィルタリングの設定をすること、また、家庭では家庭内ルールを設定して、節度を持って活用する、利用するということを指導してきております。

○3番（是枝みゆきさん）

学校でのそういった携帯使用、ネットの使用についての学習、事業というのはどのようになっていますでしょうか。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

学校におきましては、教育課程の中にパソコンのリテラシー、活用能力を身につけさせるために各学年それぞれに時数を配分しましてパソコン室、または、それ以外の教室等でパソコンの学習を進めてきております。

○3番（是枝みゆきさん）

ネット機器はだいぶかなり多くの児童生徒が持っていると思うんですけども、本市の子どもたちのそういった所持率とか、あるいは、パソコン、スマホによる誹謗中傷の事案はないか、そして、またその改善等は行われたのかをお聞きいたします。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

まず、スマホ等のネットに接続できる機器の所持率ですけども、平成29年度において小学生、中学生の所持率、小学校の低学年で十数%、中学年で三十数%、高学年で50%弱になります。

また、中学生では、60から70%の所持率になっております。

次に、ネット上の誹謗中傷の事案等について申し上げます。

平成23年度中に3件、悪口ですね。そして平成29年度にも1件、こちらも悪口が書かれるという事案がありました。それ以降は発生しておりません。

○3番（是枝みゆきさん）

中学生までにはほぼ70%が所持しているということで、ネット社会だなと感じるところでございます。

東市来地域の学生会だよりというのが届いておりますので、それをちょっと読ませていただきました。1人の女子高生がスマホの利用の仕方に警鐘を鳴らしております。

「スマホの利用時間と学力は大きく関係していると思う。そこから離れることは大変なことだが、私たちはそれをする必要がある」と述べています。

そして、ほかのたくさんに高校生が応援団で感動体験をしたこと、それからニューヨーク研修への挑戦だとか、部活での喜びなど、体験を通じた喜びを作文にしておりました。

彼らの文章から体験的活動から人間的成長が見られるなど感じたところです。

ネット機器は生活から外せなくなりました。学校では情報通信技術の教育も取り組んでいるわけですが、生活の中でのバランスが大変だなと感じております。このようなネット社会、それから生活の中のこういった状況を教育長はどのようにお考えでしょうか。

○教育長（奥善一君）

今の時代、このインターネットと関係のない生活をしていくということはなかなかできないわけですから、正しく使うということをしつかり理解させるということ、それとネットのもつ陰といいますか、生活習慣を失うということもそうですけれども、その情報収集能力という意味においても、やはりしっかりと情報活用能力を育てていく必要を感じております。

○3番（是枝みゆきさん）

先日、女性と語る会におきまして、子どもを持つお母さんが雨の日でも体を使い遊べる場所が欲しいと言われました。本市の子ども支援の事業計画の中でも、自由に遊べてさまざまな体験活動や交流活動を行うことができる安心安全な居場所づくりの推進が必要だと書いてございます。

私も、先ほど1問目にも質問いたしましたので、自由に使える体育館ということで、ちょっといろいろ調べてまいりました。子供会とかPTAだとか、そういう場で使うことももちろん大切なんですけど、もっと自由に使える体育館はないのかなと思ひまして、ちょっと調べてみたところ、無料開放の鹿児島市に児童センターというものがあることを知りました。指定管理制度をとっておりますので、年間おおよそ1,200万から1,500万円の委託料で運営されています。これはちょっとほかのものも併設しておりますので、その値段になっているのかなと思ひますが、施設の中に体育館が備えてあって、そこではゼロ歳から18歳まで、無料で自由に登録すると来館で

きるようになっておりました。

平日とか放課後、平日の放課後、土曜日に利用する児童は3カ所で年間2万6,400人に上っています。特に郡山の児童センターにおきましては、2万人近い子どもたちが学校帰りに尋ねてくるという、大変多い様子になっております。城南児童センターでは、夕方になってちょうど行ったときに小学生がただいまといってこのセンターに集まってきたところでした。

郡山の児童センターは日曜参観のちょうど訪れたとき、月曜日、振替休日として、その月曜日に中には弁当を持って訪れている子どもたちとか、自由に勉強しているとか、いろんな子どもの姿がありました。

先ほどからひきこもりとか不登校の問題の中でも出てきますが、コミュニケーションという言葉が何度も出てまいりました。異年齢の中でそういったコミュニケーションをとるという、こういった自由に過ごせる場があるということを教育長はどのようにお考えでしょうか。

○教育長（奥 善一君）

今おっしゃられたことについては、今の子どもたちからは3つの間がなくなっているとよく言われます。

時間、空間、仲間と言われますけれども、確かに子どもたちの遊び場がなくなっているのではないかという指摘はあるわけでございます。

この日置市内はまだ大きな都市部ほどはないにせよ、やはり子どもたちの遊び場をどう確保してやるかというのは私たちは大人が考えてやるべき大きな課題だなというふうには思っております。

以上です。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。

次の会議を午後2時10分とします。

午後2時01分休憩

午後2時10分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

答弁の訂正をお願いします。先ほど是枝議員のご質問に対してネット上の誹謗中傷が「平成23年度」に3件とお答えしましたが、「平成28年度」の誤りでした。申しわけありません。訂正をお願いします。

○3番（是枝みゆきさん）

それでは、先ほどの自由に使える体育館の続きをお話しさせていただきます。

うちの近くにある公園等も「危険ですのでボール遊びをしないでください」という看板が立っているわけです。公園もいろんな方々がいらっしゃって、ボール遊びというのなかなか難しいのかなと思う場所もふえてまいりました。

これからの時代、既存の建物でもいいですので、そういったところでこのような場所づくりができたらいと考えております。今後、検討項目に入れてほしいなど申し上げておきたいと思います。

それでは、続いて、防災についての2回目の質問をさせていただきます。

前回の3月議会でも同僚議員の質問に対して空きスペース等を利用しながらできるだけ早いうちに分散配置ができるように進めたいという回答が出ておりましたが、今後、空きスペースなど、分散備蓄をする場所の予定があるのかを伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

現在、集中備蓄倉庫といたしまして、旧老人福祉センター、分散備蓄倉庫といたしまして、各支所、そして昨年度新たに日新備蓄倉庫としまして日置地区公民館に設けたところですが、現在、これをこのほかのスペースに

については検討ができていない状況でございます。

○3番（是枝みゆきさん）

昨年度7月に岡山、広島を中心に豪雨による土砂災害、浸水被害が記憶に新しいところです。呉市では避難所開設期間が7月6日から10月2日まで58日間という長きにわたって開設されております。1,418人の避難者の支援が行われました。当初、土砂災害により道路が分断され、初動3日間は孤立状態に見舞われたと聞いております。

呉市の危機管理課のお話によると、何より分散備蓄の必要性、それを語っておられました。特に危険度の高い地域には細かい分散が、品目もと、先ほど答弁をいただきましたが、そういうところもあわせて必要だと感じております。

特に高齢者の多い地域、それから危険な地域ですね。本市でもそのような地域は少なくないと感じておりますので、ぜひ備蓄倉庫の今後の確保、それから備蓄品の移動、こういったことを早急に考えるべきだと再度申し上げておきます。

続いて、ハザードマップについて質問いたします。現在の本市のハザードマップはいつつくられたものか、お聞きいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

現在の防災ハザードマップにつきましては、24年3月に作成いたしまして、平成24年4月に配布したものがございます。そのほか、津波ハザードマップが27年8月、地震防災マップにつきましては、25年度に配布いたしております。

○3番（是枝みゆきさん）

東北大震災があったその後につくられたものかなと今お聞きしております。災害を経験した呉市では、災害種別にハザードマップ5種類が出されています。土砂災害ハザードマップ、それから、地震、洪水、高潮、津波

です。

さらに地域ごとに分けられて、自分の地域をクリックしただけで、地域の拠点避難所、福祉避難所、地域避難所、自治会館への避難へのルートといったものを初め、災害に関する気象方法の取得の仕方、持ち出し品、備品に必要なものなど、一度にわかる市民目線の分かりやすいハザードマップになっております。

また、11年ぶりに水害のハザードマップを改定した東京江戸川区はここにはダメですという呼びかけが大きな反響を呼びました。もっと市民にわかりやすいハザードマップの改定をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

本年度中に鹿児島県が土砂災害警戒区域のレッドゾーンを公表することを予定しておりますので、それらを反映して、更新を考えてまいりたいというふうに考えております。

更新に当たりましては、縮尺やホームページで閲覧できるなどそのように見やすいというところも心がけてまいりたいと思います。

○3番（是枝みゆきさん）

今回、新潟地震がございましたが、避難するように呼びかけたが半数しか避難していなかったとか、津波の来るおそれのある緊急避難所に避難していたとか、などの教訓が残されております。さらなる充実したハザードマップの改定を望みたいと思います。

続きまして、非常袋持ち出しについて2回目を質問いたします。

道路を分断された呉市の避難所は持ち出し袋を準備してきた方もほとんどおらず、支援が来るまでの3日間は飲まず食わずの状態だったと聞きます。パニックの中、持ち出し物を考える余裕はなくて、当然なのかなと思います。自助努力という言葉もこの議会の中でも何度となく言われてきたことですが、出前

講座を初め本市では年間にどのぐらい研修等が行われているか。また、市民の皆さんは非常持ち出し袋を準備しているとお考えですか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

平成30年度の出前講座の実施状況につきましては、11回725人の方に参加いただいております。そのほか、防災講演会を1回行っておりまして、県防災アドバイザーの派遣講座を3回受講していただいております。

非常用の持ち出し袋につきましては、そのような出前講座や講演会等を通じまして、市民の皆様にお知らせしているところがございます。

また、各種配布物等にも非常時の持ち出し袋等の中身等についてもお知らせしているところではございますが、市民の皆様がほとんどが持っているという認識にはまだまだ立っていないのではないかとこのように考えております。

○3番（是枝みゆきさん）

私もちょっと私の周りの方々に非常袋持っていますか、準備していますかと聞いたんですが、尋ねたほぼ全員が、持ってないんです、ごめんなさい、準備してません、ごめんなさいという回答でした。ごめんなさいではなく、自分のことなので準備してくださいねとお話をするのでした。

私が準備している非常袋は飲み物とか食べ物とか、そういったところも含めて実はリュックサック10kg以上あります。暴風雨の中とか、それから地震があったときに私は、うちに飼っている犬を抱いて、リュックも下げて避難所に行かなければならないと思うと大変心配があります。

このようなソフト対策を考える機会も本当に今たくさんお話しいただきましたが、必要だなと感じております。

始良にあります県防災センターにお尋ねしましたところ、昨年度日置市から233人、

それから川内市消防局防災研修センターには66人が研修に行かれていますとお聞きいたしました。

始良にある防災センターでは、非常持ち出し袋や備蓄に関する、どちらかといえば、ソフト対策の充実、川内防災研修センターでは、地震、暴風雨、火災、消火器使用体験など、体験ができて、DVDの視聴も大変充実したものがあると実感いたしました。個人でも無料で自由に来館ができます。夏休みも近くなってきました。広く市民に防災について考える機会になると思いますので、こういった研修センターを利用した研修、それからまたお互いに勉強し合える場を持ち、一人一人の意識の機運が高まるような計画を今後も多く立てていただきたいと感じておりますが、どのようにお考えですか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

体験を通しまして学習していくことは、その効果を非常に高めると考えております。そのきっかけは非常に必要であると思っておりますけれども、やらされ感で行くということでは、うまくいかないと思います。自発的に行っていただける雰囲気づくり、そういうのを心がけて、今後、自主防災組織等に呼びかけ等を行ってまいりたいと思います。

○3番（是枝みゆきさん）

ペットの同行避難について、2回目の質問をします。

東北大震災において自宅に取り残され、飼い主とはぐれたペットが多く発生して、避難所においても取り扱いに苦慮する例が見られたことを受けまして、平成25年には環境省はペットとの同行避難を推奨し、避難時におけるペットの救護対策ガイドラインを策定、自治体に配布しております。本市の防災計画では、関係機関と連携し、必要な対策を行うにとどまっております。

敷地内のペット専用のスペース、そのよう

な場所とはどのような場所を指して、本市では現地の準備もあるのか、お尋ねいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

各避難所でスペースの違い等がございますことから、避難所のスペースに応じた対応、そして、同室避難ではなく、基本的には専用スペースを設けて、そこで飼育するという考え方になると思います。

避難所にゲージの準備でございますが、災害時の対応は飼い主による自助を基本とさせていただきたいと考えております。そのようなことからゲージを現在、備蓄していないところでございます。

○3番（是枝みゆきさん）

私は通告書に同室避難と書きましたが、同伴避難のことでございます。同伴避難、内閣府の報告によると専用の教室を利用させるなどして居住スペースを分けていた事例もあります。それから、熊本地震では動物病院を開放した院長先生もいらっしゃって、今後、検討していくことなのかなと思っております。

また、人とペットの対策、これはやはり飼い主への日ごろの備えの方法とか啓発、また避難場所における飼育スペースなど、具体的に示してハザードマップにもペット同行が認められる避難所であるかどうかを掲載すべきだと思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

災害時には何よりも人命が優先されますが、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることからペットと同行避難することは動物愛護の観点のみならず飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要というふうに考えております。

また、東日本大震災後には放浪状態のまま放置されて野犬化した犬が住民に危害をもたらすおそれや不妊処置や去勢がなされないまま放浪状態となった犬や猫が繁殖し、従来の

生態系や野生生物に影響を与えるおそれが生じたため、被災地に人員を派遣して保護や繁殖制限措置をとらなければならなかった事態があったことから事後の問題を軽減するためにも災害時のペットと同行避難を推進することは必要であると考えているところでございます。

スペースの問題はこれらを踏まえて検討する必要があると考えております。

○3番（是枝みゆきさん）

ハザードマップの掲載については、どのようにお考えでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

ハザードマップの掲載につきましては、今後ハザードマップの更新を予定しておりますので、その中で検討していきたいと思っております。

○3番（是枝みゆきさん）

それでは、子育て世代包括支援センター設置に向けての2回目の質問をさせていただきます。

現在、行われている相談窓口の年間の相談件数や相談内容はどのようなものがあるか、お聞きいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

福祉課におきましては、相談ということよりも、具体的には保育所への入所ですとか児童手当の申請といったような、給付、それから措置等の手続というのが多いのがほとんどでございますので、そういったものについては、カウントはしておりません。

それ以外につきましては、児童につきましては、障害の関係で療育に関するご相談等がございますので、そういったものにつきましては、窓口というより基幹相談支援センターのほうに行っている状況でございますので、具体的な数字は把握しておりません。

○3番（是枝みゆきさん）

いろんな窓口に来てさまざまな方が相談なさっていらっしゃると思っておりますが、市役所の

窓口に来て相談をするということはもう最終的に本当に悩んで考えていらっしやることだと思います。ゼロ歳から18歳の子どもたちということですが、大変気になることに妊娠前の相談というのもあると思います。

日置市でも一人で産み育てる決心をした女性がたくさんいます。望まない妊娠は女性に大きくはだかる問題です。そんな女性たちが窓口で相談に来られるとお思いでしょうか。ゼロ歳前の妊娠前、この相談はどうするのか。妊娠をした後にこれは産めるかなと本当に一生懸命考える、悩む、そういった女性の相談はどうするのか。そういう方々にも気遣いのできる相談というのはどのようにお考えでしょうか。

○健康保険課長（長倉浩二君）

出産前のご相談につきましては、健康保険課のほうが窓口になろうかと思えます。

特に不妊治療につきまして相談を受けるといことがございまして、具体的な相談件数はちょっと不明ですけれども、不妊治療の女性の申請件数としては94件の申請がなされておりますので、それ以上の相談があったと思っております。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

ただいま申し上げましたのは不妊治療ではなく、望まない妊娠をしてしまった女性、そういった女性の心配事、そういったところはどこで受け付けてくださるのでしょうかとお話をしたところです。

○健康保険課長（長倉浩二君）

そのような相談につきましては、実績がないということでありませう。

○3番（是枝みゆきさん）

ぜひそういう場をつくっていただきたいと思えます。本当に真剣に悩んで選択しております。自分が一人で育てる決心をした人数もこの前委員会でもちょっとお聞きしましたが、

相当な数だと思います。ぜひそういったところからの女性の支援を考えていただきたいと心から思っております。

先日、ある方から、子育て世代生活支援センターができると聞いただけでも、どこにできるのですかと質問されました。やはり専門のセンターができたのではないかなと期待するようなんです。

出水市では、平成29年に老人福祉センターに子育て支援室を開設し、そこでは子育て世代包括支援センターとそれから子育て支援センターの2つの役割を担っています。6人のスタッフがおりまして、相談者数は年間1,000人を超えております。助産師、保健師、保育士が毎日相談を受け付ける体制になっており、道具が備わった部屋にはいつでも気軽に行ける雰囲気にあふれています。先進事例ですが、このような場所づくりはお考えになっていらっしやらないでしょうか。

○健康保険課長（長倉浩二君）

ご紹介の出水市の配置とは異なりますけれども、日置市におきましては、子育て世代の育児不安等に対応しながら、相互に語り、活動する場所として地域ごとに地域子育て支援拠点として4カ所、地域子育て支援センターを設置いたしております。10月に設置予定の子育て世代包括支援センターとそれから先ほど言いました4つの子育て支援拠点、そしてさらには子ども支援センターとの連携を一層強める仕組みづくりで、それらに対応してまいりたいと考えているところでございます。

○3番（是枝みゆきさん）

時間がないので、次の質問をいたします。

薩摩川内市では、子育てサポートネットを配信しております。妊娠、出産、健診、予防接種、保育、手当助成など、必要な情報がワンクリックで出てきます。そして、何よりい

いなと感じたのは、年齢別からさまざまなサポート情報を得られるということです。ネット社会のすばらしいところはぜひ取り入れて、赤ちゃんを抱えながら家からでも片手で情報を入手できる、こういったサポートネットを取り入れたらいかがでしょうかと思いますが、お聞きいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

本市におきましても、子育て情報や予防接種管理、子育て施設の検索ができる子育て応援アプリを配信しております。

議員がご紹介いただきました薩摩川内市におきましても同様のアプリがあり、そのほかに今ご指摘がございました子育てサポートネットというホームページを別に設置いたしまして、具体的な子育て支援事業や各種講座等の情報を配信しており、きめ細やかな対応がとられていると認識しております。

ネットを駆使した情報提供は必須だと認識しておりますので、システム設計や運営の経費、情報更新の労力等について、ほかの自治体の事例等も研究を進めていきたいと考えております。

○3番（是枝みゆきさん）

子どもへも虐待、それから夫婦間のDV問題は人権問題です。子どもを一人で育てる選択をした人もいます。生きづらさが少しでも軽くなる、ストレスから身を守るの学ぶことも一つの手だと思います。

人権についてせっかく子どもたちが学校で学んでくるのに大人の社会で生かされなければ、時間をかけて学んだ教育の意味がありません。大人も一緒に機運を高めなければ虐待やDVも減っていかないと思います。子どもを預けて学べる、そんな場の計画を持てたらいいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○福祉課長（有村弘貴君）

近年、虐待や差別、暴力に対する法律が相

次いで成立、または改正をされまして、来年度からは親による体罰の禁止もうたわれるなど、年齢や性別にかかわらず、人間としての尊厳に配慮する世界的な流れがその背景にあるというふうに認識しております。

加えて、子育て世代につきましては、ご指摘のように核家族化や女性活躍の中で育てづらさや生きづらさの中で暮らしておられるというふうに考えます。

本市といたしましては、現在、活動しております日置市女性センターの機能を生かしまして、そのような方々が集える場としての機能を生かしながら、ニーズを把握いたしまして施設機能や講座メニューを生かして子育て世代の学び合える場を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（漆島政人君）

是枝さん、あと残り10秒です。

○3番（是枝みゆきさん）

はい。人としての尊厳はどこにあるのか、渦中の中にある人間は気づきにくいと言われております。ぜひ相談に来られる方、子育てに追われて自分を見失いそうになっている人、もっとよりよい生き方を模索したい人、そういう人に学ぶ場を与えてください。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（漆島政人君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△日程第2 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（漆島政人君）

日程第2、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。現在の広域連合議会議員が令和元

年7月1日をもって任期満了となることから広域連合議会の選挙に関する規則の規定に基づき、選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える7人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における投票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち当選の報告及び当選人の告知は行いません。

そこでお諮りします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いを。

ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

ご異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については会議規則第32条の規定にかかわらず有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（漆島政人君）

ただいまの出席議員数は22名です。投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（漆島政人君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

〔投票箱点検〕

○議長（漆島政人君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

点呼に応じて順次記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。

点呼いたします。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（漆島政人君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（漆島政人君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に中村尉司君、留盛浩一郎君を指名いたします。

立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（漆島政人君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票数22票です。

山口たけし0票、野畑直0票、篠原静則0票、室屋正和18票、緒方重則0票、福永徳郎0票、豊留榮子4票です。

以上のとおりです。

△散 会

○議長（漆島政人君）

以上で、本日の日程は終了しました。

6月24日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。

午後2時48分散会

第 3 号 (6 月 2 4 日)

議事日程（第3号）

日 程	事 件	名
-----	-----	---

日程第 1	一般質問（10番、12番、11番、15番）	
-------	-----------------------	--

本会議（6月24日）（月曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	大園貴文君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	漆島政人君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	馬場口一幸君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	堂下豪君
市民福祉部長兼市民生活課長	満留雅彦君	産業建設部長兼建設課長	宮下章一君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	松田龍次君	消防本部消防長	上原孝一君
東市来支所長	銚之原政実君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	上秀人君	企画課長	内山良弘君
地域づくり課長	橋口健一郎君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	長倉浩二君	介護保険課長	福山祥子さん
農林水産課長	城ヶ崎正吾君	農地整備課長	東広幸君

上下水道課長 新川光郎君
社会教育課長 梅北浩一君
監査委員事務局長 丸山太美雄君

学校教育課長 渦尾文輝君
会計管理者兼会計課長 地頭所浩君
農業委員会事務局長 上之原誠君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（漆島政人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（漆島政人君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、10番、留盛浩一郎君の質問を許可します。

〔10番留盛浩一郎君登壇〕

○10番（留盛浩一郎君）

皆さん、おはようございます。私は、先に通告しておりました3つの項目につきまして質問をいたします。

我が国は、急激な人口減少、超高齢化という大きな課題に直面しており、各地域がそれぞれの特徴を生かした持続的な社会を創生できるよう、国を挙げて取り組んでおります。中でも、15歳から64歳までを指す生産年齢人口の減少が進む中で、地域や自治体が活力を失わないためにどうすべきかという課題は、非常に重要であります。

そこで、1つ目の項目であります人口減少と高齢者への就労支援について質問いたします。

その1、本市の人口ビジョンを踏まえ、労働力人口の減少による本自治体の経済に与える影響をどう分析されているのか、お伺いをいたします。

その2、少子化による労働力確保の観点から、高齢者の労働参加の必要性を感じておりますが、市長の見解をお伺いいたします。

その3、本市のシルバー人材センター会員の登録状況や利用状況、料金設定、受注内容などの現状と運営する中での課題等について、お伺いをいたします。

その4、本市における人材不足をどう認識

しておられるか、また職種ごとの人材不足はどういった状況なのか、お伺いいたします。

2つ目の項目、鳥獣被害等について質問いたします。

中山間地域の人口減少、また山間部の開発など等により、有害鳥獣が人里に多く出没しており、鳥獣被害は後を絶たない現状であり、市としてもいろいろな方法で対策を講じているところではあります。なかなか被害の減少につながらない状況であるようです。

そこで、その1、本市の鳥獣捕獲従事者は、現在、何人なのか、お伺いいたします。

その2、現在の捕獲頭数の実績をお伺いいたします。

その3、最近市民からの鳥獣被害に関する相談、苦情等はなかったか、お伺いいたします。

その4、鳥獣捕獲後の処理や処分を、本市はどのように確認をされているのか、お伺いをいたします。

3つ目の項目、工事関係予算執行について質問いたします。

本年度の土木費の補正額が約26億7,000万円の額が組まれてあるようです。予算額が多ければ工事も進んで、市民生活も早くよくなると思うところであります。

しかしながら、その1、年度末に交通量のほとんどない市道等の舗装、補修等、工事をされているのが見受けられます。どういった基準で優先順位を決定して行われておられるのか、お伺いをいたします。

以上、1回目の質問といたし、市長の誠意あるご答弁を期待いたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の人口減少と高齢者への就労支援についてという、その1でございます。

経済の成長につきましては、労働力の増加や生産性向上などが必要であると認識してお

り、ご質問の労働力人口についても、減少し続けますと、進出企業の撤退や中小企業における廃業の可能性が高まることが予想されるなど、地域経済の縮小が懸念されているところでございます。

2番目でございます。

ご指摘のとおり、現在の少子高齢化や人口減少という構造変化のもとでは、生産年齢人口とともに、高齢者人口における労働力率を引き上げることが重要であると考えております。

3番目でございます。

日置市シルバー人材センターの31年3月末時点の会員数は232人と、近年は横ばいで推移し、市内60歳以上人口の約1.15%となっております。

利用状況については、公共団体が全体の約3%、そのほかが民間企業や個人等となっており、受注内容は、清掃や草刈り、植木剪定のほか、施設管理となっております。

運営する中での課題でございますが、高齢者雇用安定法の改正の影響などから、全国的にも同様でございますが、会員数が伸び悩んでいることが一番の課題であるとの伺い、そのように認識しております。

4番目でございます。

ハローワーク伊集院管内におきます31年4月時点の有効求人倍率につきましては、1.06となっており、最近では、各月1.0を超えている状況となっております。

その中で、平成31年4月において、建設躯体工事部門や建築・土木・測量技術者等部門のほか、介護・保健医療サービス部門や社会福祉専門部門などにおいて、有効求職に対しまして、有効求人が大きく上回っている状況となっております。

2番目の鳥獣被害について、その1でございます。

本年度の捕獲従事者は105人の登録で、

昨年より2人ふえております。

2番目でございます。

昨年度の捕獲実績といたしましては、イノシシが688頭、鹿が389頭、アナグマが324頭、タヌキが186頭、ウサギが8羽、カラスが38羽、カモが8羽となっております。

3番目でございます。

市民からの相談や捕獲依頼につきましては、昨年度65件で、主にイノシシとアナグマによる被害の連絡でございました。

4番目でございます。

捕獲現場での写真と耳や尾の提出はしていただいておりますが、本体の処理については確認しておりません。捕獲指示を出す際に、埋設などの適正な処理方法を指導しております。

3番目の工事関係予算執行についてということございまして、市道の舗装や補修については、通行上、危険な箇所や路面調査の結果を考慮し、緊急性の高い箇所から優先的に工事を行っているところでございます。

工事の時期につきましても、年度末に集中しないように工事発注の平準化に取り組んでおります。

以上でございます。

○10番（留盛浩一郎君）

ただいま市長にご答弁をいただきました。これより2回目の質問をさせていただきます。

ただいまの市長答弁の中で、本市の経済に与える影響、これを労働力人口の減少に伴い、地域経済の縮小が懸念されるというご答弁でございました。国の人口ピラミッドは、14歳以上、65歳未満の割合がつぼ型という形になっております。本市も同じようなつぼ型の形状であります。

また、少子高齢化に対しましては県全体よりも、本市は早いスピードで進んでいるようにございます。

そこで、本市でのここ最近の出生児数と死亡者はどのような状況なのか、お伺いをいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

過去5年間の人数を申し上げます。

まず、出生者数は、平成26年が363人、27年が396人、28年が247人、29年が349人、30年が344人となっております。

一方、死亡者数は、平成26年が677人、27年702人、28年643人、29年740人、30年743人となっております。5年間で申し上げますと、出生者1人に対して死亡者が1.95人の状況でございます。

以上です。

○10番（留盛浩一郎君）

また、これにつきまして、移住定住対策を行っておりますけれども、この移住定住対策でどれくらいの方が本市にふえたのか、お伺いをいたします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

平成24年度より、本市過疎地域におきまして物件の取得をし、移住定住をした方に対して補助金の助成を行っております。この移住促進対策事業といたしましては、平成30年度までの7年間で532人となっております。

○10番（留盛浩一郎君）

ただいまそれぞれ人数のお伺いをいたしました。自然減少が出生率よりも倍、1人に対して2人亡くなっているということで、人口減少が歯どめがかかっていないというように受けとめたところであります。

移住定住につきましては7年間で532人ですか、ということで一定の成果を上げているとは理解をしているところです。例えば、労働人口や子どもの数、15歳未満人口をどれくらいふやせば、財政が中長期的に安定す

るのか、またどれくらい歳入がふえるかといった試算があれば、子どもと夫婦2人、4人家庭が何世帯、また転入や移住すればよいかといった具体的な目標設定も可能になるかと思うんですけれども、その辺の設定はどのようにされているのか、お伺いをいたします。

○企画課長（内山良弘君）

平成27年度に策定いたしました日置市人口ビジョンにおきましては、10年後の2025年の目標といたしまして、毎年20組の子育て世帯となる4人家族と各男女25人の人口流出の抑制を図りまして、加えて合計特殊出生率におきましても45年後、2060年には人口置換率の数値であります2.1まで引き上げるということで、日置市の人口を約4万人を維持するということの試算を行っているところでございます。

○10番（留盛浩一郎君）

ただいま2017年に人口ビジョンの策定をされておられます。先ほどの移住定住と人口増に対しましてお伺いしましたけれども、大分この目標にかけ離れているのではないかと思うところです。

本市の財政が中長期的に安定する目標でもあります2060年、今、説明がございました。毎年20組以上、出生率を2.1ということでございますけれども、今までも本市、いろいろな取り組みの工夫をされておられます。今申しましたように、目標にはほど遠いようであります。

労働力人口の減少を少しでも抑えていくためにも、移住定住のこの若い子育て世帯等について、まだ思い切った政策が必要ではないかと思うのですが、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、思い切った政策ということでもありますけれども、基本的にこの出生と死亡、約2倍違います。これを1年間で穴埋め

していくのは、大変大きな予算的なものがかかるというふうに思っております。私どもは、これを長期的に考えていく中において、いろいろ子育て政策に今後重点は置いていきますけど、具体的な形の中で、1人生まれれば50万円とか何万円とか、そういう例があるかもしれませんが、そういうことをしていったら恐らく財政的に破綻をしてしまうというふうに思っておりますので、今の政策に含めまして、また付加価値の高い政策を新たに考えていかなければならない。基本的には、子育てをする親の方々の負担をし、子育てをしやすい環境をつくっていくのが私ども行政の務めであるというふうに思っております。

○10番（留盛浩一郎君）

市長から今答弁をいただきました。財政の問題もでございます。2060年という目標がありますけれども、約4万人の人口維持ということで、目標を立てておられますので、より一層の政策の期待をするものでございます。その2のほうでございます。

市長も、高齢者の労働参加の必要を感じておられるようです。高齢者の労働参加は、財政上の観点からプラスとマイナスが逆転するだけではありません。生きがいや健康寿命の延伸など、財政運営の効果以上にさまざまな利点があるかと思えます。

本年度鹿児島県の当初予算にも、高齢者の生き生き支援としまして、過去最大規模の予算を計上しておられるようであります。ぜひ本市でも高齢者の社会参加活動の促進に力を入れていただきたいというふうに思っておりますけれども、いま一度市長の見解をお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、今、この年金制度、退職制度、このことが大きな形で私ども行政、また一般市民の皆様方にも影響してきているのは事実でございます。年金の受給者が65歳

になって、退職は60というアンバランスが起こっているのも事実でございます。そこあたりを今、それぞれ再雇用を含めた中で調整はしておりますけど、基本的には今後これが70という一つの線の中で移行していくというふうに思っております。

その中で、健康を含めた中で、この生産人口が減っていく分、今、60までであったのが70歳まで上がる、こういうことを高齢者の皆様方の働く場というのも確保しながらやっていく必要があるというふうに思っております。

○10番（留盛浩一郎君）

本当に国のほうも今大変な状況でありますけれども、この年金制度については、各それぞれの方が考え直す、またいい機会ではないかというふうに思っているところであります。

生産年齢人口も、高齢者の方にまだ働け働けというのも酷なことでございますけれども、生活基盤をしっかりとる上では、元気な人は十分働いていただいて、自分の健康維持に努めていただきたいというふうに思うところでございます。

その3でございます。

シルバー人材センターの現状について答弁をいただきました。定年を迎えましたけれども、元気なうちは、今申しました、いつまでも働きたい。しかしながら、フルタイムでは、どうしても体がついていかないということで、週二、三日程度働くという活用ができるのがこのシルバー人材センターであると理解をしております。

本市の会員数の登録を、先ほど答弁でございました232人ということでございます。市内60歳以上の人口の約1.15%の入会率というご答弁でありました。この60歳以上に占める入会率でありますけれども、本市では60歳以上の男性が約8,900人、女性が約1万1,200人おられます。

そのうちのこのシルバー人材センターの入会の男性の会員が175人、女性が57人ということで、合計232人の会員数であるようです。この約1.15%の入会率、これは県内35のシルバー人材センターの中で33番目であります。このことについて、市長はどのように認識されておられるか、お伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に私どもの日置市におきましては人口の1.15%、県の平均が2.1ということで、大変低いという部分でございます。この最近の10年の傾向を見ますと、今基本的には男子が175、女性が57おりますけど、10年前はこれが反対でございました。女性が100幾らで、男性が五、六十人という形になって、この10年で大分変わって、男性、女性の変化が起こっているのも事実でございます。

基本的にこの低い率につきまして、私どもも毎年募集等もやっておりますけど、まだそこに、今のところは現状維持といいますか、233、220、ここあたりを10年間の間に推移をしておるのも事実でございます、なるべく多くの皆さん方が働いていただけるという部分をしていきたいというふうに思っておりますけど、基本的には、公共事業のほうについては、ある程度一定的な仕事があるんですけど、民間の部分が大分前からしますと、減ってきているのも事実でございます、そこあたりのパイの奪い合いが民間との競合をしておるのも事実でございますので、またシルバー人材センターとして十分な充実の内容といいますか、こういうものを図っていく必要があるというふうには認識しております。

○10番（留盛浩一郎君）

最近、男性と女性の比率が交代したということでございますけれども、高齢者の雇用安定法というのがございます。65歳、ある

いは70歳まで働かないといけないというふうな法案も来年度出るようでございますけれども、こういうことを踏まえますと、会員増は大変であると私も理解をするところであります。

そこで、入会率の高いシルバー人材センターに会員増に向けた取り組みのお伺いをしたところであります。

南九州市のシルバー人材センターでは、会員の方が2人以上入会を促進しましたら年会費を免除しますということでございました。

また、霧島市のシルバー人材センターでは会員の方にポイントカードを配布しまして、総会等やいろいろな会議等に出席、あるいは入会促進をしますと、ポイントがたまります。そのポイント数によりまして、商品券がもらえるというような特典があるようでございます。

このように入会者の入会率アップに向けた本市も工夫をされて、このシルバー人材センターの理事長さんでもありますので、ご提案をされたらいかがかと思うのですが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

それぞれのシルバーにおきまして工夫しながら、入会の確保ということをやっているのも事実でございます。一番大事なのは、この入会員をたくさんすることも大事ですけど、仕事量をどういうふうに確保する、私、そこが先だと思っております。そうしなければ、幾ら入ってきてても、今度は働く日数的にいろんなものも少なくなります。

そういう部分を含めて、週3日ぐらい程度の中でいろいろとローテーションを組んでおりますけど、そこあたりを一番、私もこの十数年間を見たときにそんなに仕事量的にふえていないというのも事実でございますので、要はこの問題とバランスを含みながら、会員数をどれだけしてやっていくのか、また今

おっしゃいましたことの会員を確保するには、そういうことの政策も一つだと思いますので、今後理事会とか、そういう会の中で、またご提案申し上げながら進めていきたいというふうに思っております。

○10番（留盛浩一郎君）

ただいま市長も言われましたように、人数がふえても、会員がふえても、仕事がないと、また何にもならないと、本末転倒のような気もいたします。このセンターの働き方は、生きがいを得るための就業を目的としておるようです。一定した収入の保障はないですけども、月10日以内、また週に20時間程度という目安があります。

会員が報酬として受け取れる金額も平均で月約3万6,000円ということであります。この受注内容について、先ほどの答弁の中で、清掃や草払い、あるいは剪定、施設管理等というご答弁でございました。本市も民間企業を含めて、シルバー人材センターでも空き家対策で管理等の作業をされているかと思うところであります。

先日、さつま町のシルバー人材センターへお伺いをいたしました。さつま町では、ふるさと納税の返礼品としまして、ふるさと安心見守りサポートを加えております。事務局長さんによりますと、ふるさとと思う寄附者の気持ちにこたえつつ、行政の空き家対策やふるさとの保全管理に貢献でき、高齢者の就業機会を創出し、納税確保に貢献できるのではないかというお話でございました。また、細かく料金設定もされておられました。

本市でも、このようなふるさと納税の趣旨、3割になりましたけれども、目的に沿って、シルバー人材センターの仕事の一環としてふるさと納税をお考えにならないか、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

このふるさと納税のあり方、大変このこと

も抜本的にこの一、二年で変わりました。最初の趣旨と大分違う形の中で、このふるさと納税の集客といいますか、こういうものをしてしまった中において、総務省からも大変大きな指摘も受け、そういう中で、今3割というのを限度にやっておりますので、私どもも今後この3割になってからどれぐらいのふるさと納税が集まるのか、恐らく今までは七、八億円いっておったのが、一、二億円ぐらいに減するという事は間違いはないというふうには思っております。

その中におきましてふるさと納税におきます見守り活動、今、郵便局と、この見守りサービスというのは提携しておりますけど、シルバーにおいても、今後このふるさと納税のあり方、基本的に空き家対策もあるし、お墓の見守りとか、いろんなことをしているシルバーもございますので、そういうものも今後一つの提案をしながら、シルバーとしてのこのふるさと納税とのかかわりということも研究していかなきゃならんというふうに思っております。

○10番（留盛浩一郎君）

十分議論検討されて、提案をしていただきたいと思います。

その4の人材不足についてでございます。

人材不足につきましては、国でも外国人労働者の受け入れ等に力を入れているようです。

しかしながら、全ての産業において急激に受け入れていくというのは、社会的にもなかなか受け入れがたいということもあるようでございます。特に、労働力が不足していると言われているのが保育と介護サービスによるものだというふうに理解をしております。保育園の施設整備予算といったハード対策経費、これは増額傾向にありますけれども、保育士の数といったソフト対策がおくれているように思います。

そこで、本市における保育に関する人材不足はどういった状況なのか、お伺いをいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

保育所には入所児童の年齢に応じて、例えば0歳のお子さんには3人にお一人ですとか、4歳以上については30人にお一人といったような保育士の配置の基準を国が定めておられて、それに合わせて保育士が配置をされているところでございます。

現在、日置市内の保育所ごとの人材確保によりまして、配置基準上の保育士が不足をしているという報告は受けておりませんが、今後雇用の拡大がさらに広がりまして、3歳未満児の保育率が上昇いたしましたり、もしくは保育料の無償化に伴って入所希望がふえていったというような動向がございましたら、そのような状況になり得るということは想定できるかと思っております。

以上です。

○10番（留盛浩一郎君）

保育士さんの不足は受けていないということでございましたけれども、私の聞くところによりますと、若い保育士さん、この方の要請といいますか、どなたかいらっしゃいませんかというような相談をよく受けるところでございます。

今後女性の活躍に伴いまして需要が増加すると思われるこの保育分野でございますけれども、運動会、あるいは発表会、イベント等で使う用具の作成や飾りつけ、また給食やおやつ調理の片づけ、絵本の読み聞かせなど、保育士の資格がなくても対応が可能な補助的な業務をこの高齢者の方に担ってもらおうということで、保育士人材不足の解消、また負担軽減になるのではと思うところでございますけれども、これに伴いまして必要な研修、この実施もしているようでございますので、そういうことを含めて検討してはと思うのです

が、市長の見解をお伺いいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

ただいまのご質問でございますけれども、保育士の資格がなくても保育所の運営を支援するための保育補助という形態の任意の業務がございます。ご指摘のように、児童の保育を間接的に支援をするという業務でございますが、その業務につきましては資格も必要がございませんので、ボランティアも含めて、既に幾つかの施設で取り組まれているところではございます。

○10番（留盛浩一郎君）

県議会の一般質問でも、さきに保育所の確保が困難な状況が続いているというような答弁もございました。ぜひ本市では、現場のお声をお聞きになって検討していただきたいと思うところであります。

また、介護サービスについても、全国の有効求人倍率では3倍を超えておるような現状でございます。本市では、この介護サービスに対する人材不足、どういうふうに分けられるのか、お伺いをいたします。

○介護保険課長（福山祥子さん）

介護人材の不足に関しましては、非常に深刻な状況であるというふうには認識しているところでございます。ことしの2月に介護サービス事業所等を運営しております市内12の法人宛てに介護人材確保についてのアンケート調査を実施しております。その結果、介護人材が不足しているというふうには回答した割合は67%でございました。

以上でございます。

○10番（留盛浩一郎君）

67%ということで、どこも深刻な人材不足であるというふうには認識をしているところでございます。この介護の分野でも、施設入所サービスで昼食の調理、先ほども保育士のほうで説明しましたけれども、配膳、あるいは通所サービスでの軽い運動の補助、また送

迎車の運転、こういう介護、福祉などの専門職員の補助的な業務もできるのかというふうに理解するところであります。

まず、老老介護の懸念もございますけれども、介護は今後ますます重要になっていく分野であると思います。また、今後要介護になっても、施設入所ができなかったり、ご本人の希望によりまして在宅で介護をする家庭も増加していくというふうに思われます。

そこで、介護の初歩的な講習会等を県も含めて、シルバー人材センターでも実施しているようでございます。これらを活用されて、就労に向けた意識の醸成を図ってはと思うところでございますけれども、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、シルバーセンターのほうでも、特に介護におきます講習会等というのはやっております。さっきご指摘ございましたとおり、この介護におきましても資格という部分が一番大きなポイントでございます。資格がなくても補助的なサービスをどうするのか、高齢者でもできると、ある程度の認識、講習会、こういうのは必要でありますので、シルバー人材センターにおきましても、今後このことについても研修していく必要があるというふうに思っております。

○10番（留盛浩一郎君）

さきにも申しましたけれども、県のほうでも、この高齢者の社会参加活動に力を入れておられるようでございます。本市でも、ぜひ促進をされるように申し添えておきます。

続きまして、2項目めの鳥獣被害等についてお伺いいたします。

まず、猟友会の皆様には鳥獣被害のこの確保等にご尽力されておられますことに、まずもって敬意を表したいというふうに思うところでございます。先ほどの答弁の中で、捕獲

従事者は105人というご答弁でございました。猟友会の方にお話をお伺いしますと、銃器の免許、これを更新するとき、あるいは新しく取るとき、大変審査が厳しいということをお伺いしているところでございます。この最近の銃器免許を取られる方や更新される方、これはどういう傾向なのか、お伺いいたします。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

銃器の免許所持者の推移につきまして申し上げます。

本年度56名、昨年度57名、一昨年度59名ということで、微減傾向でございます。高齢化に伴って微減している状況だということで認識しております。

○10番（留盛浩一郎君）

それに伴いまして、このわな免許もございましてけれども、これを取られる方の傾向はいかがでしょうか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

一方、わな免許の所持者につきましては、本年度で83名、昨年度80名、一昨年度69名ということで、推進を図っていることでもございまして増加傾向という状況でございます。

○10番（留盛浩一郎君）

ただいま答弁いただきましたけれども、この鳥獣保護法によりまして、網猟免許及びわな猟免許、これに当たっては取得年齢が18歳に下げられました。

また、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許、銃器ですけれども、これは20歳に改めるというふうになっております。これを広く市民にも広報したらと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

議員がおっしゃいますように、改正がされてきております。従来捕獲従事者なり猟友会の方々も高齢化が進んでいるという状況の中

で、今後の後継者育成ということのためにも、可能な範囲で周知を図ってまいりたいと考えております。

○10番（留盛浩一郎君）

高齢化で本当大変かなというふうに理解をすることでございます。このわな猟の免許に対しまして、箱わなとくりわながございます。これは1人何個まで使用できるのか、お伺いいたします。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

市内全猟友会の申し合わせによりまして、1人30個というふうになってございます。

○10番（留盛浩一郎君）

1人30個までということでございます。この箱わな、くりわな等を設置した場合、毎日とは言いませんけれども、1日、あるいは2日ごとには見回りをしないと、捕獲状況を確認できないというふうに思っておりますけれども、この猟友会の見回り状況はどういう状況なのか、把握しておられるのか、お答え願いたいと思います。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

わな設置の場合につきましては、毎日、遅くとも2日に1回は、指示の段階で指導しているという状況でございます。現状、現場まで行って確認はしておりませんが、今、箱の数によりますけれども、ほぼ毎日確認をしていただくというふうに指導をしているところでございます。

○10番（留盛浩一郎君）

この見回りを怠りますと、捕獲したのを確認できなくて、その場で死んで腐敗していたという話も聞いております。各地の猟友会の会長さんにも、会員の方々には徹底して見回りをするようにお話をされているということでございましたので、市としましても、会員の皆様にいま一度見回りの徹底をされるように十分に周知していただくように申し添えておきます。

次に、捕獲頭数についてお伺いいたします。

先ほどのご答弁の中で、本市では、イノシシ、鹿、合わせますと、約1,000頭以上の捕獲実績になるようです。この猟友会の方にお聞きしますと、最近場所等によるのかもかもしれませんけれども、イノシシ、鹿を見かけなくなったという声も聞くところがございます。ほかの場所に移動しているのか、ちょっとわからないということでもございました。

しかしながら、環境省では、イノシシ、鹿の個体数を適切に管理するためには、この捕獲頭数を今の2倍以上にふやす必要があるというふうに分析しておるようです。このことについて、本市におきまして捕獲頭数が適正であるとお考えなのか、また現在の個体数をどのように分析されておられるのか、お伺いいたします。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

先ほどの市の捕獲指示に伴う捕獲頭数に加えまして、猟期の期間にイノシシ、鹿、合わせて百十数頭の捕獲がございます。これを合わせましても、まだまだ環境省の提示する頭数には至っていないというふうに考えているところでございます。

○10番（留盛浩一郎君）

了解しました。

次に、3番目の市民からの苦情相談等についてお伺いをいたします。

相談等が65件という答弁でもございました。市民の方から畑、あるいは野菜を食べられたというような苦情を聞くところがございます。これは多くない金額かもしれませんが、つくる人にとってはやる気を失うことになっておるようでございます。

平成30年7月に農業委員、推進委員の方が鳥獣害対策について、宮崎のほうへ研修に行っておられます。この中で、地域一体となった活動により被害が激減したことで、耕作意欲の向上にもつながっているというお話を

お伺いしたということでございます。この地域一体となった活動とはどういう内容なのか、また本市での対応はどうか、お伺いいたします。

○農業委員会事務局長（上之原誠君）

この取り組みは、鳥獣を寄せつけないために餌となる規格外の野菜や収穫しないミカンなどの果樹を農地に放置しないなど、鳥獣を追い払うことに力点が置かれている対策でもあります。

そのため、鳥獣の出没情報を集落全体で共有しまして、農業をされていない方でも散歩の際に鳥獣を追い払うために使用するロケット花火などを携行するなど、地域全体で総出の追い払いを行っておられます。そのことによって被害が激減し、耕作意欲が湧いたということで、地域づくり、村づくりにもつながっているということでございました。この研修で学んだことは、農業委員、農地利用最適化推進委員として、活動の中で事例紹介や地域における問題への取り組み方法を伝えていただいていると思っております。

以上です。

○10番（留盛浩一郎君）

これはAの場所からBの場所に移動しただけだというようなふうには私は受けとめるところでありますけれども、基本的には有害鳥獣の個体数を減らすことが一番ではないかというふうに考えます。1人でも多くの方が耕作できて、この耕作放棄地が少しでも減少するように各課におかれましても、今以上にしっかりと対策をしていただきたいと申し添えておきます。

次に、4番目の捕獲後の処理処分についてであります。

個体数の処理につきましては、確認をしていないというご答弁でございました。この鳥獣被害対策につきましては、業務を各地域の猟友会にお願いしていることと理解をしてお

ります。捕獲後の処理処分につきましては、最近市民の方や猟友会の方から民家の近くでにおいがしたり、あるいは鳥獣の一部が放棄されていたり、またそのまま腐敗しているというような話を伺ったところでございます。

鳥獣保護法の第18条、「鳥獣の放置等の禁止」にもありますように、「放置してはならない」というふうになっております。これには、また罰則もあるようでございますので、このことについて駆除、相談等は把握されておられないか、お伺いをいたします。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

市長の答弁にもございましたように、1,000頭を超える頭数でございますので、埋設までの確認はしておりません。その中で、ここ近年不適切な処理の事案が1件ございました。そのことにつきましては、現場での事実確認をいたしまして、猟友会長を通じて厳正に指導したところでございます。

○10番（留盛浩一郎君）

このイノシシ、鹿に関しましての処理処分については、埋設等の確認、これをされたらと思うんですけども、1,000頭以上でするので大変かと思いますが、これからどういうふうに対応されるのか、お伺いいたします。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

県のほうに確認をしましたところ、鹿児島県内、この部分といいますか、本体を含めた処分の埋設の確認までしている市町村は今のところない、近隣市町村にも確認しましたけれども、そこまではできないというような返事をいただいております。頭数的にかなりの頭数ですので、指示書を出す段階での厳密な指導、適切な埋設、もしくは食用の処理ということで、指導を徹底してまいりたいと考えております。

○10番（留盛浩一郎君）

この個体数から言いますと、確認は大変かというふうには理解はしております。余りにも

苦情が多いと、警察のほうでも捜査するという事をお聞きしておりますので、そのようなことがないように対処していただきたいというふうに申し添えておきます。

県のほうに問い合わせましたところ、平成29年度の実績としまして、捕獲されたイノシシ、鹿、計4万頭、このうち4カ所の鳥獣の処理加工施設で約4%に当たる1,500頭余りをジビエとして処理をされているそうです。残り96%、これは埋設または捕獲者の自家消費であります。

県内では焼却処理、それはされていないようですが、民間の施設もあるかと思いますが、補助金等を活用しまして、ジビエ利用施設のある市町村は、阿久根市、伊佐市、屋久島町、天城町、令和元年度からは出水市が加わりまして5つの市町になるということでございます。

前回、私、ジビエ施設を設置するお考えはないかというふうに質問いたしましたけれども、市長は、今のところ考えていないということでございます。まだお考えに変わりはないか、お伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

今現在、5市町村でその施設を持っているというのはわかっておりますけど、これ単独ですのもいかなものなのか、広域的な部分でしていかなければ、ただ処理して、これを販売のほうに持っていけるものかどうか、いろんな課題が残っておりますので、ここあたりは今のところ考えはないんですけど、ほかの市町村とも十分検討はさせていただきたいというふうに思います。

○10番（留盛浩一郎君）

了解いたしました。

猟友会の方から捕獲したタヌキ、アナグマ、これを埋設処理するのは何とか処理できますというお話でした。先ほどのご答弁の中で、捕獲頭数の実績1,000頭以上であります

けれども、これはかなりの頭数を埋設されているかと思えます。この埋設につきましては、猟友会の方々からも大変な作業で、重労働であるというふうにお聞きしております。

そこで、全国の取り組みを私なりに調査し、各自治体の方にお話をお伺いいたしました。

いわき市、鹿沼市では、クリーンセンター等で焼却処理をしているというお話でした。

また、武雄市では、民間の加工センターに持っていきまして、処理をお願いし、残った部分に関しましては、民間の焼却施設で処理しているというお話でした。

また、大野市では、小動物用の焼却炉にて焼却していましたが、費用がかかるということで、有害鳥獣分解処理装置というのを昨年度設置しまして、年間約400頭を処理しているということでございます。

また、石巻市では、市の所有地を数カ所確保しまして、そこへ埋設処理をしているというふうなお話でございました。猟友会の方も、埋設する土地を確保できていない方もいらっしゃいます。そういう意味では、本市でも市有地、市の土地を確保して、そこに埋設していただけたら大変ありがたいという話を伺ったところでございます。

このことについて、市長、処理処分についてどう判断されるのか、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

市有地もあちこちございまして、市有林もございまして。どこで処理すれば一番いいのか、このことはまた十分猟友会とも話を詰めさせていただきたいというふうに思っております。

○10番（留盛浩一郎君）

この捕獲後の処理処分については、猟友会の方に補助金等をやっているから最後までお願いしますというのではなく、今、市長も申されましたけれども、処理処分の土地を十分に確保されて、猟友会の皆様と十分協議をさ

れて、意思疎通を図りながら、有害鳥獣駆除に対処されたいというふうに思うところがございます。

3項目めの工事関係の予算執行についてお伺いをいたします。

ご答弁がございました。ご答弁の中で、市道の舗装や補修については、危険な箇所等、路面の調査をして、緊急性の高いところからやっている、と、していますということでもございましたけれども、言うまでもありません。安心・安全に生活する上では、インフラ整備は非常に重要でございます。それぞれその地域にとりましては、大事な生活道路であります。費用対効果を考えますと、大変悩ましい問題でもございます。これから財政が逼迫する中で、これまでもあらゆる角度から検討をされて、適切な予算執行に努められてこられたと理解をしております。

日置市のまちづくりアンケート調査で、生活道路、歩行者の安全、公共交通の利便性向上が多く、身近な生活環境の整備を望む声が多いようであります。これらのことから、関係各課におかれましては、住民の意見も十分尊重しながら、また総体的に勘案し、十分配慮された上で予算執行に当たっていただきたいと思うところであります。

これを最後に、市長のお考えをお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、工事の関係、年度末に集中してしまう、これを私、いつも平準化といいますか、そういう形にできないかということをお伺いしたところ、職員の方にも指示もしております。補助金の流れの中で、そういう集中するし、また基本的に道路の場合についても、ただ舗装だけじゃなく、水道管とか、いろんな関連もございまして、そういう部分で集中をしたりしますので、なるべく平準化した発注というのを心がけていくように努めていき

たいというふうに思っております。

○議長（漆島政人君）

次に、12番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔12番黒田澄子さん登壇〕

○12番（黒田澄子さん）

皆様、こんにちは。公明党の黒田澄子です。昨日の新聞に吹上での田植えの記事が掲載されており、初めてこの田植えを経験した小学1年生の声として、「こんな稲からお米ができるのを初めて知った」とありました。今はインターネットで多くの情報が得られる時代ですが、子どもの時期に多くの経験をするこの教育の意義を見る思いで、ほほ笑ましく拝読しました。記念すべき令和に入ってから初議会、私も3つの元号を生きていることに感謝し、今回も市民の皆様の幸福と今後も安心して暮らせる日置市のまちづくりについて、通告に従い一般質問をさせていただきます。

初めに、SDGsアクションプラン2019への本市の取り組みについて、数点お尋ねをいたします。

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年の国連サミットで、全会一致で採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために、2030年を年限とする17の国際目標と169のターゲット、232の指標が決められたことを指します。

国は、総理を本部長とするSDGs推進本部を設置して推進しています。アクションプラン2019のポイントは、日本は、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するために、一人一人の保護と能力強化に焦点を当てた人間の安全保障の理念に基づき、世界の国づくりと人づくりに貢献していくとなっております。

そこで、7点についてお尋ねします。

1点目、持続可能な開発のための目標（S

DGs) についての市長、教育長のご見解を伺います。

2点目に、本市でも推進するためにSDGsの視点を持って政策や事業等にかかわる市の職員等の研修や体制は万全なのか、お尋ねします。

3点目に、今、大きく世界の問題となっている海洋プラスチックごみ対策への学校現場での教育の取り組みと本市としての対策のお考えをお尋ねします。

4点目に、文部科学省も推進しているユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するために、平和や国際的な連携を実践する学校のユネスコスクールに世界180カ国以上の国、地域で1万1,000校以上が加盟し、日本が一番多く1,116校の加盟となっています。本市の子どもたちのために本市の学校もぜひとも加盟を考えないかと提案しますが、いかがでしょうか。

5点目に、「誰一人取り残さない」理念による次世代の教育振興の考え方についてお尋ねします。

6点目に、防災備蓄品について、初めに、いつでも常温で利用できる液体ミルクが日本でも発売されましたが、災害時に最適なために備蓄を考えないでしょうか。

次に、議員立法による食品ロス削減推進法が5月24日、参議院で全会一致の可決をし、6カ月以内に施行となります。この法律に基づき、本市の災害の備蓄品における賞味期限前の新たな活用をどのようにお考えでしょうか。

7点目に、本市の防災・減災についてお尋ねします。

初めに、私は、同僚議員と、ことし5月に大火で焼き尽くされた糸魚川市を視察してまいりました。これまで同じ地域で、幾度となく大火に見舞われており、火災についても初期消火の大事さを視点に置き、日中地元

防団がない場合でも、高齢者や女性が初期消火が安易にできるための40mm口径の消防ホースを消火栓の隣に設置してありました。安心・安全な防災の視点で、本市でも同様な設置をお考えにならないのか、お尋ねします。

次に、消防団員の多くが市外勤務の中、市内での業務に当たる市職員で、市役所分団をつくるお考えはないか、お尋ねします。

さらに、国は、市町村においても、減災の視点で、国土強靱化地域計画の策定を進めています。本市の策定についてのお考えをお尋ねします。

2番目に、投票率向上への方策についてお尋ねします。

1点目に、投票所まで遠いほうからの市民宅の距離のベスト5をお示ください。

2点目に、投票率向上へ向けた本市の取り組みをお尋ねします。

最後に、投票率向上への手だてとして、期日前投票所の増設及び移動投票所を設置して、投票したい市民が住んでいる地域環境に関係なく平等に投票所に行ける手だてを考えないかお尋ねをいたしまして、私の1回目の質問といたします。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

先ほどの留盛議員の1問目のご質問の出生者数の答弁で、平成28年度の数を「347」と答えるべきところを「247」と回答してしまいました。訂正をお願いいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1 番目のSDGsのアクションプラン2019への本市の取り組みについてというご質問で、その1でございます。

SDGsは、格差問題、エネルギー対策、雇用など、国際社会全体として取り組みを牽引する普遍的な目標であり、各地方自治体でも、SDGsという世界共通の物差しを活用し、客観的なまちづくりを分析することで、注力すべき政策課題を明確にできるものと認識しております。

2 番目でございます。

国の第2期総合戦略策定に関する有識者会議中間取りまとめ報告書にもありますとおり、積極的なSDGsの考えを地方版総合戦略の中に取り込む必要があるとの内容が示されておりますので、本市の第2期総合戦略策定においては、SDGsに対する職員への情報提供並びにその視点を持った中での事業を検討していく必要があると考えております。

3 番目でございます。

海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染が懸念されている中、市といたしましても、引き続き市自治会長会、衛自連等と緊密に連携し、市民等のごみ分別に係る意識及び適正な回収処理の徹底をさらに進めるための周知を行うとともに、ポイ捨て、不法投棄の根絶に向け、啓発看板の設置等を行い、また陸域での散乱ごみの回収策として、市民・事業所等と連携し、河川・海浜等の清掃美化活動に取り組んでいきたいと考えております。

4 番、5 番については、教育長のほうに答弁をさせます。

6 番でございます。

液体ミルクの賞味期限が6カ月から1年ありますので、市として備蓄するよりも市内の取扱業者から発災時に速やかに提供できる体制を構築するほうが有効であると考え、市内のドラッグストアに協議を申し入れている

ところでございます。

イでございます。

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするため、市といたしましても、消費者や関係者と相互の連絡協力を行い、できるだけ食品として活用できるよう努めてまいります。

7 番目でございます。

そのアでございます。日置市内にも自主防災組織等で設置したホース格納庫が87カ所あります。この格納庫には65mmのホース、筒先、消火栓鍵などが入っております。今後、自主防災組織活動の中で資機材の検討をされるべきであると考えております。

イでございます。

日置市では60人の市役所職員が消防団員として各分団で活動しております。本庁、各支所の近くには、それぞれの分団車庫が設置されているため、新たな市役所分団設置では団員の確保、車両・資機材の整備等、困難な問題があると考えております。

ウでございます。

市町村は、国土強靱化基本法において、国土強靱化地域計画を定めることができるとされております。

本市においても、業務継続計画が策定された後、優先度を考慮して進めてまいります。

投票率向上の活動については、選管事務局のほうに答弁させます。

以上で終わります。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、お答えをいたします。

まず、1 番目のことにつきましては、市長のご答弁のとおりでございます。

その3 でございます。

海洋プラスチックごみ対策についてでございます。

本市におきましても、漂流ごみの回収など

海岸清掃をしている学校が4校あり、その中にはウミガメの保護活動もあわせて行っている学校もございます。

今後も環境教育の推進をし、海洋プラスチックごみの問題を初め、地球の環境保全について、さまざまな機会を通して指導をしてまいります。

その4、ユネスコスクールへの加盟についてでございますけれども、現在、グローバル化した社会の中で、必要なことだと考えております。

日置市では、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育、ESDと言われますけれども、同じ視点を持つ環境教育、エネルギー教育、防災教育等にも取り組んでおり、また「ひおき学」において、地域の持つ歴史的な魅力や自然の豊かさについて子どもたちは学習しています。

ユネスコスクールの活動内容や活動効果など、今後研究をしてまいりたいと考えております。

その5でございます。

「誰一人取り残さない理念」は、教育の根幹として普遍的なものであり、この理念は、第2期日置市教育振興基本計画にも盛り込まれています。

第3期計画にも、その理念を盛り込み、「ひおきふるさと教育」の推進をしながら、基本目標としている「夢をもちあしたをひらく心豊かな人づくり」を基軸とした教育の振興を考えているところでございます。

以上でございます。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

2番目の投票率向上への方策はについて、ご回答させていただきます。

(1)でございます。

投票所から遠い場所については、おおむね吹上地域で6.5km、5.5km、4.8km、日吉地域で4.4km、東市来地域で4.2kmの距離

があると認識しております。

2番目でございます。

投票率向上のために明るい選挙推進協議会と連携し、事業所訪問やポスター掲示など、啓発を行っております。あわせて、新有権者にバースデーカードを送付し、有権者として自覚を促すことや小中学校で実際に選挙で使う投票用紙や物品で模擬投票を行うなど、選挙をより身近に感じていただけるような取り組みを行っております。

3番目でございます。

本年7月に執行されます参議院議員通常選挙において、農業大学校に期日前投票所を設ける予定としております。移動投票所につきましては、今後選挙の執行経費基準を考慮し、投票所の見直しや共通投票所の設置とあわせて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

今ご答弁いただきましたので、引き続き質問をさせていただきます。

まず、SDGs 17項目中、特に1の貧困をなくそうが大きな取り組みになりますが、アクションプラン2019では、1、SDGsと連動するSociety 5.0の推進、2、SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり、3、SDGsの担い手としての次世代・女性のエンパワーメントが掲げられています。

この点での本市ならではの取り組める分野もあると考えますが、既に策定された第2次日置市総合計画と照らし合わせて、さらに盛り込んでいくべき点は何であるとお考えでしょうか。

また、女性のエンパワーメント、権限を与えたり自信を与えたりするという意味でございますけれども、女性の活躍に対する本市の取り組みの状況もあわせてお尋ねをいたします。

○企画課長（内山良弘君）

現在、本市では、SDGsアクションプラン2019に位置づけられるものとしたしまして、循環型社会の構築として、生ごみ回収事業堆肥化、また再生可能エネルギーの推進、次世代・女性エンパワーメントにおきましては、子ども支援センターや女性センターの設置等があり、その他各種分野におきましても、SDGsの視点から、さまざまに盛り込める内容はあると考えております。

さらに、盛り込んでいくべき点はということでございますが、本年度第2期総合戦略の策定も進めておりまして、来年度におきましては、総合計画の後期計画の見直しを進める作業がございます。そういった部分でも、既存施策はもとより、新規施策におきましても、職員一人一人がこの視点を持って取り組むことが大変重要であると考えております。

次世代・女性のエンパワーメントとしての部分でいきまして、今回男女共同参画推進条例も制定されておりますので、その条例推進も含めて事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

今このいろいろな計画を立てたり、事業を進めるのに職員がその視点がわかっていてというお言葉も出ました。その研修が特に大事であると考えています。

女性のエンパワーメントも、今ちょっと見ると、議場の当局側は女性がお一人でございます。この辺もしっかりと取り組んでいくべきことの中に含めていただければと考えます。

この政策をプランニングする視点からの具体的なこの研修内容というのは、今年度であればいつぐらいに、例えば何回、どういった先生を講師としてとか、自分たちでワーキンググループをつくるとか、どのようなお考えなのかをお尋ねいたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

SDGsに関する研修は、今年度、特に計画しているわけではございませんけれども、市が計画策定や施策、あるいは事業を実施していく上で理解しておかなければならない視点や考えを学んだり、あるいは身につけたりする研修は大切なことですので、今年度計画している研修では、障がい者差別解消に関する研修、男女共同参画推進に関する研修、人権啓発研修などを計画しているところでございます。

SDGsの実現は、地域の課題解決にも直結するものでございますので、計画策定や施策にSDGsの手法や要素を取り入れて進めることは重要になってくると考えております。今後控えております第2期の総合戦略や第2次の総合計画後期計画の策定におきまして、職員に啓発し、理解を深めていきたいと考えているところでございます。

○12番（黒田澄子さん）

SDGsに特化したような研修は計画されていないということでございましたが、本市は男女共同参画の条例もできました。その部分の研修はされるということで、ほぼほぼこのSDGsの考え方と男女共同参画の考え方はイコールするところがたくさん、ほぼほぼそうかなと考えておりますので、そういったところでしっかりと、そういう視点がわからないで計画をつくってしまうと、今後は大変ちょっと問題かなという点も出てくるかと思っておりますので、しっかりと皆さんご理解の上で計画策定をされたいと望みます。

それでは、G20で海洋プラスチックごみの削減に向けて、初めて国際的な枠組みをつくることで合意をされたと聞いております。日本は、責任ある日本のあり方を示すとして、減、少なくする、減らす、減プラスチック社会提言書も作成しています。

まず、その詳細についてお尋ねをいたしま

す。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

減プラスチック社会提言書につきまして、G20大阪サミットを前に、減プラスチック社会を実現するNGOネットワークが中心となりまして、「責任ある日本の在り方を示す」としまして、外務大臣へ提出されたものでございます。

世界で年間800万tのプラスチックが海に流出し、海洋に存在するプラスチックは、推定で1億5,000万tに達している現況にあるとのこと等を示しまして、その内容は3つの提言項目となっております。

提言1では、減プラスチック社会への構造転換に向けたプラスチックの大幅削減とあり、主なものでは、使い捨てのプラスチックの生産・輸入・消費量の大幅削減を現在の75%、年間310万t以上の削減を最終的に2030年度までに実現すること、またプラスチック製のレジ袋の原則提供禁止を2025年度時点で制度化すること。提言2では、国内処理される廃プラスチックの量を2030年までに現在の60%（年間390万t）以上を削減すること。提言3では、大量生産、大量消費、大量廃棄からの転換を図るシステムの構造転換とあり、プラスチックの価格に環境コストを組み込むシステムの構築や法整備を行うことなどとなっております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

今、部長のほうからお話をいただきましたけれども、今、この海洋プラスチックごみは、結局循環して魚が食べたりして、また人間のほうに戻ってきてしまう、本当に厳しい状況です。

先日、省庁のホームページを見ましたら、いろんなところに漂着してくるごみの鹿児島、南さつまが地点になっておりましたけれども、

一番多かったのは日本のごみでした。ちょっと離島のほうに行くと、海外のごみとかもあるんですけれども、まず私たちのまちから出ていくごみ、私もちょっといろいろ考えたんですけど、分別回収する分はしっかり、ちゃんと回収先に持っていかれていて、私も海の江口浜の清掃ボランティアをずっと8年近く議員になってから一緒にしてきたんですけども、本当にありとあらゆるものがあって、その中には漁師さんが捨ててしまったもの、漁を楽しみに来た人たちがビニール袋が飛んでしまっていたものとかも結構あるんですね。

それとか、パンを食べた後の袋が、多分風が吹くので、きちんとおさめられなくて飛んでしまったかなと、故意に捨てておられないと思うんですけど、そういったものもいっぱいあります。

そして、先日、私は石川県に行きましたときに、石川県の日本海はごみだらけでした。延々延々ごみだらけで、わあって、私たちのまちどころではないという、そういうものも見てきました。

そこで、今回、国のほうもコンビニとか商店などで、無償でゴミ袋を出していくのは、今後やってはいけないよという、そういうふうにも制度も変わってくるというニュースも飛び込んでいます。

本市では、その流れ出ていくごみを何とかとめる方策として何かお考えになることはないのか、お尋ねをいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

本市では、以前社会教育課に事務局を置いております地域生活学校の皆さんと連携して、商店街等のレジ袋削減に向けて、マイバッグ運動に取り組んでいるところでございます。市として、新たな取り組みとしましては、現在のところ考えていないところでございますが、海洋プラスチックごみ問題は世界の緊急

な課題であることを強く認識しまして、まず基本となる市民の適正なごみの分別と処理等に係る意識の向上について、今後も努めていきたいと考えております。

また、必要に応じまして、県を初め、近隣市と連携を図っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

海の清掃をしていて感じることは、全部川から流れてくるということです。そして、1回沖に出たものが、1回上がってきたときに拾わなければ、ずっと延々と海の中にごみがとどまって流れていくんだなということを私も経験して、何とかこの川から流れるごみが何とかならないのかなというのを悩んでいるところで、生活学校の皆さんが一生懸命取り組んでくださっていることは、貴重な活動だと、私も敬意を表したいと思います。

今後しっかりとその点、またみんなで知恵を合わせながら、川からどうやったら海にそういった不法投棄物のような物が出ていかないようになるのか、また出るところをどうにか食い止められないのか、そういったこともまた研究をされたいと願っております。

教育の現場で、漂流ごみの回収の清掃を学校4校が行っているということですが、これはどこの学校なのか、教えていただけますでしょうか。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

海岸を清掃している学校について申し上げます。

伊作田小学校、伊作小学校、上市来中学校、そして日吉中学校です。

○12番（黒田澄子さん）

意外と、上市来中学校とか、海から遠いところも取り組んでおられるということで、これはできれば市内全ての小中学校も9年間にせめて1回ぐらいは我がまちの海の海浜、海

水浴に行かれたりとか、使っている海、お父さんと一緒に魚釣りをしたり、いろいろと使っている海ですので、そういったことの推進を教育委員会のほうからお声かけできないのか、何かそういう、市もそういうクリーンリサイクル活動とかされていますけれども、そういったところに、特に伊集院なんかは海がないので、関係ないというふうに言われがちなんですけれども、お声をかけると、行こうと思う方も、現実行っていらっしゃる方もいらっしゃると思うので、学校でもそういう取り組みを推進されないか、できないものか、お尋ねします。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

授業の中では、さすがに位置的な問題もありますので、なかなか全校取り組みというのは難しいかもしれません。

しかしながら、議員がおっしゃるように、地域での清掃活動等に積極的に参加するように学校での声かけというのは可能であると思います。また、親子での海での遊び等を使って、時にはごみの実態を知ってもらって、可能な限り持って帰るなどの、そういった声かけも学校では可能だと思います。

○12番（黒田澄子さん）

本市は、ウミガメが産卵に帰ってくるすばらしいまちです。子どもたちも多くの学びができる環境にあり、ウミガメのふ化場を学校に設置したり、子ガメの放流など、貴重な体験も実施されています。この環境とつながっている海の問題として、海洋プラスチックごみの現状を知ることや、これを出さないために自分にできることはないのかなど、テーマを決めて学校等でも学習や実践などに組み込まれていけないのか。

私は、以前ウミガメ放流に参加したことがあって、その前に吹上の研修所でカメの一生という勉強を子どもと一緒にして、それからウミガメを放流させると、ほぼほぼ食べられ

て死んでしまうというのがみんなわかっているんで、子どもも親もみんな泣きながら、食べられないように、大きくなって帰っておいでと、そういう思いでウミガメを放流したことがあります。

子どもたちの実体験というのは一生残るものかなと思っておりますので、そういったテーマを決めた学習など、今後いろんな総合学習等でも使って、この海洋プラスチックごみのSDGsの視点から、子どもたちの時点でのこの話にしっかりと根づかせていけるいい環境じゃないかなと私は提案しますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

議員がおっしゃるように、この日置にはすばらしい自然があります。その自然をテーマにして、子どもたちの調べ活動、そして調べたことを広く発信していく活動など、いろんな可能性があると思いますので、ウミガメの活動もその一つだということも含め、各学校に指導していきたいと思います。ありがとうございます。

○12番（黒田澄子さん）

海洋プラスチックごみというのは、最近皆さんが聞き出した言葉で、子どもたちも何だろうと思うこともあるでしょう。そういった削減対策について、専門家の人のお話を聞くとか、また市にも環境の部門があって、一生懸命取り組んでおりますので、そういった人たちの出前講座を利用するとか、学校でもそういったものを取り込むことは可能なのでしょうか、お尋ねします。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

海洋プラスチックごみの問題など、世界規模の環境問題について、教員だけでは情報が不十分ですので、専門家のご指導をいただきながら学習活動を進めるというのは大変有意義だと思っています。関係部署、団体等からいろんな出前授業を含めた情報等があれば、

積極的に学校のほうに提供していきたいと思えます。

○12番（黒田澄子さん）

次に、ユネスコスクールについてお尋ねします。

まず、国は、この加盟を進めておりますし、全国大会のお誘いも毎年していると伺いました。これは内閣府のほうから伺いました。県からはこういった文書が教育委員会等届いているのか、お尋ねをいたします。

○教育長（奥 善一君）

ユネスコスクールについての文書等は、現時点、届いておりません。

○12番（黒田澄子さん）

ユネスコスクールの加盟について、どのようなメリットがあると、本市はお考えか、お尋ねをいたします。

○教育長（奥 善一君）

地球規模の課題を自分のこととして捉え、そして身近なところから取り組んで、課題解決に向かって取り組んでいくということは、大変貴重なことだというふうに思っております。

そういった意味では、このユネスコスクールの考え方というのは、地球規模の学校、あるいはそういう機関とつながっていくという意味で、教育内容や学習スタイルの変革というような意味で、意義はあることだというふうに思っております。先ほど答えましたように、研究していきたいということだと思っております。

○12番（黒田澄子さん）

県からのそういったものは、届いていないということでした。校長会等でも、そういったお話が校長先生の中から出されることはこれまでであったのか、その辺お尋ねをいたします。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

これまでの校長会等で議題にしたことはあ

りません。

○12番（黒田澄子さん）

ご答弁の中に、環境教育、エネルギー教育、防災教育等にも取り組んでおりとあります。このエネルギー教育の中で、先般市長もおっしゃっていましたが、うちには風力発電、太陽光発電、そして水力発電、またちょっと行くと、指宿あたりに行くと、地熱発電所もございますけれども、こういった発電所を実際に見る経験を学校ではしているのでしょうか、また本市にも防災備蓄庫なども今設置をされつつあります。こういったものを防災備蓄としてやっているのか、すごく学ぶ機会がたくさんあるのではないかと考えますが、現状はいかがでしょうか。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

発電所等についての見学ですけれども、なかなか全校が見学に行くような機会はまだありません。

○12番（黒田澄子さん）

教育とって、この教科書とか、ペーパーで見ると、風力発電の大きさを見て、本当に大きいものが風を回しているんだとか、いろんな刺激を子どもたちは受けるかなと、川の水もただ流れているだけじゃなくて、へえ、発電するのはこんなことなんだと、ぜひこういった機会をいろんな遠足とか、何かそういったことでもいいので、今後取り組んでいかれたいと、せっきあるものなので、日ごろ見ている子どもたちもたくさんおると思いますけれども、その点の提案をしたいと、思います。

次世代の教育振興計画ということで、「誰一人取り残さない」との教育現場での実践をどう考えておられるのか、改定された幼稚園教育要領や小中学校学習指導要領で、持続可能な社会のづくり手の育成が掲げられておりまして、各教科において関連する内容が盛り込まれたと記述をされています。

本市の教育大綱、教育行政方針において、SDGsの考えを踏まえた取り組みへの対応はどのような形で盛り込まれているのか、お尋ねをいたします。

○教育長（奥善一君）

日置市の教育振興基本計画、これは5年前に現在のものは策定をされたものでございます。その中で、例えば道徳教育でありますとか、人権教育、環境教育。そして学力、体力向上、幅広くなるわけですけれども、そういったものの中に、この今言われております理念というものが盛り込まれているというふうに思っております。

○12番（黒田澄子さん）

持続可能な開発のための教育（ESD）推進の手引書の中で、ESDカレンダーを活用しての授業展開や、またSDGs実践計画表について、働きかけをすることが望ましいとの提言がありますが、本市の見解と現状についてお尋ねをいたします。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

ESDカレンダーは、各学校の国語や社会、理科など、それぞれの教科において身につける知識や技能などを関連づけたり、統合させたりするための年間指導計画であり、教員が指導する内容や時期、方法など、情報共有と連携を図りやすいというメリットがあります。

本市の学校でも「ひおきふるさと学」などにおいて、教科を関連づけたり、また統合したりする学習活動を行っています。教育の質を高めるといってESDの理念に基づき、来年度の教育課程を編成していくこれから各学校へESDカレンダーの形式を参考にするように指導していきます。

○12番（黒田澄子さん）

頑張ってくださいと思います。文武にたけず、音楽やそのほか、ほとんど秀でることのない数%の子どもたちへの自尊心や自己肯定感をしっかりと育む教職員の側のかかわ

り、言葉かけなど何か具体的な教育方法があればお尋ねをいたします。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

ちょっとした具体例です。子どもたちが下校する前のホームルーム、帰りの会において、子どもたち同士で、その日、1日あったことの中で、すごく友達が頑張っていたことを紹介し合ったり、また担任の先生が見つけた子どものよさといったものを伝えたりする時間を設けています。

そして、そこで出されたよさというか、頑張りは、カードに書いて、そのカードを教室の壁に掲示して、子どもたちが自分のよさに触れたり友達のよさに触れたりするなどの場を設定しております。

○12番（黒田澄子さん）

とても優しい教育が実践されているまちであることが、本当に今の教育課長のお言葉でよくわかりました。今後どんどんそういったことを進めていただければと考えます。

日置市教育振興計画の施策の方向性の7項目の中に、5カ所で、「生きる力の確実な育成」という文字が出てまいります。子どもにわかるように、この意味というのを考えると、どういったことになるのか、また具体的な教育方法とはどういったことなのか、その点についてお尋ねをいたします。

○教育長（奥 善一君）

第2期の教育振興計画の中に「生きる力の確実な育成」という文言を表記してございます。これは、国の教育振興計画の成果目標に出てくる言葉でございまして、それとの関連を私どもの計画では、どこでそれを盛り込んでいるかというものを表記したものでございます。

生きる力の育成というのは非常に大きなテーマでございまして、例えば確かな学力、それから豊かな心、そしてたくましい体、そういったようなものをそれぞれの全教

育活動の中に盛り込んでいるというのが現状でございます。

○12番（黒田澄子さん）

今、教育長から言われたこの振興計画、第2章の7のキャリア教育の文言の中にちょっと気になりました。「学校に行かず、就職活動も行わないニート」云々と書いてあります。行けていない裏側には多くの要因があり、働いていない人たちの裏側にも多くの要因があるわけです。

先般、同僚議員が引きこもりの一般質問をされましたけれども、本当にたくさんのいろんな苦悩があったりするわけですが、それを学校に行かずと決めつける、就職活動も行わないと決めつける、これはよその文書を引っ張ってきてあるというふうには書いてありますけれども、次の次期計画でも、この文言が使われていくのでしょうか。できればこういう文言は使ってほしくないな、男女共同参画の視点から言うと、「誰一人取り残さない」じゃなくて、誰かはどうやって決めつけて、落とし込んでしまうような、傷つく人がいるような文言はいかがかなと思いますけれども、いかがお考えでしょうか、お尋ねします。

○教育長（奥 善一君）

ご質問の文言につきましては、キャリア教育という視点で、現状を分析していく中で、総務省の労働力調査の中で出てきたデータを使う意味で使った言葉でございまして、これは今の現状といいますか、情勢を私たちが見つける意味で使った言葉でございまして。

家事も通学もしていない者というのがこの調査の中にございましたので、そのような言葉で言いあらわしましたが、基本的には、今、議員がおっしゃるように、一人一人を大切にしていきながら、その人の立場に立って考えていく姿勢というのは、教育においては基本的事実なことだというふうに思っておりますので、その文言については十分考慮をしていきたい

と思います。

○12番（黒田澄子さん）

「風格のある教育」の推進を日置市は頑張っているところですが、風格というその一つ手前に一人一人の子どもたちが認められていく、褒めてもらえる、そういったところが大事かなと思って、少しちょっとあれだったんですけど、そのようにお話をしたところであります。

次、防災備品について、お尋ねをしていきたいと思います。

液体ミルクについては、今後ドラッグストア等と、備蓄をしないで、協議をして、協定して、発災したときには出していただくような、そういった形を考えているということでした。

そこで、現在、備蓄しているものは賞味期限が長いものだけをしているのか、例えばどれくらい、これは6カ月から1年しかないというような感じで、液体ミルクはそういう形にするというふうなご答弁ですけれども、その長さが備蓄するかどうか、それよりもこれはすぐどうかかなりそうだから、協定にしといて出してもらおうとするのか、何かその基準というのは、賞味期限がどれくらいとかいうのはあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

現在、具体的な基準というのは設けておりませんが、ほとんどの賞味期限が5年というのがこれまで多うございました。ミルク等については、特に短かったものですから、そういった見解で進めてまいりたいというふうに考えております。

○12番（黒田澄子さん）

別にこの液体ミルクは、このような形で、私は全然納得しているんですけども、賞味期限の年限が出ていたので、今、大体5年だということ、よくわかりました。

防災備蓄の総額は大体幾らなのか、そのうち食品の総額は幾らになっているのか、お尋ねをいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

現在の防災備蓄品の総額は6,270万円でございます。そのうち、食料品については780万円となっております。

○12番（黒田澄子さん）

防災備蓄品の中で、以前ちょっと食べさせていただいたりして、いろんなものがある、また備蓄の食品もまずいものだけではない、結構おいしいものがあるということをアピールされておられました。今まで何か賞味期限切れになる前に、以前は何か福祉施設とか、何か高齢者の施設に出しているようなことも伺っていましたが、まずそれは今もあっているのか、これ賞味期限切れになるのは、現状はどのような活用をされているのか、廃棄にはなっていないと思っておりますけれども、お尋ねをいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

これまで備蓄がそう多くなかったこともございまして、期限を迎える食品等の備蓄品につきましては、防災意識を高めていただく目的で、防災訓練等で配布をしてきたところでございます。

○12番（黒田澄子さん）

今回食品ロスの削減推進法もできました。我がまちにも女団連の皆さんが一生懸命フードドライブをやられていたり、先般は1年目を迎えましたと、こども食堂へ私たちもお招きをいただき、一生懸命食材を集めることに努力をされております。

東京都では、今後この法律のもとに必要とする団体、この団体とこの団体、そういったマッチングをする仕組みの構築も今後調査をしていくというふうなニュースも流れています。

本市のこういう賞味期限切れになる防災の

ものその他の商店等から出るものもあると思いますが、まずは本市のものについての団体のマッチングというのは今後お考えにならないのか、お尋ねをいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

日置市におきましても、こども食堂を運営いただいている団体があり、意向を伺ったところ、利用したいというような回答も頂戴しております。フードバンクとあわせて、備蓄品が食べ物として生かされていくように調整をしてみたいというふうに考えております。

○12番（黒田澄子さん）

次に、防災・減災のこの自主防災組織で、65mmホースとかを87カ所で格納庫に入っているというご答弁でした。自主防災組織活動の中で、資機材の検討をされるべきものと考えますとあります。これは自主防災組織がそういうものを知らなければ、40mmのものとかもわからないと思います。主として消防のほうがこういったものもあるよということで進めていかれるお考えはないのか、お尋ねをいたします。

○消防本部消防長（上原孝一君）

自主防災組織で設置している消火栓、ホース格納庫につきましては、自主防災組織の検討の中で設置されてきた経緯があります。それで、放水量、また活動等における人員の内容で検討されて、このような形になっているかと思えます。今後40mmホースの活動性といえますか、そこは十分理解しているところでございまして、今後の自主防災組織の指導の中で、また取り組むべきものであるというふうに認識しております。

○12番（黒田澄子さん）

ぜひそのように、こういったものがあることを知らなければ設置にもなりませんので、ぜひご尽力いただければと思います。

あと市役所分団のことを言いましたけれど

も、そもそもこの60人の職員の方たちは、既にどこかの消防団に入っておられる。だから、ここで資機材をそろえたり、分団とするのはやらないという、それはよくわかります。

私が言っているのは、私も議員になって初めて、ああいう1月のイベントとか、いろんな消防の人たちの操法訓練の大会とか行ったときに、あちらこちらに、ああ、日置市の職員の方たちがいっぱい入っておられるというのは、行って見て初めてわかりました。それも相手の方を知っていて、初めてわかりました。

市民の方たちは、市の職員の方たちがそういう活動を日ごろやっておられるというのは、男性は興味があるかもしれませんが、なかなかご存じない方もおられるのではないかと。例えば、この本庁のすぐそばの分団の車がぱっと出られないときには、この人たちが4人ぐらいグループをつくって出る、そういう分団、ここに資機材や車はなくても、特に日吉とか、吹上もすぐそばに車庫がございましてよね。東市来は、庁舎のところの横にございましてよね。

だから、日中どうしても分団の方々が市外に働いておられて、さっと動けないという、私は、初期消火の部分で言っています。

それと、あとは市の職員の人たちが自分の職員の仕事以外にもこうやって市民の安心・安全のために働いている姿というのは、何らかの形で私はアピールをしてもいいのかと、こんな若手の人たち頑張っていましたよというの信頼を勝ち得る部分では有用かなと思っております。

そういった意味で、車庫とか、いろんな資機材、車両等はなくても、そういう市役所分団という命名とか、そういうのがあればいかがかなと思っただけの提案でございまして、再度ご答弁願います。

○市長（宮路高光君）

今、市の消防団のことをございますけど、合併前には、日吉とか、吹上には、その町の消防団ございました。その中で、消防団とする中において、こういう過疎地域になってくると、消防団の確保が大変難しいということで、基本的には職員のほうは分団のほうで確保をする。今、特に若い職員が入ってくるとき、君たちは消防団に入るのか、市としてはそういうのを推進している、そういうことの約束事もしながら、職員としても採用しております。

だから、意識的にはそういうふうにして、今、消防団幹部の会の中においても、今、職員がずっとそれぞれ入っておりますので、資機材の問題もですけど、550人ぐらいのうち60人、1割は消防、市の職員で構成されているというふうになっております。今後それぞれの分団編成の中で、定数もまた考えなきゃなりませんけど、今後も今の方式の中で分団で活躍してほしいし、また女性の消防団のほうも結成しておりますので、そこあたりも融合的な形の中で進めていきたいというふうに思っております。

○12番（黒田澄子さん）

糸魚川がこのような消防団を今年度設置をされて、広報誌に大きくお披露目をされておりました。私は、すごくいいことだなと思ったものですから、今回提案をいたしました。

次に、国土強靱化基本計画の策定について、「業務継続計画が策定された後、優先度を考慮して」と書いてございますけれども、ご答弁に。業務継続計画とは一体どのような計画なのか、済みません、詳細についてお尋ねをいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

発災時において、市役所の仕事かどのような仕事が必要で、最低限どのような仕事を回していかなければならないかという市役所の業務を継続する計画でございます。

○12番（黒田澄子さん）

平成27年7月7日、内閣官房国土強靱化推進室、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局から事務連絡がございております。本市の見解をお尋ねいたします。

また、本市において策定に当たれなかった理由は、この業務継続計画のことが問題だったのか、その点についてお尋ねをいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

ご指摘の事務連絡につきましては、本市の取り組むまち・ひと・しごと総合戦略に安全・安心に関する取り組みを掲げ、実施しているところですが、国土強靱化地域計画を策定していなかったことから、両計画の調和については、特段の配慮を行わなかったところでございます。国土強靱化計画が本市にとってどのように活かされるか、十分確認ができていないことから、現在、策定に至っていない状況でございます。

○12番（黒田澄子さん）

それでは、この策定に係る計画をつくった後のメリットを本市はどのようにお考えでしょうか。その当時はよくわからなかったということでもありますけれども、お尋ねをいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

地域の国土強靱化を推進する主なメリットとして、被害の縮小、施策のスムーズな進捗、地域の持続的な成長と、3つ掲げてございます。策定した自治体に伺いましたところ、防災について、防災担当だけではなく、それ以外の担当部局が目標に対して取り組むということの確認と進捗状況の共有ができるということがメリットであるというふうに伺っているところです。制度面、実務面で、本市にどのようなメリットがあるか、内閣官房の事業もございますので、そちらで確認をして理解を深めて進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時といたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（黒田澄子さん）

国土強靱化地域計画について再度お尋ねをいたします。

このメリットは、先ほど述べておられますが、平成31年度も関係省庁34の関係府省庁所管の交付金補助金による支援を講じるとあります。

これは、策定していないところには出ないわけですので、県内では鹿児島市や瀬戸内町がいち早く計画をつくられていますし、今後、出水市や志布志市なども取り組まれていくというふうに聞いております。

有利な債務の合併特例債も残りわずかとなってまいりましたし、今後、災害の復旧や長寿命化など、本市も多くの財産を持続可能に活用する中で、必ず補修など必要であると考えたと、この計画はいち早くつくっていかれることがいいのかなと私は考えておりますけれども、この点はいかがお考えでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

本市におきまして、国土強靱化地域計画は策定していないところでございますが、ご指摘の防災安全交付金を活用して、橋梁の修繕、のり面の対策、通学路等の改修を行っているところでございます。

内閣官房国土強靱化推進室が、地域計画に関する基礎知識について解説し、計画策定の実務で生じる疑問等に応えるため、有識者を市町村に派遣する事業がございますので、その事業に活用しまして、今後の方策の検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○12番（黒田澄子さん）

内閣官房のほうにもお尋ねをすると、1回目は旅費を出すけれども、その後派遣をしないというわけではないと。どんだんぜひつくていただきたいという声もいただいております。

次に、投票率向上についてお尋ねをいたします。

今回、遠いところが6.5km、5.5km、4.8kmと、たいがい遠いなというふうに思っております。多分そういうところは高齢者の方がお住まいかなと考えます。投票に行く意思があっても、行くための手だてが困難な、特に高齢者市民に対する手だては何かあるのかお尋ねいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

自家用車が普及していない時代には歩くことが当たり前であった投票所までの距離も、現代では車での移動が常となっております。加えて高齢者の交通事故の増加の報道からも、今後、高齢者の免許の自主返納はさらに進み、行くための手だてが困難となる人はふえるというふうに考えられます。

限られた選挙執行経費の中で対応するには、当日、投票所の数を見直し、期日前に時間を定めた投票所をできるだけ身近な場所に設定していく方法も、一つの手だてではないかというふうに考えております。

○12番（黒田澄子さん）

私も同感でございます。

この6.何kmじゃなくても、投票所は、当日はほとんど車で行く方が多いように見受けられます。歩いていく方は本当にその近辺の方ぐらいかな。そう思うとたくさん投票所、当日は夕方も6時までですし、自分が行くところがもう決まっておりますので、ついでにどこかで投票することも当日はできません。

しかし、期日前投票所は夜8時までであって、そして吹上の方が伊集院ですることでもできる

わけで、とても買い物帰りとか仕事の帰りにできるということで、とても安易に投票ができるのではないかと思います。

それで、「この期日前投票所に私は行くつもりだったんだけど、近くまで来ていて役所の中に入って、ああ、投票権を忘れた。だからできないと言って帰りました」という声も聞いております。

実際のところ、なくても宣誓書は書いてできるんですけども、その辺の広報啓発は足りないのではないかと思います。その点、選挙管理委員会はどのようにお考えでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

機会を捉えて、入場券がなくてもできるということは説明をさせていただいておりますが、そういう方がおられるということは、まだ啓発が足りないというふうに考えておりますので、今後、投票ができるように周知してまいりたいと思います。

○12番（黒田澄子さん）

先日配られた広報ひおきには、この選挙について書いてございました。若い人たちをとかにかく行こうよと。あなたたちの声が届かないと、あなたたちの思う政策はやれないよというような内容で啓発してありました。

ああいうところに、ちょっと若い人も期日前投票でどういものなのかな。18歳の人にはなかなかわかりづらいと思いますので、ぜひ一緒にそういうふうを書いてもらえればと思います。

あと今回、以前私は農業大学にどうでしょうかというふうに言っておりましたら、今回、期日前投票所を設ける方向性だというふうに聞いて、大変前向きに今回は取り組まれているなと思っております。

また、伊集院の女性センターなんかもいかな。前のほうに駐車場もありますけれども、駅に近いので、駅から帰る途中にとか使

えないかなと思っておりますけども、女性センターの設置はお考えにならないでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

ご提案いただきました女性センターにつきましては、駐車場が市道を挟んで反対側にあることなどから、開設に向けてはさらに検討の必要があるというふうに考えております。

○12番（黒田澄子さん）

今までの投票所を車で行く人も多いというふうに答弁されましたので、であるならば大きな学校などの体育館を使っての投票所と統合をしたりとか、その辺もしっかりと今後検討をぜひしていただき、経費が問題であるならば、そういうところの当日投票をちょっと削減をした分を期日前投票所に回していく。そういったことも私は大賛成でございます。

もう本当にみんな車で走っていますので、近く投票所といっても意外と遠い投票所になっております。また最後に、今回、期日前投票所の増設について、市長はどのようにお考えなのか。今後のありようについてお伺いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、期日前投票所というのが、今後恐らくふえてくるというふうに思っております。そういう中で、今、局長のほうも話がございましたとおり、どこで、今、基本的には旧町ごとにか所という部分でしてございますけど、まだそこあたりも十分配慮しながら、今後検討すべきであろうというふうに思います。

○議長（漆島政人君）

次に、11番、橋口正人君の質問を許可します。

〔11番橋口正人君登壇〕

○11番（橋口正人君）

皆さん、こんにちは。令和になって初めての一般質問をさせていただきます。

北海道では、地球温暖化のため、佐呂間町で39.3度と観測記録を最新し、JR帯広駅前に設置された温度計の目盛りが振り切れる事態となり、市民を驚かせていました。

さて、本市でも地球温暖化防止及びエネルギーの自給率の向上を図るとともに、資源循環型社会の構築に向け、ごみモニター事業の実施など、焼却ごみの減量化と分別設定に取り組んでいるところではございますが、私なりに問題点があると思うので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、1項目め、家庭からの一般ごみの収集状況について伺います。

一部のごみステーションが汚い、どうかしてくれ。ここは子どもたちの通学路である。市はどのような指導をしているのか。風格ある教育の町と言えるのかとお叱りの言葉をいただきました。

そこで、お聞きいたします。

その1、民間の集合住宅、マンション、アパートにおけるごみの収集の苦情はないのか。

また、行政が抱える課題は何か伺います。

次に、自治会長に苦情が来て、自治会長も困っている件なのですが、ごみステーションに収集されずに残っているごみ袋があるが、なぜ収集されていないのか。自分たちは仕分けして指定袋に入れて出している。誰が出したごみなのかわからなくて困っているとのことでした。

その話を聞いて、自治会長とともに中を改め、犯人捜しみたいなことをして、誰が出したのか調べました。他の集落の方でした。役所に連絡したら、「あけなくてもよいので、私たちがします」との回答でした。

そこで、その2の質問ですが、各自治会のごみ袋への名前の記入状況ですが、他の自治会に聞いてみると、自治会によっては名前を書いて出すところと書かないで出しているところがあるようです。わかる範囲でよろしい

ので伺います。

その3の質問ですが、日置市にも技能実習生や外国の方が、近年各企業に働きに来て、ごみを日常的に出すわけですが、日本語のごみカレンダーでは読めない人が多いと思います。

せっかくすばらしいごみカレンダーを作成していますが、外国の人には活用されていないと思います。そこで提案ですが、市内に居住する外国人のために、母国語でのごみ収集のごみカレンダーの活用と、ごみ出しについての説明会等を開けないのか伺います。

2項目め、生ごみ回収事業の今後について伺います。

生ごみ回収事業の取り組みは、他の市町村からもたくさんの視察が来て、日置市の知名度を上げ、取り組んでいる事業で、毎年2,000万円以上の経費削減につながっています。

そこでお聞きします。その1、平成27年度生ごみモニター事業を展開した当時の生ごみの排出量と総量。現在の排出量と総量はどうか伺います。

その2、家庭ごみのごみモニター事業を展開して、よい結果が出ています。令和2年度も実施していくわけですが、飲食業と事業系生ごみの回収を実施できないか伺います。

3項目め、クリーンリサイクルセンターの今後の活用について伺います。

南薩地区新クリーンセンターの始動後、現在の市のクリーンリサイクルセンターはどう活用していくのか伺いまして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

一番目の一般ごみ、家庭からのごみ収集状況を問う。その1でございます。

集合住宅におけるごみ収集の苦情はほとんどない状況でもございます。ごみステーショ

ンは自治会の管理となっており、日ごろから管理会社との協力の上、環境美化に努めているものと感じております。

課題については、入居者の入れかわりにより、ごみ分別がときとして徹底されないことがあるので、そのときは市でチラシ等を個別に配布し、協力もお願いもしております。

2 番目でございます。

ごみ袋への名前の記載については、プライバシーの問題もあり、記載していただきたいという趣旨を自治会にお願いしている状況でございます。最終判断は自治会としているので、市として実態は今のところは把握していないところでございます。

3 番目でございます。

現状として、個別に説明等を行うことは難しいものと考えております。必要に応じ、勤務する事業所と連携をし、生活環境の維持向上に努めていきたいというふうに考えております。

2 番目の生ごみ回収事業の今後についてということで、その1でございます。

生ごみ回収の開始年度である平成24年度は、50世帯の参加、総量4,242kg、1人当たり年間38.6kgの排出でございました。平成30年度におきましては、1万482世帯の参加があり、総量92万4,820kgで、1人当たりの排出量は年間40.1kgとなっております。

2 番目でございます。

市は、焼却ごみの削減を目標に、飲食店へ食品ロス削減の運動として3010運動の推進を依頼して、排出量削減に協力をお願いしているところでございます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと規定されていることから、市においても事業者分の回収はできませんが、事業主

において一般ごみと同様な改修方法の考え方がありましたら、諸準備に当たって、市としても積極的に支援協力を行っていきたく思っております。

3 番目もクリーンリサイクルセンターの今後の活動についてということでございます。

リサイクル施設は、現在と変わらずペットボトル、段ボール等の回収作業を行っていきます。一方、焼却施設については、令和6年度から新クリーンセンターへの業務を移行する予定でありますので、現在の施設は、市民が可燃ごみまたは粗大ごみの新施設への直接または自己搬入するに当たっての運搬距離等により、不可能な場合における中継基地という役割も、今のところ考えておるところでございます。

以上でございます。

○11番（橋口正人君）

ただいま市長から回答をいただきました。

まずは1項目め、集合住宅におけるごみの苦情はほとんどないということでした。ごみステーションは自治会管理になっており、管理会社との協力のもと環境美化に努めている。市も入居者の入れかわりにより、ごみの分別がされていないときは、市でチラシ等を個別に配布し、努力しているとのことでした。

行政が努力されていることはわかりました。ただ、行政がそのように努力をされても解決されていない事案が、今回の私が受けた相談だと思えます。マンションの入居者で決まりを守らずに出している。自治会にも入っておらず、指導もなかなかできない状況です。議長の許可をいただきましてお配りした写真が、ごみステーションの写真です。

そこでお聞きしますが、ごみステーションを設置するに当たり、どのような手続が要するのか。その中で注意事項はどのようになっているのか伺います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

基本としましては、自治会長からごみステーションを設置指定申請を受けまして、設置予定現場を確認した後、指定通知を発しているところでございます。

一部集合住宅のマンション等におきましては、家主または管理会社による申請も受け付けているところでございます。この場合は、自治会長の同意を書面で得ることを条件としているところでございます。また、ごみステーションの適正な管理が責務となります。

以上です。

○11番（橋口正人君）

今、自治会長の同意をもらい設置したごみステーションではありますが、今回のように区別も分別もされていない、指導もなかなかできない状況で、地域の方々からどうにかして欲しいとの声が上がったとき、対処はどうするのか。

今回は自治会の問題ではなく、注意事項を守らないマンションの住人、それを管理する大家さんの問題だと思いますが、大家さんへの指導などはできないものか伺います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

ごみステーションの未回収ごみの処理につきましては、基本的に自治会で対応をお願いしているところでございます。

ご質問の案件のように、長期にわたりまして、家主の方が不適正なごみステーションの管理状況にあり、また自治会長から適正な管理の申し入れを聞き入れられない場合等につきましては、市民の生活環境の維持のため、市のほうで直接家主の方を指導することになります。

○11番（橋口正人君）

市民の生活環境の維持のために、市のほうで直接大家さんのほうを指導するとの答弁でした。今後、このような事案がふえると思いますので、また管理会社や大家さんへの指導を徹底していただくようお願い申し上げます。

す。

次の質問に移ります。

ごみ袋に名前を書いて出している自治会を把握していないということですが、ごみ袋をつくった時点で、名前を書いて自分のごみに責任を持つことが大切で、それを徹底すべきと考えます。これからも徹底していくことで、他の集落のごみや分別していないごみが減っていくのではないかと私は思います。

先ほどの答弁にもありましたが、プライバシーの問題もあるかと思いますが、ごみ袋の名前の記入も、不法投棄を防ぐ一つの手段だと私は考えます。また、今後検討していただければと思います。

次に、1の3、母国語のカレンダーでございますが、市では市民向けにすばらしいカレンダーをつくっています。そこに少し手を加えるだけで、外国の方がごみ出しをするときに、見てわかりやすくなるのではと思います。

日置市の外国人生活ガイドブックにも、ごみカレンダーが小さく載っています。これが、一応私がちょっと書いたところでございます。この部分と下の部分、ちょっと英語のほうで書きましたけれども、これは私がつくったものです。この部分を母国語に置きかえるだけでも経費がかかりません。つくってみる価値があると思いますがいかがでしょうか、伺います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

現在、日置市に外国人の登録をされている方が、21カ国で303人が居住されています。21カ国の母国語での対応となれば、なかなか難しいものと想定できますので、先ほどの答弁のとおり、必要に応じ勤務先の事業所等と連携し、また外国人施策の主管課である企画課と協力しながら、母国語の取り扱い等について対応していきたいというふうに考えております。

○11番（橋口正人君）

ただいま21カ国語の対応は難しいということですが、ごみカレンダーの一部を手直しするだけです、さほど難しいとは思いませんが、企画課とも対応をしながら頑張ってくださいと思います。

次の質問に移ります。

6月13日の新聞に、平古自治会は、2016年から地元企業技能実習生に日本語を教えている記事が出ていました。平古自治会の取り組みには感心しています。

行政も面倒なのはわかりますが、事業所の方に母国語のカレンダーを配り、少し説明を事業所の方にするだけでも違ってくると思いますがどうでしょうか、伺います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

市民の生活の維持につながることで考えると、ホームページ等に掲載しまして、事業所等が市と連携しやすい状況を整えた上で、必要に応じ適切な対応をとっていきたく思います。

○11番（橋口正人君）

事業者と市と連携しやすい状況を整えた上で、必要に応じ適切な対応をとっていくとの答弁でした。事業所と連携をとりながら進めていってほしいと思います。

次に、2項目め。

平成24年度の生ごみの1人当たりの排出量と総量、現在の排出量と総量はこの質問に、平成24年度は1人当たり38.6kg、現在は1万482世帯の参加があり、総量は92万4,820kgで、1人当たり年間40.1kg。月にすると3.3kgとなっていますとのことでした。

一般廃棄物のリサイクル率12年連続日本一のごみ減量に取り組んでいる大崎町は、1人当たりのごみの排出量は920gということで3分の1以下です。これは、リサイクルに力を入れているからだと思えます。

町の大きさも違いますが、私たち議員、行

政、市民も力を合わせて、ごみの減量化にさらに取り組んでいくべきと考えます。回答は要りません

次の質問に移ります。

事業所ごみは、事業所の事業活動に伴って生じたごみで、産業廃棄物以外のごみを指し、みずからの責任において適正に処理するよう廃棄物の処理及び清掃に関する法律で義務づけられています。

食品ロス削減に向けては、飲食店へ3010運動の推進を依頼し、排出量削減に協力をお願いしているとのこと。食品ロス削減に向けて、飲食店の皆さんが日々頑張っていくよう、これから飲食業振興会を通じ、働きかけていきたいと思えます。

また、事業所においても、一般家庭同様の回収の考えがあれば、市も積極的に支援・協力を行ってくださると回答をいただきました。あわせて協議していきたく思います。

3項目めです。

南薩地区新クリーンセンターの始動後の処理場の活用はこの質問に、リサイクル施設は現在と変わらずペットボトル、段ボール等の回収作業を行っていくとのことでした。一般家庭用の生ごみ回収事業は、南薩地区新クリーンセンターの始動後も行っていくのか伺います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

生ごみ回収事業につきましては、日置市が独自で行っているものでございます。新クリーンセンターが稼働した場合に変更になる点としましては、収集事業者がごみステーションから収集した可燃ごみ、不燃ごみの搬入先が、現在の日置市クリーンリサイクルセンターから、南さつま市の新クリーンセンターへ変更になる点でございます。そのほかにつきましては、現状と変わらない予定でございます。

○11番（橋口正人君）

生ごみ回収事業も引き続き行っていくことで安心いたしました。

最後の質問ですが、最近、海洋に流出したプラスチック製品が海をペットボトル等で汚染しているニュースがよく報じられます。先月、タイの海岸に打ち上げられたクジラの胃の中から、プラスチック製の袋約80枚が見つかったニュースが報じられ、世界にも大きな衝撃を与えました。

市長、このことについてどう思いますか。市長の考えを伺いまして、最後の質問といたします。

○市長（宮路高光君）

生ごみや海岸におきますそれぞれのプラスチック類、大変多くのあると。今度から7月においても、江口浜また日吉、吹上でも、クリーン作戦をやるつもりでございます。

世界中におきまして、海にも、本当にさっき議員が質問ございましたとおり、大変多くのもが打ち上げられているのも事実でございます。このことについては、今後におきまして、やはり国同士の中において、この環境に対します認識というのを新たにさせていただき、回収を含めて検討をしていただきたいと思いますというふうに考えております。

○議長（漆島政人君）

次に、15番、西菌典子さんの質問を許可します。

〔15番西菌典子さん登壇〕

○15番（西菌典子さん）

本日最後の質問になりました。お聞き苦しいところもときにはあるかもしれませんが、その節はお許してください。

平成が終わりを告げ、令和の時代の幕開けでございます。予測される令和の動きを少しだけ紹介してみたいと思います。

早速でございますが、来年令和2年、日本の女性の半分、つまり2人に1人が50歳以上となります。

令和4年、成人年齢が18歳となり、男女とも18歳から結婚可能。

令和5年、75歳以上が2,000万人を超える。

平成30年度の場合は、1,796万人であったということが出ておりました。

令和7年、団塊の世代全員が75歳以上になる2025年問題であります。65歳以上の認知症患者700万人、日本全体が600万人の人手不足。

令和9年、大阪万博、生産年齢人口が7,000万人を割る。昭和生まれの30代が消滅。

令和12年、法日外国人6,000万人突破。

令和1年、国内外国人は270万人がおります。

日本人65歳以上が3分の1、2030年問題ですね。年間死亡者数が160万人、全ての都道府県で総人口の減少が始まる。

令和15年、空き家数が2,000万戸を超える。空き家率30%以上。

令和17年、介護人材が全国で79万人不足。

令和19年、令和生まれの子が18歳で成人式。

令和22年、年間死亡者数がピークで168万人、それが2040年問題であります。

ロストジェネレーション、氷河期、就職氷河期時代の団塊ジュニアの方々が、全員高齢者になるということでもあります。社会保障費190兆円、896自治体が消滅可能性都市に該当、それから523市町村で人口が1万人を割る。

令和24年、65歳人口がピークで3,935万人。

平成27年が2045年問題。これは、先ほど質問の中で、本市が特殊出生率2.1%

を超えるようにして維持したら、6万人を維持できるのではないかということでありましたけれども、このときが人口知能などが人間の域を超えてしまい、また人間の振りをするようなことがありながら、また乱してしまうという時代が来ると。そのときに、日置市は3万5,433人という予測が立っております。

令和28年の年少人口が1,000万人を超えます。割ります。

令和30年、日本人口が1億人を割って、令和32年には9,515万人、高齢化率40%、それが2050年問題であります。

いろいろと申し上げましたが、そのほかに地球温暖化、南海地震などの災害、外交や経済などなどのさまざまな課題が、また不安な材料があるかと思えます。そうした中で価値観や生き方もいろいろと変わっていくでしょう。

その中で、日置市も私たちも、若い人たちも、その中できちっと生きて、また日置市も存在して、伸びていていただきたい。そういう思いで一般質問をさせていただきます。

1番、若い層の主権者意識についてであります。

みずから考えて、主体的に行動して生きていくことが、今後求められていくことでしょう。身近な課題と社会がつながっていることを自覚したり、自分が社会を構成する一員としての自覚を育てる主権者としての意識が問われております。

そこで、1番、若い主権者の投票率が低いですが、現状について伺います。

2番、主権者意識向上に向けて、日ごろからの教育現場や行政において、どのように取り組みたいか伺います。

3番、日置市男女共同参画推進条例ができました。3月議会で制定されましたが、あらゆる場で、男女問わず、それぞれが人権を尊

重され、また持っている能力を十分に発揮して、さまざまな時代の到来に力を合わせて乗り切っていけるようにする。それを心から望むものであり、伺います。

1番、地域社会、地区公民館や社会教育団体などにおける男女共同参画の現状と見解を伺います。

2番、日置市女性センター銀天街の利用状況と今後について伺います。

3番でございます。

日置市の今後の財政運営と財源について。

1番、人口減や税金収益の対象となる生産年齢人口や、労働力人口の減少の予測の中で、財源をどう予測し、検討していかれるか伺います。

2番、合併特例債の延長が示されたとはいえ限られており、また臨時財政対策債、過疎債、辺地債などを含めて、市債残高が増加しております。今後の財政計画と市債管理をどのようにしていこうと計画しておいでか伺います。

4番でございます。

湯之元地区の区画整理事業についてであります。

1番、北側、湯之元第一地区の進捗状況と今後の見通しを伺います。

2番、当初、平成25年に北側が完了して、その後南側工事に入る予定でありましたが、今後の南側のまちづくりに関して、市としてどのように向き合っていくおつもりかを伺いたいと思います。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の令和元年という新しい時代を迎え、今後の所信や方針を伺おうということで、その1につきましては、選挙管理委員事務局長のほうに説明をさせます。

2番目でございます。

平成28年に実施いたしました市民意識調

査では、以前として固定的な性別、役割、分担意識が根強く残っており、慣習、慣行が、方針決定の場合、女性を初めとする多様な人の参画を拒む要因ともなっております。

性別や年齢、障がいの有無等を超えて、多様な市民が参加し、その声を反映させていくために、男女共同参画の普及啓発や学習機会の提供と、引き続き理解促進を図ることが重要であると考えております。

2 番目でございます。

平成30年度の利用者は1,913人で、対前年比で204人の利用者増となっております。今後も各種講座や相談業務を行い、男女問わず、大人から子どもで幅広い年代で、多様な市民が利用しやすい機会を提供し、男女共同参画の推進に向けた拠点施設として運営していきたいと考えております。

3 番目のアでございます。

人口減少に伴い、市税や普通交付税の減少が予測される場所でもあり、引き続き自主財源の確保に取り組む必要があると思っております。ただし現行の制度におきましては、一定の限度、限界もございますので、歳入に見合った歳出となるよう財政運営を行うことが重要であるものと考えております。

イでございます。

今後の財政運営につきましては、歳入に見合った歳出となるよう、現在計画しておる大規模事業終了後は、普通建設業を抑制することを基本として、地方債の発行枠も抑制していかなければならないと考えております。

続きまして、4 番目の湯之元地区の区画整理事業、そのアでございます。

国道側の北側の湯之元第一地区の平成30年度末工事進捗は、50.54%となっております。今後につきましても、関係地権者の協力、審議会の助言をいただきながら事業計画に基づき進めており、令和8年度までに工事が完了する予定でございます。

イでございます。

国道の南側については、道路状況を考えますと、市街地整備が必要と認識しております。具体的な計画は、今後、湯之元第一区画の進捗を見ながら検討をする必要があると考えております。

以上でございます。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、私のほうからは日置市男女共同参画推進条例制定に関しての社会教育団体のことについて、お答えをいたします。

社会教育団体においては、それぞれの会の健全な発展を図り、本来の活動の普及、浸透に資することを目的に活動しています。その中で、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合うため、研修会等に講師を招き、人権教育に関する講演を計画的に開催をしています。女性の人権のほか、さまざまな人権課題について学習をしています。

以上です。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

（1）の若い世代の主権者意識についてアでございます。

全世代の人たちが暮らしやすい世の中にするためには、各世代の届けたい意見が政治に反映される必要がございます。そのために、若い世代の方へは、投票に出向いて政治に参加していただきたいというふうに考えております。

イでございます。

こういう社会だったらという理想を抱き、また投票に行かなければ、どのような国や地域になるかを考えていただき、みずから投票に出向いていただけるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○15番（西園典子さん）

お答えをいただきました。順を追って行きたいと思っております。

まず、主権者意識を育てる。

私は、この問題は主権者意識というのは、子どもたちがどのようにして生きるかということ、みずから育てていく。それを社会全体で育てていくという意味で捉えております。

そうすることによって、自然と投票に行かなければいけないと、自分たちの今後、また社会をつくるために参加するのは当然であるというふうに思わせるような社会のあり方、また教育全般でも含めて、そういうふうな方であってほしいという思いを持って、こうして質問をさせていただいております。

スウェーデンとちょっと比較したのがあります。スウェーデンの若者の投票率が80.3%でありました。しかし、内閣府の意識調査では、「政治に関心がある」と答えたのは、むしろ日本の若者のほうが高かった。

ということは、また、「自分自身の力で政府の決定に影響を与えることはできないと思うか」というのに対して、「日本ではできないと思う」。「どちらかといえば、やっぱりそうだと思う」というのが多いんですが、スウェーデンでは、そういう答えは少数派だということでもあります。

ということは、関心があっても行かない日本の若者、それから自分の力で政治は変えられると思って、投票をするスウェーデンの若者、その違いは、私たちはどのように受けとめて、それに対して答えていったらいいのだろうかということ、を思ったりもいたしますが、もし見解を伺えたらご意見のほうをいただきたいと思っております、市長。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

主権者意識とは、社会のできごとをみずから考えて判断し、主体的に行動する主権者を育てることだというふうに言われております。

学校等におきましても、日常生活、学習する場において、政治と生活のつながりを児童生徒に正しく理解させる取り組みを行うなど、

日常生活の具体的な事例をもとに、主権者として権利・義務を理解させ、政治や社会に関心を持つことができるような指導に取り組んでいるというふうに伺っております。

これらの積み上げで、みずから行動できる主権者となっていただきたいというふうに考えております。

○15番（西園典子さん）

今、そういうようなことの積み上げで、主権者に育てていただきたいという答えがありました。まさにその通りであると思っております。ただ、すぐ選挙に行きなさいと、投票に行きなさいというもので育つものではなくて、日ごろから、やはり自分たちの身の回りのこと、社会のこと、そういうことに目を向けて、そしてやはり自分たちがどうあるべきかということ、子どもは子どもなりに感じている。それを生かして、知ってもらいたいというふうに思っております。

昨年の1月の20日に、この議場で、こども議会が開かれました。市長も出ていただきましたが、教育委員会と警察が主催であったかと思いますが、やはりすごく感動いたしました。

そういうようなこととか、また先日、新聞のほうで、いちき串木野市が財政問題を一緒に勉強して、中学生が勉強しているということもありました。やはり、身近な問題を身の回りのことを、どちらかといえば教育の現場では、ちょっと子どもたちは、そういうものは遠ざけようというような距離を置いた教育というものが、私たちの市政の中にもあったかと思っております。

それは、やはり自分たちの問題であるということを通して、今後、やはりわかって、一緒に築く仲間である。大人も子どもも一緒に仲間であるということ、を育てていくべきではないかというふうに思っているところです。

学生からのお便りなんかも先日出ましたけ

れども、要は私たち大人が考えているより、子どものほうがしっかりしているのかもしれないというふうに思ったりもするところがございます。

そういうことで、頑張っ、て、また教育の現場でも連携をとりながら、行政も連携をとりながら、積極的にして、そういう手段をさまざまに計画していただきたいと思っておりますが、そのお答えをいただきたいと思っております。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

平成30年1月に、日置警察署と日置市教育委員会が連携して、小中学生17人が参加した日置市こども議会が開催されたところです。

子どもの目線から見たまちづくりについて議論を交わし、こういう社会だったらという理想を抱くいい機会であったというふうに考えております。今後もこども議会に限らず、主権者意識の高揚に向け、関係機関と連携を考えてまいります。

○15番（西園典子さん）

2番に入りたいと思っております。

2番の男女共同参画推進条例であります。

待ちに待った条例でございますけれども、その中でまた社会教育の分野、そして地域における難しさなども、今、お話もありました。

社会教育の女性団体なども、活動において会員の減少、さまざまところで悩んだりしていらっしゃいます。また、地域における女性の活用ということにおいても、もっともっと一歩進んでいってほしいなという思いがありますが、ときには連携、そういうところの両方が連携というものも必要ではないかなというふうに思いますが、その辺の教育長のご判断をいただきたいと思っております、ご意見を。

○教育長（奥 善一君）

女性団体の活動につきましては、私もある時期、ちょっと一緒にさせていただいた時期があって、その熱心なお取り組みを、本当に

敬意を表するところでございます。

この男女共同参画という視点におきまして、この女性団体の方々が、より多くの方々の参加の中で、もっと積極的に取り組んでいけるように、特に後継者といえますか、あと一緒にやっていただく方々の輪を広げていくというような視点において、やっぱり課題も多いのかなというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

輪を広げていく。また、お互いに手をつなぐ。なかなか難しいことでもありますが、またそういうことも目指すということも、お互いのためにはいいのではないかなというふうに思うところでございます。

地域における自治会長さん方の中で、今、日置市の自治会長さんが、こうして、女性の方が何人ぐらいいらっしゃるのかなと思いましたが、4人いらっしゃいました。その中で、私もちょっとお電話で、どんなふうですかというふうで聞いてみましたら、とても活動に、やはりみんなが協力してくれて、活動に張り合いがあって、忙しいけど楽しいよと。パソコンなどで書類をつくるのなんかも、若い会計さんがすぐ協力してくれて、難しい手続なんかは、地域の役所の職員さんが何もかもしてくれました。

草払いをしないといけないときにも、草払い機をたくさんの方が持ってきてくれて本当に助かった。子ども連れのお母さんの相談に乗ることもあったりして、毎日忙しいけど、元気で楽しくやっているよということでございました。

だから、やはりそういうふうにしてみれば、またそれなりのよさを女性も発見すると。そして、そういうことによって協力体制、できないことは周りがするというような、それで協力し合う。

それが地域の活動、つながりというのにもつながって行って、何でもできる男性がする

というとはまた違った、できないけど助けてね、助け合うがね、よろしくねというような、そういう手法。

それも地域づくり、そして教育、お互いの協力体制という意味で、女性の会長さんの一つの役割かなと。一つの意義があるのかなと、私はそういう会長さんのお話を聞きながら、自分でも思ったところです。

私ごとを申し上げれば、私は、今度は力不足ではありますが、委員長報告させてもらっていますけど、副にベテラン議員の6番議員が、こうして補佐でしてくださいますし、皆さんが支えてくれるからねというのに励まされて、私はこうしてやっていけると。

やはり、世の中そういうものではないかなと。そういうふうにしていくほうが、できる人が完璧なことをするというよりも、いろんな人たちが力を合わせて協力し合う世の中であれば、今からは成り立っていかない。

そういう意味でも、また考えることもいいことではないかなというふうには思いましたが、市長のお考えはどうでしょう。

○市長（宮路高光君）

おっしゃるとおり、それぞれ教育し合っていて、男女、誰が先に、自治会長さんのことの例も挙げさせてもらいましたし、ご自身の委員長のことも挙げさせていただきましたが、やはりそれぞれの方が協力し合って進んでいくというのが、議員のおっしゃったことだろうというふうに推測をさせてもらいますけども、そのとおりでというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

女性センターの銀天街のことについてお尋ねしたいと思います。

これは空き店舗利用という形で、女性センターというふうになったのではないかと思います。先ほどのお答えの中でも、やはり多様な市民が活動しやすい拠点施設として運営

したいというふうなお答えでありました。

また一方、期日前投票の場所など、そういうのには道路を挟んで、駐車場とを挟んで危ないという意見もお答えにあったようでございます。私もこうして行ってみたいわけですが。

まず、利用ということで、なかなか伊集院の方々が82%、伊集院以外の利用者が少ないというのが気になったりするのですが、その辺の広報とか周知という意味で、理由を伺ってみたいと思います。

○企画課長（内山良弘君）

今、議員からありましたように、女性センターの利用者の状況と地域別でいうところではいきますと、やはり伊集院地域が、やはり施設が立地しているという面で約8割というような部分があるかと思えます。

そういった部分でも、広報という部分で周知している部分が、班回覧とか毎回周知を行っておりますので、今後もそういう周知も含めて、利用しやすい形で施設の利用を図っていきたくて考えておりますが、今は班回覧で主にやりますけど、国際交流委員のフェイスブックであったりとか、いろんな市のホームページであったりとか、そういった部分でも積極的にまた周知もしていきたいと考えております。

以上です。

○15番（西園典子さん）

周知、広報というのは非常に難しいことであって、私たち行政のほうは一生懸命するんだけど、住民が見てくれない。そういうのは、全てにおいて、こうして言われることであって、伊集院の方々はそこを通ればあるから、ああ行ってみようかなと。そういうふうで行かれる方も多いんじゃないかと。

でも、悩みを抱えていらっしゃる方は、伊集院の方だけではなかったり、また必要とされる方はほかのところにもたくさんいらっしゃる

やるんじゃないかと思います。やはり、そのことを考えれば、またその辺の努力もしていただきたいというふうに思っております。

それから、女性センターの方々の利用者ということでございますが、30代、40代の方々がほとんどであって、本当は女性問題だったら、高齢者の女性もいらっしゃるんじゃないかと思ったりもするんですが、そこも少ないという状況でございますが、そこはどんなふうにご判断していらっしゃるのでしょうか。

○企画課長（内山良弘君）

女性センターに来られる利用者の方で、やはり30代、40代の利用者がおっしゃったように多いわけでございます。そういった部分では、子育て世帯の方が相談に来ていらっしゃるという面が出てきております。

相談内容といたしまして、やはり子どものことでありますとか、DVあるいは家族の関係とか、そういうことで女性センター全体におきまして、30から40代の利用者が非常に多く、高齢者の利用につきましては1割ぐらいの利用と。全体でいくと、100……。年代でいって1割ぐらいの利用の状況かなというふうに思います。

○議長（漆島政人君）

ここで、しばらく休憩します。次の会議を午後2時10分とします。

午後1時59分休憩

午後2時10分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（西園典子さん）

もう一つ銀天街女性センターについてお尋ねしたいと思います。

先ほどもお話の中でありました、道路を渡る駐車場が13台分しかありません。その中で、また道路を挟んで行かなきゃいけないと。

それで、利用者を見たら、その子どもたちを連れた若い30代、40代の人たちが多いということでございます。

まず、安全性についてどうなのか。そして、出入り口がATMのところを通らないと入れない。もうそれがいいのか悪いのかよくわからないわけですが。そして、1階部分、窓が全くあきません。

銀行の跡地ということでございますので、防犯、そういうようなことを中心にしてつくられた建物を借り受けて利用しているということでございますけれども、先ほど拠点づくりとして利用するというをおっしゃいました。

それを拠点として、いつまでもずっと使われるのか。また、話によっては、そこは神之川の治水関係の工事も、またあるかもしれませんが、今後の見通しについて、そこをお尋ねしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

センターについては、南日本銀行の配慮によりまして、今、貸してもらっておりますけど、基本的には、あの建物は神之川の改修に当たる場所でございます、その時期が、今、いつということは言えませんが、また新たな女性センターというのは、そういう決まった後において、また開設をしていかなきゃならないというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

新たなところで、きちっとしたものを開設すると、そういうお言葉をいただきましたので、喜んで期待しておりますので、よろしくお願いたします。

まあ、財政の問題やらいろいろなのがありますけれども、大切なこととして、いろんなことを利用しながら頑張っていきたいなと、知恵を出し合っていきたいなというふうに思います。

次に、財政についてでございます。

この財政の問題は、私がこうして心配していることと同じような質問、質疑を6月の補正予算の質疑の中で同僚議員がおっしゃいました。やはり、先ほどから財源、いろんな財政のことも出てきておりますけれども、財政について、議員の方々、皆さん心配をしていると。人口減がもう目前に確実に来るといのがわかっているけれども、大丈夫なのかなというような思いです。

ということで、今はこうしてあるものを使って、合併特例債などを使って、こうしてしていくけど、それが済んだら抑制をしていくということですが、そのときになったら、また必要なことが生まれてくる可能性は高いと。

また、そうしたのをしたときは、またどうなるのかというような思いがあったりいたしますが、合併特例債は、今、156億円というところになっております。

そして、臨時財政対策債、これは今年度において、全部ほとんどが、元利償還ということで、交付税に算入されているということで、自治体はほとんどそれを膨らませているようでございますが。

過疎債の切りかえ、あるいは過疎債も3割、ここの市の負担は3割補助、3割負担ですかね。そのぐらいだと思いますけど。過疎法も期限が切れたり、それとまた継続になるのかどうなのか。それぞれの期限があったりも、わからない部分がありますが、過疎法の期限ということについてお尋ねしたいと思います。

○企画課長（内山良弘君）

現在の過疎法の期限という部分では、平成32年度を予定です。

○15番（西園典子さん）

現在の過疎法は、かなり有利な借金であるというので、あちこちで利用しておりますが、平成32年度末が期限というふうでなっておりますが、そういうことなども含めて、なかなか頼りにしている国の財政も厳しい面もあ

るんじゃないかなと思ったりいたしますけれども。

今、財政計画というのを3年間のスパンでいうので、財政計画を本市はつくっているようでございますが、やはり人口の推移、それから財源となる税収の推移、そして、交際費の推移など、いろいろとこうして計算すればわかったりするのではないかと思います。

そういうのを含めて、もっと中長期的な財政計画をつくって、今後を臨むというような計画はお持ちでないのかどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的には総合計画という10カ年間でございまして、それも前期・後期という部分を、長期的には総合計画が一番長い期間でございまして、基本的に財政計画というものは3年間ということで、次期の期間が令和3年から令和5年というふうになっております。

そういう長期的な計画、また短期的に3年間の計画の見直し、毎年そういう見直しをしながら、今後、財政計画というのを進めていかなきゃならないというふうに思っています。

○15番（西園典子さん）

毎年、やはり世の中は変わっていきますし、さまざまにまた課題がふえてくると。減ることがあるよりもふえてくるほうが多い。まあ現実ではないかなというふうには思っているところであります。

こういう財政を調べるときに、財政錯覚という言葉がございました。ご存じの方々もいらっしゃるんじゃないかなと思いますが、財政錯覚という言葉をご説明いただけたらと思いますが、課長。

○財政管財課長（上 秀人君）

財政錯覚という言葉でございますけれども、通常財政錯覚については、地方債を用いて、いろんな施設整備なり公共事業等をどんどんやっていって、それについて住民からの要望

も出てくるわけですが、その裏にはやっぱり税金というのが、やっぱり出てくると。

要望はどんどんしていくわけですが、地方債ですればいいという単なる考え方が主に出てきますと、税収のほうは、じゃあどうでもいいのかというところで、余りにも要望が強くなっていきますと、地方債での財源を用いた上での予算規模というのが超過してしまうというところ、膨らんでいってしまうということ。

税収はじゃあどうでもいいのかというところの部分が、住民の中からだんだん消え失せる。そういうことであろうかと、そういう考え方であろうというふうに思います。

○15番（西園典子さん）

これもやはり大事なことじゃないかなと思います。大きく言ったら日本国、すごい借金を抱えておる。でも、それは何でしているかと言ったら国債、国債というものをこうして借金して、それに頼っているから、もう何かあるような気がして、どんどんふやしても平気であると。どっかで確保してあると。

それから、自治体においては、国からいろんなものが下りてくるから、それを使えば何とかなると。そして、住民にしましたら、本当は自分たちが税金を払っている。それによってサービスが受けられるんだけど、もう公共サービスというのは天から降ってくるみたいに、こうして何でも要求すればできるんじゃないかというような錯覚を起こしてしまいがちだと。

やはり、きちっとした形でしていかなければ、考えていかなければ、やはり自分たちの首を絞めるという意味での財政錯覚という言葉がございしますが、私たちもそういうものにならないように頑張ってちゃんとして、財政も、また日置市もこうして見ていただきたいと思っております。

次に、区画整理のことについてお尋ねいた

します。

これは、先ほどからお答えがありましたけれども、私は、こうして湯之元地区の都市計画区域の事業ということ、どれだけの方々が、知っていらっしゃるのかどうかということも含めて、ちょっとお話も申し上げたいと思います。

これは、3回目の業務計画であります。1回目は終戦直後であったんですが、そのときはちゃんとしようと。県も国もちゃんとしていたんですが、反対運動でだめであったと。

それから、次にやはりそれではいけないよというので、2回目が起こりまして、そのとき湯之元全域をちゃんとしようとしましたけれども、きちっとそれが、政策ができるというところにおいて、反対運動、むしろ旗が立ったということでございますけれども。

それがあったものですから、それを半分、田之湯地区、それが田んぼの広い部分であったものですから、本当に必要な市街地ということは後回しにされて、田んぼの部分だけをしたというところであります。

今、町民の皆様方が、やはりこうして早く北側も進んできたりしてもらいたいなど。北側に住んでいらっしゃる方々は、とにかくあるんだから、するんだから、してほしいなど、まだなんだろうかなど。

今、聞いてみますと、半分であるということでございますけれども、完成は25年の予定でありました。25年が済んだら、その後は南側をするという計画で、南側の人は待っている人もおれば、もう諦めている人もいますし、諦めるならこれでもいいのかな、このままでいいのかなというふうに迷っていらっしゃる人もいらっしゃいます。こういうお話をすれば、反対運動をした住民側にも責任があるというふうにも言われたりいたします。

でも、住民の方々一人一人の町なかの生活、そして安全ということを考えてときに、この

ままで放置していったらいいのかどうなのかという思いで、考え悩むところがございます。

先ほど市長が、市街地整備というようなふうでも考えていったらいいのじゃないかなというお言葉がありました。あえて、こうして住民の方々は、本当に区画整理事業というのが大変だというのは、身をもって感じて生きていらっしやいました。もう何十年ということですね。

私もこの3回目のものの最初の会合から参加しております。ずっと見てきておりますけれども大変であると。住民も行政も大変である。その中ですということ、また人口減少の中で、それが必要なのかどうかということなどもあります。

やはり、もししないならば、やはり市街地を、もっとみんなが住みやすく、安全に暮らせるまちづくりというのを、どんなふうを考えていったらいいかということ、こうしてしていただけたらなということをお願いしているところですが。

そこら辺のところを、もうちょっと詳しくお気持ちがお聞きできたらと思いますが、市長、お願いいたします。

○市長（宮路高光君）

今の区画整理が、令和8年までという計画の中でやっております。この南側におきましては、大変道路の狭いというのも十分認識しております。

今の事業費ベースで、まだ国道のほうが、まだ終わらない部分でございますので、軽々には言われませんが、やはり今の区画整理を早く済ませていくことが、一番今の時点では大事なことで、これでもまだ8年かかります。

どういう形の中の新しい事業が見つかるかわかりませんが、やはり今の現時点で、先ほどもお話いたしましたように、令和8年という時期までに、これ以外に国の補助事業、

いろんなのがついてくるのか。また、単独でどれだけしていかなきゃならないのか。大変大きな予算規模を伴う区画整理事業でございますので、やはり市民の皆様、地区の委員の皆様方にも十分ご理解していただきたいというふうに思っております。

○議長（漆島政人君）

西菌さん、あと35秒です。

○15番（西菌典子さん）

言葉のひとり歩きがしていったら困りますので、やはり市長はいろんなことを考えて、湯之元の南の方々のことを考えてくださっていると。もし何らかのことをしなければいけないと思っておいでであるというふうに確信して、私の一般質問を終わります。

○議長（漆島政人君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（漆島政人君）

以上で、本日の日程は終了しました。

6月25日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時26分散会

第 4 号 (6 月 2 5 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（1番、2番、4番、20番）
-------	--------------------

本会議（6月25日）（火曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	大園貴文君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	漆島政人君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	馬場口一幸君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	堂下豪君
市民福祉部長兼市民生活課長	満留雅彦君	産業建設部長兼建設課長	宮下章一君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	松田龍次君	消防本部消防長	上原孝一君
東市来支所長	銚之原政実君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	上秀人君	企画課長	内山良弘君
地域づくり課長	橋口健一郎君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	長倉浩二君	介護保険課長	福山祥子さん
農林水産課長	城ヶ崎正吾君	農地整備課長	東広幸君

上下水道課長 新川光郎君
社会教育課長 梅北浩一君
監査委員事務局長 丸山太美雄君

学校教育課長 渦尾文輝君
会計管理者兼会計課長 地頭所浩君
農業委員会事務局長 上之原誠君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（漆島政人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（漆島政人君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、1番、桃北勇一君の質問を許可します。

〔1番桃北勇一君登壇〕

○1番（桃北勇一君）

1番。おはようございます。梅雨らしくない過ごしやすい日が続いていますが、願わくば、ここまま災害が出ない程度に恵みの雨が降ることを願っているところです。

それでは、早速3項目の質問に入ります。

日置市は、南北20kmほどの海岸線を持ち、漁業権を沖合5mと仮定した場合、約100km²の海面を有しています。これは日置市の山林を含めた敷地面積の約5分の2に当たる面積です。海を生かし、海を守り、海とともに生きる日置市のこの広大な海で営まれている漁業について、1項目めの質問をいたします。

1点目、現在、日置市沿岸の海においてはどのような養殖に取り組まれているか伺います。

2点目、日置市の新鮮な海産物を取り扱う直売所、江口蓬莱館がありますが、今後どのような魚種や海産物に期待が見込まれると市長はお考えであるか、お聞きします。

3点目に、今後漁業者が何らかの養殖に取り組んでみたいと考え、市も見込みがあると判断した場合、市として協力するお考えがあるか伺います。

2番目の2項目めの質問です。

防災についてお聞きします。

防災備蓄品や避難所での運営等について、私を含め、今まで多くの同僚議員が質問してきました。今回は災害が出る前の防災対策について質問します。

1点目、過去3年間の自主防災組織の伸びをお示してください。

2点目、地震時に大火のおそれのある密集市街地の安全を確保するため、国は、来年度までにおおよそゼロにする目標を掲げています。この日置市に密集市街地がありますか、あるとすれば、それはどこでしょうか、お示してください。

3項目めの質問です。

どうも土地の開発行為や利用の仕方に対し、その土地の排水対策が見過ごされているような気がします。山林であれば、樹木等により貯水能力が相応にあるわけですが、開発とともに、山はその貯水能力を失います。現に、大規模な都市開発には調整池を設けるなどしなければ、開発許可がおりないと伺っております。

そこで、2点質問します。

1点目です。

太陽光パネルを設置したり、コンクリート等で地面を塗り固めたりした場合、雨水が地面に浸透しません。排水計画が不十分なところは、地域で問題を抱えていると聞いています。例えば、Aさんの住んでいる家より高い位置にあるBさんの土地の雨水がAさんの土地に流れ込んで被害を与えている場合、Aさんはどこに相談すればよろしいのでしょうか。

2点目、開発した方から土地を購入したり、または借り受けたりした方が雨水等が地下に浸透しにくくなる行為、例えば全面アスファルトの駐車場にしたとかの場合、その土地の吸水・貯水能力を著しく低下させ、その駐車場から排出された雨水が第三者に被害を与えている場合、その雨水の排水設備の改善は誰が行うのかを伺って、最初の質問とします。

以上、3項目、7点、1回目の質問とします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目、海での養殖について、その1でございます。

小規模ではありますが、漁協の青年部によるワカメの養殖が取り組まれております。

2番目でございます。

本市の沿岸は、大きな湾もなく、外海に面しているため、台風や季節風を考慮すると、魚類の繁殖については、施設の破損などリスクが高く、厳しい面があると考えております。

3番目です。

漁業者や漁協の意向も確認し、販売先のニーズなど経済的な将来性も考慮した上で、漁村発展に寄与すると判断できる場合は、市といたしましても支援してまいりたいと考えております。

2番目の防災のその1でございます。

自主防災組織率の伸び率は、平成28年度が2.2%、平成29年度が2.4%、平成30年度はゼロ%でございました。

2番目でございます。

消防力の指針に基づく市街地、消防危険地域警防計画により判定された対象地域は、狭い道路に密集する住宅地はありますが、国土交通省が定義する地震時等に著しく危険な密集市街地はございません。

3番目の土地の開発許可と排水について、その1でございます。

太陽光パネル設置を含む一定規模以上の開発行為については、日置市土地利用対策要綱に基づき、協議を行うこととなっております。

この協議を行った開発については、建設課が窓口となっておりますが、それ以外の開発行為につきましても、建設課へ相談いただければ、関係課を交えてご相談に対応していきたいと考えております。

2番目でございます。

日置市土地利用対策要綱に基づき行われた開発行為については、開発協定を締結しており、この行為に起因した災害、事故等については、現在の所有者が対応することになります。

このようなことから、排水設備の改善についても、現在の所有者が行うこととなります。

以上で終わります。

○1番（桃北勇一君）

ただいま市長から、海での養殖について3点答弁をいただきましたが、もう少し質問させていただきたいと思っております。

まず、2つ目の答弁に対し、一言つけ加えるならば、外海に面しているのは確かなんですが、外海でできる養殖というの、現在、技術的にはできていて、実際取り組んでいる漁協があることは一言申し加えておきます。

ワカメということですが、品質と出荷の状況を伺います。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

生ワカメと塩蔵ワカメという形で出荷をいたしておりますけれども、通常に販売できるだけの品質は十分確保されております。

また、出荷量につきましては、昨年度で生、塩蔵、合わせまして1,280kgとなっております。

○1番（桃北勇一君）

ワカメの収益性はどうか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

昨年度の販売額が138万円となっております。主に蓬莱館での販売とレストランでの活用となっております。ゴチ網漁業者の若手の方、11名の方々の所得向上に寄与しているものと認識しております。

○1番（桃北勇一君）

ワカメの6次産業化への取り組みはどうか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

本市では、浜の活力活性プランという計画を策定しておりますが、平成30年度に5年計画を更新しております。その中で、乾燥ワカメなどの加工品試作と、その消費者ニーズの把握を計画しているところでございます。

○1番（桃北勇一君）

1番。まだ始まったばかりのようですが、この日置市で過去に取り組みられた養殖は何かありますか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

本市ではこれまで、このワカメの養殖以外は取り組まれておりません。

○1番（桃北勇一君）

1番。なぜ日置市では養殖産業が育っていないのでしょうか。先ほどの市長の答弁もありましたけど、そういう外海に面しているからという理由だけでしょうか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

先ほど市長の答弁にもありましたように、外海ということもございませぬ。確かに海中での沈下式とか、陸上養殖ということもございませぬが、海ということでありませぬと、強風時に養殖施設の避難場所が少ないというのが大きな理由であると認識しております。

海中での沈下式なり、陸上養殖ということもございませぬけれども、施設の初期投資と販路の確保というのが大きな課題であったのではないかとこのように考えております。

○1番（桃北勇一君）

1番。最近若者の就業者が少しずつですが、あらわれていると聞いています。先日の新聞で、いちき串木野市は、漁協の新組合員に新規沿岸漁業就業者支援金を送る制度は準組合へも支援可能であるとの認識を示していました。

支援のあり方ですが、日置市での取り組み状況はどうでしょうか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

日置市におきましては、平成26年度まで

は後継者新規就業者につきましては、農業の方のみを対象としておりましたけれども、27年度より農林漁業者ということで拡充をいたしております。

漁業者の支援実績といたしましては、後継者の支援が27年度と29年度で各1名、それから新規就業者、いわゆるIターンという方ですけれども、この方々への支援が28年と29年で各1組、合計9組の漁業就業者をこれまで支援してきているところでございませぬ。

○1番（桃北勇一君）

1番。それでは、先日、私も県の水産技術開発センターのほうに行ってきました。養殖の中でも、二枚貝は比較的取り扱いやすい種類であるようです。水技センターに行った翌日、甌島での民間の二枚貝の取り組みが新聞に載っていました。先日は、志布志におけるイワガキの養殖もテレビ報道で流れていました。最近では陸上での淡水による養殖も盛んなようです。

また、鹿児島県は種苗生産に今後重きを置いていくとお聞きしています。使用されなくなった建物を利用する陸上での取り組みについて、日置市で考えられないでしょうか、市長。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

本市でも閉校校舎を活用しました、二枚貝ではございませぬが、アワビの養殖というものの陸上養殖を検討いたしましたけれども、販路の確保というところで、非常に大きな課題にぶち当たってございませぬ。

現在、県内で閉校校舎を活用した民間の取り組みがあるようでございませぬので、その取り組み状況について注目、注視していきたいというふうに考えているところでございませぬ。

○1番（桃北勇一君）

1番。この日本では人口減少が進んでいるわけですが、世界の人口はふえていくようで

す。今後水産業の輸出に期待が持てると私は考えますが、魚の輸出を考える場合、問題点は何でしょうか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

魚類の輸出に対しまして、大きな課題が2つございます。

まず、輸出の基準に応じた品質、衛生管理において、現況の施設では対応できない状況でございます。整備するとなりますと、多額の投資が必要になります。

それから、もう一点は、魚種ごとに輸出に見合ったロットを安定的に確保する必要があります。現在、魚類の養殖をしていない本市にいたしましては、非常にこの大きな2つの課題が現状厳しい状況であると考えております。

○1番（桃北勇一君）

1番。今、農林水産課長から答弁がありましたが、畜養ではなく、種苗生産からなる完全養殖でなければ輸出というのはできないのが世界の流れのようです。先日も課長に取り組みに対する難しさや販売先の確保等、難しさをお聞きしましたが、きのう地域経済の縮小を市長は懸念されておりました。人口をふやす、地域を残すためには、私は産業を育てることだと思います。確かにハードルは高いですが、今後も関係者とともに、知恵を出し合っていきたいと思っております。

市長に最後に確認ですが、関係者が前向きに一生懸命取り組み、産業化への道筋が見えそうな場合、市も協力するということでよろしいでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今後の産業構造、どういう形になるのか、予期しない部分もございますけど、市といたしましても、そういう産業の創出を含め、また雇用の確保、そういうものが十分できる企業が創業していくにおいては、支援もしていきたいというふうに考えております。

○1番（桃北勇一君）

それでは、防災問題について質問していきたいと思っております。

今、自主防災の組織率を伺いました。自主防災組織の組織率が伸び悩んでいる理由は何でしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

未組織の自治会にアンケートをお願いしましたところ、役員の負担がふえる、地形的に被災の可能性が低いことから、自主防災組織に対する住民意識が低いなどの回答があり、自治会長は必要性を感じていながらも、負担がふえることや自治会での組織に対する気運が高まっていないことが挙げられます。

○1番（桃北勇一君）

1番。昨年度は0%ということで、近年の数字を見ればなかなか組織が高まっていないわけですが、近くの自主防災組織を一つにして、どうしても組織を組めない自治会に対しては、防災教育の充実に費やしたほうがよいのではないかと私は考えます。市のお考えを伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

ご提案の方法も有効な手段の一つであるというふうに考えておりますけれども、かねてから密接に活動を行うコミュニティ組織である自治会を中心にしたほうがより顔の見える関係が築けることから、まずは自治会を単位とした結成に向けて取り組みを行っているところであります。

なお、本年度は、昨年度発足しました日置防災リーダーネットと連携しながら、結成に向けて取り組みを行っているところでございます。

○1番（桃北勇一君）

1番。現在、防災係の方が取り込まれている様子というのは、私も十分承知しております。先ほど提案いたしました、現在の取り組みをもう少しばらばら見ていこうと思っております。

次に、密集市街地の定義について伺います。
密集市街地の定義は何でしょう。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

密集市街地の定義につきましては、さまざまあるところですが、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律で定義する密集市街地は、「当該区域内に老朽化した木造の建築物が密集しており、かつ、十分な公共施設が整備されていないこと、その他当該区域内の土地利用の状況から、その特定防災機能が確保されていない市街地をいう。」とされており。

○1番（桃北勇一君）

1番。定義づけというのは、なかなか難しいようで、国土交通省が言われる密集市街地というのは、この日置市にはないと、先ほどもご答弁いただきました。

しかし、狭あいな道路に密集する市街地があるという認識は、市も持たれているようです。そういう地域で火災等があった場合、消火作業が難しい地域、それではそのような密集市街地特有の防災対策について伺います。

そのような地域では、どのような対策が急がれますか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

消防本部において、住宅密集地域延焼の大きな地域等について危険度判定を行い、消防危険地域警備計画を8地域で作成し、消防水利の確認や警防活動が円滑に進むような対策を進めております。

また、建設課において区画整理事業や農地整備課において狭あい道路整備事業に取り組んでいるところでございます。

○1番（桃北勇一君）

1番。40mmホースの件ですけど、40mmホースについて、きのう同僚議員の質問がありました。訓練の充実や消火活動をする際の本人の避難路確保等に問題があります。市も今後40mmホースについて、初期の消火活動

を前向きに検討されるようなので、しっかりした検討をしていただきたいと思います。

国土交通省が定義する地震時等に著しく危険な密集住宅地を2020年までに国は解決すると述べています。市が利用できる、住宅や密集した地域を解消するために国の交付金事業等はないのでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

先ほども市長が答弁しましたとおり、国土交通省の補助金はありますが、本件に該当する地区はないところでございます。現在、取り組んでいる区画整理事業などに引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○1番（桃北勇一君）

市も認識されている狭あいな道路に密集する住宅地、早期に解消すべき地域の問題解消に少しずつでも取り組むべきと考えますが、そのあたり市長はいかがお考えでしょうか。

○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

現在、湯之元第一地区の土地区画整理事業を進めておりますが、事業には多額の予算を必要とすることから、並行して2つの地区の事業を進めることは非常に困難と考えております。まずは湯之元第一地区の早期完成が重要と考えておりまして、必要な地区がございましたら、湯之元第一地区の事業進捗を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○1番（桃北勇一君）

1番。大変な予算と労力を伴いますが、ぜひ引き続き頑張ってくださいと思います。

もう一つ、空き家の漏電火災についてお聞きします。

家屋に通電されているかどうかは、敷地の外からは大変確認しづらいところですが、何らかの原因で家屋が一部でも倒壊した場合、漏電火災の原因になると考えられないでしょうか。密集住宅地においては、特に気をつけ

たいところですが、住宅が密集した地域でのそのあたりの確認はできていますか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

発災時に通電火災の危険があるのは十分認識しているところですが、空き家について、家屋に通電がされているかどうかの確認はできていないところがございます。

○1番（桃北勇一君）

1番。早期の確認をするべきだと提案しておきます。

自主防災組織をつくり、地域で防災訓練をすることは、いつ起こるか分からない災害に対し、自助や共助の訓練です。

そして、非常時に大事なことは、市からの正確な情報と市民に聞いてもらうことではないでしょうか。

次に、地域住民に対しての市の情報発信について伺います。

気象庁がことし2月に公表した観測調査によると、1時間50mmを超す非常に激しい雨が降った回数は、昭和50年代に比べ4割ふえ、大雨がこれまで以上に発生しやすい環境になっています。

万が一を想定し、公助の対応はしっかりと準備しておくことは、重要な施策の一つだと言えるはずです。プロアクティブの原則の中で、空振りは許されるが、見逃しは許されないと言われ、災害は起きなかったとしても、積極的に避難行動をとるべきと言われていきます。ということは、市のとる行動は、早い段階での避難情報発令ではないでしょうか。

ただ、災害リスクが低い状況での避難発令の頻発は情報の信憑性を下げ、いざというときの住民避難行動に支障を来す、やはり避難情報の発令は全ての住民へタイムリーかつ的確に、正確に伝えることが重要で、その備えを徹底しておかなければならないと考えます。そのことが結果的に公助の重要な災害対策につながると思います。

2年ほど前に内閣府は、避難勧告等に関するガイドラインを訂正しました。そこには避難勧告などの発令に直結する情報を気象庁が確実に把握できるような体制を構築することといった内容が盛り込まれています。それを受け、市ではどのようなことに取り組まれているか、お伺いいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

いざというときに関係機関からの連絡を市が生かすために、また助言を求めるための体制づくりは、平時からやりとりをして、顔の見える関係を築いておく必要がございます。そのことから、鹿児島地方気象台長と日置市長のホットラインを開設しているところがございます。

また、本年度から鹿児島地方気象台の職員を防災会議の一員として委嘱したところがございます。

○1番（桃北勇一君）

1番。ただいま避難情報発令において、関係機関から情報を得ていらっしゃるという答弁をいただきました。空振りが多くならず、災害の発生を見逃さないようにするには、客観的に判断できる基準を事前に準備することが重要だと私は考えております。

市においては、どのような情報をもとに避難情報等を発令されていますか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

対象とする災害の種別により対応は異なるところですが、気象庁が発表する気象警報、氾濫警戒情報、土砂災害情報や鹿児島県河川砂防情報システムの情報をもとに避難情報を発令しているところがございます。

○1番（桃北勇一君）

1番。今、答弁されたとおりだと思います。衛星観測情報や日置市内及び周辺にある計測機器等を使って、国や県、さまざまな機関が情報を出されています。

しかし、水害を体験した全国の自治体によ

る水害サミットでは、各自治体に対し、避難情報を発令するに当たって客観的に判断できる基準を事前に準備することと呼びかけています。

市は、国や県の防災システムを通じて、ダムや河川水位情報、雨量計情報等を入手した上で避難情報を発令しているようですが、それだけでよいのかという問題を提起しています。

少し余談になりますが、8・6災害の日、伊集院では駅前周辺が氾濫していたと記憶しています。そのときの伊集院地域で降った雨の様子を伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

当日、伊集院町では午前7時から午後9時までに217.5mmの雨量を観測し、中でも午後4時から5時までの間に時間雨量50mm、6時から7時までに42mmの時間雨量を計測しているところがございます。

○1番（桃北勇一君）

その日の夕方、同時刻で、郡山や八重山では何mmの雨が降ったのでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

郡山での詳細な記録は確認できておりませんが、参考文献等によりますと、郡山で1時間当たり最大99.5mmの猛烈な雨や鹿児島市で午後5時から7時までの2時間で109mmという局地的な集中豪雨を記録したとされています。

気象庁の八重山局の観測では、16時から32mm、17時から31mm、18時から65mmの降雨量を観測しているところがございます。

○1番（桃北勇一君）

1番。その時間的な相関関係はわかりますか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

具体的な相関関係についてはわかっておりませんが、上流域の郡山地域からの雨

が下流域の伊集院に到達するまでには時間差があるということを認識しておくことが大切なことであるというふうに考えております。

○1番（桃北勇一君）

1番。今おっしゃったとおり、今後は災害記録として、その時間差を知っておくことは、市民にとっては大事なことでないでしょうか。

話を戻します。

近年の短時間で一気に降る局地的な豪雨が頻発している状況を考えれば、私は、より狭いエリアでの降雨情報を広範囲に把握する体制が必要ではないかと考えます。平成5年の8・6災害の際、鹿児島地方気象台の最大時間雨量は56mmでした。

しかし、4km北の伊敷支所では94mm、8km南の消防局では35mmでした。谷山地域では8・6の大雨を知らなかった方が多くいるとも聞いております。

また、鹿児島市北部での15時から21時までの6時間雨量は250mmを超えたのに、アメダス観測地点では記録されていません。その後の防災科学研究所の報告書においても、集中豪雨はアメダスによる監視だけでは実態を把握できない。強い雨は、アメダス観測網よりずっと狭い地域で、領域で発生していたと報告書に書かれています。

いろいろと話してきましたが、日置市の地形等を考えた場合、雨量計の配置は半径何kmごとに設置し、市内をカバーしたほうがよいとお考えになっているか伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

鹿児島県河川砂防情報システムで観測可能な雨量局が日置市には6カ所ございます。市外に隣接する雨量局の情報を利用しますと、おおむね5km程度の距離でカバーされているというふうに考えているところがございます。

○1番（桃北勇一君）

1番。雨量計がきめ細かいほど、より正確

な情報を得られるわけですが、そこに予算が伴えば、おのずと限界は見えてきます。私も、先ほどの答弁のとおり、半径5kmほどが妥当だと考えています。

現在、6カ所、市内にある雨量計1つが5kmをカバーできるとした場合、そのエリアから外れる地域がこの日置市にはないでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

東市来支所と鹿児島市の郡山、甲突局までの雨量局の距離が約11kmあることから、養母地区の一部が外れる地域があるというふうに認識しております。

○1番（桃北勇一君）

1番。次に、1日の雨量が何mm降れば、土砂災害の発生が高くなるのでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

土砂災害の危険度分布判定においては、60分間の積算雨量と土壌雨量指数で行われます。土砂災害は、地形や地質の条件、降雨量などの複数の要因がありますので、ご指摘のように、降り始めからの総雨量を意識するという事は非常に重要なことではありますが、雨量のみにより発生率を予測するという事は困難というふうに考えております。

○1番（桃北勇一君）

1番。シラスには相当の雨水を保留する機能があるわけですが、1日の雨量200mmを超え、最大時間雨量40mmを超えると、土砂災害が起こりやすくなることは、過去のデータが証明しています。地域のことは、地域住民が一番知っています。これだけ局所的なゲリラ豪雨が発生する中、雨量計がない地域で、その日、その瞬間、その地域の雨量を住民が知る方法にどのような方法があるのでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

日置市内や、先ほど申しました隣接する雨量局の雨量情報は、鹿児島県河川砂防情報システムで公開されております。一般の方もパ

ソコンやスマートフォンから確認することが可能でございます。それらの機器をお持ちでない場合には、雨量情報テレホンサービスを利用することで、時間雨量、連続雨量を聞くことができるところでございます。

○1番（桃北勇一君）

1番。ネット環境が整っていれば、雨量計に近いほど、その地域による正確な情報を住民は得ることができるわけです。先日の新聞に「土砂災害警戒判定メッシュ情報の判定エリアを5km四方から1km四方にきょうから変更する」と書かれていました。どのような方法をもって表示エリアが470から9,500にふえたのでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

5km四方を1km四方に置き直しますと、25升になります。470地域に25を乗じますと、1万1,750となります。鹿児島県は、海岸部や島しょ部を多く抱えていることから、そのうち洋上に当たる部分の2,250升が除かれ9,500になるものというふうに認識しております。

○1番（桃北勇一君）

次に行きます。

おととしの9月に伊集院の処理場の上流の神之川が閉塞した場合の質問をしました。そのとき、さまざまな災害が想定される、防災計画で対応策等を想定しているが、想定外のことが起こった場合にも対応できるようにしていくことが重要であると答弁されました。どのような対応を検討されているのでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

荒瀬橋と大田大橋の下付近に量水標の設置を行い、視覚的に水位を判断できるようにいたしました。

また、神之川流域の浸水想定地域の減少に向け、現在、下流域から工事を進めてきております。現時点でご指摘の場所が閉塞した場

合には、一定の被害は避けられないというふうに考えておりますが、みずからの命はみずからが守れるように情報提供を行ってまいりたいというふうに考えております。

○1番（桃北勇一君）

1番。閉塞した場合、私は、JRのトンネルを抜けて、水がはかれると思っています。パームタウンのあたりには、浸水被害が発生しないでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

ご指摘の地域からの排水路は神之川に流入しているため、閉塞した場合には低地への一定の影響はあるというふうに考えております。その場合でも、みずからの命はみずからが守れるように情報提供を行ってまいりたいというふうに考えております。

○1番（桃北勇一君）

万が一、土砂ダムができた場合、相当量の水がこの伊集院のまちにたまるわけです。私の調べでは、本庁の1階ロビー1.5m以上、水がたまります。土砂ダム決壊による下流域、大田中・下、寺脇への被害はどうでしょうか、甚大な被害まではいかないのでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

自然の力ははかり知れないものがございしますので、土砂ダムが形成され、決壊した場合には、下流域の地域に一定の被害は免れないものというふうに考えております。繰り返しとなりますが、みずからの命はみずからが守れるよう、情報提供を行ってまいりたいというふうに考えております。

○1番（桃北勇一君）

1番。このような質問をして、市が物理的に解決できることは少ないと思います。

しかし、市としてできることは、災害の可能性を調査し、災害が起こりそうな場合は、速やかな住民の避難につながる努力だと考えます。

地域ごとの降雨状況を正確に把握する独自

の体制で集めた情報により、客観的な判断ができる基準を事前に準備しておくことがガイドラインに盛り込まれた避難勧告などの発令に直結する情報となり得ると思いますが、市長はいかがお考えでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

ご指摘のように、降雨量などの収集により、客観的な判断基準を事前に定めておくことは非常に有効であるというふうに考えております。雨量情報など、情報を得る手段を周知し、市民の皆様にも自分のいる場所でどのような指標のときにどのような行動をすべきか考えていただけるように啓発してまいりたいというふうに考えております。

○1番（桃北勇一君）

私は、先ほど土砂災害警戒判定メッシュ情報を県が5kmから1kmに変えると言いました。先ほど雨量計は半径5kmで市内をカバーしたほうがよいであろうという答弁もいただきました。

であるならば、東市来の気象台雨量計から尾木場まで8km、伊集院の地域振興局から上神殿まで7km、竹之山も6kmあります。その地域全てが集中豪雨の振りやすい山間地で、道路が塞がれば孤立する可能性が高い地域です。

県は5kmから1kmに狭めているわけですが、日置市が5kmから1kmに雨量計を設置する、それは不可能なことです。

ですが、せめて5kmの降雨エリアを持つ雨量計を設置し、早急に要望できれば、土橋の地域にも雨量計を設置するべきであると考えますが、市長はどうお考えになりますか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

土橋地区におきましては、鹿児島地域振興局日置庁舎、隣接する鹿児島市の郡山局、松元局によりまして、5km圏内の観測ができるというふうに考えております。

養母地区の一部につきましては5kmを超す

地域がありますので、鹿児島県ともより細やかな観測について協議してまいりたいというふうに考えております。

○1番（桃北勇一君）

1番。今や大雨警報等は携帯端末にどんどん入ってきます。

しかし、今いる場所の正確な雨量がわかるわけではないです。そのとき、住んでいる地域の実際の雨量を知ることは市民の安心・安全に直結しています。气象台からの発令を待っている、手おくれになってしまう事例もふえてきています。

近年は、国や都道府県の防災システムの活用と同時に、独自の気象観測システムを導入し、客観的に判断できる基準を設け、水害対策に取り組む自治体もふえてきています。2年前には福岡県朝倉市で129mm、総雨量586mmの雨が降りました。先月は屋久島で予想雨量50mmに対し、100mmから120mmの雨が降ったであろうと言われています。

九州というくくりの中で考えると、その地理的中間にある日置市において降らない理由はありません。正確な情報は人工衛星やコンピューターの力をかりながらも、きめ細やかな配置による雨量の計測機器からであるはずで、市が取り組める整備も計測機器の配備ならば可能です。なぜなら、その情報を国や県が解析して、市に情報としてフィードバックしてくれるからです。

市民に対して正確で的確な情報提供こそ、初期段階での公助と考えます。起こり得る災害情報は日々の訓練で的確に伝えていき、いざ災害が起こりそうなときは速やかな避難を促す取り組みが今後大事ではないでしょうか。対応が後手にならないためにも、日置市独自の前向きな取り組みに期待していますが、市民が被災者とならないようにするための市長のご決意をお聞きします。

○市長（宮路高光君）

先ほど担当のほうから説明あったとおりでございます。私も市だけじゃなく、県との協力をしながら、いろんな情報を集めていくことが大事であるというふうに思っております。

○1番（桃北勇一君）

1番。それでは、3項目めの質問に移らせていただきます。

先ほど相談窓口と対応策をお聞かせいただきました。

それでは、もう少し質問させていただきます。

先ほどの相談窓口は、市が前面に立ってやってくさるということですけど、どのような相談手続になるのか伺います。

○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

開発行為に伴うご相談や苦情等につきましては、土地利用協議担当課の建設課へご相談していただければ、現地調査の上、開発事業者へ連絡をとるなど対応してまいりたいというふうに考えております。

○1番（桃北勇一君）

住民が理解していただけるまで開発者やその土地の利用者に対し、市が責任を持って指導するというところでよろしいでしょうか。

○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

改善策につきましては、現地調査などを行いまして、現地の状況を十分に把握しまして、開発者へ改善の依頼を行っているところでございます。今後も問題等が発生した場合は、地域住民に理解していただけるような改善を指導してまいりたいというふうに考えております。

○1番（桃北勇一君）

知事が開発許可を出す際ですけど、先ほどの答弁で協議を行うことになっておりますと書かれております。その際、市の同意等は必要ではないのでしょうか。

○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

県が許可を行う開発行為につきましては、市から県への意見書提出が必要となってまいります。

○1番（桃北勇一君）

1番。市が意見等をつけるのであれば、許可に対し、同意したものと私は理解するわけです。であるならば、今後の開発行為に対しては、今まで以上にしっかり調査した結果の意見をつけるべきと考えます。

特に、雨水の排水については事例も数例あるようです。困るのは、そこに住む住民です。そのあたり最後に市長の決意をお聞きして、今回の質問を終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

開発行為において、いろんなケースが出てまいります。そういう中におきまして、私ども内部の中で土地利用審査会というのを持っておりますので、ここで十分審議をした中で、県のほうにも進達していくというふうになるかというふうに思っております。

○議長（漆島政人君）

次に、2番、佐多申至君の質問を許可します。

〔2番佐多申至君登壇〕

○2番（佐多申至君）

2番。通告に従い、2項目について一般質問いたします。

ゆっくりと簡潔に質問いたしますので、市民の方々が見て、聞いて、わかりやすい答弁がいただければと思います。

1項目めは、当市の街路樹について4点お尋ねします。

その1点目は、街路樹の役割と必要性について当市の考えを述べよ。

2点目は、当市の街路樹の維持管理はどのような作業（剪定・害虫駆除など）、計画並びに作業内容基準で行われているのか。また、その人員体制はどのように対応しているのか。

3点目は、市内の街路樹の状況において、現コストの中で維持管理が適切・効果的に行われているか、そして地域または場所ごとに把握できているのか。

4点目は、日本道路協会道路緑化技術基準が改定され、街路樹の今後の更新について追記されましたが、当市の今後の維持管理について、どのように考え、対応していくつもりか。

2項目めは、空き缶ポイ捨てについて2点お尋ねいたします。

その1点目は、道路上や植え込みへの空き缶等ポイ捨てなどの散乱状況について、当市はどう考えているのか。

2点目は、日置市空き缶等ポイ捨て防止条例の強化や、日置市環境基本計画における生活環境保全としての市の取り組みをさらに推進し、対策を講ずべきでは。

以上、2項目について1回目の質問といたします。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時5分とします。

午前10時54分休憩

午前11時05分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の街路樹について、その1でございます。

街路樹の役割は、良好な景観の形成のほか、日陰をつくったり、歩道と車道を植樹帯で明確分離することで、歩行者の安全を確保する役割もあると考えております。

2番目でございます。

街路樹の剪定につきましては、毎年6月から8月に定期的実施しており、そのほか道

路パトロールや住民からの通報等による支障個所の処理を適時行っております。

また、害虫駆除につきましても、害虫の発生が見られた時点で薬剤散布や伐採により対応している状況でございます。

人員体制でございますが、道路維持作業班が各支所合計で34名体制となっております。このほか業者への剪定委託なども行っております。

3番目でございます。

街路樹の管理につきましては、道路作業班や業者委託による定期的な作業や通行の支障となる箇所の緊急的な対応など、適切な管理に努めております。

また、現状の把握につきましても、職員や作業員の道路パトロールのほか、自治会長や住民の皆様から情報提供をいただきながら、把握に努めております。

4番目でございます。

今後の維持管理については、倒木等のおそれがある樹木や大きくなり過ぎたもの、病害虫が発生している樹木など、道路利用者の安全確保のため、伐採や更新などを行っていきたくと考えております。

2番目の空き缶等ポイ捨てについて、その1でございます。

道路や植え込みへの空き缶等のポイ捨てでは、以前から比べると、減少していると感じておりますが、今後もポイ捨て行為のさらなる減少に向けたマナーの向上・啓発が必要だと考えております。

2番目でございます。

清潔で美しいまちづくりを目指すことは、市民誰もが目標とするところでありますので、最も基本となる適切なおみの分別・処理を徹底する市民意識の高揚を図るため、市自治会長会及び衛自連等と緊密に連携し、さらなる周知、また看板やのぼり旗の設置による啓発等に取り組んでいきたいと考えております。

以上で終わります。

○2番（佐多申至君）

2番。1回目の街路樹について質問してまいります。

街路樹の効果は、景観の向上として、美しい並木道の形成、まちのシンボル、ランドマーク、道案内的な役割ほか、目隠し効果等が上げられます。生活環境保全としては、騒音の低減、ヒートアイランド、都市部の高温化現象の緩和等が上げられます。緑陰形成としては、暑さを防ぐまたは雪、雨、風、砂を防ぐ等が上げられます。交通安全としては、電照灯の影響を防ぐ、また支柱、ガードレール効果等が上げられます。自然環境保全としては、大気の浄化等が上げられます。防災としては、火事の延焼を防いだり、飛ぶ砂を防いだりと上げられます。経済効果としては、植栽、剪定などの企業請負やシルバー人材の雇用につながるなど、効果としては、以上のことが私は考えておりますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

先ほど市長からも答弁がありましたとおり、景観形成のほか、交通安全や防災効果、人材雇用など、さまざまな効果があると認識しております。

○2番（佐多申至君）

では、街路樹の二酸化炭素の吸収効果等については、国土技術政策総合研究所が平成20年から22年に街路樹、高い木、3.5mのケヤキ等を想定して調査を行ったところ、街路樹のサイクルを植栽から剪定維持管理を経て植えかえされるまでをおおむね50年から100年と推計をして、植栽及び維持管理におけるCO₂の排出量の推計に関する研究調査を行っています。

その結果として、植栽段階でのトラックやバックホウなどの使用機械のCO₂排出量、植栽後の50年間の維持管理段階の焼却やそ

のCO₂排出量と植栽時と50年後の街路樹のバイオマス利用のCO₂吸収量を推計したところ、やはりCO₂の吸収量のほうが多かったそうです。いわゆる地球温暖化対策としてのCO₂吸収源には、街路樹の成果を上げているという結果となっております。

では、逆に街路樹の実際に生じる、想定される弊害について語ってみます。

倒木による弊害として、台風や想定外の強風、竜巻、建物や車などを破損させたり、道路を塞ぎ、渋滞を発生させ、交通に支障を来します。

水害時の弊害として、台風や局地的豪雨に街路樹の落ち葉が道路上の排水溝を詰まらせ、冠水、浸水を発生させています。

交通の弊害といたしましては、街路樹が茂って、信号機や道路標識を見えなくしたり、街路灯の照明を遮ったり、子どもや高齢者、そして動物を見えにくくしていたりします。歩道を狭めて、円滑な通行を妨げている場所もあります。車の出入りの際の見通しを悪くするなどして、いろいろな事故が想定されます。

その他街路樹の根により、歩道面のでこぼこによる転倒事故、街路樹に毛虫などの害虫の大量発生、街路樹の害虫対策予防に散布する駆除剤により、近隣住民や通行人や動植物などへ悪影響を及ぼすことが考えられます。

最後に、維持管理に関して、弊害として、街路樹の意義、目的、そして役割を維持管理するために点検、剪定、清掃、害虫などメンテナンス費用が十分にかかっているのは承知でございます。

また、その予算ができず、おろそかになってきているのも現状ではないでしょうか。

このような弊害についてどのようにお考えですか、お尋ねします。

○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

さまざまな効果がある反面、良好な実態で

街路樹を維持するためには、適正な維持管理による効果的で、効率的な経費の執行、それから維持管理の執行が必要と考えております。

○2番（佐多申至君）

それでは、中身のほうに入っていきたいところです。

まず、そもそも当市が監視している、管理している街路樹の長さ、また量は幾らありますか。

○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

本市の市道の街路樹の延長でございますが、市内全体で54路線ございます。植樹帯の延長としましては17.2kmでございます。左右ございますので、実延長としましては27.4kmでございます。

以上です。

○2番（佐多申至君）

2番。かなりの量だと思いますが、現在、街路樹の剪定、除草における業者の入札はどのような状況なんでしょうか。剪定計画に沿った入札、落札、工事着手など、スムーズに行われているのでしょうか、差し支えない範囲でお答えください。

○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

現在、東市来、吹上地域では、剪定を実施中でございます。伊集院地域でも、業者委託によりまして剪定に最近着手したところでございます。伊集院地域での伐採、委託の発注状況でございますが、8校区に分けまして業者委託をしたところでございますが、8校区を5業者で剪定作業をしていただくこととなっております。

以上です。

○2番（佐多申至君）

2番。それでは、1回目の回答で人員体制が34人体制とありますが、街路樹の維持管理に携わる人員体制、今後の見通しをどうお考えでしょうか。

○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

街路樹の維持管理につきましては、道路作業班や業者委託によりまして維持管理作業を行っているところでございますが、本年度から道路作業班を4名の増員をいたしました。今年度途中の入れかわり等もございまして、現在、欠員が2名出ております。今後も現維持作業の体制と業者委託等を併用しながら、維持管理に努めていきたいというふうに考えております。

○2番（佐多申至君）

2番。今、増員というお話がございましたが、一定の給与がある高齢者について、厚生年金が減額される在職老齢年金制度の見直しをするという方針を厚生労働省が決めたようです。多くは言いませんが、高齢者の就労促進になると思われれます。そのようなことも踏まえ、今後の街路計画への人員体制もぜひ前向きに検討していくべきだと私も思っております。

地元の団地の話になりますが、妙円寺団地の街路樹、ツツジの近年、期待するほどの花が咲きません。街路樹は単調な沿道景観に四季の変化を創出し、道路利用者に季節の花やにおいを楽しませてくれる機能もあります。

花も咲かないとなると、花が咲く木の本来の目的や沿道景観の付加価値を損なっていることになるのではないのでしょうか。花が咲く木の剪定時期は、基本的に花芽がつくられる前、いわゆる花が咲き終わった直後から一、二カ月の間だと私は思っています。その後では、翌年の花つきが悪くなると私は考えています。

また、いろいろ調べると、いろんなそういう雑誌にもそのような記事もあるようです。団地の街路樹の花つきが悪いのは、その剪定時期にあると思われれますが、どうお考えでしょうか。

○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

ツツジの剪定は5月から6月が適期とされ

ております。剪定作業が7月にずれることも多い関係で、少なからず花の開花には影響しているものと考えております。今後剪定作業をその適期にできるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○2番（佐多申至君）

2番。さらに突っ込んだ話ですが、団地の街路樹のツツジ自体が生い茂った上に、植え込みからツバナがあちこち穂を出しております。私の小さいころは貴重な糖分補給として、学校帰りにかみながら帰った記憶もありますが、今ごろツバナをかみながら歩いている子どもたちは見かけません。

そんな話をしている場合ではないのですが、生い茂った街路樹とそのような草等で、小学生の低学年生は見えなくなっております。歩道が死角となっているわけです。道路緑化技術基準では、低木は1m以下となっておりますが、当市では剪定の高さの目安を決めているのですか、また街路樹内の除草についてはどうお考えですか、お尋ねします。

○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

低木の高さは、おおむね50cmを目安に作業を行っているところでございます。それぞれ箇所で生育状況が異なるため、状況を勘案し、剪定を行っております。植樹帯の除草につきましても、剪定時に行っているところでございますが、完全な除草は難しく、また短期間で草が目立ってくるような状況になっております。

○2番（佐多申至君）

2番。剪定については上面をなでるような剪定を繰り返し行い、少しずつ樹木の高さが上がり、太い枝の切断になり、単年度管理の請負業者においては、基準剪定の高さまで、切り下げまで至らずに、悪循環になっているのではと考えていますが、どうでしょうか。

○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

議員が言われるとおり、植樹帯のツツジな

どにつきましては、剪定を繰り返すうちに幹部分が太くなりまして、剪定時に上面しか下げられなくなる状況が考えられます。このような箇所につきましては、今後抜根や更新が必要と考えております。

○2番（佐多申至君）

2番。1回目の回答でも、伐採や更新も考えていくとのことでしたが、現在、長年にわたり街路樹の根による歩道面等のでぼこや街路樹の大木化については、生育旺盛な樹木等、人による維持管理のアンバランスにあるのではないかと考えています。

今後の維持管理に専門的な樹木医の診断等も仰ぎ、診断結果に基づいた改善手法を進めていただきたいと考えますが、どうでしょうか。

○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

今後の維持管理につきましては、造園業者等の専門家の意見を仰ぎながら、地域や現状に応じた維持管理を行ってまいりたいと考えております。

○2番（佐多申至君）

2番。街路樹については、現地調査や地域民への十分な説明を踏まえ、連続の列植だけではなく、沿道の土地利用や歩行者の通行量及び景観などの支障のないところでは、低木の植栽量を減らしたり、防草舗装等を行うということもあるようです。検討してみてもいいですか。

○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

大きくなり過ぎて剪定や管理が困難な低木につきましては、今後地域のご要望等もお聞きしながら、間引きや撤去等を検討してまいりたいというふうに考えております。

○2番（佐多申至君）

ぜひ前向きに進めていただきたいと思えます。

ところで、先ほど入札の話もありましたが、発注者の指示の仕方や受注者による仕上がり

が異なってしまうことはないですか。

○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

仕様書に剪定の基本的な仕上げに対する基準は明記しております。それに基づき実施しているところでございますが、基準どおりに実施できない箇所につきましては協議することとしております。今後も仕様書に基づいた確な維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

○2番（佐多申至君）

2番。土木工事は手直しや補修がききますが、樹木はやり直しができません。樹木は生き物であり、手入れの結果は翌年以降にあらわれます。担当者が数年置きにかわり、維持管理における反省が生かされなかつたりすることはないですか、お尋ねします。

○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

管理作業の前年の状況や問題点、反省点など初年で引き継ぎを行っているところでございますが、今後も前年の反省点に対する対策を含めまして、専門業者等の意見も参考にしながら、維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○2番（佐多申至君）

2番。今後の維持管理については、道路管理者としての市民にとって安心・安全に管理しやすく、長期的にコストが縮減できる街路樹計画を検討して、地域住民との合意形成を図り、計画的かつ段階的な施策を考えていただきたいと考えます。

さきに地域住民との合意形成を図ると述べましたが、数十年先を見据えて、高齢化している地域、そうでない地域などを見きわめ、早急に地区ごとに維持管理や新たな計画案等を立てて、街路樹について進めていくべきではないでしょうか。行き詰まる前に、その地域住民との合意形成の中で、地域住民がどこまでできるのかなど十分に話し合いを持ち、行政と地域住民の本当の共生・協働を早急に

行動して進めていくべきです。どうお考えですか。

○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

今後の植栽管理につきましては、路線や樹木ごとの年間の作業計画を定めまして、生育状況も考慮しながら、適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

また、住民の参加につきましては、地域の意見を伺いながら、協力体制が得られるようであれば、仕組みづくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○2番（佐多申至君）

どうかよろしくお願ひしたいところでございます。

2項目めの空き缶等ポイ捨てについて、質問してまいります。

1回目の回答で、市長は、以前から比べると、減少していると感じているとおっしゃいました。果たしてそうでしょうか。先日、12番議員より、海のごみ問題も提起されていましたが、本日は道路のごみ問題を話してみたいと思います。

さて、ここにある、持ってきたものが、これは道路にポイ捨てされていたものです。ペットボトルの中にはたばこの吸い殻、そして吸い終わった後の空箱、どうですか、この細い口からわざわざ詰め込んでまして道路に捨ててあります。

ペットボトルやたばこの吸い殻をそれぞれポイ捨てすること自体を許せませんが、これはそれを上回る最悪で、悪質なポイ捨てです。道路にこのような捨て方をする人に、私は怒りがおさまりません。なぜなら拾っても拾っても、日々道路に捨ててあるごみが後を絶ちません。

さらには、そのポイ捨てが悪質さを増しているからです。駐車場や信号待ちなどで、ドアをあけて、車の灰皿をそのままひっくり返

して捨てている人を見かけたことないですか、皆さん。私は、数回あります。

ひどいところになると、ビール缶やコンビニ弁当、4割引きのステッカーの張った惣菜のプラスチック空まで一緒に道路脇に散乱しています。ほとんどといっても、このビール缶が道路脇に転がっています。きょうは、先ほどのたばこの吸い殻も含め、このビール缶も議長の許可を得て持ち込んでおりますが、ビール会社の方にご迷惑をかけるといけませんので、紙を巻いてきました。

なぜこれが多いのかわかりませんが、お酒であることは間違いありません。私が思うに、仕事帰り、車の中で飲酒しながら運転しているのではと心配までして、恐怖感を感じます。拾ったときには、この缶の中にはたばこの吸い殻がたくさん入っておりました。きょうはきれいに洗ってきましたので、においはしておりませんが、市長、この状況をどう思いますか。

○市長（宮路高光君）

基本的にマナーといいますが、人間としてのマナーの悪い部分の中で、そのようにあちこちに捨ててあるのも現実でございます。私どもも、やはりこのごみの分別を含め、ポイ捨てということをやめていくような指導をしておりますけど、今後におきましても、特に自治会長さんとか、婦人連絡協議会とか、いろんな各種団体の皆様方の、市民のそれぞれの団体の皆様方のお力をおかりしながら、また私どもも啓発活動ということでやっていきたいというふうに思っております。

○2番（佐多申至君）

2番。道路にごみが散乱していることで、2次被害も起こり得ます。バイクや自転車の転倒、缶のはね返りによる歩行者や車の事故につながりかねません。愛煙家の多くは、マナーを守り、吸わない人への配慮をしながら喫煙をたしなんでいらっしゃいます。

先日、私のSNSの投稿にこのような方がいらっしやいました。私が大好きなたばこをやめた理由は、喫煙者のマナーの悪さが原因です。指定された喫煙場所でしか喫煙しない。外出時には必ず携帯灰皿を持ち、屋外ではなるべく人けのない場所で吸うなどをこれまでも長年気を使って吸ってきた。しかし、最近のマナーの悪さを悪い人間と同類の喫煙者として周りから見られるのに耐えられない、そういう内容でした。

ポイ捨ては、社会にさまざまな悪影響を与えます。ポイ捨ては、軽犯罪法違反により罰せられます。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により罰せられることもあります。たばこの吸い殻を側溝や路上に投機することは、軽犯罪法違反です。ポイ捨てする人が日置市民でないことを祈りますが、市内を通過する人に対して、日置市でまず市民参加型のごみのポイ捨て禁止運動を実施し、捨てさせない環境をつくるべきだと考えますが、市長どうお考えですか。

○市長（宮路高光君）

基本的にこういうポイ捨てをする場所というのは、暗いところとか、そういう散乱しているところ、きれいなところにわざわざ捨てる人は余りいないんです。そういうことを私どもも注意しながら、そういうところ、暗いとか、日陰になっているとか、そういうところを看板とか、そういうものを立てておりますので、今後とも十分なそういう啓発の活動をしていきたいと思っております。

○2番（佐多申至君）

2番。市長、確かに市長がおっしゃるとおり、この捨ててあるやつは、人家の前には捨てないです。大体人家が切れたところだとか、山が生い茂っているとか、街路樹が生い茂っているところ、人の目が届かないところに捨ててあるのが常でございます。市長がおっし

やるように、しかし、捨てることには違法でございます。

やっぱりそういう細かいところに日置市が目について、周りで環境を整えることが日置市にとって、市民にとっていいことだと、環境にはつながると思いますので、ぜひ、先ほどの運動の話を進めていただきたいと思えます。

先日、朝の交通安全立哨のときに、子どもたちが道路にポイ捨てしてある場所を私に教えてくれます。恐らく毎朝ごみのポイ捨てのことを私が立哨のときに話をしているからだと思えます。子どもたちの誠意ある真心に対して、私たち大人は何ができますか、何をしてあげられますか。

先日の質問の海のごみも、道路や空き地、道路際の川の土手に捨てられたごみが川へ流れ、海へ流れていくのではないのでしょうか、どうお考えですか。

○市長（宮路高光君）

そういうことを含めて、今、今回も海のクリーン作戦、特に学校の子どもたちを含め、大人もですけど、こういう運動というのも展開していくことで、やはりマナーが少しでもよくなるのかなというふうに考えておりますので、私どもこつこつと、こういうことは実施していきたいというふうに思っております。

○2番（佐多申至君）

2番。市長、日置市でポイ捨て、ごみによる事件や事故を起こさせてはなりません。その前に、この悪質なポイ捨てを二度と日置市でさせてはなりません。市民への広報、啓発活動を展開し、まずはポイ捨て防止への意識を高め、地区単位のごみ拾い活動を積極的に推進して、アダプトプログラムへの位置づけを明確にし、先ほども回答がありましたように、衛生自治連など、自治会長連絡協議会とも連携をとり、実情をともに、共通理解して、日置市全体で取り組み、行政が支援をする体

制を早急に進めるべきと考えます。

最後に、私の思い、市民の思いをお伝えして、市長へ最後にお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、このポイ捨ての禁止、私ども日置市だけではなく、やはりこれは県民全体的なもの、国民というふうに思っております。

ですけど、私ども日置市の中で、やはり率先して、このことには関係団体と一緒に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（漆島政人君）

次に、4番、富迫克彦君の質問を許可します。

〔4番富迫克彦君登壇〕

○4番（富迫克彦君）

元号が変わりまして初めての6月議会も、本日で一般質問最終日となりました。私で11人目の質問者となりますが、もうしばらくおつき合いいただければと思います。

質問に入ります前に、ことしになってから、4月以降に滋賀県大津市で起きた交差点での想定外の交通事故、また神奈川県川崎市で起きた、これまた想定外の事件、高齢者ドライバーによる信じられないような事故など、毎日起こっております。

そのような中で、子どもたちが犠牲になる痛ましい事件や事故が相次いで起こったことに対しましていたたまれない気持ちと同時に、犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするばかりでございます。

日置市においては、安心して安全なまちづくりの一環として見守りカメラの設置が進められておりますので、これが抑止力となって、証拠として使われるようなことがないように願うところでございます。

それでは、さきに通告しました2項目について、市長にお尋ねしてまいります。

まず、1項目めは、日置市まち・ひと・しごと総合戦略についてであります。

合併後14年目に入った今、周辺部、市民の方々の声として、伊集院地域だけがよくなってというような市民の皆様の声を聞くのは私だけでしょうか。合併協議を進める中でも、合併後は中心部に人が集まるのではないかとということが懸念されておりましたので、私、非常にこのこと、個人的にも関心があって、今回、市のホームページの情報や平成27年10月から昨年9月までの3年間の転居や転入、転出に関するデータを提供していただいて、私なりに分析してみました。

この3年間のデータを見る限り、伊集院地域へ東市来から121世帯、171人が、日吉からは81世帯、142人、吹上からは65世帯、116人が伊集院地域へ転居され、一方、伊集院からも3地域へ172世帯、282人が転居されております。結果的に3年間で、伊集院地域に95世帯、147人、年平均にすると、32世帯、49人がふえたこととなります。

この結果をもとに、平成17年5月以降、合併後の13年5カ月について、単純推計してみると、423世帯、657人が伊集院地域へ転居されたこととなります。伊集院地域の区画整理事業、これは昭和の後半から20年以上かけて進められた事業であります。これが終わるタイミングと合併の時期が重なったこともあって、伊集院に規模の大きな商業施設や民間の集合住宅ができたこと、それから妙円寺団地の販売促進ということで、区画の広さの見直しとか、価格の見直しもありまして、伊集院地域に周辺から転居されたことがわかります。

今回このように、平成17年5月1日と平成30年10月1日までの13年5カ月の人口動態、それと平成27年10月からの各3年間の人口動態を外国人の方々を除く住民基本台帳の人口で比較してみました。

その結果、17年5月1日は5万3,427人

の人口でございましたけれども、昨年10月1日には4万8,878人になっておりまして、この13年5カ月の間に4,549人少なくなっております。この間の出生数の年間平均は368.7人、死亡者数の年間平均は683.8人と、自然増減で年間315.1人減少しております。

一方、この間の転入者数の年間平均、これは2,130人、転出者数の平均が2,154人でしたので、社会増減では24人減少したと、自然社会増減、合計すると、年間339.1人減少したことになります。

また、市長もごらんになったと思いますが、人口ピラミッドを比較すると、平成17年当時57歳だった方々が13年経過してほぼ70歳になっておられると思いますが、13年前の人口とほぼ同じ人口になっておられます。これはこれまで市の取り組んでこられた特定健診受診勧奨の成果かもしれないと個人的には思っているところでございます。

それに比べまして、平成17年当時、小学校5年生でしょうか、11歳の方々が昨年24歳になっておられますが、この年齢層、17年当時、小学校5年生のときには男女合計で574人おられましたけれども、昨年には343人ということで、231人減少しています。

このような形で、30歳までの学年、それぞれ13年前と比較すると、200人から300人減少しております。これは市外に転出される年代ということかもしれませんけれども、17年当時の当時の24歳、その当時は男女で518人おられましたので、昨年の10月と比較すると、343人ですから、13年経過して若年層の転出が増加しているのではないかというふうに思われます。その結果、高齢化が6%、1,600人余りふえまして、生産年齢人口の割合は5.5%、5,500人余り減少しているということに

なっております。

このような形で、ここ3年間の動向と合併後の年間平均を比較すると、次のような変化が見られました。

①であります。出生数、合併後の年間平均は、先ほども触れました368.7人でしたけれども、ここ3年では353人と、15.7人減少しています。総合戦略で掲げられる出生率はどう変化したのか、お尋ねをいたします。

総合戦略では、基準値を2012年の1.54として、2019年、今年度には1.57まで引き上げたいという計画ですが、2017年、18年の状況についてお尋ねをいたします。

それから、転入者数、合併後の年平均が2,130人ということをお願いしましたが、ここ3年間を見る限り、1,915.3人ということで、年平均で214.7人減少しています。これまでも移住定住の促進ということで取り組んでおられますが、実績についてお尋ねをいたします。

それから、4地域とも50代の方々の転入が多く見られ、その一方で61歳以上の方々の転出者が増加傾向にあるようでございます。考えられる要因について、お尋ねをいたします。

それから、この3年間の実績は、自然増減で336.7人、社会増減で134.3人、合計で471.0人減少しているということでございますが、このような状況が続くと、2060年には人口が2万9,000人余りになるようです。

そこで、まだまだまち・ひと・しごと総合戦略の取り組みの実績としては、期間は短いわけですが、現時点での進捗、達成度、それから今後の見直しの方向性についてお尋ねをいたします。

2項目めは、住宅政策についてであります。

平成31年度、令和元年度の国土交通省住宅局関係予算概要の重点施策について、5つの重点施策が示されております。

その1つ目の施策に、住まい・くらしの安全確保という項目がございまして、災害等に強いまちづくりの支援という項目があります。

その中に、「安全な住宅市街地の形成を図る観点から、狭あい道路の解消に資する取り組みに対する支援」という文言がありますが、市の取り組みについてお尋ねをいたします。

2つ目の施策に、住宅・建築物の質向上と既存ストックの有効活用という項目がございまして、「住宅の長寿命化に向けて、長期優良住宅化リフォームや中小工務店等の連携による長期優良住宅の整備に対する支援」という文言がございまして、これに対する市の取り組みについて、お尋ねをいたします。

それと、同じく2つ目の施策に、若年層による既存住宅取得時に行うリフォームに対する支援という項目がありますが、これに対する市の取り組み、対応策についてお尋ねをいたします。

また、同じ2つ目の施策に、空き家対策の強力な推進にある、「利用可能なものは活用するとともに、事前に発生を抑制するための取り組みもあわせて進めていくことが必要」という表現がありますが、これに対する市の取り組み、対応策についてもお尋ねをいたします。

今回の住宅局の予算、5つの柱、申し上げましたけれども、「人生100年時代を支える」という表現とか、「成長を生み出し、地域を活性化させる住宅産業の育成」という表現もございまして、これまで市が取り組んでこられました単独のリフォーム補助、残念ながら昨年度でひとまず終わりましたけれども、この制度、最初、市が導入されたときの目的とは違ったのかもしれないけれども、今回の国の方向性、これを先取りした取り組みだ

ったのではないかと私はと思いますが、市長はどのように感じておられるのか、お尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の日置市まち・ひと・しごと総合戦略について、その1でございまして。

直近の3年間の目標値に対する数字を申し上げますと、2015年目標値1.54に対して1.58、2016年が目標値1.55に対して1.57、2017年目標値が1.55に對しまして1.62と、目標を若干でありますけど、超えている結果になりました。

2番目でございます。

合計特殊出生率の2018年につきましては、積算のもととなる数字が出ていないことからお答えはできませんが、2016年、2017年の数字を申し上げますと、2016年が1.57、2017年が1.62と、いずれも目標値を上回っている状況となっております。

3番目でございます。

平成24年度より、本市過疎地域において、物件を取得し移住定住した方を対象に補助金を交付しています。実績といたしましては、平成30年度までの7年間で532人となっており、24年度から26年度までの3年間の制度利用者の推移は7人、47人、132人と、年々増加しましたが、その後は、27年度は89人、28年度が115人、29年度が79人、30年度が63人と減少傾向にもあります。

26年度の大幅な増加は、26年4月の消費税増税に絡む消費動向が数人出たものと推察しております。

4番目でございます。50代の転入が多いと見られる要因といたしまして、転勤等による勤務地が本市や近隣市になったものことによるもので、60歳以上の転出増加について

は、介護が必要になったことに伴う施設入所や将来に備えた子どもとの同居などが要因ではないかと推測するところでございます。

5番目でございます。総合戦略の進捗状況といたしまして、平成29年度まで35事業を実施しており、その結果、基本目標となる合計特殊出生率、観光地等年間来訪者数など、おおむね順調に推移しているところであります。

第2期総合戦略策定においても、こうした第1期総合戦略の取り組みの総括を行い、今後、示される国の基本方針を踏まえながら方向性を検討していきたいと考えております。

2番目の住宅政策のその1でございます。本市におきまして、安全で快適な生活環境の向上を図る目的で平成24年度から狭あい道路整備等促進事業に取り組んでおり、本年度松までに7路線が完了となる見込みでございます。

本事業は、平成30年度までに事業が終了する予定でしたが、事業期間が5年延長されることになりまして、今後も継続中の路線や未着手の路線と予算の範囲におきまして狭あい道路の解消を図っていきたいと考えております。

2番目でございます。新築増改築を含む長期優良住宅に認定されますと国からの補助金や住宅ローンの金利引き下げ、税の特別措置などのメリットがあります。

市独自の追加的な支援は考えておりませんが、本制度についてのご相談、お問い合わせ等に対応していきたいと考えております。

3番目でございます。市は空き家を購入し、居住するための改修費用に対して補助金を交付しており、年齢制限は特に設けていないところでございます。

本事業の活用は年々ふえており、平成28年度が5件、平成29年度が9件、平成30年度は15件となっております。

空き家バンク運営を通じ、県宅建協会とも連携を図り、本事業も移住・定住を後押しする制度として情報発信しているところでございます。

4番目でございます。平成29年度より空き家バンク制度の運用を開始しており、平成28年12月に県宅建協会や他協力団体と協定を結び連携しながら制度の推進を図っております。

この協定相手の一つであるNPO法人結の夢来人・絆プロジェクトは、法人設立以来7年間にわたり、空き家が発生しない取り組みが重要であると生前相続やエンディングノートの必要性を講演活動を通して啓発しており、市内地区公民館や自治会でも講演を実施しています。

なお、本年度は空き家活用を検討する方の悩みとなりがちな相続の内容をわかりやすく紹介した日置市空き家活用パンフレットを作成し、相談対応に活用することとしております。

5番目でございます。日置市住宅リフォーム支援事業は平成25年から30年度までに760件、総工事費11億円3,000万、補助金1億1,000万を支出し、子育て世帯や高齢者世帯、さまざまな居住ニーズに対応してまいりました。これにより住宅の質の向上と既存ストックの有効活用や地元の住宅産業の育成に一定の成果があったと感じております。

以上で終わります。

○4番（富迫克彦君）

ただいまそれぞれご答弁をいただきました。

まず最初の出生率のことでございますが、この少子化の傾向、先日もマスコミ等で報道されましたように、全国的になかなか向上しないという報道もございましたが、幸いに少しずつではありますが、日置市のほうは増加傾向にあるということでございます。

ただし、生まれてくる子どもの数というのは先ほど言いましたように、年間15人、16人減少してきているということがございますので、現在、結婚されている方々だけの問題ではなく、やはり市内にいらっしゃる未婚の方々、なかなか出会いに恵まれないといえますか、そういう方々で結婚されていない方々に対する今後の啓発といえますか、そういう取り組みも大事ではないかなと思います。

そこで推計値になるんだろうと思いますが、本市の未婚男性、女性の総数についてお尋ねいたします。

○企画課長（内山良弘君）

平成27年度に実施されました国勢調査から申し上げますと、25歳から39歳までにおける本市の未婚男性は1,366人、未婚率でいいますと43.7%、女性が1,252人、未婚率で35.6%となっております。

ちなみに、その5年前の2010年の国勢調査から、未婚率でいきますと男女それぞれ3ポイントずつ改善している状況でございます。

○4番（富迫克彦君）

あくまでも推計値ということですが、私は2015年の国勢調査の全国の平均で推計をしてみました。

今、ありましたように、25歳から39歳までの男性の未婚率が49%、本市の人口からすると1,509人になるようでございます。

同じように、女性は37%ということで、1,228人となりますので、男性については、先ほどの数値は少ないのかなと思います。

そこで、今回の総合戦略の中ではさまざまな子育て支援策が盛り込まれております。その中の課題の中では、異性との出会いに恵まれない方への支援という表現があるんですけども、具体的な施策として見えないと思います。

そこで、ここ3年間に提出された婚姻届の件数についてお尋ねいたします。これが過去と比較して増加してきているのか、それとも減少してきているのか、お尋ねいたします。

○企画課長（内山良弘君）

婚姻届の件数でございますが、平成28年度158件、平成29年度148件、平成30年度122件でございますが、この件数につきましては、本市に住所、本籍がない場合でも届け出件数としてカウントされますことから、本市に住所がある方の厳密な婚姻の件数となっていないことはご理解いただきたいと思っております。

これまでの近年の推移という部分で行きますと、やはり届け出の件数自体も減少している状況でございます。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。

次の会議を午後1時といたします。

午後0時00分休憩

午前1時00分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（富迫克彦君）

先ほど婚姻届の提出についてお答えいただきました。過去3年間なので一概には言えないのかもしれませんが、減少傾向にあるやに聞きました。

そういうことを踏まえて、これまで、市内でも土橋地区公民館や伊作田地区公民館、また婦人団体連絡協議会の方々、その方々が婚活に取り組んでおられると思いますが、そちらでの実績とかをもし把握されていれば、お尋ねいたします。

○企画課長（内山良弘君）

ことし、市内では、土橋地区公民館、伊集院地区公民館、市の社会福祉協議会、市の女性連絡協議会におきまして婚活イベントの実

施をお聞きしているとお聞きしているところ
でございます。

この4団体での昨年の参加者はそれぞれ
15人から90人、カップルの成立数におき
ましては、1組から10組までそれぞれの団
体であったようでございます。

イベント内容といたしましては、ニュース
ポーツ、レクリエーション、バーベキューな
どを初め、中には、米はかり当てゲームとか、
地域特産品とかそういうものを景品とした抽
選会の実施とか、それぞれの団体が工夫を凝
らした内容となっているようでございます。

以上です。

○4番（富迫克彦君）

それぞれの地域、また団体に工夫を凝らし
て取り組んでおられるということがわかりま
したが、鹿児島市の事例を少しご紹介する
ともうご存じだと思いますが、婚活サポート
事業でありますとか、出会いふれあい企業対
抗運動会などに取り組んでおられるという
ことで、本市も連携中核都市圏の中でござ
いますので、鹿児島市と連携して取り組む
というところで、日置市からも参加もでき
るというお話をお伺いしました。

ただ、鹿児島市が中心になってイベントを
された場合に、例えば、日置市から鹿児
島市で勤務されて勤めておられる方がこ
れに参加されることになると、考え過ぎ
かもしれませんが、どうしても日置市から
の転出がふえる傾向があるんじゃないか
という心配をするところでございます。

そういう意味で、先ほどの地域団体も含
めて、市も何とかこれらの活動をサポー
トするというか、バックアップする、市を
挙げて婚活を応援するという体制が必要
ではないかと思うんですが、いかがはし
る市長はお考えになりますか。

○市長（宮路高光君）

統計的な数字については、先ほど企画課長

が答弁したとおりでございます。やはり結
婚していくことにおいて、やはり地域の活
性化、また、子どもたちの出生の増加、
こういうものに起因してくるというのは
十分わかっております。

ご指摘がございました鹿児島市との中核
都市、この連携の中でもそういう話もな
いことではございません。ひょっとしたら
日置市の女性の方が鹿児島市に転出する
可能性もあるかもしれませんが、どちらに
してもやはりそういう出会いということが
大事なことでございますので、今後、中
核都市の鹿児島市、またほかのいちき
串木野市、始良市、そういうところとも
連携しながらこのことは進めさせてい
だきたいと思っております。

○4番（富迫克彦君）

この婚活について、時間も要するし、市
がどこまでおせっかいを焼くのかという
意味では非常に難しい面もあるかと思
いますが、先ほど来申しますように、出
生数のことでありますとか、転出者の増
加傾向等々を考えると何とか市単独で
の取り組み、連携ということも考
えていただければと思います。

それと、先ほども触れましたけれども、
3年間の年代別転出者というのを見た
ときに、21歳から30歳の転出者が本
当に多いということを感じました。先
ほど、11歳、小学校5年生の例を申
し上げました。この方々を含めて、大
体200人から300人、どの学年も在
学当時と比べると減っている傾向が見
てとれました。

そういう意味では、今、異業種交流懇
話会などを中心に、高校2年生でした
か、市内の企業を紹介するという、イ
ベント、マッチングイベントも開かれ
ておりますが、現在、市内では、本
当にあらゆる業種、農林水産業、建
設業、福祉の分野を含めて、労働力
不足ということが言われております。
そういう意味では、高校2年生でそ
ういうマッチングをする

というのは少しもうおそいのかなという感じもしているところがございます。

それを考えたときに、中学校2年生のときに職場体験学習、教育委員会のほうで取り組んでおられますが、ここも1つのターゲットとして企画課を中心にあらゆる分野にも声かけをしながら、市内の産業を知ってもらうという職場体験学習みたいな取り組みが必要ではないかと思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

○企画課長（内山良弘君）

議員からご指摘がありましたように、若い年代の転出はやはり大きくなっている状況でございます。この要因とするところでは、やはり高校卒業後の進学で鹿児島市内あるいは県外、それから大学卒業後の就職による市外への転出が主な要因になっているのではないかと推測しているところがございます。

また、転出抑制を図る対策といたしましては、教育委員会では実施しております中学生の職場体験、あとは企画課のほうで地元高校2年生を対象としまして、異業種交流会で開催しております仕事発見高校生のための合同企業セミナーをこれまでも実施しているところであります。この成果による影響もございまして、近年、市内の高校の就職・進学担当の先生に聞き取りを行ったところでは昨年の数字でいきますと、就職率が11.26%で、平成29年、その前の年で9.39%という部分で約2ポイント、市内への就職率が上昇しているという部分で、いくらかわずかではございますが、やはり継続して行って、この就職率の割合を高めていくことは大事だと考えているところがございます。

○4番（富迫克彦君）

今、ありましたように、県下の就職率、高校生、大学生を含めて、98、99%という報道もありますけれども、その過半数が県外という状況も報道があります。なので、ある

意味、今の時代の流れという意味では、やむを得ない背景があるかと思いますが、先ほども触れましたように、本当に市内の労働力不足があらゆる分野で顕著になってきていると思いますので、できるだけ早い段階からの取り組みも期待したいと思います。

それと、61歳以上の転出者の増加傾向についても先ほど申しましたけれども、私が個人的に心配しているのは、鹿児島中央駅近辺に高層のマンションがたくさんできておりますが、日置市内からそこへの住みかえという事象はないのかなということを心配しております。

もしそういう事象があったとすると、もう世帯全員で転出をされるわけですから、すなわちそのまま空き家になるということになります。なので、移住・定住をふやすという取り組みを地道に取り組んでいかなければいけないと思うんですけども、こういう転出される際に特に世帯単位で転出される際に窓口で可能な限り事情を少し調査する、アンケートをとってみるのも必要ではないかと思うんですけども、市長はどのようにお考えになりますか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、特に妙円寺団地のところの空き家も出てまいっております。そういう中におきまして、特に鹿児島中央駅周辺のマンションというところに移りかわっていく方もだいぶいらっしゃるというのはお聞きしております。

そういうことで、やはり少しでもその定住といいますか、そういうものも食いとめていかなきゃならないと思っておりますので、またいろんな調査等をしながら次の総合戦略の中でまた考えていかなきゃならんと思っております。

○4番（富迫克彦君）

そういう意味では、アンケートになりますと

個人情報のことでもありますので、緩やかな形でしか多分とれないと思うんです。それはよくわかるんですが、もし転出される際に市が取り組んでいる空き家バンクの取り組みとか、ご存じない方がいらっしゃれば、窓口でもそういう制度があるんですよということをご紹介するのも必要ではないかと感じると思います。

場合によっては空き家を処分したいんだけど、家財道具、特に仏壇とか残っていて、貸すにも貸せないし、売るにも売れないんだという事情があられるとすれば、鹿児島市内には最近よく見かけますけども、トランクルーム、一時預かりみたいな、そういった建物も必要になるのかなというふうにも思います。もし地区公民館単位でそういう空き家対策に取り組む際に、もしそういうトランクルーム的に使える建物があれば、それを使ってもいいし、場合によっては公民館でコンテナハウスを用意する。そういったことも可能になるのかなと。

これは、本当に住民の皆さんの理解がないとできないことなんですけども、そういった形である住宅施策にも絡んでくるんですが、使える住宅を何とか使う、そういう手法も考えていかないといけないと思うんです。

そのアンケートのことについて前向きに取り組まれるお考えはあるのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、この定住政策というのをきちっとやっていかなきゃならないというのは十分感じております。

これだけ人口が減っていく、特に先ほどもありましたとおり、自然現象といいますか、社会流動じゃなく、どうしても出生と死亡、この関係で本当に300、400ぐらい、年間、その差がもう出ている、この2年、3年、5年ぐらい大変幅が広がったということも感

じております。

さっき言ったように、社会減少というのはそんなに自然減少よりも変わらないわけなんですけれども、私ども日置市にとって、社会減少を食いとめるというよりも、さっき言ったこの自然減少をどういうふうにしてやっていくのか、このほうに力を十分入れていかなきゃならないと思っております。

○4番（富迫克彦君）

そういう意味では、転出を抑制することは基本的に無理な話ですので、そういう方々の事情といいますか、その辺もできる限り掌握しながら、市として何ができるのか、検討をいただければと思います。

移住・定住のことをお尋ねしましたので、少しその辺についても確認というか、お聞きしたいと思います。

これまでも東京近郊の地域活性化センターとか、いろんなところでPR活動とか、取り組んでおられますが、そちらでの手応え、その辺についてどう感じておられるのか。

また、先日、ことしの渋谷のおはら祭に日置市の武将隊も参加されたように聞いております。その日置地区踊り連とも交流されたとお伺いしておりますが、そちらでのPRの反応です。その辺についてもお尋ねしたいと思います。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

昨年は関東・関西圏におきまして大規模移住セミナーイベント等に参加をさせていただいて、本市のPRも行っているところでございます。

鹿児島県における本市の地理的な状況、自然環境が来場者に伝わればだいぶ魅力的な場所であるという傾向も見えてとれるかと思っております。そういう意味では、鹿児島市の隣にあるという選択肢の拡張性は大きいと期待できるものと考えております。

継続なかかわりあいを持ちながら具体的な

相談を経て、結果、移住に進めるという目的として昨年度7月から移住希望者登録制度の運用も開始しているところでございます。

事業は実証事業といたしまして運用を行っておりまして、現在、21世帯35名の移住希望登録があるところでございます。うち3世帯は既に日置市へ移住しているという実績もでございます。本市のことを知ってもらうという意味ではシャワー効果を、日置市武将隊にも大いに期待をしているところでございますし、渋谷おはら祭や6月1日、2日に開催されましたかごしま遊楽館での誕生祭においてもふるさとをなつかしむ方々や歴史に興味のある方々に対してもPRを行ったところでもございます。

○4番（富迫克彦君）

県外でもいろんな活動をされているということで、まち・ひと・しごと総合戦略、これはまだつくって浅いわけですが、この問題を短期間に実績を上げるというのは本当に難しい問題でございますので、2060年に何とか4万人の人口を維持するというのに対して、今後、粘り強くいろんなアイデアを出しながら取り組んでいかなければいけないと考えているところでございます。そういう意味では、市役所が有するいろんなデータというのも積極的な活用をお願いしたいし、またそれらを市民、我々にも提供いただきたいものだというふうに思います。

それから、2項目めの住宅政策についてですが、これまで市が取り組まれた農地費の住環境整備事業の狭あい道路、今回も補正予算に2カ所、国の補助がついたということで、皆田東の一工区と南宮内工区が計上されておりますが、この事業の内容についてお尋ねいたします。また、これまで整備された地域についてもあわせてお尋ねいたします。

○農地整備課長（東 広幸君）

今年度の事業の内容についてですが、東市

来地域の皆田東地区では改良工事を延長にして220m、吹上地域の南宮内地区では改良工事、延長にして140m実施する計画であります。いずれも4mの幅員に拡幅する工事でございます。

また、これまでの整備状況ですが、伊集院地域の飯牟礼地区、寺脇地区の2路線、東市来地域で上野地区、上市来地区、扇尾地区の3路線完了しております。

本年度、伊集院地域の飯牟礼地区が2路線、完了する予定でございます。

以上です。

○4番（富迫克彦君）

この事業は、安全な市街地、住宅市街地を形成するというを目的に文字どおり狭あいな道路を改良するというところでございますが、今年度は国の予算が51億円、社会資本整備総合交付金に含まれているようでございますが、市内には消防車や救急車、緊急車両等が入れない住宅地がほかにも数多く存在すると認識しております。そのような場所を有する自治会、もしくは地区公民館等から今後そういう要望が出された場合にどのような対応をされるのか。先ほど5年間延長されたということでございますが、その対応についてお尋ねいたします。

○農地整備課長（東 広幸君）

議員がおっしゃるとおり、狭あい道路は数多く存在します。また、今後、新規の要望も予想されます。

今回、事業期間が5年間延長されましたが、期間内の予算は限られております。事業採択に当たりましては、地権者の同意が得られているところが第一条件と考えております。また、緊急性や必要性等を考慮して、予算の範囲において整備したいと考えております。

○4番（富迫克彦君）

この事業は国の補助率が2分の1ということで、その残りを市が負担するという事業で

ございますが、これまで市の負担分については合併特例債を当てて、整備を進められてきているようでございます。

そこで、特例債の期限も延長されたということですが、日置市の全体枠の縛りもあることから、あと二、三年使えるのかなという情報を得ておりますが、今後、そういう新規の要望等があったときに道整備交付金とか社会資本総合交付金、中山間地域総合整備事業など、それぞれ有利な事業を使いながら、これまでも取り組んでおられるわけですが、今後も引き続き安全な住宅市街地の形成、利便性の向上と住みやすい地域づくりに取り組んでいただきたいと思いますところでございます。

それから、長期優良住宅の定義についてお尋ねいたします。

○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

長期優良住宅は、劣化対策や耐震性、省エネルギー性、維持管理や更新の容易性などの認定基準に合致し、県の認定を受けた住宅となっております。

具体的に申し上げますと、長期に使用するための構造及び設備を有していること、居住環境への配慮を行っていること、一定面積以上の住戸面積を有していること、維持管理の期間、方法を定めていることなどでございます。

○4番（富迫克彦君）

今のお話を聞くと、一般の個人住宅ではなかなかハードルが高いのかなということも感じましたが、先ほど労働力不足のことも少し触れました。最近の戸建ての住宅等を見たときに、個人の大工さんが施工されるケースというのはほとんど見なくなったというふうに感じております。大多数がもうハウスメーカーの建物になったのかなと感じておりますが、今後、そういう国交省のほうでは中小工務店との連携による長期優良住宅の整備ということももうたわれているわけですが、その辺

についてどのように進めていかれるのか、お尋ねいたします。

○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

職人の方々の高齢化等によりまして、大工さんや左官屋さんのみならず業界全体の担い手不足が顕著となっております。

国では、地域における木造生産体制を強化するため、地域型グリーン化事業を創設し、地域の中小工務店等が連携し、整備する長期優良住宅を支援しております。これは平成27年度から始まった事業でございますが、制度の浸透は十分図られていると思いますが、今後も国の重点施策を注視し、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○4番（富迫克彦君）

先ほど空き家対策のことは少し触れましたので、住宅の長寿命化を進め、100年住宅として利用していくためには国が言う考え方に基づいて考えるとどうしても適切な時期に一般の住宅でもリフォームが必要になるのかなというふうに思います。

そのようなことから今回の国の方針を踏まえて、昨年度1回終了したリフォーム補助の事業について、今回の国の補助金の考え方も再考しながら、再度リニューアルさせて制度を構築させるお考えはありますか。市長にお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的にリフォーム事業は終わりました。大変多くの方々が利用していただいて、大変地元の産業の育成にもなったと思っております。

今後、やはり同じことを同じ条件でするのではなく、少し内部も変えながら新しい視点に立った中でこういうことの目的は一緒ですので、若干内容を充実した中で、また、新しい事業として来年以降これにかわるものをつくっていきたいと考えております。

○4番（富迫克彦君）

今回、いろいろお尋ねをいたしましたけれども、一番大きな問題であります出生数をふやす取り組み、そのために未婚の方々の結婚を促進する。それと若年層の転出を抑制するための職場体験学習とあとは空き家の抑制と住宅長寿命化という取り組みについて質問をさせていただきました。

限られた財源の中で大変な取り組みが必要だということになるわけですが、今、市長が最後に言われたように、いろんなアイデアを結集させて国の補助事業を活用しながら効果的に事業を推進していただいて、市の活性化に今後もご尽力いただければと思います。

以上、申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（漆島政人君）

次に、20番、田畑純二君の質問を許可します。

20番、田畑純二君。

〔20番田畑純二君登壇〕

○20番（田畑純二君）

私は、さきに通告しました通告書に従いまして、3項目一般質問いたします。

6月会議一般質問12人目の最後の一般質問になりました。

第1の問題、本市の地場産業の振興策と産業創出育成についてであります。

1番目、本市の自立的発展や定住促進を促し、過疎高齢化に歯どめをかけ、若者流出を食い止め、本市の地域の力を高め、活性化を図るには産業や人材を育て、交流人口の増加を図る必要があります。そして、次世代に自信と誇りを持って引き継げる日置市にしたいものであります。

政府は、開業率を欧米並みの10%台にする目標を掲げ、自治体と民間の連携による創業支援を全国で展開しております。潜在的な創業者を掘り起こすため啓発事業への支援も始めました。このような状況か、まず質問い

たします。

現在の本市の地場産業の振興策と産業創出育成策の明細はどうなっていますか。そして、その成果、効果はどう出ているか、具体的明確に教えてください。

2番目、鹿児島県の農林水産業など、自然が相手の第一次産業就業者の割合は8.1%と全国平均の3.4%より高く、上位10県に入っております。また、鹿児島県の第三次産業就業者数の割合は72.2%で全国平均、72.5%を下回るものの比較的高い数字であります。本市の自然環境や地理的状况等を総合的に勘案すれば、私は第一次産業従事者をふやすのも一方策と考えます。

そこで、農業、林業、水産業と第二次産業、第三次産業、おのおのの分野の本市の労働人口の現状とここ数年間の傾向はどうなっているでしょうか。また、第一次産業への増員強化策とその効果をお伺いいたします。

3番目、人手不足や高齢化による後継者不足を補うため、ロボットや人工知能、AIなどの先端技術を農業現場で活用するスマート農業の開発・導入が日本全国あちこちで急ピッチで動き出しております。そして、九州農政局はスマート農業の普及促進を図るため、5月27日、連絡会議を発足させました。本市の基本産業の農業振興策として、スマート農業支援策をどう立案し、実行していくのか、市長の具体的な見解、方針と、具体的実行案をお聞かせください。

4番目、地域ビジネスを成功させるには産学官民連携の強化を図り、地域のベンチャー企業との投資・支援にも知恵を絞り、実践する必要があると思われまます。そこで市長のお尋ねいたします。

子どもたちにつけを回さないために、今後の20年、30年先を見据えて、本市の地域の特色は十分に発揮される、地場産業、地域ビジネスの創出と育成を市長はどう見通して

今後対処していくつもりでしょうか。具体的、明確に教えてください。

5番目、全国で農業系の大学や学部の新設が相次いで農業に新たな風が吹いております。農業の国際競争力をつけ、第一次産業をより強化し、有効化するためにも、生産から加工販売まで網羅する第一次産業の六次産業化がより一層強く求められるようになっております。

本市での第一次産業の六次産業化への進め方とその成果、効果、そして、課題、問題点とそれらへの対応策はどのように考えておられるか、市長の具体的明確なる答弁を求めます。

第2点、本市の企業誘致の実績と今後の対応策についてであります。

1番目、企業誘致による産業振興と雇用創出、雇用をふやすしくみづくり、推進が本市にとっても今後ますます自由になってくることはいまさら申すまでもありません。

本市の工業団地等への企業誘致の実績と現状、及び今後本市に進出しようとする企業や企業を誘致する際の本市の課題、問題点とそれらへの対応策を教えてください。

2番目、働き方改革関連法は4月より施行されておりますが、働き方改革の本質は業務改善による生産性向上であり、真の働き方改革は時代の変化に適應できる人材の育成に尽きると考えられます。本市での誘致企業や地場の中小企業での働き方改革への本市の支援策を市長はどう考え、どう実行していくつもりか、市長の見解と今後の方針、方策をはっきりとお示してください。

3番目、4月から施行の改正入管法施行で外国労働者が全国でふえております。本市でも外国人定着のために本市民全員で知恵を絞っていく必要があります。本市の外国人労働者の現在の実数とここ数年の傾向、そして、本市ではどのようにふやしていくつもりでし

ようか。市長の見解と今後の方針、方策を示してください。

4番目、本市での企業誘致を本市の今後の過疎対策と人口減少を高齢化対策にどのように結びつけていくのでしょうか。具体的で明確でわかりやすい答弁を求めます。

5番目、廃校となった本市内の小中学校の跡地利用、有効対策を各地区公民館、住民に丸投げするのではなく、もっと本市が地域住民と一体となって、企業誘致も本市ではもっと熱心に真剣に実行していったらどうでしょうか。市長のやる気、意気込み、態度をはっきりとお示してください。

最後です。第3点本市の地区公民館のあり方についてであります。

本市では、地区公民館をより主体的な地域づくりに取り組む拠点にするために、平成23年度に地区公民館条例を制定し、より使い勝手のよい施設を目指してきました。地区公民館制度は旧4町ごとに対応の仕方や課題、問題点にも差があるようですが、本市内の地区公民館の制度の運営の現状と問題、課題、それらへの対応策を具体的にどのように考えているか、はっきりと明確に教えてください。

以上、申し上げ、おのおの、明確で内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、本市の地場産業の振興策と産業創出育成についてというご質問でございます。その1でございます。

地場産業の振興といたしましては、本市の基幹産業である農林水産業の経営基盤の強化が重要であると考えております。また、新たな産業創出の取り組みとしては、オーリーブ事業の推進により雇用創出や栽培者の販売収入など、一定の成果が得られてきております。

2番目でございます。直近の国勢調査では

第一次産業は1,358人、第二次産業では5,208人、第三次産業では1万5,063人で、比率としてそれぞれ6.3%、24.1%、69.6%となっております。

近年の傾向として、第一次産業が15%の減少で、二次産業が微減、第三次産業が微増となっております。

強化策といたしましては、農林漁業新規就業者支援事業や後継者支援事業及び農業公社での研修事業などで支援しております。

3番目でございます。スマート農業の取り組みといたしまして、現在、イチゴ栽培においてハウス内の環境データ、パソコンで一元管理するICT技術を導入しております。また、本年度よりドローンを活用した薬剤散布の実証事業も予定しております。

4番目でございます。市内に存在する地域資源を生かした地場産業の振興は重要であり、中でも農林水産物の食材の付加価値を向上させ、ブランド化に取り組むことが必要であると考えております。

5番目でございます。これまでの六次産業の推進につきましては、加工部と直売所の連携や農家レストラン、酪農家の取り組みなどを支援してまいりました。

また、オリーブ事業や地元酒造会社との連携による商品化も図られており、一定の成果が得られております。

今後におきましても、生産者や食品関連会社、関係機関とも連携し、商品開発や販路確保など、課題解決を支援してまいりたいと考えております。

2番目の本市の企業誘致の実績と今後の対応、まずその1でございます。

本市の企業立地協定件数は合併後28件であり、ここ数年、新設増設が活発であることから増加傾向で推移している状況でございます。近年、誘致企業からは雇用の確保は難しいというご意見もありますので、お知らせ版

等を活用して、市民への周知を行うなど、引き続き企業と連携を図ってまいりたいと考えております。

2番目でございます。本年4月に施行された働き方改革関連法では、長時間労働の是正、年次有給休暇の確実な取得、正規・非正規の待遇差禁止などが表示されています。

今後も法令改正など、国の動向を踏まえ、誘致企業等への情報提供を適宜行ってまいりたいと考えております。

3番目でございます。外国人労働者につきましては、詳細な人数については市では把握できないところですが、ハローワーク伊集院管内では、平成30年10月末時点で282人となっており、近年は増加傾向で推移しております。

今後におきましても、各関係機関と連携、情報共有等を行いながら取り組んでまいりたいと考えております。

4番目でございます。新たな企業の進出や立地企業の事業拡大など、就業機会の増加と雇用の場の確保を生み出す機会であると捉えており、人口減少対策の一助になるものと考えております。今後も既存の補助制度や優遇制度の活用を周知し、企業の進出や増設などに取り組んでまいります。

5番目でございます。廃校跡地利用につきましては、これまでと同様、まずは地元住民の方々の意見を聞きながら、その地域の総意を尊重し、推移を見守っていききたいと考えております。

3の本市内での地区公民館のあり方について、地区公民館は条例公民館及び地区の自治公民館として生涯学習や地区民の話し合い活動、また、地区振興計画の推進など、地区民との共生共同のまちづくりのための拠点施設として活用されています。

課題といたしましては、今後の地区振興計画のあり方や施設、設備等の老朽化に伴う改

修が課題となっております。

今後においても中長期的な視点に立った地区公民館制度及び事業推進のあり方を検討し、また施設等の老朽化対策についても緊急性及び優先度を考慮し、年次的な改修に努めたいと考えております。

以上で終わります。

○20番（田畑純二君）

市長からそれぞれ答弁をいただきましたが、さらに深く突っ込んで別の角度、視点からも含めて、いろんな重点項目に絞って質問をしていきます。

まず、1番目の本市の地場産業の振興策と産業創出育成について。

平成31年度当初予算の概要が14ページにありますけれども、先ほどの市長からの答弁にありましたけれども、オリーブ産業のことについてであります。

それを見ますとオリーブ産業は市民の方々への苗木購入支援と栽培普及に取り組み、あわせてオリーブの出前講座を継続して開催し、本市におけるオリーブの取り組みについて理解、協力を図りながら、生産から加工、販売に向けた新産業創出、六次産業化創出を進めることで雇用創出を担う産業の振興を図ると、このように記載されております。

先ほど、市長からの答弁がありましたけれども、このことについて、さらに市民の方々への栽培普及についての取り組み状況、それから六次産業化への取り組み状況とその実績について、もう少し詳しく実情を示してください。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

オリーブ事業の取り組み、実績ということでございます。これまでの市民の方々の栽培者の総数が104名でございます。市内の植栽本数の合計が6,600本でございまして、面積に換算いたしまして16haまで拡大してきているところでございます。

また、加工販売の状況につきましては、昨年度、日置市産オリーブが搾油されましてそれをブレンドしたオイルを4,200本商品化いたしました。既に9割は販売済みという状況でございます。また、オリーブの実の漬物でございますが、新漬けと申しますけれども、そちらにつきましても商品化をいたしまして300本を販売いたしたところでございます。

○20番（田畑純二君）

そういう状況ということで、それと同じく当初予算の概要の35ページに、商工観光課の事業内容の中に新規創業者スタートアップ等支援事業として次のように記載があります。すなわち、日置市内で新たな創業を目指す事業者に対して、その費用の一部を補助します。補助額上限30万円、ただし、市が実施する創業塾、受講者修了者や補助額上限50万円、また、商店街の空き店舗を活用して創業する場合は、店舗改装費用の一部を補助します。補助額上限50万円、このようにありますけれども、この中の創業塾の開催、日時、場所、具体的内容、対象者へのPRや募集の仕方など、詳細に説明してください。そして、この支援事業が絵にかいたもちにならず、真に実効性を上げるために創業希望者等へどのようにPR説明し、周知させていく計画なのかなど、詳しく説明していただきたい。

○商工観光課長（久木崎勇君）

本年度の創業塾につきましては、日置市の商工会に委託をいたしまして、8月から10月にかけて全10回を開催予定しております。

内容といたしましては、創業に向けての必要な知識の習得のための経営、財務、人材育成、販路開拓などとなっております。また、募集におきましては、チラシ配布のほか、新聞紙面等も活用していく計画と伺っているところでございます。

創業支援につきましては、各関係機関との会議、創業支援ネットワークとも開催しておりますので、今後においても市商工会のほか金融機関とも連携協力をしながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○20番（田畑純二君）

では、そのようにしていただきたいと思えます。

今度は、工場等立地促進補助金についてお尋ねいたします。工場等立地促進補助金で支援した企業は今まで何社ぐらいあって、その実効果、そして雇用状況改善等にどうつながっているかなど、この補助金の実際の使われ方、問題、課題点とそれらへの解決策をどう考えているのか詳細に教えてください。

○企画課長（内山良弘君）

工場等立地促進補助金のこれまでの実績等でございますが、合併後におきまして、15件、金額にいたしまして約3億1,200万円の補助を実施しております。

新規雇用につながる部分では約240人の実績でございます。また、補助の用途につきましては、製造業での施設等の整備資金として活用されております。この活用におきましての問題、課題、要望という部分では、特に現時点でないところでございます。

○20番（田畑純二君）

そういうことでございましたら、この補助金の有効がますます有効に活用されることを期待いたします。

それから、本市内にあるいろんな施設、例えば、地場産業創出振興策とか産業創出のための施設、そんないろんな施設を起点に、それを整備して、その施設を起点に新たな事業を起こさせるような住民同士が知恵を出し合える環境づくりを進めることが本市でも必要であると私は思っております。

市長は、このことをどう思われ、評価し、本市内でこういう環境づくりをどのように進

めていかれるか。市長の見解、考え方と今後の具体的方針、方策を市長に質問いたします。

○市長（宮路高光君）

限られた財源の中で今後とも企業誘致等を進めていかなければならないと思っております。

地区振興計画を初め、特に日吉地域についても小学校の跡地の活用、こういうもの等もたくさんございますので、地域住民と今後とも引き続き話し合いをしながら進めていきたいと思っております。

○20番（田畑純二君）

ただいま市長との引き続き話し合いという言葉が、市民との話し合いがということがございましたけれども、このことに関連して、令和の新しい元号に変わってから約2カ月が経過しました。そして、この新時代を日置市が飛躍する年にする必要があると思っております。

日置市をさらに発展させ、活性化して元気にするには、地場産業の振興と産業創出育成が必要であることは一問目でも述べました。

これらの事業推進の際は、日置市民の意向に十分耳を傾け、議会を含めた全員で議論を交わし、できるだけ多くの市民の皆さんの同意と心からの協力体制を整えることが肝要です。そして、市民・民間丸投げでも行政任せでもない関係性を構築することで両者の距離が縮まり、課題解決のスピード感は高まると思われます。

こうなるように、官民挙げて取り組む日置市市政発展の起爆剤にしたいものであります。そして、行政と地域や日置市民との信頼関係をさらに強く構築して、その関係を深め、多難な時代を乗り越えていこうとする意欲をできるだけ多くの日置市民に沸きたたせたいものであります。そのために行政と我々議会は、その舞台をつくっていききたいものであります。

市長はこのことをどう思われ、日置市民と

今度どう接していかれるつもりかお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

地盤産業の振興と産業創出については、基本的にさっきもお話し申し上げましたとおり、地域の皆様型のご意見を十分拝聴し、また地域に合った地場産業のあり方というものを育成していきたいと思っております。

○20番（田畑純二君）

そういうことになるように期待します。それから、今度は具体的に申しますと、鹿児島市は市産業創出課で人材つなげる拠点整備等を行い、産業創出を市全体で心がけております。

3月2日の南日本新聞は次のように報じております。すなわち、柳田ひろみ課長は全国に誇れる鹿児島の第一次産業をクリエイティブ産業と結びつけることで付加価値を高めていきたい、このように話したと。

本市でもこのような市産業創出課設置の検討を始めたらどうでしょうか。これについての市長の見解を方針と今後のやる気、方策を示してください。

○市長（宮路高光君）

この産業創出をする専門部署、私どもの職員、鹿児島市と違って限られた人間でおります。その中で企画を含め、農林水産課、また観光課、そういうものが連携していく、そういう部署のあり方、また仕事の進め方ということを含めて、専門的なそういう部署を設置する考え方は今のところございません。

○20番（田畑純二君）

そういう目的に向かって、各関係課の連携を深めながら、そういう新産業をできるだけたくさん、日置市内でも起こせるようなそういうしくみ、やる気を出していただきたい。それは要望しておきます。

それから、先ほど提案の一部と重なる部分もありますけれども、歯どめのかからない過

疎高齢化や国際化で厳しい環境にさらされる地場産業の振興など、日置市政のさまざまな課題を解決するには地域の声を踏まえ、市全体の活発な議論が欠かせないと思われま。日置市議会でも、このような地域の声を踏まえたさまざまな課題解決に向けて活発な議論をしていきたいと思っております。

市長は、日置市政の課題を解決するため、地域の声を踏まえた活発な議論を市全体が一つになってどのように進めていかれるのでしょうか。市長の見解、方針と考え方、今後の具体的方策を示していただきたい。

○市長（宮路高光君）

長期的なものとしては、地区振興計画等も大事なことでございますし、今、私どもは総合戦略もやっております。そういう身近なものを含めまして、市民の皆様方とやはり日置市がどうしたら活性化し、また雇用が生まれるのか、このことを絶えず考えながら進めさせていただきたいと思っております。

○20番（田畑純二君）

日置市内に内在するさまざまな資源、この減退される村ではないですけれども、いろいろな資源を発掘して高付加価値化に市長は今後どう取り組んでいかれるつもりでしょうか。そして、本市の今後のなご一層の活性化にどう結びつけていかれるつもりか。もっと詳しく具体的方針や方策を、市長の意見を聞かせてください。

○商工観光課長（久木崎勇君）

地域に根ざした産品や農水産物に磨きをかけ、付加価値を高めていくために、本市ではブランド認定制度を設け、推進しているところでございます。

今後においても既存商品のブラッシュアップや新商品開発など、専門家の助言も受けながら推進してまいりたいと思っております。

○20番（田畑純二君）

具体的にちょっと申しますけれども、平成

31年度当初予算説明資料の165ページに次のように掲示をされています。すなわち、その他委託料商工業振興費150万円、創業支援事業実施委託料、創業希望者セミナー等開催150万円、こう記載されていますが、この創業者希望者セミナー等はどこにいつ委託し、いつどこでどんな内容で開催し、参加希望者はいつどのようにして交渉するかなど、もっとこのことについて詳しく説明していただきたい。

○商工観光課長（久木崎勇君）

日置市内における創業者の掘り起こしのために創業セミナーにつきましては、具体的な創業のための知識習得を目的とした創業塾と開催と一緒に日置市商工会へ委託をいたします。

内容につきましては、創業に当たっての心構えや準備、計画の立て方など、学ぶこととしております。募集については、チラシ配布のほか、新聞紙面等も活用していきたいと考えております。

○20番（田畑純二君）

それから、今度はスマート農業について、具体的にお聞きします。3月21日の南日本新聞にスマート農業について次のような記事がありました。すなわち農業食品産業技術総合研究機構（農研機構）は3月20日、ロボットや人工知能、AIなどの先端技術を農業現場で活用するスマート農業の効果を検証する事業に鹿児島県の5件を含む40都道府県の計69件を採択したと発表した。

採択された事業地では自動運転の田植え機やトラクター、熟したトマトの実を収穫するAIロボットなどが導入される見込み。大規模な農家だけではなく、農地が小さかったり点在したりする山間部や離島、そして輸出の農産物を生産する現場での活用を探ると。

こういうふうに言われておりますけれども、これらを聞かれて、市長は本市でのスマート

農業の普及を図るため、関係者にスマート農業のよさをどうPR、説明し、支援策をどう立案し、実行していくかなど、もう少し突っ込んで詳細な市長の実行案をお聞かせください。市長の答弁を求めます。

○市長（宮路高光君）

特に農林水産課がこのことを実施しておりまして、特にドローン活用した実験実証を含めましてICT技術における生産部会のワークショップ、こういうものを取り組んでいきたいと思っております。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。

次の会議を午後2時10分とします。

午後1時59分休憩

午後2時10分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（田畑純二君）

時間がおそくなってきますので、まだ、たくさん市長に聞こうかと思ったんですが、あともう9分しかございませんので、ポイントを絞って質問をしていきますので、適当に答えてください。

まず、京都で昭和46年より創業する株式会社UMI九州工場伊集院町清藤工業団地内の増設に当たり、去る2月6日、日置市はこの企業立地協定をここと結びました。

それで、日置市はこのほかに近々企業立地協定を結ぶ予定はないのか、市長にお伺いたします。そして、雇用をふやすしくみづくりを本市ではどう進めていくか、お答えください。

○市長（宮路高光君）

今のところ、企業誘致の立地協定というのは計画しておりません。その中におきまして、先般、来年度における異業種交流会の総会もさせていだきまして、その社長等のご意見

というのを賜ったわけでございまして、何しろ人手不足、人が集まらない、これをどう解消してくれるのか、そういうご意見がたくさん出ました。

○20番（田畑純二君）

それから、今度、改正入管法難民法が4月から施行されて、本市でも増加する外国人等の共生行動について、なお一層真剣に対処方法策を確実に実行する必要があります。

この件につきましては、3月議会でも同僚議員も一般質問し、3月5日付の南日本新聞では、次のように記事がありました。

急増する外国人労働者共生協働連絡会発足大崎町ということで、大崎町の住民や企業、行政、警察の関係者らが急増する外国人労働者等の共生について、考える多文化共生環境安全連絡会議を2月28日、中央公民館で開催したと。出席者はごみ分別や交通ルール、言葉の壁といった課題とその解決方法について意見交換したと。地域の祭りやイベントへの参加、食文化の交流、学校での子どもたちとの触れ合いなど、今後の町民との付き合い方法に話が及んだということでございます。

日置市でも、こういう取り組みをちょっと何とか開催できるようにしていっていただかないかと。そして、外国人、労働者との共生を探り、就労や生活支援に市全体の環境整備を実行していく。そういう、これも一つだと思わんですけれども、市長はこのような連絡会を発足できるように、市長みずからが公民館長や各自治会と開催関係者、地域住民に積極的に働きかけ、そういう雰囲気をつくってその舞台づくりをするのも一方法だと私は思います。

市長はこの提案をどう考えられるでしょうか。市長の見解と今後の方針、方策をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

一つの考え方、方法だとは思っております。特に私ども、日置市は平古の中におきまし

てはフィリピンの方々がいらっしやいまして、その自治会に住む方々を中心に日本語を教えている。そういう形で自主的にやっているところもありますので、基本的に先般も出ましたごみの問題とか、こういうもの、不特定多数を集めるのではなく、企業とかそこあたりと今後やはり連携していくのが身にあったそれぞれの方策ではないのかなと感じております。

○20番（田畑純二君）

それから先ほどとダブる部分もあるかもしれませんが、人口減少時代を迎えて、外国人が貴重な働き手として注目されている。ということは、いまさら申すまでもありません。

国内には現在約270万人の外国人、これは日本人の50人に1人の割合なんですけれども、生活しており、3月議会の同僚議員への答弁では本市の外国人の31年の住民登録件数は21カ国291人と。それで、昨日の同僚議員への答弁では21カ国303人という外国人が日置市にということでした。

既に我が国では農業や工場の現場で外国人労働者の依存度はますます高まっており、住民の半数以上が外国人という団地も生まれております。それで、我が日置市でも年々外国人がふえている傾向にあります。

日置市は、こうした事態にどう対応し、外国人との共生に向けて、どんな施策を講じていくつもりでしょうか。市長のさらに深く突っ込んだ前向きでより積極的な答弁を求めます。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

外国人技能実習制度につきましては、日本の企業に若者を実習生として受け入れ、実務を通して自国の経済発展を担う人材を育成するということになっております。最長5年間、日本国内で実習を行うことが可能とされております。

生活基盤を仮に日置市にということになった場合には、基本的には実習生も自治会に加入していただきながら、地域住民と一体となって共生協働の取り組みができるよう推進してまいりたいと思っております。

仮に、トラブルが発生した場合には、受け入れ企業とか、あと、入国後の実習生、企業等を管理、指導する団体であります管理団体等にも報告し、指導をしていただくという方向で考えております。

○20番（田畑純二君）

今度は働き方改革についてさらに突っ込んでお伺いします。

真に社員のことを思えば、職場環境やワーク・ライフ・バランスは長期的に考える必要があると思われまふ。価値ある経験、機会を推進し、厳しくとも成長のできる環境の整備が社員を育て、企業の未来をつくるとも考えられます。

中途半端な働き方改革や逆パワ社員を甘やかす過度なコンプライアンスが横行する職場環境にならないよう、経営者は強い覚悟とその必要が求められると主張する人もおります。

市長はこのような考え方をどう考えて、今後、どう誘致企業や地場の中小企業の社長とどう接し、本市の支援策をさらに今度どう強化していくつもりか、お示してください。

○市長（宮路高光君）

各企業におきましても、法令を尊重しながら、お互いに情報提供をし合って今後行きたいと思っております。

○20番（田畑純二君）

本市内での地区公民館のあり方については先ほど一応答弁はいただきましたが、さらに深く突っ込んで質問いたします。

地域づくりの拠点であるべき地区公民館は地域住民にとって身近なものではないとの感じも強く地区公民館のあり方は地域住民にはまだ十分に浸透していない、そのような感じ

が市内のあちこちで見受けられるのも事実であります。来年度で4期12年が終わる26地区公民館は、ただ単に市の出先機関になっているとも感じられます。しかし、そのような地域の現実を変えて、住民に信頼される地区公民館をつくり、本当にその地域住民が積極的に運営して、うまく活用し、その多くの地域住民が公民館活動にもより積極的に参加するように指導、雰囲気づくり、働きかけ、舞台づくりが必要であるように思われます。

市長はそのために日ごろからどのように地域住民に接し、働きかけ、先導して舞台をつくっていくつもりでしょうか。市長の具体的方針をさらに詳しく述べてください。

以上で、私の質問は終わります。

○市長（宮路高光君）

特に地区館制度というのができまして長いことになります。また、新しい5期に向けました制度も確立しなきゃならない。

あしたからまたちょうど1カ月間、週に1回ずつ各地域と館長、支援員、主任の話し合いがございますので、そういうご意見を拝聴しながらいろいろと地区館のあり方について進めさせていただきたいと思ひます。

○議長（漆島政人君）

本日の一般質問は、これで終わります。

△散 会

○議長（漆島政人君）

以上で、本日の日程は終了しました。

7月4日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後2時22分散会

第 5 号 (7 月 4 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第35号 市道の路線の認定について（産業建設常任委員長報告）
日程第 2	議案第36号 日置市森林環境譲与税基金条例の制定について（産業建設常任委員長報告）
日程第 3	議案第43号 日置市都市公園条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）
日程第 4	議案第37号 日置市営駐車場条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）
日程第 5	議案第47号 令和元年度日置市一般会計補正予算（第1号）（各常任委員長報告）
日程第 6	議案第48号 令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 7	議案第49号 令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 8	陳情第 2号 原子力災害避難計画と安定ヨウ素剤事前配布計画についての陳情（総務企画常任委員長報告）
日程第 9	議会改革調査特別委員会の設置及び委員の選任について
日程第10	閉会中の継続調査申し出について
日程第11	議員派遣の件について

本会議（7月4日）（木曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	大園貴文君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	漆島政人君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	馬場口一幸君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	堂下豪君
市民福祉部長兼市民生活課長	満留雅彦君	産業建設部長兼建設課長	宮下章一君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	松田龍次君	消防本部消防長	上原孝一君
東市来支所長	銚之原政実君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	財政管財課長	上秀人君
企画課長	内山良弘君	地域づくり課長	橋口健一郎君
税務課長	松元基浩君	商工観光課長	久木崎勇君
福祉課長	有村弘貴君	健康保険課長	長倉浩二君
介護保険課長	福山祥子さん	農林水産課長	城ヶ崎正吾君
農地整備課長	東広幸君	上下水道課長	新川光郎君

学校教育課長 渦尾文輝君
会計管理者兼会計課長 地頭所 浩君
農業委員会事務局長 上之原 誠君

社会教育課長 梅北浩一君
監査委員事務局長 丸山太美雄君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（漆島政人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第35号市道の路線の認定について

△日程第2 議案第36号日置市森林環境譲与税基金条例の制定について

△日程第3 議案第43号日置市都市公園条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第1、議案第35号市道の路線の認定についてから日程第3、議案第43号日置市都市公園条例の一部改正についての3件を一括議題といたします。

3件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○産業建設常任委員長（黒田澄子さん）

皆様、おはようございます。7月に入り豪雨災害がございまして、昨夜も皆さん眠れない夜を過ごされたことと思います。避難所等に被災をされて行かれた方も多くおられると聞いております。心から皆様のことを心配しておりますことをお伝えしたいと思います。

それでは、ただいま議題となっております議案第35号市道の路線の認定について、議案第36号日置市森林環境譲与税基金条例の制定について及び議案第43号日置市都市公園条例の一部改正についての3件につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、6月6日の本会議において当委員会に付託され、6月7日に委員全員出席のもと現地調査を行い、6月12日に委員会を開催し、産業建設部長及び担当課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

まず、議案第35号市道の路線の認定についてご報告申し上げます。

今回、市道の認定を求める路線は、吹上地域中原地区のサンシャイン吹上団地内の1号線から4号線までの4路線で、全長は649m、幅員は6mであります。

いずれも民間の開発造成工事に伴い、市に寄附採納されたものであり、市道として供用・管理を行おうとするものであり、吹上地域中原交差点の南東に位置し、東本町公園に隣接した団地内の路線であります。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、討論に付しましたが、討論もなく、議案第35号市道の認定については原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第36号日置市森林環境譲与税基金条例の制定についてご報告申し上げます。

令和6年から国税として課税されます森林環境税に先行して、本年度より森林環境譲与税が本市にも配分されます。本年度の配分額はおおむね1,200万円と試算されています。税の用途としては、間伐や路網などの森林整備のほか、林業担い手の育成、木材利用促進、また新たな森林管理制度の創設に伴い、業務に必要な経費などとなっております。さらに、年次的執行計画に伴う基金創設も可能となっております。今回、当該基金条例を制定するものであります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、森林整備はどのような状況かとの問いに、県内では若干おこなわれているようである。大隅半島では、間伐や主伐が進んでいる。市内唯一の事業体である森林組合の人材不足が課題であるとの答弁。

委員より、国、県、市の配分割合はどうか。また、来年度以降の予定はどうなっているのかとの問いに、日置市には、私有林人工林が7,016ha、林業就業者数が43人、平成

27年度の人口が4万9,429人で案分され、おおむね1,200万円となる。県には、市町村を合わせた県全体で入る金額の10%が配分となる。令和元年から3年はおおむね1,200万円、令和4年から6年まではプラス500万円となり、令和7年から令和14年までは2,500万円、令和15年からは4,000万円と想定されているとの答弁。

また、委員より、事業実施や基金活用の方法はとの問いに、航空レーダー測定の導入を予定している。本市全体のレーダー測定のための航空レーダーの購入費おおむね5,000万円を考えている。額が大きいため、基金利用を考えている。

さらに、委員より、航空レーダー測定の機械は市単独購入か。県全体で行うほうが安価にできるのではないかとの問いに、委託で航空測量データを受け取ることになる。1回の飛行で航空データを撮り、解析段階で市有林や民有林への活用を行うことになる。県からは、市の用途計画の提出を求められているとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第36号日置市森林環境譲与税基金条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第43号日置市都市公園条例の一部改正についてご報告申し上げます。

今回の条例の一部改正は、住宅団地開発造成工事に伴い、市に寄附採納された公園を都市公園として管理するため、所要の改正を提案するものであります。

吹上地域中原地区の国道交差点の南東に位置し、東本町公園に隣接した民間開発の団地内の公園で、所在は吹上町中原2944番53で、面積が551m²であります。

別表第1の中央公園の項の次に、「東本町公園、大字吹上町中原字野町」を加えるものであります。

また、附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

質疑の主なものをご報告します。

委員より、遊具など何もない公園だが、せめてベンチぐらいの設置は考えないのかとの問いに、開発前の協議で、遊具等の設置はしなくてよいだらうということであった。今後、地元からベンチ等の要望があれば検討するとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第43号日置市都市公園条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから3件について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第35号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。議案第35号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第35号市道の路線の認定については委員長の

報告のとおり可決されました。

これから議案第36号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。議案第36号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第36号日置市森林環境譲与税基金条例の制定については委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第43号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。議案第43号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号日置市都市公園条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第4 議案第37号日置市営駐車場条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第4、議案第37号日置市営駐車場条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長西菌典子さん登壇〕

○総務企画常任委員長（西菌典子さん）

この一兩日、大変な大雨に見舞われました。災害がこれ以上広がらないことを心から祈り、また防災、減災に対する意識を一層高めることを心より望みまして、ご報告をいたします。

ただいま議題となっております議案第37号日置市営駐車場条例の一部改正につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、6月6日の本会議において当委員会に付託され、6月7日に委員全員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長、財政管財課長など当局の説明を求め、質疑し、6月12日に討論、採決を行いました。

改正内容は、伊集院駅西側駐車場において、指定管理者による管理を可能とするために、指定管理者の業務や使用時間の変更、利用料金など必要な規定を加えるとともに、文書と条項のずれを整理を行うものであります。

敷地5,193m²のうち、JR敷地が906m²が含まれており、残りが市の敷地になり、駐車スペースはJR分30台、市184台駐車可能になります。今後は、出入り口には自動で開閉するバーを設置し、機械で管理を行い、24時間営業できる駐車場を設置する予定であります。

次に、質疑の主なものをご報告申し上げます。

あいている場所に駐車することになると、現在契約している月決めの契約者に不公平が生じないか。事前に十分な説明が必要ではとの問いに、現在契約している方への事前説明は行う。また、現在でも駅から遠い場所も近い場所も使用料は同じである。また、あいている場所に駐車することによって、現在より利便性や公平性の向上が図られるとの答弁。

指定管理者制度導入を考えているとのことであるが、駐車場収入のみで指定管理者として手を挙げる事業所はあるのかとの問いに、

制度導入後の収入見込額が年間約1,000万円、管理料などの支出が約5,000万円である。相手方は特殊な指定管理になるので、限られた事業所になると思われるが、調整中であるとのこと。

伊集院北口駐車場の利用状況はとの問いに、北側駐車場の管理は建設課が行っている。収入が年間130万円、支出が約100万円、1日の利用者が約10台であるとの答弁。

利益が上がっている施設のようであるが、あえて指定管理者制度を導入するのはなぜか。将来的に譲渡するのかとの問いに、条例に規定されている設置目的である道路交通の円滑化、市民生活の利便性のためであり、市有財産の効用を発揮するためにも、JR敷地とまたがるこの施設を一体的に活用することで、利便性が向上すると考える。民間に管理を委託することで、24時間体制もとることでもできる。また、この施設は将来的に譲渡は考えていないとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第37号日置市営駐車場条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務企画常任委員会の報告を終わります。

先ほどの説明のところで、制度導入後の収入見込みが年間約1,000万円、管理料などの支出が5,000万円と言ったかと思いますが、約500万円であるということでございますので、訂正をお願いしたいと思います。

○議長（漆島政人君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第37号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。議案第37号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第37号日置市営駐車場条例の一部改正につきましては委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第5 議案第47号令和元年度日置市一般会計補正予算（第1号）

○議長（漆島政人君）

日程第5、議案第47号令和元年度日置市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長西園典子さん登壇〕

○総務企画常任委員長（西園典子さん）

ただいま議題となっております議案第47号令和元年度日置市一般会計補正予算（第1号）につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、6月6日の本会議におきまして当委員会に係る部分を分割付託されました。6月7日と12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長兼総務課長、各担当課長、消防本部消防長、議会事務局長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行い

ました。

今回の補正予算は、人事異動に伴う人件費の補正のほか、国県補助事業などの採択に伴う産業・社会基盤の整備など、投資的経費を中心とした予算措置が中心で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億3,311万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ284億9,211万4,000円とするものであります。

今回の予算の歳入の主なものの概要を申し上げます。

地方譲与税は、森林環境譲与税で1,194万9,000円であります。

総務費国庫補助金は、プレミアム付商品券事業費国庫補助金712万8,000円減の1億1,284万3,000円であります。

商工費県補助金は、地域振興推進事業費179万6,000円を追加して624万8,000円。

選挙費県委託金は、参議院選挙85万5,000円を追加して4,096万6,000円。

指定寄附金が、法人1件と企業版ふるさと納税585万7,000円を追加して2億3,928万3,000円あります。

繰入金は、財政調整基金4億7,112万8,000円、まちづくり応援基金7,412万8,000円、合わせて5億4,525万6,000円を追加して23億9,477万4,000円あります。

雑入は、コミュニティー助成事業、プレミアム付商品券事業販売収入など3億3,654万円を追加しました。

次に、補正予算の歳出の主なものの概要を申し上げます。

議会費では、映像配信設備入れかえに伴う67万8,000円を増額。

総務課関係では、職員減による非常勤職員の代替配置に伴う報酬1,004万4,000円

の増。

財政管財課関係では、行政財産目的外使用料、広告入り案内板の過誤納戻金と還付加算20万円の増。

企画課関係では、その他委託料の総合計画策定業務と総合戦略策定支援業務を一体的に実施するため130万5,000円の減、またプレミアム商品券事業費など4億2,345万3,000円の増。

地域づくり関係では、投資的委託料、旧住吉小2階用途変更設計委託に200万円、工事請負費は旧住吉小2階用途変更工事に伴う1,500万円の増。

選挙管理委員会関係では、参議院議員選挙に伴う補正であります。

商工観光課関係では、委託料で園林寺跡バス停駐車場管理費79万2,000円、観光PR武将隊プロジェクト事業163万円の増であります。

消防本部関係では、委託料で自動出勤指令装置プログラム修正など委託ほか152万4,000円の増であります。

質疑の主なものをご報告申し上げます。

プレミアム付商品券事業のスケジュール、対象者やその内訳はとの問いに、7月に広報誌でお知らせし、7月中に関係書類を送付、8月から申請受け付けを開始、その後、書類審査し、商品券交換という流れになります。

受け取り期間は来年2月までで、使用期間は来年3月までとなっております。

対象者は、低所得世帯と子育て世帯の合計の9割の1万6,660人と見込んでいるとのこと。国の制度であり、商工会が行っているプレミアム付商品券とは異なるとの答弁であります。

広告入り案内板過誤納戻金のいきさつは市の過失かとの問いに、市が事業者へ請求書を当初と年度末の2回発行した。確認の際、見落として再発行した人為的ミスである。今

後はチェック体制をしっかりと適正な事務処理を心がけたいと答弁。

旧住吉小学校2階の空き教室の設計・工事について、アジアアグリ協同組合が使い、1階は地区公民館が使用すると思われるが、出入り口はどうなるのか。居住するののかとの問いに、外階段で2階部分は出入りする。居住は、旧住吉小学校の校長・教頭住宅を予定しているとの答弁。

アジアアグリ協同組合の本部はどこか。日置市内の受け入れ企業の実績は、賃貸借契約の期間はとの問いに、全国に組織されており、本部は東京にある。今回対象となる組合は、アジアアグリ協同組合九州支部で、事務所は鹿児島市にある。これまでに日置市内の4社11名の実績がある。賃貸借契約の期間は、公有財産管理規則により5年間とする予定であるとの答弁。

吉利地区で開催のDIYイベントの説明をとの問いに、観光PR武将隊プロジェクトの拠点施設のプレハブを地域とDIY愛好者が一体となってDIYするイベントで、自由な発想でDIYを行ってもらうが、その前に戦国島津の講演会も開催し、リフォームを行ってもらう予定であるとの答弁。

そのほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第47号令和元年度日置市一般会計補正予算（第1号）につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会のご報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

先日からの市内全域の避難勧告から避難指

示の発令に緊張感の中、昨日と今日は公立幼稚園、小中学校の臨時休校の通達があり、今朝は、交通ボランティア活動をしている私といたしましては、少し安心した中で朝を迎えたところでした。

ただいま議題となっております議案第47号令和元年度日置市一般会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、6月6日の本会議におきまして当委員会に係る部分を分割付託され、6月7日に委員全員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、教育委員会事務局長、各担当課長など当局の説明を求め、その後、討論、採決を行いました。

今回の6月補正予算は、職員の人事異動に係る人件費の補正がほとんどを占めておりますが、ここでは当委員会所管に係る主なものについてご説明いたします。

歳出におきましては、市民福祉部所管に係る総務費の戸籍住民基本台帳費は37万4,000円減額し1億5,398万4,000円に、民生費は1,009万5,000円を増額し79億5,510万7,000円に、衛生費は1,335万5,000円を増額し34億7,044万2,000円とするものであります。

また、教育委員会所管に係る教育費では、3,022万9,000円を増額し24億7,723万4,000円とするものであります。

それでは、それぞれ所管ごとに歳入も含めて報告してまいります。

市民福祉部福祉課所管におきまして、歳入は、民生費国庫補助金では、社会福祉費国庫補助金として未就学児童発達支援無償化事業費国庫補助金32万4,000円を増額補正で、補助率10分の10、また児童福祉国庫

補助金として児童扶養手当システム改修事業費国庫補助金64万4,000円の増額補正で、その内訳は、未婚の児童扶養手当受給者に係るものが補助率10分の10で32万円、マイナンバーに係るものが補助率3分の2で32万4,000円です。

民生費県補助金では、児童福祉費県補助金として、子ども・子育て支援事業費分587万4,000円の増額補正で、補助率は10分の10です。

次に、歳出の主なものは、児童福祉総務費では、委託料として子ども・子育て支援事業費に係る幼児教育・保育無償化の実施に伴い、新たに発生する事務について、国の10割負担による措置で総額587万4,000円を増額計上しており、その内訳は、時間外勤務手当では延べ720時間分187万8,000円、消耗品費では啓発チラシ用紙やファイル購入費等の100万円、印刷製本費では発送用封筒製作費26万6,000円、通信運搬費では無償化に係る案内文書等郵送料73万2,000円、委託料では子ども・子育て支援システム幼児教育・保育無償化に係る改修145万8,000円、啓発リーフレット製作委託費54万円です。

無償化に関しては、今後、無認可保育所等も対象になるために、今後、新たなシステム構築に係る委託等も想定されます。

児童措置費では、児童扶養手当受給者のうち未婚の児童扶養手当受給者に1万7,500円が上乘せ支給されることとなり、その事務経費が対象件数に応じて補助されることになり、その必要額を増額計上しています。

次に、健康保健課所管におきまして、歳入は、衛生費国庫補助金では、緊急風しん抗体検査等事業費国庫補助金400万6,000円の増額補正です。

次に、歳出の主なものは、予防費では、委託料として感染症予防接種事務費の緊急風し

ん抗体検査事業等に伴う1,151万5,000円の増額補正で、内訳は風しんに関するシステム改修委託115万6,000円、風しん抗体検査委託料641万2,000円、風しん予防接種委託料179万2,000円、高齢者肺炎球菌予防接種委託料（追加分）363万6,000円です。

また、定期及び任意の予防接種において償還払いが可能になったことによる委託料より扶助費への148万1,000円の組み替えとなります。

次に、介護保険課所管におきまして、歳入はなく、歳出の老人福祉費繰出金で、介護保険法施行令の改正に対応するためのシステム改修に係る市負担分を介護保険特別会計へ繰り出すための84万8,000円の増額補正であります。

市民生活課におきましては、人件費以外の補正はなく、審議はありませんでした。

次に、教育委員会教育総務課・学校教育課の所管におきまして、歳入は、人権教育総合推進地域事業費県委託金の60万7,000円の増額補正であります。

歳出は、事務局費で、報酬として39万4,000円が増額計上され、教育相談員を1人増員するためのものであります。

報償費として、謝金23万6,000円が増額計上され、県から人権教育総合推進地域事業を委託され、その予算内示があったことによるものであります。

次に、小学校の学校管理費では、備品購入費として1件100万円以上のものから1件100万円未満のものへの組み替えになり、吹上町伊作出身の方から出身校の伊作小学校へ200万円の寄附をいただき、グランドピアノを購入しましたが、安価で契約できたため、残額の114万4,000円を減額して100万円未満の備品購入に充てるため組み替えるものでございます。

継続費補正については、新校舎の増築に係る工事費を計上していましたが、既設校舎を利用しながらの工事となるため、実施設計において諸条件の調査、関係機関と打ち合わせを行い、学校運営に支障のないよう既設校舎の改修も含めた中で、施設利用等を考慮し設計・積算した結果、増築時に先行して施工しなければならない工事等や単価改正による当初の5億716万7,000円を7,582万3,000円の継続費増の補正を行い、5億8,299万円とするものであります。

社会教育課所管におきましては、人件費のみで補正で審議はありませんでした。

それでは、次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、市民福祉課関係では、委員から、児童福祉総務費において、幼児教育の無償化において対象児数はとの問いに、6月6日現在で、幼稚園、保育園、認定こども園の入所者（0歳から5歳児）1,563人のうち無償化対象は1,130人で、その内訳は1号（幼稚園・認定こども園の教育部門）（3歳から5歳児）が385人、2号（幼稚園・認定こども園の保育部門）702人、3号（幼稚園・認定こども園の保育部門）（0歳から2歳児非課税世帯）43人であると答弁。

無償化は10月からだが、滞りなく実施できる準備はできているのかとの問いに、今のところ資料で事業のイメージは想定しているが、国からは具体的な情報は来っていない。初年度の半年分は消費税を財源に国が全額を負担することとなっている。無認可保育所の取り扱いや給食費の考え方等を、保育協議会などを通じて議論している状況である。夏ぐらいから係員総がかりで考えているので、その経費として時間外手当を計上したと答弁。

また、児童措置費において、未婚の児童扶養手当の該当者数は。その数はふえているのかとの問いに、児童扶養手当受給者のうち該

当者は40件で、戸籍上で確認している。児童扶養手当は対象児童が18歳まで受給できるので、その間に少しずつ若い方がふえてはきているが、婚歴が1回もない方が対象なので、急激にふえる現象ではないと答弁。

次に、日本・外国問わず、諸事情により戸籍を取得できない子どもが問題となっているが、漏れがないようどのように確認しているのかとの問いに、児童扶養手当の認定は戸籍の添付が基本になっている。現在のところそのような事例はないと答弁。

市民福祉部健康保健課関係では、予備費において、緊急風しん抗体検査事業の具体的内容の説明をとの問いに、現在流行している風しんを3年かけて収束していくための事業で、抗体保有率を90%まで上げていくことを目標としている。公的な接種を受けることがなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性が対象であるが、今年度は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの方が対象であると答弁。

予防費の委託料の根拠となるものはとの問いに、今年度の対象者が1,879人、うち実際に抗体検査を受ける方をその50%の940人、抗体検査結果が陰性で実際に予防接種を受ける方をその20%、188人を見込んでいると答弁。

次に、抗体検査をして抗体のない人だけが予防接種をするという考えでいいのかとの問いに、抗体のない方が予防接種することになるが、これまで風しんにかかったことのある方は対象から外れると答弁。

次に、教育総務課・学校教育課関係では、委員から、事務局費において、教育相談員を1人増員と説明があつたが、増員の理由は。またどのような免状を持っているのかとの問いに、子ども支援センターに寄せられる相談件数がここ5年ぐらいで倍増ほどの勢いでふえており、昨年度4,906件である。ス

クールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員とそれぞれ相談を受けるが、教育相談員の受けている相談件数も昨年度881件である。現在の2人では対応できないと教育相談員等連絡会からの増員要望もあり、今年度は小学校の教員免許を持った方を増員して、元教員の経験・立場から学校に助言したり、相談をした本人に対してアドバイス等ができるのではと考えていると答弁。

また、人権教育総合推進地域事業費の講師謝金について、誰がどこでどのような内容にするのかとの問いに、教育講演会は7月下旬に開催予定で、講師は自殺予防等を専門としている防衛医科大学の先生を予定しており、講演対象者は、教職員、聴講を希望する市民である。また、日吉小学校、中学校で児童生徒を対象にした人権教育やワークショップでの講師謝金も含まれていると答弁。

次に、人権教育総合推進地域事業費の先進地視察に阿久根市鶴川内中学校を選んだ理由はとの問いに、鶴川内中学校は、昨年度から研究実践を行っており、研究が深められていることから、学校での人権教育をどのように進めているかを学びたいと考えていると答弁。

最後に、継続費補正について、義務教育学校の改修の内容はとの問いに、増築部分は2階建ての普通教室棟になる。増築校舎と既存校舎を渡り廊下でつなぎ、既存の校舎も特別教室や職員室として活用するための改修を行うと答弁。

その他にも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第47号令和元年度日置市一般会計補正予算（第1号）の文教厚生常任委員会に係る部分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

先ほどの報告の分で、審議はありませんでしたというふうに報告をしておりましたが、質疑はありませんでしたのでございました。訂正いたします。

○議長（漆島政人君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○産業建設常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第47号令和元年度日置市一般会計補正予算（第1号）につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、6月6日の本会議において当委員会に係る部分を分割付託され、6月7日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び各担当課長など当局の説明を求め、伊集院地域下神殿地区県単治山事業を初め、狭あい道路整備事業、市道改良工事、用排水路改修など計19カ所の現地調査を行い、6月12日に質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正予算は、4月の人事異動に伴う人件費の補正予算が全課に計上されておりますが、ここでは当委員会所管に係る主なものについてご報告申し上げます。

まず、6款農林水産業費は、当初予算より5億2,487万円が追加計上され、総額16億7,557万2,000円となっております。補助事業の採択や採択見込みについて伴う工事請負費や県事業の負担金の増額、森林環境譲与税創設に伴うものが主なものとなっております。

歳入の主なものをご報告申し上げます。

農林水産業費国庫補助金・県補助金、農林水産業債等が主なものであり、今年度から森林環境譲与税が新たな歳入となっております。

まず、新たに本年度より配分される森林環境譲与税の試算見込額1,194万9,000円。

農林水産業費国庫補助金の水産基盤整備事業費国庫補助金825万円は、補助率2分の1で、吹上漁港の保全整備事業に係る補助金であります。

林業費の県補助金で、下神殿の県単補助治山事業800万円と地域振興推進事業375万円は、松くい虫被害木の伐倒駆除や樹幹注入業務で、補助率2分の1であります。

また、里山林総合対策事業の52万6,000円は、美山地区での竹林整備事業に係る補助金で、補助率10分の7であります。

水産費県補助金の地域振興推進事業費は、江口蓬莱館の駐車場整備によるもので、補助対象事業費に係る補助率2分の1以内として1,000万円採択されたものであります。

次に、歳出の主なものをご報告申し上げます。

農業振興費で、負担金・補助金及び交付金は、鳥獣被害対策実践事業で、緊急捕獲頭数約1,500頭及び、わな狩猟免許取得の補助として、補助率2分の1で15人分の補助など計656万9,000円を計上。

投資的経費では、新規事業の農業用ハウス強靱化緊急対策事業の内示に伴う補正で、日置市いちご部会に、気象災害などに備えた既存ハウスの補強に要する補助金で、補助率2分の1で34万4,000円あります。

農地費の委託料で、住環境整備事業費では、吹上地域の南宮内地区の狭あい道路整備で、建物調査等の委託費で130万1,000円。

農地耕作条件改善事業費では、伊集院地域中川地区と吹上地域和田地区の用排水施設整備に係る測量設計委託費で1,660万2,000円の計上となっております。

同じく工事請負費の1億8,941万3,000円の内訳は、清藤地区と麦生田地区の排水路新設工事に2,430万2,000円、皆田東1地区と南宮内地区狭あい道路整備工

事に4,500万1,000円、坊野地区の用排水施設整備及び頭首工改修工事に3,000万1,000円の計上となっております。

また、負担金では吹上地域の上草田地区ため池整備に91万9,000円、新規事業の農業水路等長寿命化防災減災事業で、下谷口の頭首工更新は、事業費の20%で市の負担金200万円の計上となっております。

林業振興費の新規積立金711万円は、森林環境譲与税を本年度活用した執行残を基金積み立てするもので、新たに森林経営管理制度で活用する航空レーダー測定の実施を予定しているものであります。

水産業振興費の投資的経費43万5,000円は、漁業経営能力向上促進事業の追加分として、液晶レーダーの導入に係るものであります。

また、水産業施設管理費の工事請負費等1,650万円は、吹上漁港の鋼矢板の新規打設やコンクリート舗装工事などの保全工事であります。

次に、8款土木費は、当初予算より26億7,245万4,000円が追加計上され、総額39億2,758万3,000円となっております。

歳入の主なものをご報告申し上げます。

土木費国庫補助金の道路橋梁費では、7億566万1,000円の内示。

内訳は、道整備交付金事業で、飯牟礼小学校線ほか39路線の道路改良・舗装工事に伴う事業費の補助率2分の1で、4億6,660万6,000円。

社会資本整備総合交付金事業の活力創出基盤整備事業・道路橋梁で、下神殿田代線ほか10路線の道路改良に伴う事業費の補助率52.5%で、8,341万2,000円。

同じく、防災・安全交付金で、中川線ほか通学路の改良や歩道設置、橋梁修繕に伴う事業費の補助率57.75%で、1億5,564万

3,000円などが主なものとなっております。

次に、歳出の主なものをご報告申し上げます。

道路新設改良費で、委託料や工事費、補償費など合計13億9,447万3,000円が計上されております。

委託料では、道整備交付金事業が、市道6路線分で2,834万4,000円。

活力創出基盤整備事業費で、伊集院地域の市道井手元線の建物等補償調査ほか2路線の用地測量調査等で1,000万6,000円。

通学路交通安全事業費で、市道中川線ほか3路線の建物・用地測量等の調査で1,791万8,000円。

橋梁修繕事業費で、5年ごとの法定点検で262橋のうち70橋の点検委託料で2,546万1,000円を計上。

そのほか、委託料では、市道橋のうち鋼製橋梁について塗装にPCBポリ塩化ビフェニルが含まれているかの調査を本年6月末までに県に報告しなければならないために、含有塗膜調査7橋分の委託料97万2,000円。

工事請負費では、道整備交付金事業で、飯牟礼小学校線ほか36路線の道路改良、舗装工事などで8億7,807万4,000円。

活力創出基盤整備事業で、下神殿田代線ほか9路線で1億3,702万円。

通学路交通安全事業で、市道中川線ほか5路線と朝日ヶ丘猪鹿倉線の橋梁掛け替えに伴う仮橋設置工事で1億4,101万6,000円。

橋梁修繕事業で、東市来地域の鳥越橋橋梁修繕で4,000万2,000円。

防災安全交付金事業で、城山トンネルの照明のLED化ほかで2,271万9,000円の合計12億1,883万1,000円が計上されております。

また、河川総務費の工事請負費では、急傾斜地崩壊対策事業で、伊集院地域小諏訪原地

区の法面对策工事に500万2,000円を計上。

土地区画整備費では、湯之元第一地区土地区画整理事業に係る建物移転等補償、計6件の補償金で10億8,078万3,000円。

公園費では、委託料で公園施設長寿命化計画策定などに1,087万7,000円。工事請負費で、吹上浜公園多目的トイレ新築工事費及び妙円寺第3公園の遊具改修に2,977万4,000円をそれぞれ計上。

住宅建設費の工事請負費は、社会資本整備総合交付金事業で伊集院地域の小諏訪原住宅2号棟の改修工事に5,500万円の計上があります。

これは、当初12戸の改修予定でありましたが、国の内示により改修戸数を6戸とし、6戸分の移転料138万6,000円は減額計上してあります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、農林水産課関係では、委員より、江口蓬萊館駐車場整備工事の内容はとの問いに、県の査定により松の移設等の1,630万円は対象外であり、駐車場整備工事費が約3,470万円、約100台分が1,000万円となっている。補助残は一般財源で行っていくとの答弁。

また、委員より、林道矢筈線の保全工事の内容は。また、計画した理由はとの問いに、大規模な災害の復旧後も、洗堀等の被害が多いため、今回はアスファルト舗装を予定している。計画した理由は、毎年のように災害が発生しているため、優先して計画したとの答弁。

また、委員より、魚群探知機や液晶レーダーの内容はとの問いに、農業に比べ漁業関係の補助が充実されていない中、漁業者への支援として半額補助として創設。当初予算で、エンジン更新と魚群探知機に上限300万円を計上し、今回の補正予算で、夜間操業の安

全確保のための液晶レーダーに対する追加要望で、対象は3人の漁協組合員であり、漁協に年次的な活用調整をお願いしているとの答弁。

次に、農地整備課関係では、委員より、県中山間地域総合整備事業の日置北部・南部地区の全体計画に対する進捗状況と今後の見通しはどうか。また、各地域からの要望はどのような形で上がってくるのかとの問いに、日置北部地区の平成30年度までの進捗率は33.2%、南部地区は50.4%となっている。今後、事業期間を含めて見直しがあると思うが、予算の範囲内で年次的に整備していきたい考えである。暗渠排水の要望が随時あるが、まとまった段階で、事業計画の変更を県と連携して行っていきたいと答弁。

また、委員より、農業水路等長寿命化防災減災事業は、新規事業との説明があったが、内容はどのようなものか。また、今後計画的に進めていくのかとの問いに、平成31年度からの新規事業で、農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な長寿命化対策及び防災減災対策をするもので、施設の整備補修を原則とし、機能保持と耐用年数の確保を目的としており、今年度は下谷口頭首工の整備を計画している。

また、市全体で施設の点検・調査を行い、年次的に整備する計画であり、事業は平成32年度までとなっている。次年度に長寿命化を図る事業となり、点検・調査等のソフト事業は国費で100%、ハード事業は市が事業費の20%を負担する事業である。本年度は伊集院地域で4地区、東市来地域で3地区、日吉地域で2地区、吹上地域で5地区の計14地区で実施する計画であるとの答弁。

次に、建設課関係では、委員より、小諏訪原住宅改修工事の内容はとの問いに、老朽化に伴い、和室の3DKを洋室2部屋へ改修し、畳や床下の防湿、屋上や外壁の防水工事、流

し台やトイレの洋式化、浴槽のユニットバス化、給湯配管の設置、内装塗装、ふすまを木製の戸への交換等であるとの答弁。

また、委員より、吹上浜公園建物内のトイレは、距離があるために使いづらい。今回、新たなトイレの設置は、この既存トイレのそばに設置できないのかとの問いに、現場で支所と検討した結果、事業がバリアフリー化目的のための補助金であり、近くに既存があるため隣接地へのトイレ設置ができなかった。今後、補助事業を探して検討していきたいとの答弁。

また、委員より、市道橋PCB調査委託に伴う橋は7橋だけなのかとの問いに、伊集院が2、東市来が1、吹上が4で、鋼鉄製の橋桁で効果的な塗装のためPCBを使用している場合があったため、検査で採取し検出された場合は、密封して剥ぐ対策になるとの答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第47号令和元年度日置市一般会計補正予算（第1号）の産業建設常任委員会に係る部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

ここで、しばらく休憩します。次の開議を11時10分とします。

午前11時03分休憩

午前11時10分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第47号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。議案第47号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号令和元年度日置市一般会計補正予算（第1号）は委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第6 議案第48号令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（漆島政人君）

日程第6、議案第48号令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○産業建設常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第48号令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、6月6日の本会議において当委員会に付託され、6月12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び上下水道課長など当局の説明を求め、質疑を行い、討論、採決を行いました。

今回は、歳入歳出の総額からそれぞれ

21万8,000円を減額し、総額を5億8,301万1,000円とするものであります。

今回は、4月の人事異動に伴うものが全てであり、質疑もなく、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第48号令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第48号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第48号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第48号令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第7 議案第49号令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（漆島政人君）

日程第7、議案第49号令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題

とします。

本案について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

ただいま議題となっております議案第49号令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、6月6日の本会議におきまして当委員会に付託され、6月7日に委員全員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、介護保険課長など当局の説明を求め、その後、討論、採決を行いました。

今回の6月補正は、歳入歳出それぞれ686万4,000円を追加し、歳入歳出予算を57億1,854万8,000円とするものであります。

歳入におきましては、介護保険法施行令改正によるシステム改修に伴い、国庫支出金の介護保険システム改修事業補助金で、介護保険料軽減強化支援事業分（全額補助）90万2,000円、特定個人情報データ標準レイアウト改版分（3分の2補助金）48万9,000円、区分支給限度基準額及び処遇改善加算の見直し分と介護事業者台帳システムの介護報酬改定に伴うシステム改修費（ともに2分の1補助金）60万2,000円の合計199万3,000円と、一般会計その他繰入金84万8,000円の同額補正であります。

また、受入済額から見込額を差し引いた前年度繰越見込みに伴い、介護給付費繰越金281万9,000円、地域支援事業繰越金（介護予防・日常生活支援総合事業）120万2,000円などの増額計上であります。

歳出におきましては、一般管理費の委託料

で、今回の介護保険法施行令改正によるシステム改修に伴う補正額284万1,000円、そして償還金の支払基金交付金精算返納金402万3,000円の増額計上で、その内訳は、介護給付費282万円、地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業）120万3,000円であります。

次に、質疑をご紹介します。

委員から、介護保険法施行令改正に伴うシステム改修は、市民の生活にどのような影響があるのか。職員の事務量に影響があるのかとの問いに、第1段階から第3段階の低所得者保険料が軽減になるため、保険料の負担が減ってくる。ほかのシステムについては、これまで職員が遂行してきた事務に係るシステム改修で、新たな事務が発生するものではなく事務量に変化はないと答弁。

償還金の比率の根拠はとの問いに、保険給付費等の負担は公費が50%、保険料50%で賄われており、第2号被保険者の保険料率は27%、第1号被保険者は23%と国で定められている。この27%が社会保険診療報酬支払基金から交付され、今回は精算返納をするものであると答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第49号令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第49号について討論を行い

ます。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第49号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第8 陳情第2号原子力災害避難計画と安定ヨウ素剤事前配布計画についての陳情

○議長（漆島政人君）

日程第8、陳情第2号原子力災害避難計画と安定ヨウ素剤事前配布計画についての陳情を議題といたします。

本件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長西菌典子さん登壇〕

○総務企画常任委員長（西菌典子さん）

ただいま議題となっております陳情第2号原子力災害避難計画と安定ヨウ素剤事前配布計画についての陳情について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本陳情は、6月6日の本会議におきまして当委員会に分割付託され、6月12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、担当部課長など当局の説明の後、質疑し、自由討議、討論、採決を行いました。

本陳情は、東市来町湯田にお住いの所崎真さんから提出されたものであります。

1項目め、日置市の原子力災害避難計画に

ついでの日置市民に対する意識調査を実施するよう希望します。と、2項目め、安定ヨウ素剤の事前配布アンケートについての日置市民に対する意識調査を実施するよう希望します。という2項目の陳情を意識調査アンケート案と、所属するさよなら原発@ひおきの会が実施したアンケート調査結果を添えての陳情であります。

1項目めは、防災、避難という立場で総務課、2項目めは健康保険課の説明を受け審議をいたしました。

まず、1項目めについてのご報告いたします。

まず、県や市などが発行するパンフレットやリーフレットなどの説明や配布範囲などの説明がありました。小中学校向けのリーフレットについては、市内全小中学生に配布、県が発行する原子力便りについては、UPZ圏内は全戸配布、その他は各班回覧を行っているとのことでした。

質疑に入り、委員より、原子力便りに原子力防災訓練のアンケートを行ったと書いてあるが、どのような意見があったかとの問いに、安定ヨウ素剤の配布に時間がかかるとか、避難退域時検査場所での検査の流れについて、説明が十分なされず、何をしているのかわからずストレスがたまった。避難所の受け入れ対応で、案内がわかりにくかった。車での避難は難しいと感じた。防災講習会では、避難の仕方、行動など把握できてよかった。女性の参加が少ないなどの意見があったとの答弁。

委員より、訓練には自治会長などの役員が多いが、自主参加の方はいたのかとの問いに、訓練には89人の参加であったが、ほとんどが自治会長で、自主参加はほとんどいなかった。市としては、何かあったとき自治会長に中心的な役割を担ってほしいと考えていると答弁。

住民は、避難経路などどこまで把握できて

いると考えるかとの問いに、原子力災害に限らず、災害対策への市民の意識は低いと把握しているとの答弁。

今後の啓発活動はとの問いに、今年度も同様にパンフレットなどで市民に周知を図っていく。また、災害が起きた際どのように行動すればいいのかという専門的知見を持った講師を招いての講演会も企画しているとの答弁。

周辺自治体での意識調査の実施状況はとの問いに、薩摩川内市もいちき串木野市でも意識調査は行っていないと聞くと答弁。

防災意識を高めるため、関係機関と連携を図りながらいろいろな会合などで説明をするべきではないかとの問いに、防災に対する意識が低いのでいろいろな情報に関心を持ってもらい、危機意識を持つことが大切なので、意識を持ってもらうことが一番重要であるとの答弁。

このほかにも質問がありますが、当局の説明で了承。

次に、2項目めについて、健康保険課より陳情の趣旨と今後の方向性について説明を受けました。

昨年度の安定ヨウ素剤配布状況の説明、今年度安定ヨウ素剤関連業務スケジュール案の説明を受け、質疑に入りました。

本市の安定ヨウ素剤配布状況はとの問いに、45世帯121名であるとの答弁。

近隣自治体の配布状況はとの問いに、いちき串木野市で280人、薩摩川内市で629人であるとの答弁。

突発的な事故が起きたときの配布の仕方はどうするかとの問いに、県内で緊急配布場所は12カ所ある。日置市は東市来保健センターを設定している。ただし、混雑も予想されるので、状況に応じて配布場所の増設などは県からの指示があると考えられるとの答弁。

日置市内のUPZ圏内の配布対象者数はとの問いに、県の資料では1万1,365世帯、

2万6,348名が対象であるとの答弁。

このほかにも質問がありましたが、当局の説明で了承。

自由討議を経て、討論に付しましたところ、もう少し議論が必要だと思われるが、今回で採決をとるのであれば何らかの形で意識調査は行わなければならないという賛成の立場での討論がありました。

反対討論として、当局も市民意識のアンケートなどはこれに限らず数値は上がらない。県や関係機関と連携を必要とする避難訓練を積み重ねていくことが必要である。今後もリーフレットなどでわかりやすく説明するなどの手だてを行っていくとのことで、意識調査は今現在は行う必要はないのではないかという反対討論がありました。

採決の結果、原案を採択することに対して賛成少数でありました。

よって、総務企画常任委員会におきましては、陳情第2号原子力災害避難計画と安定ヨウ素剤事前配布計画についての陳情は不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会のご報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第2号について討論を行います。

発言通告がありますので、坂口洋之君の原案に対する賛成討論の発言を許可します。

○17番（坂口洋之君）

陳情第2号原子力災害避難計画と安定ヨウ素剤事前配布計画について、陳情者の原案について賛成の立場で討論いたします。

2011年の東京電力福島原子力発電所の

大事故から8年目に入り、また川内原発1号機・2号機が全国で初めて再稼働し、間もなく4年を経過しようとしております。

日置市も30km圏内に市民が生活し、万が一の備えは重要であります。

県や市において避難に対する啓発、安定ヨウ素剤の配布について啓発されていますが、必ずしも市民の意識が高いとは言えない現状があります。

今週も大雨災害が多発していますが、あわせて防災意識が高いとは言えない現状は同様の課題ではないでしょうか。

陳情提出者の趣旨は、原発の避難計画の周知、安定ヨウ素剤の配布計画について、知らない市民が多い現状があり、より実効性の高い計画と安定ヨウ素剤の配布について検証が必要であるという趣旨であると考えます。

兵庫県丹波篠山市は、敦賀原発、高浜原発などの原発の多い地域から30km圏外であります。安定ヨウ素剤の配布のアンケート等を実施し、ヨウ素剤の配布を希望する市民も多く、啓発とあわせた防災意識の高まりへの効果が多い現状もあります。より市民の意識を高めるためにも、アンケート等何らかの形で調査することが重要であると感じ、提出者の原案について賛成といたします。

○議長（漆島政人君）

次に、桃北勇一君の原案に対する反対討論の発言を許可します。

○1番（桃北勇一君）

私は、このたびの陳情第2号原子力災害避難計画と安定ヨウ素剤事前配布計画についての陳情に対しまして、反対の立場で討論いたします。

陳情者は、原子力災害時のスムーズな避難の実現と日置市民の命を守るために、陳情者団体みずから実施したアンケート調査をもとに、市民に対し日置市による意識調査の実施の要望を2項目において求めています。

反対の立場とはいえ、原子力災害への対応は尊い人命にもかかわる非常に重要なこととして、陳情者の意見をしっかり受けとめています。

しかし、要望されている意識調査のアンケート等は、原子力災害に対する事前の十分な知識が不足していたり、アンケートに答えることに面倒なことも加わって、必ずしも原子力災害に対する市民の意向がアンケート結果にあらわれるとは限らない側面があります。

また、多少の不满はあるものの、原子力避難計画等は国の機関や県の担当局、あらゆる関係部署が過去の反省や工夫を積み重ねながら確実に実施されてきているものと理解しています。

日置市としては、立地自治体である薩摩川内市や30km圏内の他自治体と十分に連携し、さまざまな避難計画を実施していくべきで、何より原子力避難計画の策定を主導し、避難訓練等を実施する鹿児島県を中心に据えていかかわっていく必要があるのではないのでしょうか。

陳情者団体が行ったアンケート調査結果をもって、市民の原子力災害に対する意識が低いと、ある意味結論づけ、実際、市民の意識が低いとして原子力災害に対する防災意識の向上は絶対に必要だとしても、行政に対しさらなるアンケートを実施させ、結果を求めていくことが今の段階で必要かどうかには疑問が残ります。

総務企画委員会での議論の中で、日置市が作成した小中学校向けの原子力防災リーフレットがわかりやすいと話が出ました。当委員会としては、リーフレットにさらなる工夫を加えて市民へ配布し、繰り返し住民意識を高めていくことが、市として今できる最善策であり、重要ではないかと意見もあつたと記憶しております。

市民に対し、アンケート調査を今実施する

より、今は、今回の陳情を踏まえ、これまで以上に関係機関等と検討を重ねた防災訓練を実施していただき、原子力災害に対する啓発を市民に繰り返し行っていくことが重要ではないかという意見をつけ加え、陳情第2号の反対討論といたします。

○議長（漆島政人君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。この採決は起立採決にかわり、電子表決により行います。本件に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。陳情第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（漆島政人君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成少数です。したがって、陳情第2号原子力災害避難計画と安定ヨウ素剤事前配布計画についての陳情は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

△日程第9 議会改革調査特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（漆島政人君）

日程第9、議会改革調査特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。日置市議会として当面の課題を解決し、さらに議会改革に関する調査を進めていくため、議長を除く21人の委員で

構成する議会改革調査特別委員会を設置し、調査終了時まで閉会中の継続調査にすることとしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議長を除く21人の委員で構成する議会改革調査特別委員会を設置し、調査終了時まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩中に委員長、副委員長の互選をお願いします。

議員の皆様は、議員控室にお集まりください。

午前11時39分休憩

午前11時47分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会改革調査特別委員会は、委員長に下御領昭博君、副委員長に坂口洋之君が互選された旨の報告がありましたので、お知らせします。

△日程第10 閉会中の継続調査申し出について

○議長（漆島政人君）

日程第10、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長

からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第11 議員派遣の件について

○議長（漆島政人君）

日程第11、議員派遣の件ついてを議題といたします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第167条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

△閉 会

○議長（漆島政人君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められていますので、これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

定例会市議会の閉会に当たり、ご挨拶申し上げます。

さて、今期定例会は、6月6日招集から本日の最終本会議まで29日間にわたり、令和元年度一般会計補正予算を初め、日置市教育委員会委員、監査委員の任命への同意、市有財産の取得、日置市営駐車場条例の一部改正、日置市税条例の一部改正、専決処分など、各種重要案件につきまして大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

なお、会期中、議員各位からのご指摘のありました点につきましても、真摯に受けとめ、円滑な市政の運営に努めてまいりたいと思っております。

また、二、三日前から大変多くの雨をもたらし、昨日も含めまして、市民の皆様方に大変過大な、大きな迷惑をかけました。後ほど、全協のほうで概略を総務部長のほうから説明させていただきますけど、人的、大きな災害もなく、これで安堵しているところでもございますけど、今後とも気を緩めることなく、この防災関係につきまして力を努めていきますので、議員各位の皆様方におきましてもご協力を賜り、また市政に対しましても一層のご協力を賜りますことをお願い申し上げます。閉会に当たりましての言葉とさせていただきます。まことにありがとうございます。

○議長（漆島政人君）

これで、令和元年第2回日置市議会定例会を閉会します。皆さん、大変ご苦労さまでした。

午前11時51分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会前議長 並松安文

日置市議会議長 漆島政人

日置市前副議長 池満 渉

日置市議会議員 桃北勇一

日置市議会議員 佐多申至

